

令和 7 年度

第 447 回山口地方最低賃金審議会

令和 7 年 9 月 4 日（木）10 時 00 分から
山口地方合同庁舎 2 号館 5 階共用会議室

議 題

1 山口県最低賃金の改正決定について

（１）山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見
に対する異議申出について

（２）山口県最低賃金専門部会の廃止について

2 山口県特定最低賃金最低賃金の改正決定について

（１）山口県特定最低賃金の改正決定の必要性に関する専門部会の審議
結果報告について

（２）山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について

3 その他

資 料

- 1 公示文（山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示）
- 2 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出
- 3 地方最低賃金審議会委員説明資料〈特定最低賃金編〉
- 4 目安答申後の地方最低賃金審議会における流れ
- 5 特定（産業別）最低賃金の決定について
- 6 申出書（特定最低賃金改正（百貨店・電気））
- 7 特定最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
- 8 経済関係資料
 - （1）山口県金融経済情勢（2025年8月）【日本銀行下関支店】
 - （2）山口県企業短期経済観測調査（2025年6月）結果の概要【日本銀行下関支店】
 - （3）日本銀行下関支店の景気表現【日本銀行下関支店】
 - （4）法人企業景気予測調査結果（令和7年4～6月期調査）
【財務省中国財務局山口財務事務所】
 - （5）山口県内の経済情勢（令和7年7月29日）【財務省中国財務局山口財務事務所】
 - （6）令和6年山口県鉱工業指数（令和2年基準）【山口県総合企画部統計分析課】
 - （7）山口県鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）令和7年6月分
【山口県総合企画部統計分析課】
 - （8）鉱工業指数の推移（生産・出荷・在庫指数）
- 9 令和7年春季賃上げ要求・妥結状況
 - （1）令和7年春季賃上げ要求・妥結状況について（最終集計結果令和7年6月末現在）【山口県産業労働部労働政策課】
 - （2）2025年春季生活闘争 賃金改善回答集計＜最終＞【連合山口】
- 10 特定最低賃金時間額とそのアップ率の推移・最低賃金基礎調査結果・都道府県別特定最低賃金（百貨店）
- 11 特定最低賃金時間額とそのアップ率の推移・最低賃金基礎調査結果・都道府県別の特定最低賃金（電気）
- 12 最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書（百貨店・電気）

山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示

山口労働局一般公示第56号

令和7年8月19日山口地方最低賃金審議会から山口県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項及び第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、山口県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項及び第12条の規定に基づき令和7年9月3日までに山口労働局長あて（山口市中河原町6番16号山口地方合同庁舎2号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年8月19日

山口労働局長 鈴木 輝美

記

山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見の要旨

山口県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
山口県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,043円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年10月16日

目 次

- (1) 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出
全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合執行委員長 三輪力也
- (2) 「山口労働局一般公示第56号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出
山口県労働組合総連合議長 石田高士
山口県労働組合総連合非正規部会部会長 樫谷由美
- (3) 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出
山口県高等学校教職員組合執行委員長 石田高士
- (4) 山口県最低賃金の答申に関する異議申出書
コープやまぐち労働組合執行委員長 吉賀直紀
- (5) 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書
ユニオン山口執行委員長 打道晋一
- (5) 2025年度山口県最低賃金の改正決定に対する異議申出
山口県医療労働組合連合会執行委員長 出合仁美

2025 年 9 月 1 日

山口労働局長 鈴木 輝美 様

全国一般労働組合全国協議会 山口連帯労働組合
執行委員長 三輪 力也

山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議 申出

2025 年 8 月 19 日付、山口労働局一般公示第 56 号「山口地方最低賃金審議会の意見に
関する公示」に異議を申し立てます。

1. 異議の内容

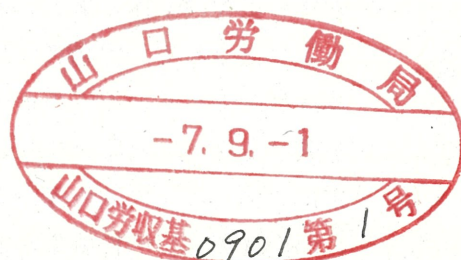
(1) 最低賃金の 1 時間 1043 円が、あまりにも低すぎる。最低賃金を時間額 1500 円以
上に引き上げること。それがどうしても不可能な場合、時間額 1226 円に引き上げるこ
と。

(2) その他

(1) について

時間額 1500 円以上という賃金水準と中小零細企業支援の必要性について、当組合の 7
月 27 日付「山口県最低賃金の改定決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関
する意見」で述べたとおりです。1 時間 1043 円は、最低賃金法第 1 条「賃金の最低額を
保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定に資する」水
準ではありません。この額だと、週 40 時間目一杯働いて年間労働時間が 2080 時間として
も年収 217 万円弱で、やっとワーキングプアの基準になっている 200 万円をクリアする水
準です。雇用の不安定さを考慮し年間労働時間を 1800 時間とすると年収 188 万円に過ぎ
ません。

山口県の人口は 1980 年代の 160 万人から減り続け、2025 年には 127 万人弱（審議会
資料による）と推定されており、2050 年には 93 万人になると予測されています(国立社会
保障・人口問題研究所 2023/12/2)。当然のことですが企業の売上も人口の減少にかなり比



例することが予測できます。従って、目先の賃金コストを惜しんでいたら、さらに人口が減り業績悪化で企業の支払い能力が減るという悪循環が続き、長期的には山口県全体の中
小零細企業はほぼ全滅になりかねません。

なお、時間額 1226 円は東京都の最低賃金の答申額です。当組合は組合意見書で述べて
いる通り、最低賃金の全国一律制を主張していますので、今年 1500 円以上がどうしても
不可能であれば、最高額である東京都の答申額に合わせて 1226 円とすることを求めま
す。

生活保護との比較については、比較対象を 18～19 歳の単身世帯者ではなく、社会の持
続可能性を保つために、ひとり親世帯とすることと住宅扶助を実績値でなく最大値にする
ことを求めます。

また今後もさらに物価が上昇した場合、山口労働局長が今年中にも、最低賃金額改定の
諮問を行うことを求めます。

(2) について

業務改善助成金制度等について、「生産性向上」とは個別企業にとって、単位労働時間
あたりの財・サービスの生産量を増やすことです。増産した財・サービスが全部売れば
賃上げもでき利益も出ますが、現在の経済状況から考えて販売量が増えることは考えにく
いです。だから生産性向上のために設備投資した企業は、今までと同じ量を生産して、人
員削減か労働時間短縮で、人件費削減に励むのが合理的行動となります。生産性向上の結
果さらに社会全体の購買力を減らすことになります。政府の助成の成果が実質賃下げとな
ってしまうので、労働者の購買力を増やす意味でもエッセンシャルワークなどで社会の生
産活動を支えている中小企業・小規模事業者に政府から直接の資金援助するように堂々と
主張してほしいと思います。さらに言えば、生産性の向上は設備投資しなくてもできま
す。労働力の実質的稼働率を上げれば良いだけです（現状は、特に販売の仕事において来
客が少なく実質的稼働率が低い状況になっています）。ですが能登の復興や水道等のイン
フラの整備、医療・介護・・・やらなければならないことは山積しています。政府が財政
出動しそれらを実行し仕事を創出すれば労働力の稼働率は飛躍的に向上します。そして特
に公益委員の方々には生産性向上を個々の企業レベルで考えるのではなく、国全体で考え
ていただきたいのです。その場合、個別企業と違い生産性向上＝GDP 向上を目指すことにな
ります。そして国全体だと労働力の質向上と労働力量の拡大と技術革新と増えた生産物
の購買力が主な課題かと思います。結局のところ購買力が増えないと国全体の生産性＝
GDP の向上はありえません。そのためにも最低賃金の大幅引上げは必要です。同時に私た
ち労働者は中小零細企業がつぶれることを望んではいません。これほどの物価上昇が 3 年
以上続きながら 1500 円という数字がそのままなのが、その空気感を表しています。しか
し最近の政府方針を見ると菅元首相のブレーンであったデービッド・アトキンソン（元ゴ
ールドマン・サックス）氏の提言「日本企業全体の生産性向上のために、最低賃金を引上

げて経営力と競争力がない中小企業を淘汰・統合するなどの政策を行うべき」を思い起こさせます。これに社会保険の対象労働者の拡大や金利の引上げで追い打ちをかけている現状を考えると中小零細企業の社会保険料軽減も急務です。経済成長がゼロの状態では社会保険料の企業負担を増やし続け消費税の負担も上げ続けたこと自体が誤りです。

次に「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」に関する感想等を述べ、当組合も審議に事後参加したく思います。労働局事務方が大変な努力をされて答申日に「報告書」が配布されたおかげで、この文章も書いており、この点について専門部会審議の完全公開という当組合の主張は変わりませんが、非常に感謝しております。

さて、今回の改正決定に関する報告書では「公労使代表委員共通の政府への要望」ということで30行以上記載され、『賃上げや社会保障費の増加に伴い、特に中小企業・小規模事業者の負担が増大しており、これらを軽減するための社会保障制度並びに税制度の改正も含めさらなる解決のための抜本的施策の検討を要望する。また、社会保障費の国民負担率の増加は、労働者が受け取る実質的な所得低下の一因となっており、この点についても改善のための抜本的施策の検討を要望する。』で締めくくられています。昨年は『国において、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた取組の強化を要望する。』だけであり、公益委員見解でも「行政への要望」として『行政においては、最低賃金の引き上げ額が過去最高となったことから、原材料費や人件費等の価格転嫁を進めることが不可欠である。よって、企業間の取引での適切な指導・監視をお願いしたい。また、政府・自治体等に対し、生産性向上に取り組む中小・小規模事業者への地域の実情に応じた支援強化等を強く求めることとしたい。』でしたから、最低賃金の金額は低すぎますが今回の審議内容は進展したと考えています。ただし「コスト上昇分の価格転嫁に向けた取組」は前年だけでなく今回も入っていますが、商品価格が需給関係と売り買い双方の力関係で決まる以上、不公正な取引であると証明できないならば（できないのが普通）政府が規制することは市場経済においては事実上無理ですので、統制経済にするか、別の方法または対償としての支援を考えないと単なるお題目にすぎなくなります。

次に今回の審議会の特徴を挙げるならば、公益委員からの要望で総務省の「消費者物価地域差指数」が採用されるなどデータが充実していたことです。それによると山口県の総合物価指数は全国指数の100に対し99.9で全国で13位でした。にもかかわらず、2024年度の最低賃金全国加重平均1055円に対し、山口県は979円で全国29位。これらのことから公益委員見解では『山口県において最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっている者もいると考えられる状況を踏まえ・・・』と正しく捉え、

地域間格差についても格差の拡大が始まった２００８年度の東京都との差が９８円から１８５円まで開いた差が１８４円にしか縮まっていないことと、Ｃランク県との差が近年急激に縮まっていることを指摘しています。この点は審議会資料（山口県最低賃金 地域間格差等比較表）の全国加重平均との比較も重要で、２００８年度山口県６６８円全国７０３円が２０２４年度山口県９７９円全国１０５５円で差が３５円から７６円へと大きく開き、しかも差が縮んだことが１回もない事実があります。加えて公益委員見解では総務省統計局の国勢調査と人口推計から山口県の人口がここ５年で全国で８番目に高い減少率マイナス５．７２％であることを等から『最低賃金層で働く若年者等の労働環境の改善は喫緊の課題』と認識していました。なのに目安プラス１円の６４円！！最後の審議会長あいさつが、「（最低賃金の）あるべき水準から乖離があり労働者は満足いかないだろうが・・・支払い能力を無視できないという相反する条件下で適切な妥協点を探した結果・・・」だったのも頷けます。特に今年は政府が目安より大幅に引き上げた県には支援すると言っているのに公益委員見解がこうなった原因としては、村岡山口県知事の最低賃金に対する姿勢があると想像されます。７月の朝日新聞による最低賃金知事アンケートに対して、「実態を反映した適切な水準に設定されている」との回答で中央の目安以上に引上げる必要は無いというメッセージと受取れるものでした。従って、山口県の最低賃金を審議会が目安より大幅に引き上げても、県の強力な中小企業支援策の実行を期待し難い・・・。現知事の施政下で人口の大幅減少が拡大し、それによって経済が縮小し企業の賃金支払能力は低下、最賃近傍の労働者は明らかに全国平均を下回る生活を強いられているのに・・・まるで危機感が無い。公益委員の方々の苦衷が偲ばれます。

使用者側からは「最賃引上げは中小企業・小規模事業者には影響が極めて大きく、発効日を少しでも遅らせることにより、経営者の引上げに伴う準備期間を設け、１０６万円の壁の就業調整に伴う人手不足回避という意味で、１月１日を発効日とする考え方ができないものか」とのことですが、政府は１０６万円の壁を無くす方向で大きく動いています。最賃審議会として１０６万円の壁を残す方向で政府に要望するということでないの実効性に乏しいではありませんか。

また、使用者側は、県中央会「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果」を取り上げて原材料価格の転嫁企業は７３％・人件費引上げ分転嫁企業は３６％・利益確保分転嫁企業は３２％であるが、特に一般消費者を顧客とし競合他社が多い事業者にとって、商品価格への価格転嫁はより安い価格を好む消費者の理解を得られず、消費者離れを招く危険性があることを指摘しています。が、このことは消費税の価格への転嫁についても言えると思うのですが消費税の転嫁率については全く議論に出てきません。賃上げ分で消費税を納めたい・・・では事業者のプライドに関わるのでデータが出てこないようにも思えますが、消費税は税率が上がるだけでなく簡易課税・課税免除・インボイスなど特例措置が次々と剥奪され負担が増大してきた歴史があります。この辺りで支援があれば支払い能力

も上がるのではないのでしょうか。使用者側の主張は中小零細企業の現状の苦しさを訴える点は論理的にも一定の整合性を感じました。しかし、意見陳述でも述べた通り今後も労働力の不足はひどくなるばかりです。賃上げとほぼ同時に中小零細企業支援・育成がなされることと支援額の大幅増・支援策の抜本的変更を実現しないと人口減少が続く山口県では事業の継続が危ぶまれます。現状のままだと長期的には「廃業」という使用者側からの逆ストライキになりかねません。その場合に最低賃金が労働者になった使用者のセーフティネットになるわけですが・・・今回、労働者側委員・公益委員を巻き込んで中小零細企業支援策を賃上げの条件づくりとして積極的に訴えるということが『報告書』において前進しています。しかし、まだまだ抽象的ですので使用者側の提案力に期待します。

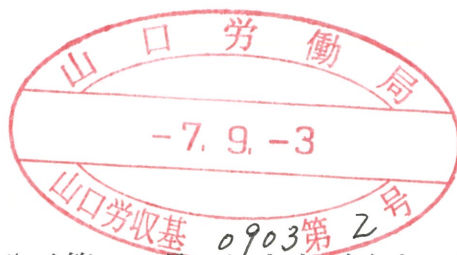
労働者側は「最低賃金1500円の早期実現について急激な引き上げは中小零細企業に与える影響が大きく段階的に引上げていくことが現実的」としつつ、昨年までは期限を設けず、政府の「2030年代半ばに1500円」に遅れを取っていました。今年は第2回専門部会において5年で1500円と期限を明示した点は評価したいところですが、石破首相の2020年代中に1500円と金額も年限も同じという変なことに・・・首相は全国加重平均という点が違いますが。

今年の労働者側の主張で特徴的な点は最低賃金の地域間格差に関する発言内容が第5回専門部会の「近隣県への人材流出、更には地域間格差の縮小にもこだわり、目安以上の引上げを求めたところである」だけであることです。ちなみに昨年は第2回専門部会において「昨年度は同じ中国地方である広島県、岡山県は目安通りの引上げ額であったが、同じBランクであるが、島根県は目安に7円プラスした900円、引上げ額は47円の結果となった。本年度、島根県は昨年同様の引上げ額になり、あと3年程度で追いつかれる可能性がある。島根県に追いつかれないためにも、中央最低賃金審議会で示された目安金額以上の引上げを求めたい。」と主張し、第3回専門部会では「山口県からの人材流出の多い広島県、福岡県とは約20年かけて賃金の格差が拡大しているため少しでも早く額差を縮めていきたい。その一方で、同じくBランクの島根県・鳥取県のように、人材流出を意識した、目安以上の大幅な引き上げを継続している現状に鑑みれば、山口県においても、目安以上の引き上げが必要である。」そして、今年の専門部会審議会資料によれば、広島県はプラス2円の65円、島根県はプラス8円の71円、Cランクの鳥取県はプラス9円の73円、岡山県は未定で、公益委員も山口県の最低賃金がCランク県と差が詰まっていることを気にしている、この状況での労働者側のこの姿勢、昨年から今年にかけて労働者側委員に何があったのか判りませんが、これでは上層の正規雇用労働者の賃上げ・雇用を守るために、『最低賃金近傍の労働者の生活を犠牲にしている』と世間に痛くもない腹を探られそうで心配になります。

2025年9月3日

山口労働局長 鈴木 輝美 様

山口県労働組合総連合
議長 石田 高士



山口県労働組合総連合非正規部会
部会長 樫谷 由美

「山口労働局一般公示第56号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出

山口地方最低賃金について、山口地方最低賃金審議会から「64円」の引き上げの改正決定についての答申が提出されました。中央最賃の目安額「63円」を「1円」加算したことについては、山口県労働組合総連合の見解と比較すると不十分な結果とはいえ、評価されるものです。

しかしながら、急激な物価高騰等による生活への影響を考慮すると、「64円」の引き上げでは不十分であると言わざるを得ません。答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり承服することはできません。よって、下記の通り異議を申し出ます。

記

1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審査会における目安額直近の「64円」の引き上げとし、「1時間1043円」にとどめたことについて。
- (2) 人口流出の大きな要因となり地域経済の疲弊にもつながる最低賃金の地域間格差に対して、最低賃金を目安額プラス「1円」としたことについて。
- (3) 山口地方最低賃金審議会において、労使がどのような主張を行い、最賃額の決定に反映した協議の全てが公開されなかったことについて。

2、理由

(1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審査会における目安額直近の「64円」の引き上げとし、「1時間1043円」にとどめたことについて。
中央最賃審がAおよびBランクを63円、Cランクを64円の目安として示し、Bランクである山口県の目安額の「63円」に対し、山口地方最低賃金審議会が「1円」加算し「64円」とする最低賃金額を決定したことは評価される。しかし、今回の「64円」の引き上げは、昨年の引き上げ額「51円」を上回る過去最高額額となっているものの、物価高騰を後追いするだけで、最賃近傍で働く労働者の生活改善にも、経済の活性化にもつながらないものである。

山口県労連は、2019年に25歳単身者が山口市で普通に暮らしていくための費用がどのくらい必要かを試算する「最低生計費試算調査」を行った。昨年、この間の物価高騰を考慮した再計算（2024年7月）を行ったところ、月額252,263円が必要であり、一般労働者の所定内労働時間に近い月150時間の勤務とした場合は、時給1682円が必要であることがわかった。この「最低生計費試算調査」は全国でも実施され、地方でも都市でも変わらず時給1500円以上が必要であることが明らか

となっている。また、近年の物価高騰により生活に必要な時給は1500円では足りなく、1700円～1900円を必要としており、山口市でも時給1700円程度の賃金が必要なのである。1500円以上の最低賃金実現を求める根拠はここにあり、今回の最低賃金の答申額1043円では、山口市で生活するのに必要な時給額より639円も低く、生活するには低すぎる最低賃金額といえる。

また、最低賃金1500円以上の大幅増額は、中小企業に大きな負担となり物価高騰分を価格転嫁できずに収益が圧迫されていることで、引き上げを困難にする。しかし、労働者の7割以上が雇用される中小企業で賃上げが実現されなければ意味がなく、最低賃金の引き上げを実現するために中小企業支援策を具体的にすすめることを国に求めることが重要である。

今回の山口地方最低賃金審議会の「64円」を引き上げ1043円とする答申は、全国的な物価高騰のなか、普通に生活するには程遠い低い最低賃金であり、労働者の生活改善や経済の活性化にもつながらないものである。消費を向上させ、経済を活性化させるためにも、最低賃金を大幅に引き上げて労働者全体の賃金底上げを図ることが必要である。これらの理由により最低賃金の再審議を求める。

（2）人口流出の大きな要因となり地域経済の疲弊にもつながる最低賃金の地域間格差に対して、目安額プラス1円としたことについて

山口県でも毎年3000～4000人の若者が県外に流出し、人手不足が問題となり地域経済の疲弊が心配されている。この人口流出の対策として、その大きな要因とされる最低賃金の地域間格差を解消することが有効といえる。中央最低賃金審議会が答申した目安は、Cランクを「1円」ではあるがA・Bよりも高い額とした。また、山口地方最低賃金審議会で、目安に対しプラス「1円」を答申した。これらは、地域間格差の解消を求める強い声に対応し、格差の解消に向けた努力であり評価される。しかし、山口県の最低賃金1043円と、最低賃金が一番高い東京都の最低賃金1226円の格差は183円もあり、「1円」程度の加算では格差解消までに100年以上の長期間となり、格差が解消される実現性はない。

生活圏であり日常的な交流のある福岡県の最低賃金は、目安に「2円」プラスして時間1057円、広島県も目安に「2円」プラスの1085円の引き上げとなり、山口県との最低賃金の格差は拡大している。これは、山口県から近隣県への人口流出に拍車をかけることになり、労働力減少による地域疲弊を促進することになる。

今回の山口地方最低賃金審議会の目安に対する「1円」の増額では、地域間の格差是正にはほど遠く、山口県の人口流出を防ぎ地域経済の疲弊を阻止することはできない。山口県の地域経済を将来的に発展させるために、最低賃金の大幅増額が必要であり再審議を求める。

（3）山口地方最低賃金審議会において、労使がどのような主張を行い、最賃額の決定に反映した協議の全てが公開されなかったことについて

昨年度より、公・労・使の3者で協議する審議会と専門部会を全面公開としこと、及び2者協議での労使の主張についても、その概要の一部を文書で開示したことは評価されるが、私たちは審議会および専門部会の完全公開を求める。その根拠は、最低賃金決定の過程があまりにも不透明であり、国民の知る権利が侵害されていること、及び率直な議論は公開でも可能であり、公開することで国民の監視が強まり「健康で文化的な最低限度の生活」が保障される最低賃金となることが期待できるからである。責任を持った意見による審議が公開されず審議経過が見えないままでの決定では、審議会に対する不信が高まるのも当然である。

本来、最低賃金法が規定する「異議申出」を実質的に保障するには、審議会・専門部会の全ての審議が完全に公開されることが大前提である。直ちに審議会および専門委員会の全ての議事録の速やかな公開

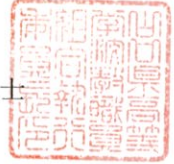
を求めるとともに、全ての会議が公開されないままでの「答申」決定であることに対して異議を申し出る。

以上

2025 年 9 月 3 日

山口労働局長
鈴木 輝美 様

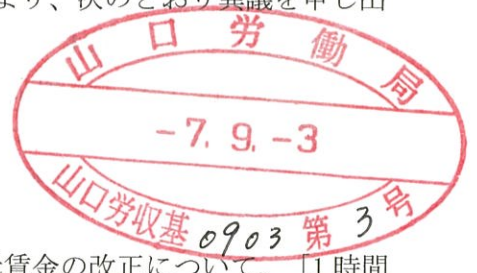
山口県高等学校教職員組合
執行委員長 石田 高 士



「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出

山口労働局一般公示第52号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にもとづき、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第1項及び第12条の規定により、次のとおり異議を申し出る。

記



1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した 2025 年度の山口県最低賃金の改正について、「1 時間 1,043 円」とすることには不服である。
- (2) 今年度の山口県の最低賃金を「時給 1,500 円」以上とされたい。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。
- (3) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、すべて審議の場について完全公開を求める。

2、理由

- (1) 今年度の中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に提示された目安が「63 円の引き上げ」となった中、山口県が「64 円」としたことは、情勢を一定鑑みたものと言える。しかし、目安を大きく上回る引き上げをする県が多く、隣県では山口県よりも最賃が高い広島や福岡でも「65 円」の引き上げとなり、結果的に格差が広がった。また、島根はこの数年目安を大きく上回る引き上げをしており、山口県との差もついに 10 円となる見込みである。そして、都市部との格差是正をはかるなら 63 円では不十分であり、さらに近年続く物価高騰の中、63 円の引き上げでは物価高騰を後追いするだけである。

格差の拡大は労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させる。実際、県内の高卒生の就職状況を見ても、昨年度の県全体の県内就職率に比べ、東部では広島県、西部では福岡県などに流出する傾向にある。県内定住、人口流出抑制の観点からも、地域間格差を是正する引き上げが求められる。昨年は 15 の県で 5 円以上目安を上回る答申を行ったが、今年は 10 円以上目安を上回る県も複数あり、いずれの県も格差是正に取り組んでいることがうかがえる。しかし、山口県には危機感がまったく見られない。もっと人口流出の課題に真摯に向き合い、最賃引き上げとそのための中小企業支援の議論をすべきである。

(2) 「1時間 1,043 円」では、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」という目的は果たされず、現下の労働者・国民の生活改善どころか、先行き不安をさらに増幅させるものであるため承服できない。

生計費原則を踏まえるのであれば、最低賃金は何よりも個人として自立できる賃金水準であるかどうか問われる。2019 年 5 月に山口県労働組合総連合が発表した「山口県最低生計費試算調査」では、山口市在住、独身 25 歳が必要とする最低生計費は月額 24 万円となり、時給に換算すると「1,600 円」が必要であることが明らかになっている。この間の物価高騰を加味すると、さらに時給の上乗せが必要である。また、時給 1,000 円前後では、自立してまともに暮らしていくことが不可能であることは、県労連が毎年実施している「最賃生活チャレンジ」でも明らかである。労働力の再生産ができない賃金水準では賃金と言えない。一方、2024 年度の労働分配率は 53.9%となり、51 年ぶりの低水準となっている。賃上げとはいっても利益が賃金に回っていないのが現実であり、賃上げの好循環は道半ばであると言わざるを得ない。もちろん、企業規模にもより、中小企業の賃上げが大変なのは十分承知の上で、労働力の再生産に必要な時給 1500 円の早急な実現とともに、それを支える政府による中小企業への具体的な支援策、直接的な支援や社会保険料の事業主負担に対する援助などの実施を求めるものである。そのために、山口最低賃金審議会として附帯決議等で要望すべきである。

(3) 政労使がそろって専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会の公開、概要の文書公開は評価できる。しかし、審議の透明性および公平性を高めるため、最低賃金法が規定する「異議申し出」を実質的に保障するには、二者による専門部会を含め、全ての審議が完全に公開されることが大前提である。事実上、最低賃金額について審議する専門部会において、労働者側の提示額と使用者側の提示額からどのような議論で最終的に 64 円となったのかの経過がみえない。また、専門部会においては最後に結論だけを聞いているが、このスタイルは「報告」であって、傍聴とはとても言えない。専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求める。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることとなることを指摘する。

以上

2025年9月2日

山口労働局

局長 鈴木 輝美 様

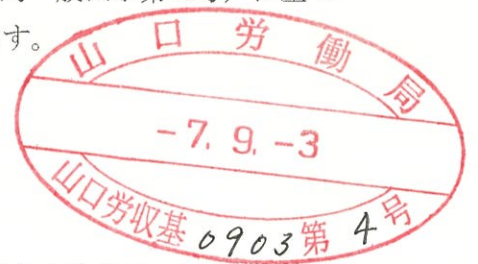
コープやまぐち労働組合

執行委員長 吉賀 直紀

山口県最低賃金の答申に関する異議申出書

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」（山口労働局一般公示第56号）に基づいて、最低賃金法第12条の規定により次の通り異議を申し出ます。

記



1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「64円」にとどまる引上げには不服です。物価高だからこそ賃上げが必要であり、再審議を求めます。
- (2) 地域間格差を解消すべく全国一律最低賃金制度の確立を上申する事を求めます。
- (3) 審議会の専門部会を含むすべての審議の場を完全公開とすることを求めます。
- (4) 意見陳述の時間の拡大と、「意義申し出」についての意見陳述の機会を設ける事を求めます。

2. 理由

(1) コープやまぐちには6割近い非正規労働者が働いています。今回の審議会の「64円」の引上げ、答申額1043円では、月額換算で183,560円(一日8時間、月22日)にしかありません。中央の目安より「1円」でも超えた事は一定評価出来るものではありますが、まだまだ低い金額だと判断しています。近年ではコープやまぐちで得られる給料だけで生活をしている労働者も増え続けており、この間最賃が引き上げられれば、賃金が増えており、最賃の引上げ金額には大いに期待をしている所です。この月額では憲法で保障された、「健康で文化的な生活」を営むことは不可能です。歴史的な物価高も鑑み、1日8時間働けば、自立して健康で文化的な生活を営むことができる最低時給に、一刻も早く引き上げていただくよう要請するものです。

山口県労連が行った最低生計費試算調査でも「ふつうの暮らし」を行うのには、最低でも「時給1600円以上」は必要だというデータも出ています。「労働者の生計費」に沿った審

議をすべく、山口県最低生計費試算調査のデータを用いるべきです。また最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた取組の強化を要望する所です。

最低賃金の引き上げこそが、山口県で働き続ける事が可能であると考えます。また最低賃金は全ての労働者の賃金と生活に関わり、日本経済の行方を左右する重要な施策で、物価高の中でその重要性がいつそう高まっています。その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働者に報いることこそが求められています。専門部会における使用者委員の意見では、最低賃金が上がると収入調整により人手不足に陥る為、発行を遅らせて欲しいとの事ですが、収入調整が必要な労働者は、扶養手当や課税制度としての利点の為に行われている事で、個人単位ではなく家族単位の制度に問題があり、根本的な解決にはなりません。自立した労働者として、「ふつうの暮らし」が出来るよう、目安以上の賃上げをすべく、当事者の声を全面に掲げ、山口地方最低賃金審議会において再審議を求めます。

(2) 最低賃金のランク制度は地域格差を増し、地域経済の衰退を助長させるものです。コープやまぐち内においても、広島県と隣接する岩国地域、福岡県に隣接する下関地域は、常に人手不足に悩まされています。その最たる要因に最低賃金の地域格差があります。山口県より高い時給である隣の県に人口が流出している実態もあります。

2024 年度も多く自治体で最低賃金の引き上げと格差の是正、中小企業に対する支援の強化を求める意見書が採択されています。山口県においても地域間格差をなくし全国一律最低賃金制度の確立を上申するとともに、最低賃金抑制の根拠ともなっている中小企業への支援を国の責任で運用しやすい制度となるよう要請することが必要です。

(3) 専門部会が一部非公開であることについては、納得できません。公・労・使3者の協議及び、専門部会が公開になった事、また2者の協議についても文書で公開した事は評価します。しかし国民の最低限の権利としての最低賃金が一部非公開の審議の場で決定されている事は不服です。最低賃金で働いている人たちにとって、その金額を決定する審議会を公にすることは当然の義務ともいえるものではないでしょうか。全ての審議を完全公開にする事を求めます。

(4) 意見陳述の総時間の上限を作らず、一人あたりの最低陳述時間を確保すべきです。最低賃金近い金額で働いている労働者の意見を聞く機会は重要だと考えます。また「異議申し出」にあたって、審議会の公平性を担保する観点から、意義申し出についても意見陳述の機会を設けることを求めます。

以上

2025年9月3日

山口労働局長 鈴木 輝美 様

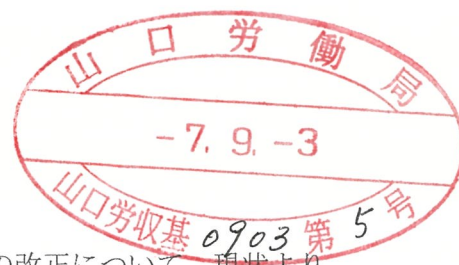
ユニオン山口
執行委員長 打道 晋一



山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

「山口労働局一般公示第56号」にもとづき、山口地方最低賃金審議会から答申のあった今年度の山口県最低賃金について、次の通り異議を申し出ます。

記



1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、現状より「64円」引き上げ「1,043円」とすることには、中央の目安額を1円上回ったとはいえ不服です。再審議を求めるものです。
- (2) 最低賃金審議のよりどころである3要素を見直し、全国一律の最低賃金制度を国の責任で制定すべきであり、国への要請をして頂きたい。
- (3) 発効日について、今回は最短日となったものの、今後の審議に委ねる事には反対です。最低賃金近傍の労働者にとっては、一日でも早い適用が求められている事を認識して頂きたい。

2. 理由

- (1) 山口県の最低賃金について、中央の目安額に1円上乘せして「64円」を引き上げ「1,043円」とすることについては不服です。

最低賃金は、最低賃金法第1条にも明記されている「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の発展に寄与することを目的とする。」ものでなければなりません。

昨今の物価上昇は、米はもちろんのこと尋常ではありません。「春闘」での賃上げが物価上昇に追いつかず、実質賃金が下がり続けていることは誰もが認めることです。

実際に1,043円の時給では、いくら一日8時間(月173時間)働いたとしても月収で約18万円、年収でいえば約216万円です。一日8時間働いて、ようやくワーキングプアと言われる水準

の年収200万円は超えたとはいえ、わずか16万円です。これでは、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）をおくことはできません。意見陳述でも学生が述べたように、毎月最低でも必要な金額15万円を仕送りに頼らず自らねん出するために、2つのアルバイトを掛け持ちし、しかも一方は深夜割増のある仕事をしており、学生の本文である学業に身が入らない実態です。生活費がまかなえず、キャンパスを去った友人のことも紹介されました。これを特殊な事例、大学で学ぶ道ではなく働けば良いなどという自己責任の世界に帰しては決してなりません。未来ある青年たちに、欲すれば学ぶことができる条件を保障するのは、国家として当然のことです。親の貧困が、子どもに連鎖することを許してはなりません。教育にお金をかけない国の未来は、決して明るくはなりません。

多くの学生がアルバイトをしており、その金額に直結する最低賃金は、青年の未来にも大きな影響を及ぼすことを銘記して頂きたい。

政府が目標にしている時給1,500円に到達するうえでも、64円の引上げでは到達までに更に7年あまりもかかってしまい、最賃近傍で働く労働者にとっては文字通り死活問題に直結します。毎年、使用者側から最賃引き上げ抑制理由として出される「中小企業の賃金支払い能力」について、国の政策として、最低賃金決定とは別に、十分な支援策を講じるべきであり、これを理由に最低賃金引き上げを抑制すべきではないと考えます。

更に上回る最低賃金額の引上げを求めるものです。

(2) 最低賃金制度の在り方について

私たちも参加して行われた全労連の最低生計費試算調査結果によれば、「普通に暮らしていける」時給は、全国どこでも1,500円以上、1,700円程度が必要との結果が出ています。ランク分けする必要性は、全くないことも証明されています。国の責任において、全国一律で「健康で文化的な最低限度の生活」が営める最低賃金額を決めるべきです。中小企業が厳しいから、労働者に生活できない時給を押し付けるのだとしたら、最低賃金の本来の目的に逆行するものとなってしまいます。

昨年、徳島県知事が憲法第25条の「生存権」の尊重を挙げて徳島県の最低賃金の大幅引き上げを図ったように、今や、最低賃金こそが労働者の生存のための「最後の砦」であり、その観点で、本県の水準の妥当性を検討すべきだと考えます。

また、使用者側が常に言われる三要素に基づく地方最低賃金制度の在り方は、既に形骸化していることも今回、とりわけ明らかとなっています。最低賃金の地域間格差が、地方から都市への人口流出の大きな要因であり、地方の中小企業の労働力不足、後継者不足を招き、地域を疲弊させていることは、もはや明白です。国の責任で全国一律の最低賃金制度を確立するよう、国に強く求めていただきたいと考えます。

(3) 発効日について

最低賃金近傍で働く労働者にとって、一日でも早い最低賃金の適用が待ち望まれていることは言うまでもありません。発効日を遅らせることは、それだけ労働者の生活を直撃し、

困窮にあえぐ生活を強いるものに他なりません。いたずらに労働者に対して我慢を強いる方向ではなく、国に対してセーフティネットとしての最低賃金に責任を持つよう求めていることが重要ではないかと考えます。

以上

山口労働局長
鈴木 輝美様



山口県医療労働組合連合会

執行委員長 出合 仁美

住所 山口市八幡馬場 53-1 山口赤十字病院内

電話番号 083-925-0663

2025年度山口県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月19日、山口地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を64円引き上げ、1,043円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24年の診療報酬と介護報酬改定に24年2.5%、25年2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24春闘、25春闘では他産業が軒並み5ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の山口県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1,700円以上が必要でとなっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1,700円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以 上

地方最低賃金審議会委員説明資料

＜特定最低賃金編＞

厚生労働省 労働基準局賃金課

令和 7 年 4 月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

◆ 特定最低賃金とは

特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）

- 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ（法第16条）

＜特定最低賃金の規定例＞

名称：宮城県自動車小売業最低賃金（抄）

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（中略）を営む使用者

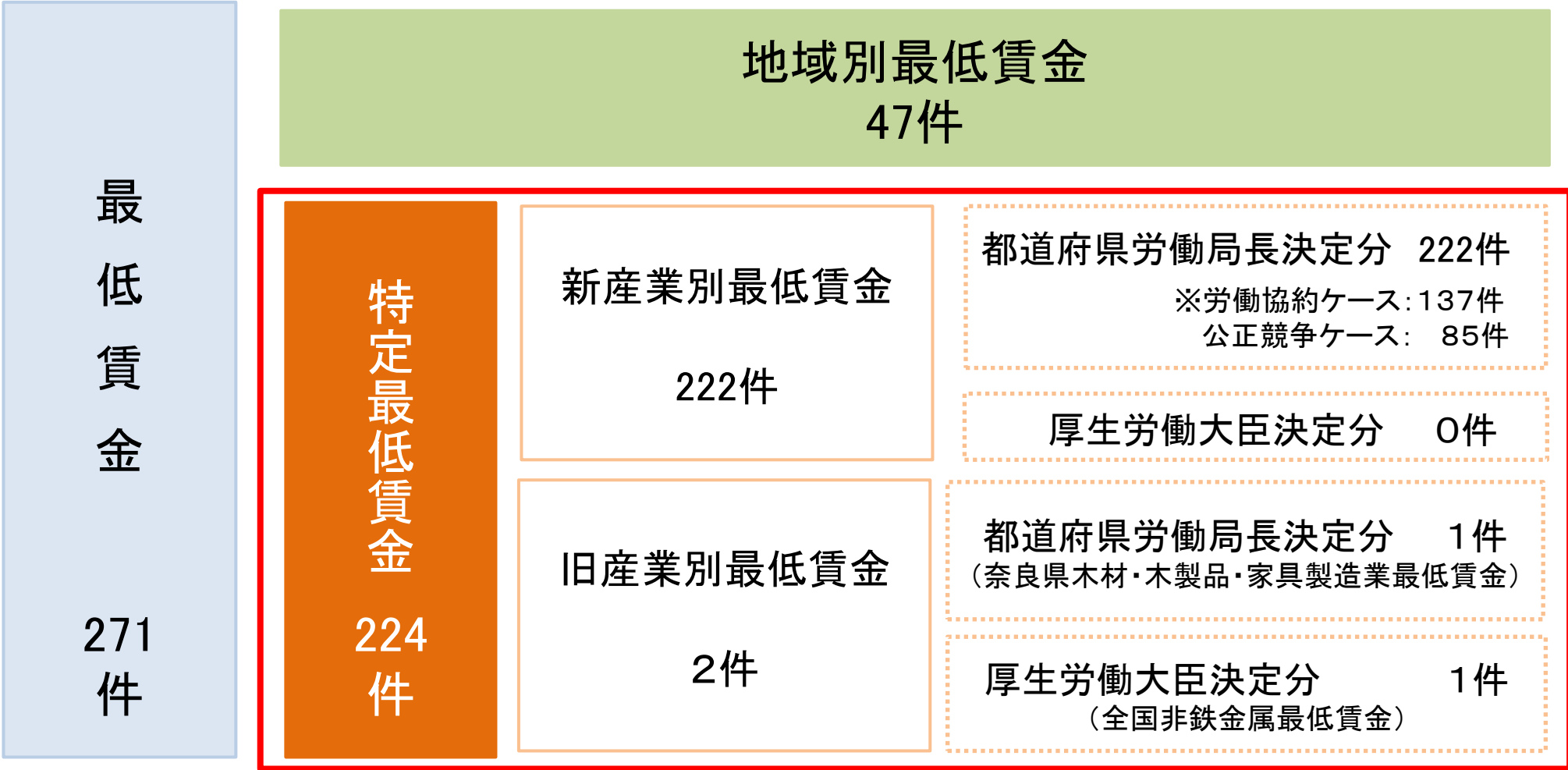
適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間1,036円（※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定）

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>企業内の賃金水準を設定する際の<u>労使の取組を補完するもの</u></u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。）	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> ○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u>	○ 行政機関に決定を義務付け （全国各地域について必ず決定されなければならない）
効力	○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） ○ <u>民事的な効力</u> （ <u>最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効</u> ）	○ 刑事的な効力（50万円以下の罰金） ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力（同左）

◆最低賃金の決定方式別件数



(注1) 労働協約ケース: 同種の基幹的労働者の1/2以上に最低賃金に関する労働協約が適用されており、協約締結当事者である労又は使の全部の合意による申出によるもの。
公正競争ケース: 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合であって、当該特定最低賃金が適用される労又は使の全部又は一部を代表するものによる申出によるもの。
(注2) 令和7年3月末日現在にて、特定最低賃金額が地域別最低賃金額を下回っているものは89件。

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の関係

・地域別最低賃金と特定別最低賃金の関係

(最低賃金法第6条第1項及び第16条)

- 労働者が複数の最低賃金の適用を受ける場合、より高い最低賃金が適用される

<具体例>

○労働者X → 時間額900円

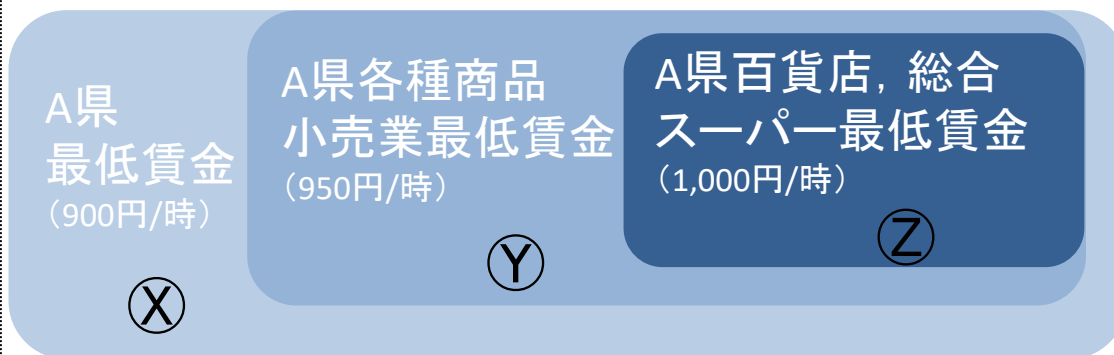
(A県勤務労働者)

○労働者Y → 時間額950円

(A県在勤かつ各種商品小売業に従事する労働者)

○労働者Z → 時間額1,000円

(A県在勤かつ各種商品小売業かつ百貨店、総合スーパーに従事する労働者)



- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定する必要がある

※ 近年、地域別最低賃金改定額の幅が、特定最低賃金額の改定額の幅よりも大きくなり、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っているものがある

→ これらの特定最低賃金は、現状のまま据え置か、地域別最低賃金を上回る額で改正するか、廃止するかを選択することとなる。

(「改正」しなければ、特定最低賃金として存続するが、効力は維持されない。)

→ この特定最低賃金額が地域別最低賃金を下回ることを「埋没」という。

(すなわち、地域別最低賃金額が適用される。)

・派遣労働者に対する最低賃金の適用(最低賃金法第13条及び第18条)

- 派遣労働者には、**派遣先の事業場**が所在する都道府県の最低賃金が適用される

◆ 特定最低賃金に関する、主な答申等

＜昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申＞

関係労使の申出に基づく(特定)最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金(現行の特定最低賃金)の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

＜平成10年12月10日中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告＞

○ 審議会においては、個々の産業別最低賃金について、次により一層の審議が行われるように努めることとする。

- ・ 審議会での審議に資するため、「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点」(別紙1※次頁)及び「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての審議参考資料」を提示するので、これを参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。この場合、新分野における産業別最低賃金の設定に関する審議についても同様とすること。

- ・ 産業構造の変化等に的確に対応するため、必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。

＜平成14年12月6日中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告＞

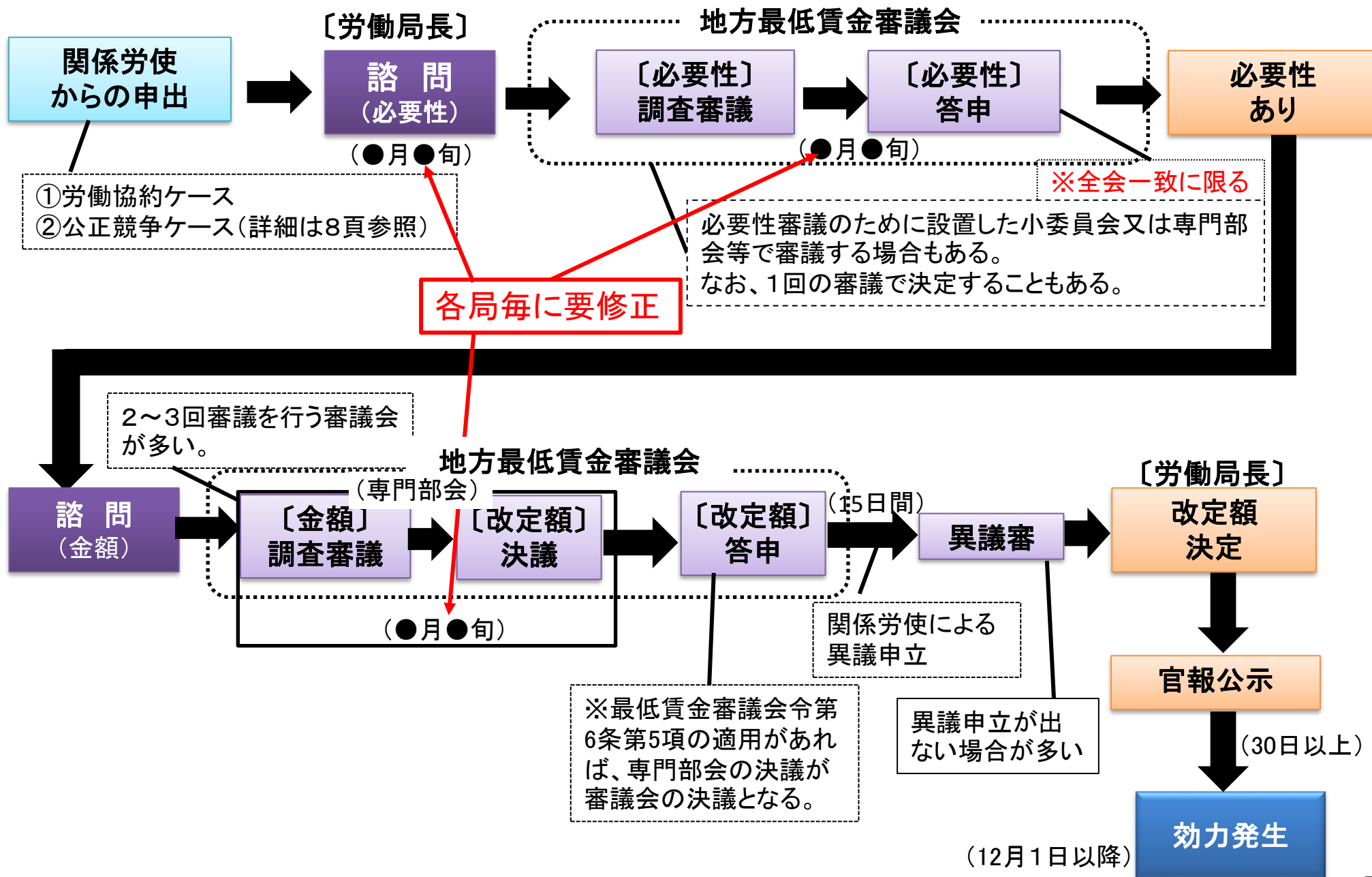
○金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

産業別最低賃金（公正競争ケース）の審議に当たっての視点（別紙1）

- ① 産業別最低賃金適用産業内において事業競争関係にあるか
 - ・産業別最低賃金適用産業の產品、生産態様、サービス等が類似しているか
 - ・産業別最低賃金適用産業の企業間競争はどうか
 - ・産業別最低賃金適用産業の労働市場における需給関係はどうか
- ② 産業別最低賃金適用労働者数及び増減状況等はどうか
- ③ 産業別最低賃金適用産業の企業数、規模別構成、増減状況等はどうか
- ④ 産業別最低賃金適用労働者の企業間、地域間又は組織労働者未組織労働者の間等にどの程度の賃金格差があるか
- ⑤ 産業別最低賃金が廃止された場合に適用労働者間の賃金格差が拡大する可能性があるか

◆ 特定最低賃金の決定・改正までのプロセス



◆ 特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
① <u>基幹的労働者の2分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② <u>労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること	① <u>基幹的労働者の概ね3分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② <u>労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること

公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)	○ 適用される労働者又は使用者の概ね <u>3分の1以上</u> の合意による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1／3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

◆ 特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等(令和7年3月末)

設定件数(件)	適用使用者数(千人)	適用労働者数(千人)
224(※1)	85	2,956

	新設	改正	廃止
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	0
令和4年度	0	140	1
令和5年度	0	143	2
令和6年度	0	133	0

(※1) 設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も含まれる。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数 (地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)

(令和7年3月末時点)

業 種	件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	5	3	144
織 維 工 業 関 係	5	7	139
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	1	6
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	2	1	84
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	1	3	33
塗 料 製 造 業 関 係	4	1	63
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	1	37
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	4	3	105
鉄 鋼 業 関 係	20	31	1,481
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	9	420
金 属 製 品 製 造 業 関 係	4	9	116
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	25	229	5,418
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	7	8	222
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	45	213	8,932
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	33	144	8,636
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	1	1	5
各 種 商 品 小 売 業 関 係	30	15	1,693
自 動 車 小 売 業 関 係	23	202	1,967
自 動 車 整 備 業 関 係	1	10	33
道 路 貨 物 自 動 車 運 送 業 関 係	1	3	24
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	4	7
全 国 非 金 属 鉱 業 (厚 生 労 働 大 臣 決 定) 関 係	1	1	4
総 合 計	224	899	29,569

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用死傷者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数・適用労働者数は100人未満の数値を四捨五入した人数、ただし、合計が50人未満の場合は1(百人)としている。
- 4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数 (地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を除く)

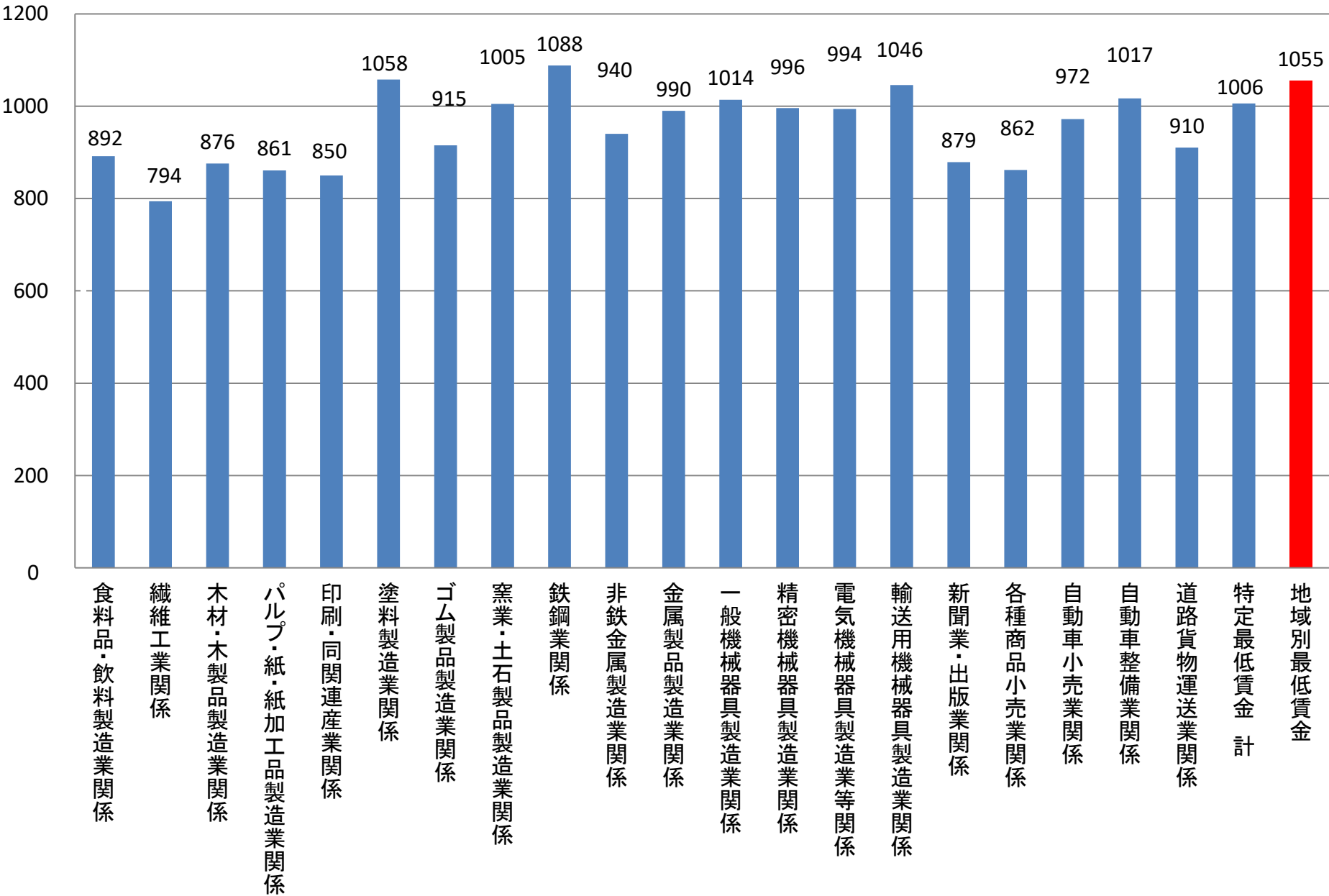
(令和7年3月末時点)

業 種	件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	1	1	50
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	1	1	24
塗 料 製 造 業 関 係	3	1	48
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	3	3	84
鉄 鋼 業 関 係	17	26	1,335
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	6	5	196
金 属 製 品 製 造 業 関 係	1	7	73
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	16	139	3,493
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	4	4	140
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	34	140	6,299
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	30	125	7,649
各 種 商 品 小 売 業 関 係	5	1	169
自 動 車 小 売 業 関 係	12	105	913
自 動 車 整 備 業 関 係	1	10	33
総 合 計	134	568	20,506

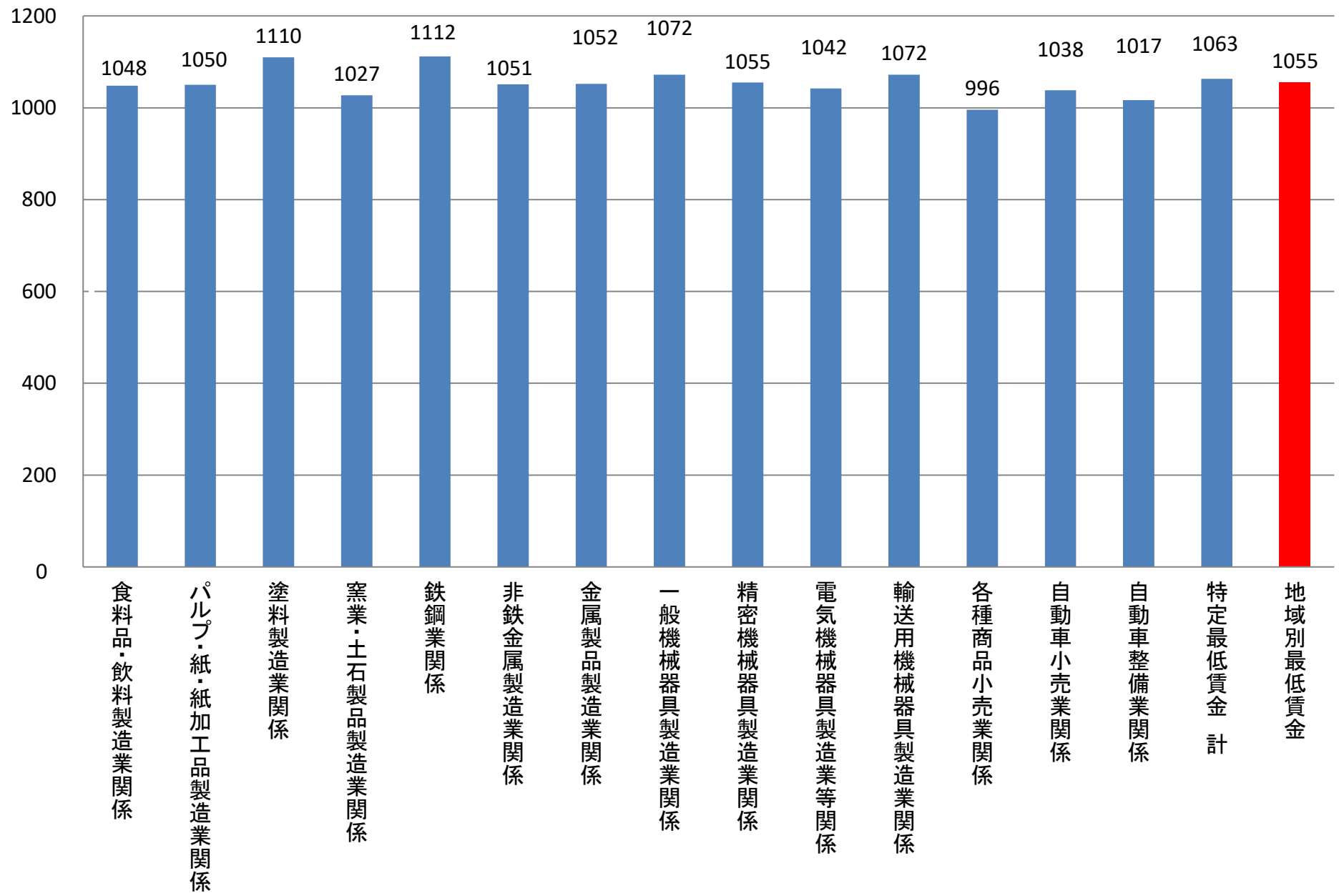
(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用死傷者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数・適用労働者数は100人未満の数値を四捨五入した人数、ただし、合計が50人未満の場合は1(百人)としている。

◆ 特定最低賃金の全国加重平均額(令和7年3月末現在)
(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)



◆ 特定最低賃金の全国加重平均額(令和7年3月末現在)
(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を除く)



◆ 総括表(特定最低賃金が設定されている業種の例(徳島県・はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業))

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	2,129	339	542	1,248		10	1,595	325	199	
円	70	28	18	23			57	6	6	
- 1019	(3.27)	(8.28)	(3.36)	(1.87)			(3.56)	(1.98)	(3.25)	
1020 - 1020	133 (6.27)	30 (8.92)	29 (5.32)	74 (5.96)			101 (6.34)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1021 - 1021	133 (6.27)	30 (8.92)	29 (5.32)	74 (5.96)			101 (6.34)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1022 - 1022	135 (6.34)	30 (8.92)	30 (5.60)	74 (5.96)			103 (6.43)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1023 - 1023	139 (6.51)	30 (8.92)	32 (5.88)	77 (6.13)		4 (36.36)	103 (6.43)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1024 - 1024	139 (6.51)	30 (8.92)	32 (5.88)	77 (6.13)		4 (36.36)	103 (6.43)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1025 - 1025	142 (6.68)	30 (8.92)	33 (6.16)	79 (6.30)		4 (36.36)	106 (6.66)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1026 - 1026	142 (6.68)	30 (8.92)	33 (6.16)	79 (6.30)		4 (36.36)	106 (6.66)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1027 - 1027	147 (6.88)	32 (9.55)	33 (6.16)	81 (6.47)		4 (36.36)	111 (6.93)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1028 - 1028	147 (6.88)	32 (9.55)	33 (6.16)	81 (6.47)		4 (36.36)	111 (6.93)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1029 - 1029	151 (7.10)	32 (9.55)	38 (7.00)	81 (6.47)		4 (36.36)	114 (7.12)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1030 - 1030	153 (7.17)	32 (9.55)	39 (7.28)	81 (6.47)		4 (36.36)	115 (7.21)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1031 - 1031	153 (7.17)	32 (9.55)	39 (7.28)	81 (6.47)		4 (36.36)	115 (7.21)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1032 - 1032	153 (7.17)	32 (9.55)	39 (7.28)	81 (6.47)		4 (36.36)	115 (7.21)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1033 - 1033	155 (7.27)	32 (9.55)	39 (7.28)	83 (6.64)		4 (36.36)	117 (7.35)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1034 - 1034	155 (7.27)	32 (9.55)	39 (7.28)	83 (6.64)		4 (36.36)	117 (7.35)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1035 - 1035	158 (7.44)	32 (9.55)	41 (7.56)	85 (6.81)		4 (36.36)	119 (7.44)	18 (5.54)	18 (9.07)	

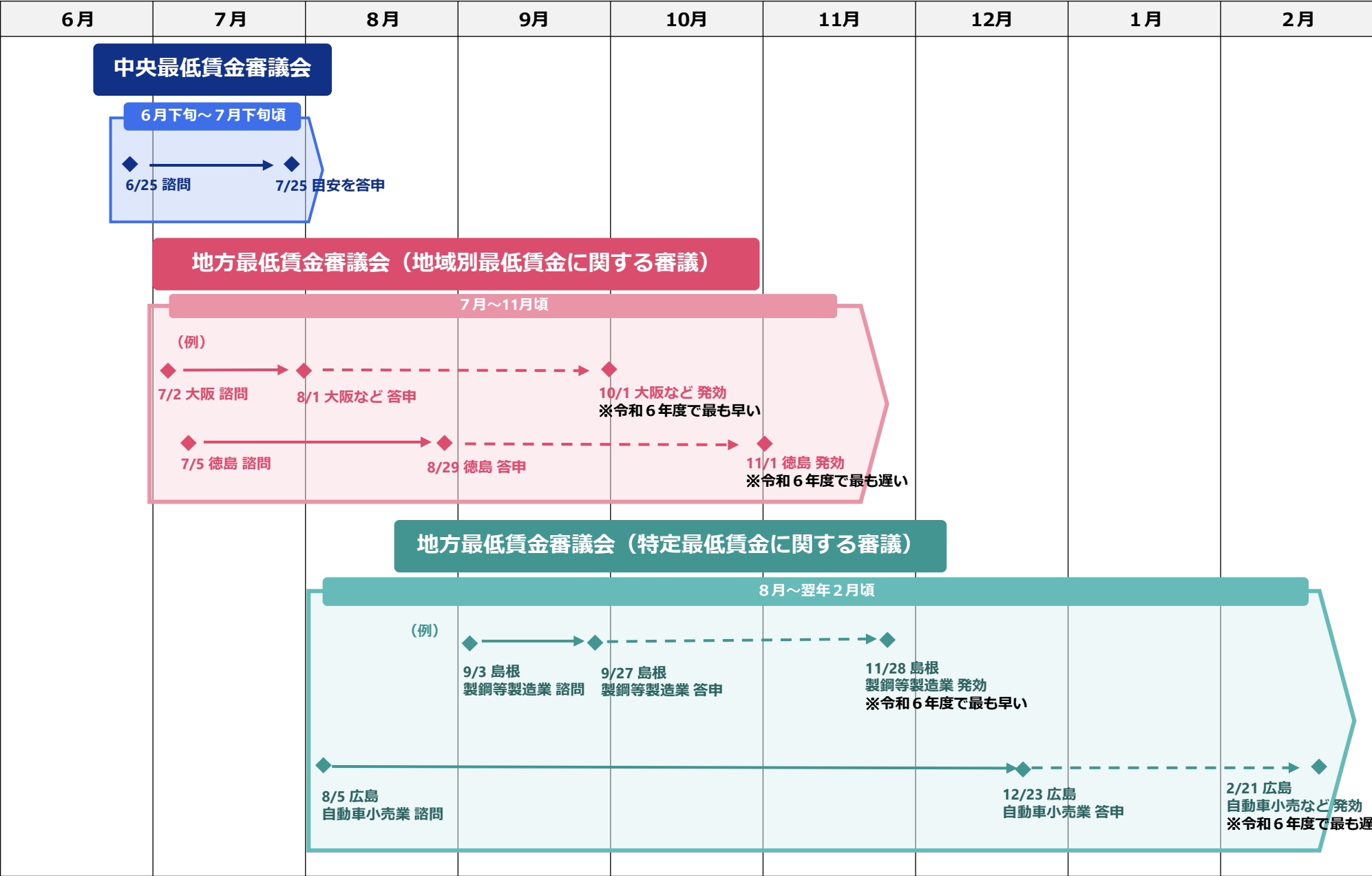


目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ（令和6年度の例）



令和 6 年度 地域別最低賃金額一覧

ランク	都道府県名	最低賃金額 (円) ※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5			
A	埼玉	1078	(1028)	50	R6.8.5	R6.10.1
	千葉	1076	(1026)	50	R6.8.5	R6.10.1
	東京	1163	(1113)	50	R6.8.5	R6.10.1
	神奈川	1162	(1112)	50	R6.8.5	R6.10.1
	愛知	1077	(1027)	50	R6.8.5	R6.10.1
	大阪	1114	(1064)	50	R6.8.1	R6.10.1
B	北海道	1010	(960)	50	R6.8.5	R6.10.1
	宮城	973	(923)	50	R6.8.5	R6.10.1
	福島	955	(900)	55	R6.8.9	R6.10.5
	茨城	1005	(953)	52	R6.8.5	R6.10.1
	栃木	1004	(954)	50	R6.8.5	R6.10.1
	群馬	985	(935)	50	R6.8.8	R6.10.4
	新潟	985	(931)	54	R6.8.5	R6.10.1
	富山	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	石川	984	(933)	51	R6.8.9	R6.10.5
	福井	984	(931)	53	R6.8.9	R6.10.5
	山梨	988	(938)	50	R6.8.5	R6.10.1
	長野	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	岐阜	1001	(950)	51	R6.8.5	R6.10.1
	静岡	1034	(984)	50	R6.8.5	R6.10.1
	三重	1023	(973)	50	R6.8.5	R6.10.1
	滋賀	1017	(967)	50	R6.8.5	R6.10.1
	京都	1058	(1008)	50	R6.8.5	R6.10.1
	兵庫	1052	(1001)	51	R6.8.5	R6.10.1
	奈良	986	(936)	50	R6.8.5	R6.10.1

ランク	都道府県名	最低賃金額 (円) ※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5			
B	和歌山	980	(929)	51	R6.8.5	R6.10.1
	島根	962	(904)	58	R6.8.16	R6.10.12
	岡山	982	(932)	50	R6.8.6	R6.10.2
	広島	1020	(970)	50	R6.8.5	R6.10.1
	山口	979	(928)	51	R6.8.5	R6.10.1
	徳島	980	(896)	84	R6.8.29	R6.11.1
	香川	970	(918)	52	R6.8.6	R6.10.2
	愛媛	956	(897)	59	R6.8.19	R6.10.13
C	福岡	992	(941)	51	R6.8.9	R6.10.5
	青森	953	(898)	55	R6.8.9	R6.10.5
	岩手	952	(893)	59	R6.8.28	R6.10.27
	秋田	951	(897)	54	R6.8.5	R6.10.1
	山形	955	(900)	55	R6.8.21	R6.10.1
	鳥取	957	(900)	57	R6.8.9	R6.10.5
	高知	952	(897)	55	R6.8.13	R6.10.9
	佐賀	956	(900)	56	R6.8.20	R6.10.17
	長崎	953	(898)	55	R6.8.16	R6.10.12
	熊本	952	(898)	54	R6.8.9	R6.10.5
	大分	954	(899)	55	R6.8.9	R6.10.5
	宮崎	952	(897)	55	R6.8.9	R6.10.5
	鹿児島	953	(897)	56	R6.8.9	R6.10.5
	沖縄	952	(896)	56	R6.8.13	R6.10.9
全国加重平均		1055	(1004)	51		

特定最低賃金とは

特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）

- 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ（法第16条）

<特定最低賃金の規定例>

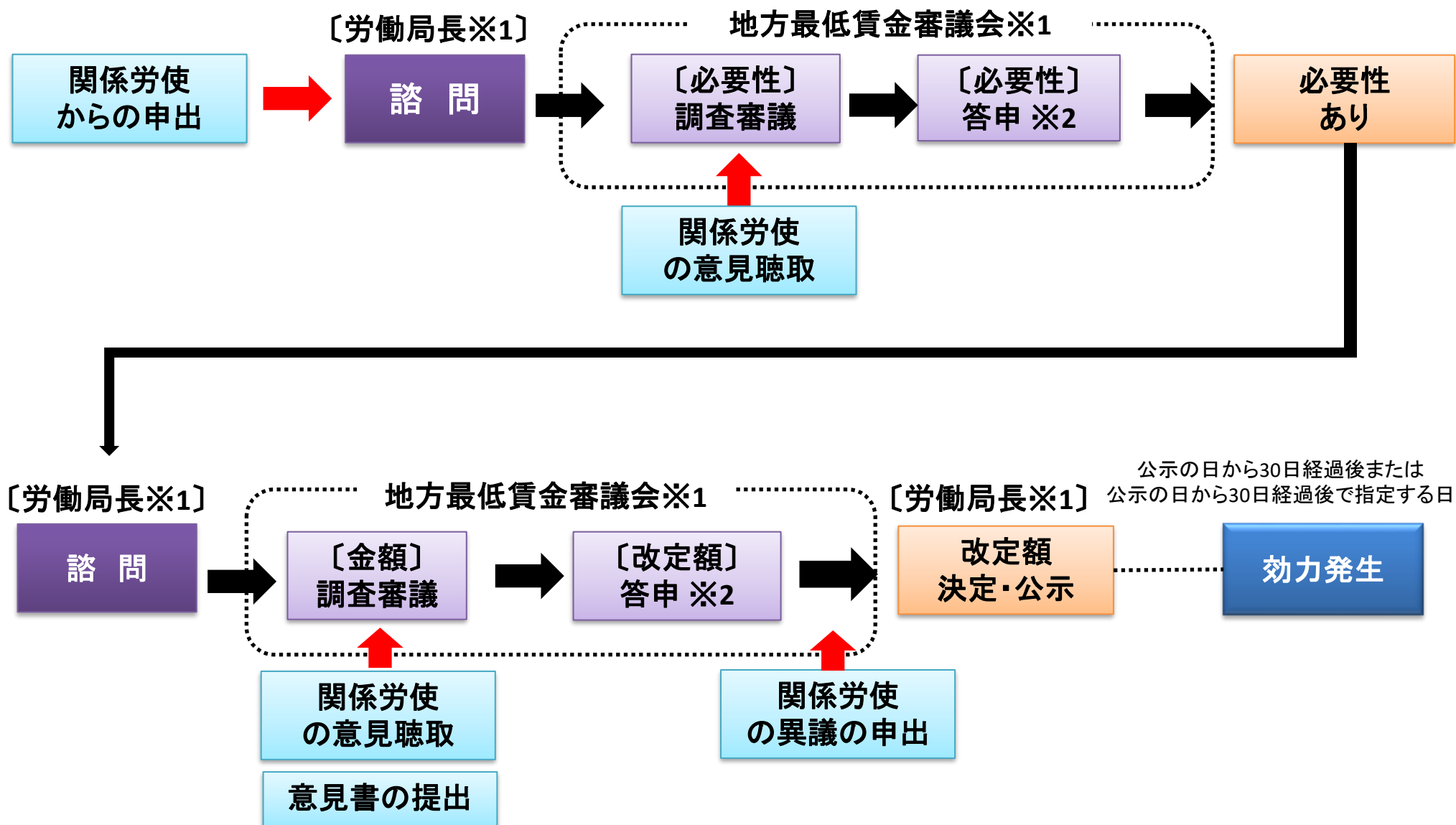
名称：宮城県自動車小売業最低賃金（抄）

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（中略）を営む使用者

適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間1,036円（※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定）

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読替える。

※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>企業内の賃金水準を設定する際の<u>労使の取組を補完するもの</u></u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。）	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> ○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u>	○ 行政機関に決定を義務付け （全国各地域について、必ず決定されなければならない。）
効力	○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） ○ <u>民事的な効力</u> （ <u>最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効</u> ）	○ 刑事的な効力（50万円以下の罰金） ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力（同左）

特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は、中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
① <u>基幹的労働者の2分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② <u>労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること	① <u>基幹的労働者の概ね3分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② <u>労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること

公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)	○ 適用される労働者又は使用者の概ね <u>3分の1以上</u> の合意による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

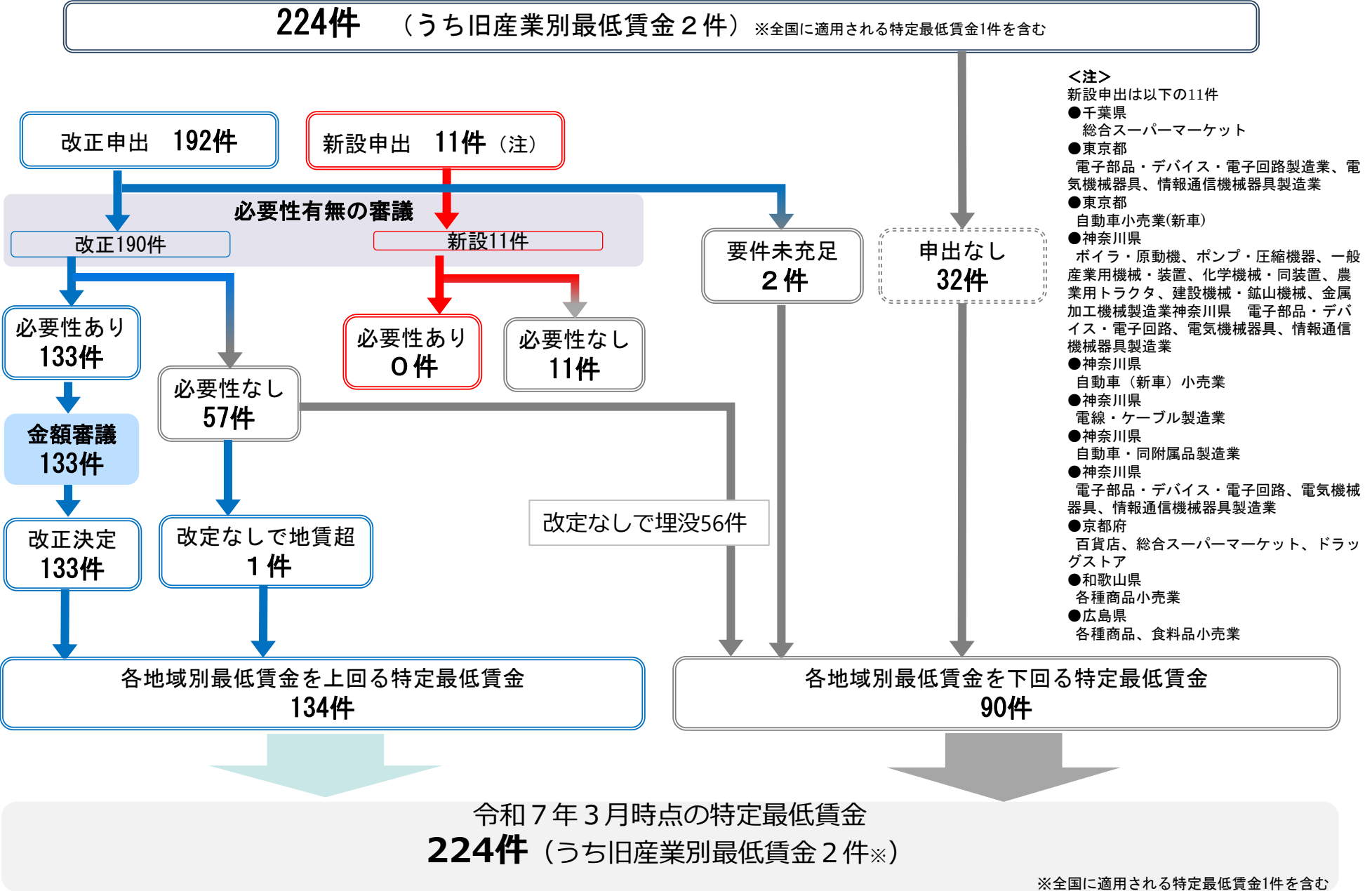
(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1／3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

令和6年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和6年4月時点の特定最低賃金



※全国に適用される特定最低賃金1件を含む

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。

実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(□) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。
使用者側参考人の意見陳述を聞いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。
審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金がかここ数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- 使用者側委員から、経営環境やこういった状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審議が終了している。

特定（産業別）最低賃金の決定について

【最低賃金法関係条文】

第15条（特定最低賃金の決定等）

労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

（以下省略）

1 概説

特定（産業別）最低賃金については、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組の補完や、公正な賃金決定といった役割を果たしてきた。

地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けるのに対して、特定（産業別）最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定されるものであることに留意し、関係労使の申出を受けた行政機関が最低賃金審議会の意見を聴いて決定できるものである。

さらに、特定（産業別）最低賃金は、すべての労働者のセーフティネットである地域別最低賃金において定める最低賃金を上回らなければならないこととされている。

最低賃金法では、最低賃金の決定を「最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金」と定めているが、このことは、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の産業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定されるものである。

2 決定等の要件

特定（産業別）最低賃金を決定、改正又は廃止（以下、「決定等」という。）するためには、次の３要件のすべてを充足する必要がある。

- ① 特定（産業別）最低賃金については、法第１５条第１項による決定等の申出があり、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求め（諮問）、「必要がある」との意見の提出（答申）があること。
- ② 最低賃金審議会に調査審議を求め（諮問）、最低賃金審議会から意見が提出（答申）されること。
- ③ 最低賃金審議会からの意見（答申）について、法第１５条第３項に基づく異議申出がないか、又は異議申出があった場合には、当該申出について最低賃金審議会の意見を求め（諮問）、最低賃金審議会から意見が提出（答申）されること。

以上の３要件を充足した場合に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、

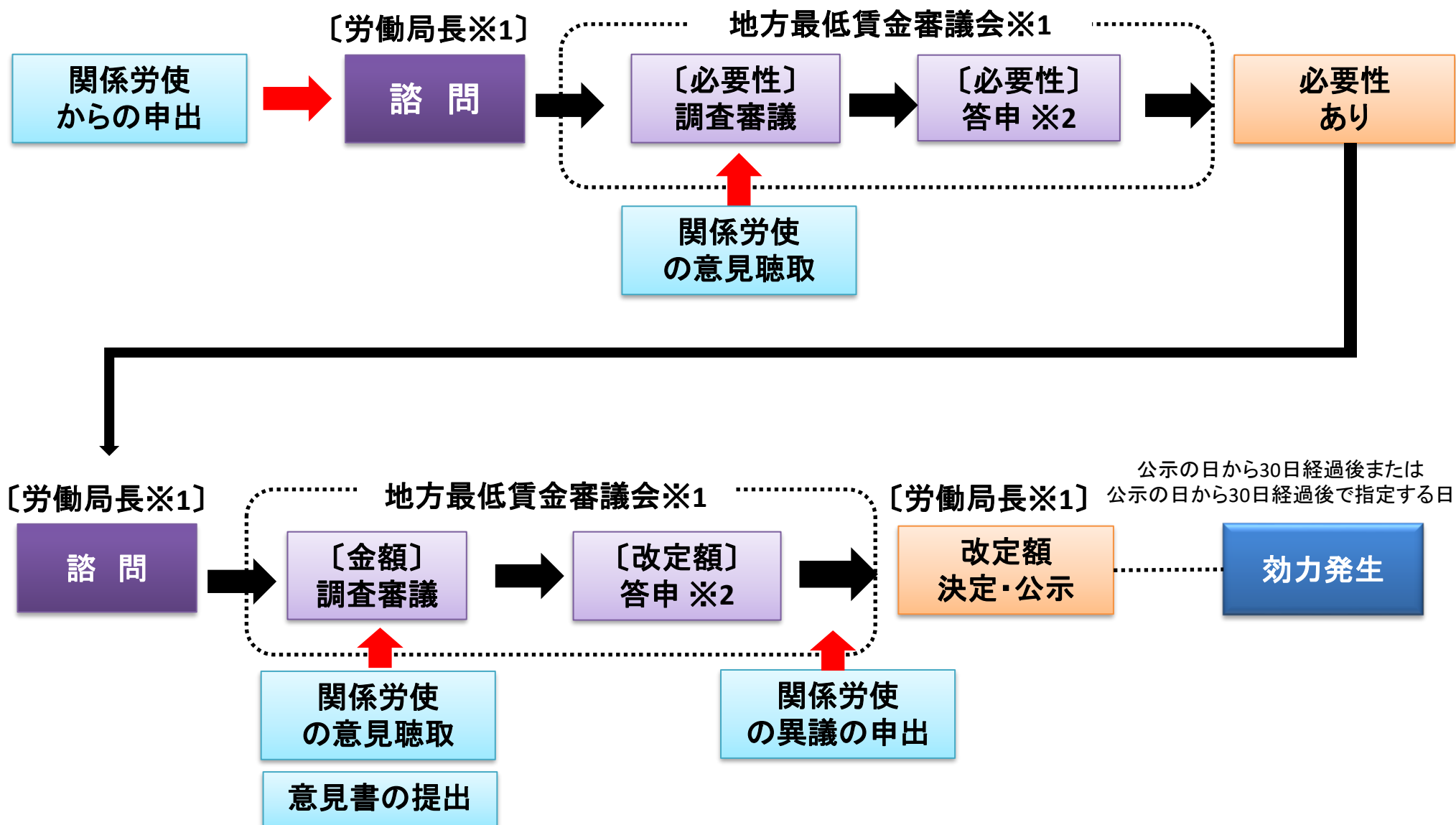
- ②又は③の意見についての答申を踏まえ、最低賃金を決定することになる。

なお、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、②又は③の意見について最低賃金審議会の意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求める必要がある。ただし、現在までに再審議を求めた例はない。

３ 最低賃金決定の手続き

図示すると、別紙のとおりである。

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



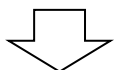
※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会とは中央最低賃金審議会に読替える。

※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

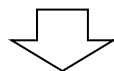
令和7年度における特定最低賃金審議フロー図

7月 第1回本審 (7/14)

- ・ 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び特定最低賃金の改正決定について併せて諮問
- ・ 法25条1項に基づく専門部会 業種ごとに設置
- ・ 全会一致の場合、令6条5項適用
- ・ 必要性の有無及び改正審議にかかる専門部会委員の推薦公示
(公示期間2～3週間程度：7/14～7/28)

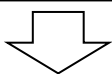


必要性の有無及び改正審議にかかる専門部会委員の任命

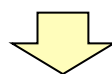


8月下旬 必要性の有無についての専門部会

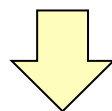
各部会において必要性の有無について調査審議



- 全会一致で必要性ありの場合
- ・ 令6条5項適用
 - 引き続き金額審議
 - ・ 則11条による意見聴取公示
(議決をした日から3週間)



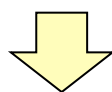
- 全会一致とならなかった場合
- 「全会一致に至らず」の結論を本審に報告
 - 全会一致で必要性なしの場合 ➢ 答申



全会一致とならなかった場合

9月4日 第447回本審

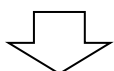
- 本審において必要性の有無について審議
- 必要性なし・全会一致に至らず ➢ 答申
 - 必要性あり ➢ 答申 (金額審議へ)



「必要性あり」の場合

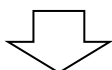
10月上旬～10月中旬 改正決定の専門部会

- 複数回の審議を経て結審
- 全会一致の場合 ➢ 令6条5項適用



●月○日 第○○○回本審

全会一致とならなかった場合、本審において金額審議



●月○日 第○○○回本審 (異議申し出があった場合)

例年どおり12/15発効とする場合、10/15答申→異議申出締切は10/30

2025年7月9日

山口労働局
労働局長 殿

山口県周南市入船町1-8
シャルル伍番館201
U Aゼンセン山口県支部
支部長 長山 文子

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県百貨店、総合スーパーマーケットの最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者
2,686名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

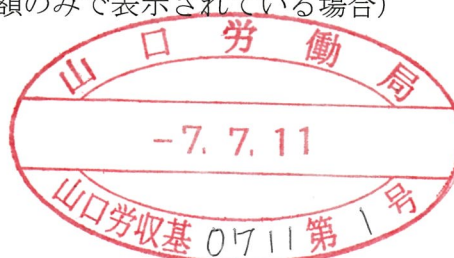
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1421人

山口県における百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者数2,686人
労働協約の賃金の最も低い額=1,020円/時間
現在適用されている法定最低賃金額=1,000円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③山口県における百貨店、総合スーパーマーケットの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

以 上



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における百貨店、総合スーパーマーケットの事業所数と労働者数の概要

産 業 小 分 類	労働者数〔名〕
百貨店、総合スーパーマーケット	2, 6 8 6
合 計	2, 6 8 6

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	企業名	組合名	適用労働者数〔名〕
	(株) 大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	8 7
	(株) イズミ	全イズミ労働組合	9 4 1
	(株) サンリブ	サンリブユニオン	4 6
	イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン	3 2 3
	(株) ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	2 4
合計 (現行特定最賃 9 4 8 円を上回る適用労働者数)			1, 4 2 1

〔 5 2 . 9 % 〕

2. 所定労働時間および所定労働日数

	企業名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間・時給
	(株) 大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部			1,187 円
	(株) イズミ	全イズミ労働組合			1,020 円
	(株) サンリブ	サンリブユニオン	188,050	21 日 8,954 円	168h 1,119 円
	イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン			1,055 円
	(株) ミスターマックス	ミスターマックス労働組合			1,191 円

2025年6月 23日

山口労働局長 殿

電機連合山口地域連絡協議会
議長 籠村 健一

山口県下松市東豊井 794 番地



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 3, 023名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(又は使用者数)が概ね3分の1以上に達していること。

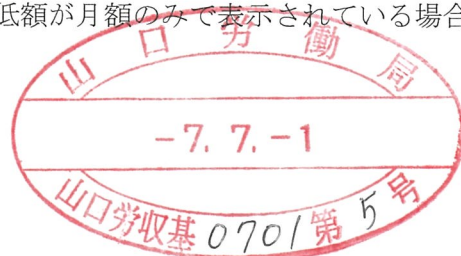
山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数は3, 023名であり、そのうち賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数は1, 169名(38.6%)となり、概ね3分の1に達している。

労働協約の賃金の最も低い額 = 1, 161円/時間

現在適用されている法定最低賃金額 = 1, 032円/時間

5. 添付資料

①労働協約の写し、②申出に関する合意書および申出代表者に対する委任状、③山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数及び所定労働日数(賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)



以 上

1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(E2922 内燃機関電装品製造業のうち自動車用ワイヤハーネス製造業、E293 民生用電気機械器具製造業及び E2973 医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く)

産 業 分 類		事業所数	労働者数
E 28, 29, 30	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	103	3,023 名

上記のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事 業 所 名	組 合 名	適用労働者数
1	パナソニック インダストリー 株式会社 デバイスソリューション 事業部 導電性・アルミキャパシタ ビジネスユニット 山口拠点	パナソニック インダストリー 労働組合山口支部	343 名
2	NGKエレクトロデバイス 株式会社	NGKエレクトロデバイス 労働組合	490 名
3	グローバルウェーハズ・ ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ ジャパン労働組合徳山分会	194 名
4	N J コンポーネント株式会社 山陽事業所	N J コンポーネント労働組合	142 名
合 計			1,169 名

2. 所定労働時間数および所定労働日数

賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の場合、月額の労働時間
および所定労働日数の状況

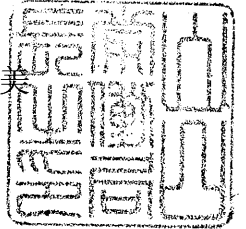
事業場所名	組 合 名	月額金額	月間所定 労働日数	月間所定 労働時間
パナソニック インダストリー株式会社 デバイスソリューション事業部 アルミキャパシタビジネスユニット	パナソニック インダストリー労働組合 山口支部	203,000 円	19.8 日 (10,252 円)	153.70H (1,320 円)
NGKエレクトロデバイス 株式会社	NGKエレクトロデバイス 労働組合	187,300 円	20.0 日 (9,365 円)	160.60H (1,167 円)
グローバルウェーハズ・ ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ ジャパン労働組合徳山分会	183,500 円	19.8 日 (9,268 円)	158.00H (1,161 円)
N J コンポーネント株式会社 山陽事業所	N J コンポーネント労働組合	180,000 円	19.8 日 (9,077 円)	153.70H (1,171 円)

以 上

山口労発基0714第9号
令和7年7月14日

山口地方最低賃金審議会
会長 小林 友則 殿

山口労働局長
鈴木 輝美



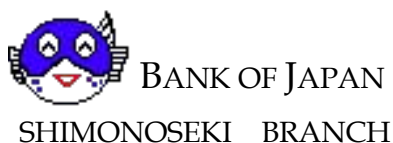
特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めると結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金



日本銀行

2025年8月5日
日本銀行下関支店
〒750-8601
下関市岬之町 7-1
TEL : 083-233-3113
FAX : 083-228-1021

山口県金融経済情勢 (2025年8月)

(概 況)

県内景気は、緩やかに回復している。

需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、前年を下回った。個人消費は、着実に持ち直している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。設備投資は、増加している。

こうした中、生産は、持ち直しの動きがみられる。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。消費者物価の前年比は、2%台後半となった。

企業倒産は、横ばい圏内で推移している。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回って推移している。貸出金利は、前月を上回って推移している。

【実体経済】

各統計の時期、計数については、後掲の山口県主要金融経済指標を参照。

公共投資	<u>公共投資</u> は、横ばい圏内で推移している。 <u>公共工事請負金額</u> は、前年を下回った。
輸出入	<u>輸出</u> は、前年を下回った。 <u>輸出・輸入</u> は、ともに前年を下回った。
個人消費	<u>個人消費</u> は、着実に持ち直している。 個人消費関連の販売統計をみると、 <u>百貨店・スーパー販売額</u> 、 <u>コンビニエンスストア販売額</u> 、 <u>ホームセンター販売額</u> 、 <u>ドラッグストア販売額</u> は、前年を上回った。また、耐久消費財では、 <u>家電大型専門店販売額</u> 、 <u>乗用車新車登録台数</u> は、前年を上回った。
住宅投資	<u>住宅投資</u> は、弱めの動きとなっている。 <u>新設住宅着工戸数</u> は、前年を下回った。
設備投資	<u>設備投資</u> は、増加している。 <u>山口県短観</u> （2025 年 6 月調査）における企業の設備投資をみると、2024 年度実績は増加したほか、2025 年度も増加計画となっている。 <u>建築物着工床面積</u> （非居住用）は、前年を上回った。
生産	<u>生産</u> は、持ち直しの動きがみられる。 <u>鉱工業生産指数</u> （5 月）は、前月比上昇した。業種別にみると、輸送機械は低下した一方、化学、汎用・生産用・業務用機械は上昇した。
雇用・所得	<u>雇用・所得情勢</u> をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。 <u>有効求人倍率</u> は、前月を下回った。 <u>常用労働者数</u> は、前年を下回った一方、 <u>現金給与総額</u> は、前年を上回ったことから、 <u>雇用者所得</u> は、前年を上回った。
物価	<u>消費者物価</u> の前年比は、2 %台後半となった。 <u>消費者物価指数</u> （除く生鮮食品）は、前年を上回った。

【企業倒産】

企業倒産	<u>企業倒産</u> は、横ばい圏内で推移している。 件数（4 件）は前年（9 件）を下回ったほか、負債総額（285 百万円）も前年（319 百万円）を下回った。
------	---

【金融】

預金 貸出	<u>預金・貸出</u> は、ともに前年を上回って推移している。
貸出約定 平均金利	<u>貸出金利</u> は、前月を上回って推移している。

以 上

山口県主要金融経済指標（１）

—— p：速報値、r：訂正または改定値
—— 特に記載のない限り、全て山口県に関する計数

1. 需要コンポーネント

（前年比％）

	公共投資 公共工事 請負金額	輸出入		個人消費					
		輸出	輸入	百貨店・スーパー販売額		コンビニエンス ストア 販売額	ホームセンター 販売額	ドラッグストア 販売額	家電 大型専門店 販売額
				（全店）	（既存店）				
24/ 7-9 月	-29.1	11.1	-28.6	1.6	0.4	0.1	-1.7	4.3	-2.2
10-12	0.3	4.9	-36.0	1.5	0.3	1.3	-3.7	7.0	-1.1
25/ 1-3	18.9	20.4	-17.0	6.5	1.9	0.4	0.5	5.3	3.2
4-6	-37.0	-25.6	p -19.9	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
25/ 3	121.6	12.5	-4.5	9.0	4.3	1.8	-0.1	7.3	2.6
4	-37.0	-29.1	-11.4	8.3	3.3	1.5	1.5	5.1	-3.4
5	-60.3	-29.2	-30.8	6.7	1.8	1.0	-0.1	r 3.2	0.7
6	-7.9	-18.7	p -17.8	p 7.5	p 2.3	p 2.6	p 2.1	p 5.0	p 1.8
資料出所	西日本 建設業保証	財務省		経済産業省					

（前年比％）

	個人消費				住宅投資	設備投資
	乗用車新車 登録台数			新設住宅 着工戸数	建築物着工 床面積 (非居住用)	
		うち 登録車	うち 軽自動車			
24/ 7-9 月	-0.6	-1.0	-0.2	-5.6	-43.5	
10-12	-4.8	0.0	-11.4	28.9	3.1	
25/ 1-3	17.9	14.9	22.4	-25.3	-81.2	
4-6	3.0	0.8	6.3	-4.6	95.9	
25/ 3	13.7	15.4	11.1	-35.4	-83.0	
4	8.8	5.6	14.4	48.4	37.5	
5	-0.1	0.0	-0.1	-42.2	178.8	
6	0.7	-2.7	5.7	-13.0	75.9	
資料出所	中国運輸局			国土交通省		

（前年比％、25年6月調査）

設備投資		
山口県企業短期経済観測調査		
設備投資額 （含む土地投資額）	2024年度実績	2025年度計画
全産業	23.0	10.4
製造業	15.8	11.6
非製造業	46.7	7.1
資料出所	日本銀行下関支店	

（注）公共工事請負金額、輸出入、新設住宅着工戸数、建築物着工床面積の四半期計数、乗用車新車登録台数の月次、四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。

2. 生産関連

（季節調整済・前期比％）

	鉱工業指数		
	生産	出荷	在庫
24/ 7-9 月	8.8	2.7	4.7
10-12	-6.9	-4.1	-2.1
25/ 1-3	-0.5	-1.5	-1.6
4-6	n. a.	n. a.	n. a.
25/ 3	-1.7	-6.9	3.1
4	r -12.2	r -3.0	r 1.4
5	p 30.7	p 15.8	p -3.6
6	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	山口県		

（注）20年基準。

3. 雇用・所得

（前年比％）

	雇用・所得			
	有効求人倍率 （季調済） （倍）	常用労働者数	現金給与総額 （名目）	雇用者所得
24/ 7-9 月	1.48	2.3	1.6	3.9
10-12	1.42	1.4	5.0	6.3
25/ 1-3	1.44	0.8	3.5	4.3
4-6	1.44	n. a.	n. a.	n. a.
25/ 3	1.47	1.3	2.9	4.3
4	1.46	-0.3	3.5	3.2
5	1.45	-1.1	6.4	5.3
6	1.42	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	厚生労働省	山口県		

（注）1. 常用労働者数、現金給与総額は、事業所規模5人以上。指数ベース、20年基準。
2. 有効求人倍率、常用労働者数、現金給与総額の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
3. 雇用者所得は、次式に基づき、日本銀行下関支店で算出。雇用者所得＝常用労働者数×現金給与総額。

山 口 県 主 要 金 融 経 済 指 標 (2)

4. 物価

(前年比%)

		消費者物価指数 (除く生鮮食品)
		山口市
24/ 7-9 月		2.7
10-12		2.7
25/ 1-3		3.6
4-6		3.3
25/ 3		3.9
4		3.6
5		3.5
6		2.8
資料出所		総務省

(注) 消費者物価指数(除く生鮮食品)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。20年基準。

5. 企業倒産、金融

(前年比%)

	企業倒産		金融				
	件数 (件)	負債総額 (百万円)	預金 (末残)	貸出 (末残)	貸出約定平均金利(ストックベース)		
					総合 (%)	短期 (%)	長期 (%)
24/ 7-9 月	17	2,741	1.1	1.2	1.145	1.729	1.132
10-12	13	1,812	1.6	1.1	1.188	1.756	1.175
25/ 1-3	15	1,962	2.0	-0.1	1.220	1.821	1.206
4-6	16	1,785	2.5	0.2	1.340	1.860	1.330
25/ 3	6	370	2.0	-0.1	1.220	1.821	1.206
4	5	303	2.1	0.4	1.229	1.830	1.217
5	7	1,197	2.5	0.3	1.258	1.873	1.246
6	4	285	2.5	0.2	1.340	1.860	1.330
資料出所	東京商工リサーチ		日本銀行下関支店				

- (注) 1. 企業倒産(件数、負債総額)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 2. 預金(末残)および貸出(同)は、以下の定義による。
 ・国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の山口県内店舗分および同県内に本店を置く信用金庫。
 ・銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。
 3. 貸出約定平均金利は、以下の定義による。
 ・山口県内に本店を置く国内銀行(県内店舗ベース)および信用金庫(全店ベース)の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 ・貸出金利・貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、当座貸越を除く。
 4. 預金、貸出、貸出約定平均金利の四半期計数は、各四半期末月の月次計数。



Bank of Japan Shimonoseki Branch

2025 年 7 月 1 日

日本銀行下関支店



企業短期経済観測調査結果（2025年6月）

—山口県—

【調査対象企業数および回答状況】

	調査対象企業数	回答社数	回答率
全産業	173 社	173 社	100.0 %
製造業	84 社	84 社	100.0 %
非製造業	89 社	89 社	100.0 %

【回答期間】 5月28日 ～ 6月30日

【回答率】 業況判断の有効回答社数/調査対象企業数×100

【判断項目の集計方法】

判断項目については、調査対象企業からの回答（「1、2、3」）を、以下のように算出される「DI」（ディフュージョン・インデックス＜Diffusion Index＞）という指標に加工・集計。

DI（%ポイント）

= 「第1選択肢の回答社数構成比（%）」－「第3選択肢の回答社数構成比（%）」

—— 例えば「業況判断DI」は、「1. 良い」「2. さほど良くない」「3. 悪い」のうち、「1. 良い」の回答社数構成比から「3. 悪い」の回答社数構成比を引いて算出。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本銀行下関支店総務課（TEL：083-233-3113）

当資料は当店ホームページ（<https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/>）に掲載しています。

1. 業況判断

業況判断DI

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全産業	15	20	18	9	15	▲ 3	8	▲ 7
製造業	12	14	10	3	5	▲ 5	3	▲ 2
非製造業	19	25	25	14	24	▲ 1	13	▲ 11

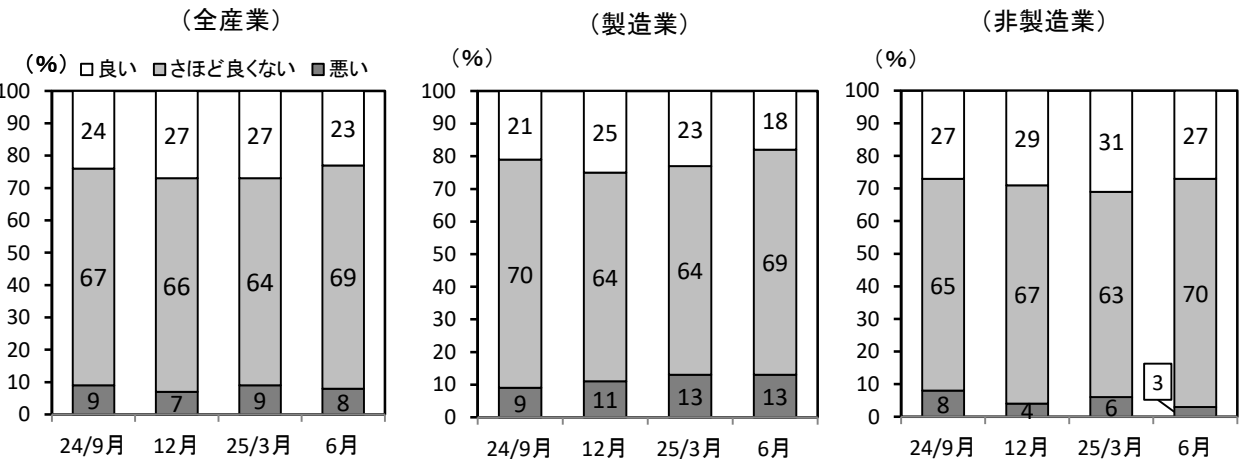
(注) 判断項目において、「最近」は回答時点を、「先行き」は3か月後を示す。「最近」の変化幅は、前回調査の「最近」との対比。「先行き」の変化幅は、今回調査の「最近」との対比（以下、同じ）。

主要業種別業況判断DI

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
				最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
製造業	化学	5	5	▲ 5	▲ 5	0	5	▲ 5	▲ 5
	窯業・土石製品	50	50	50	50	50	0	50	0
	鉄鋼	0	0	▲ 9	▲ 18	▲ 18	▲ 9	▲ 18	0
	食料品	11	0	12	12	0	▲ 12	12	12
	はん用・生産用・業務用機械	43	43	57	15	43	▲ 14	57	14
	電気機械	0	33	33	16	▲ 16	▲ 49	0	16
	輸送用機械	33	33	33	33	33	0	33	0
非製造業	建設	25	29	33	21	42	9	34	▲ 8
	不動産・物品賃貸	20	20	25	0	25	0	▲ 25	▲ 50
	卸売	11	33	38	13	13	▲ 25	0	▲ 13
	小売	0	▲ 7	15	22	7	▲ 8	15	8
	運輸・郵便	20	30	30	10	10	▲ 20	0	▲ 10
	対事業所サービス	45	45	45	33	44	▲ 1	33	▲ 11
	宿泊・飲食サービス	43	43	0	▲ 14	14	14	▲ 14	▲ 28
全国（全規模・全産業）		14	15	15	10	15	0	9	▲ 6

▽業況判断DIの選択肢別社数構成比



2. 売上・収益計画

売上高

(前年度比・%)

	2023年度	2024年度		2025年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	▲ 2.9	▲ 34.1	2.0	0.3	0.9
製造業	2.4	0.4	1.6	2.2	1.9
非製造業	▲ 4.7	▲ 46.8	2.3	▲ 0.9	0.2
全国（全規模・全産業）	3.0	3.8	0.5	1.4	1.0

(注) 修正率は、前回調査との対比（以下同じ）。

経常利益

(前年度比・%)

	2023年度	2024年度		2025年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	25.1	▲ 5.6	15.0	▲ 16.9	2.4
製造業	58.7	17.9	15.3	▲ 9.1	1.3
非製造業	9.0	▲ 22.2	14.7	▲ 25.3	3.9
全国（全規模・全産業）	12.4	5.6	3.9	▲ 5.7	▲ 0.6

3. 設備投資計画等

設備投資額（含む土地投資額）

(前年度比・%)

	2023年度	2024年度		2025年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	4.9	23.0	2.2	10.4	13.3
製造業	3.1	15.8	▲ 6.4	11.6	2.9
非製造業	11.1	46.7	34.1	7.1	55.8
全国（全規模・全産業）	10.6	7.5	▲ 0.6	6.7	6.0

(注) ソフトウェア投資額、研究開発投資額は含まない。

生産・営業用設備判断DI

(「過剰」－「不足」・%ポイント)

	2024年		2025年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	▲ 3	▲ 4	▲ 4	▲ 5	▲ 2	2	▲ 3	▲ 1
製造業	▲ 2	▲ 4	▲ 4	0	2	6	0	▲ 2
非製造業	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 8	▲ 5	▲ 2	▲ 5	0

4. 需給、在庫、価格判断

国内での製商品・サービス需給判断DI

(「需要超過」－「供給超過」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	▲ 9	▲ 9	▲ 10	▲ 11	▲ 12	▲ 2	▲ 13	▲ 1
製造業	▲ 13	▲ 14	▲ 18	▲ 18	▲ 18	0	▲ 18	0
非製造業	▲ 7	▲ 6	▲ 5	▲ 6	▲ 8	▲ 3	▲ 9	▲ 1

製商品在庫水準判断DI

(「過大」－「不足」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
製造業	15	26	16		18	2		

販売価格判断DI

(「上昇」－「下落」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	25	31	31	42	27	▲ 4	38	11
製造業	36	43	28	50	22	▲ 6	30	8
非製造業	18	24	33	37	31	▲ 2	43	12

仕入価格判断DI

(「上昇」－「下落」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	44	41	42	48	41	▲ 1	48	7
製造業	45	41	34	52	37	3	48	11
非製造業	45	42	48	44	44	▲ 4	49	5

5. 雇用

雇用人員判断DI

(「過剰」－「不足」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	▲ 43	▲ 48	▲ 49	▲ 49	▲ 42	7	▲ 48	▲ 6
製造業	▲ 30	▲ 41	▲ 42	▲ 39	▲ 33	9	▲ 39	▲ 6
非製造業	▲ 51	▲ 52	▲ 56	▲ 57	▲ 50	6	▲ 54	▲ 4

新卒採用計画（6月・12月調査のみ）

(前年度比・%)

	2024年度 実績	2025年度 計画	2026年度 計画
全産業	▲ 13.3	0.8	17.3
製造業	▲ 15.6	7.4	16.1
非製造業	▲ 11.6	▲ 4.1	18.3

6. 企業金融

資金繰り判断DI

(「楽である」－「苦しい」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	14	11	14		17	3		

金融機関の貸出態度判断DI

(「緩い」－「厳しい」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	20	22	20		26	6		

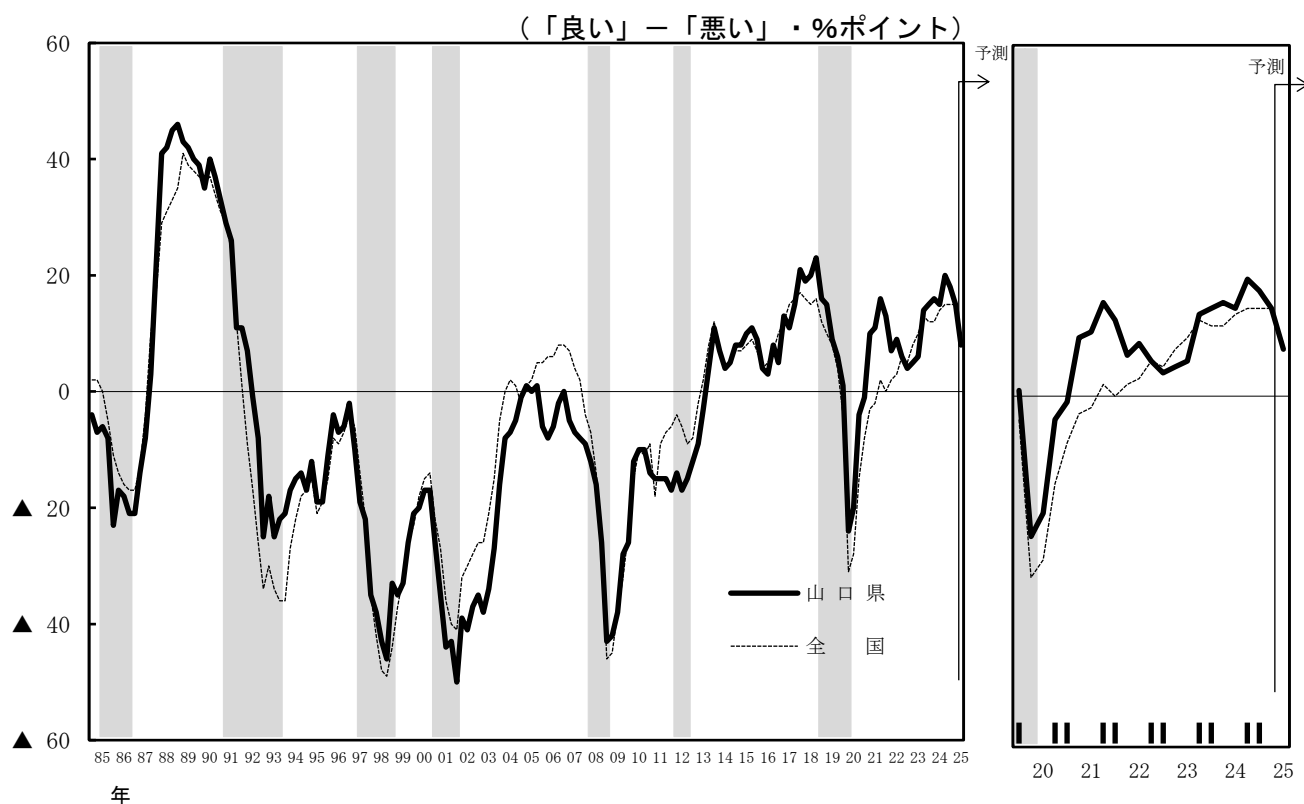
借入金利水準判断DI

(「上昇」－「低下」・%ポイント)

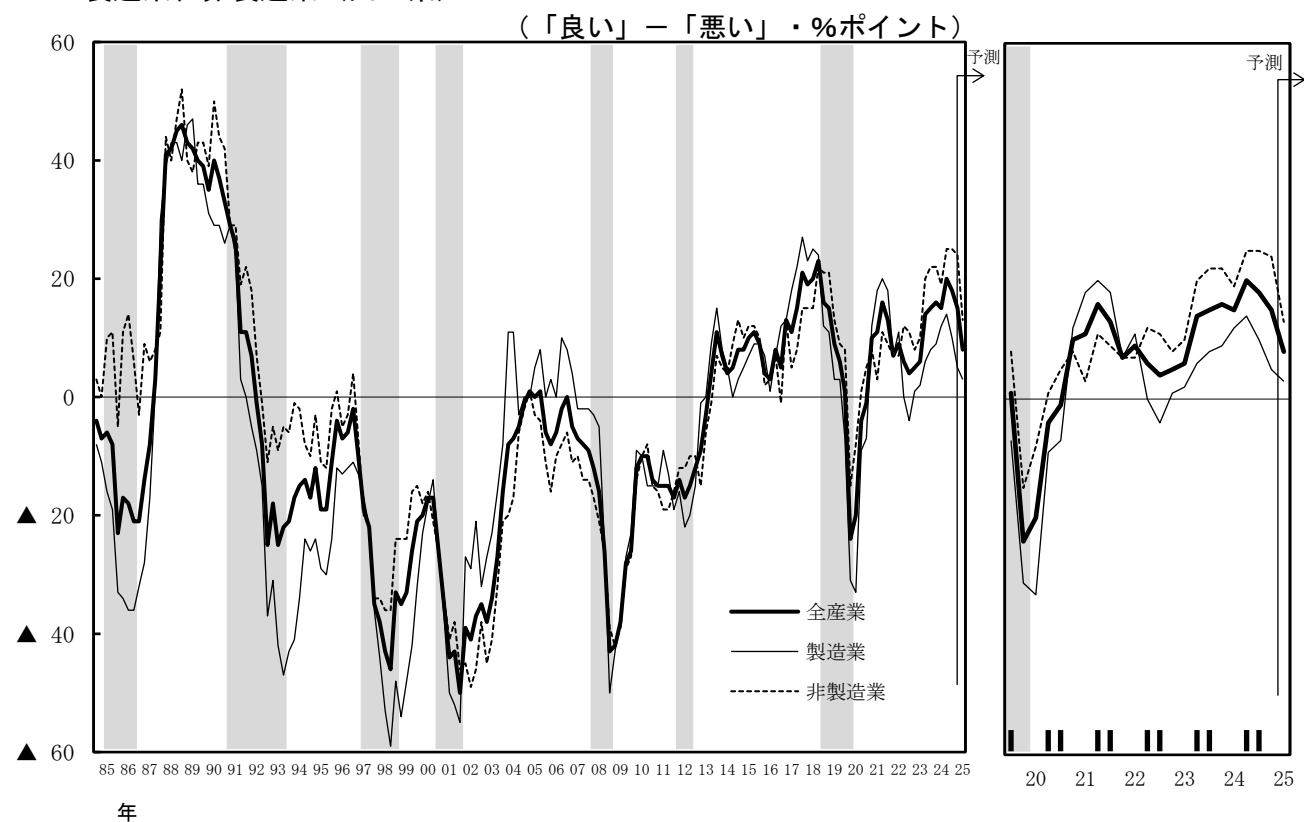
	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	37	47	54	58	53	▲ 1	48	▲ 5

(参考) 業況判断DIの推移

▽全産業（山口県、全国）



▽製造業、非製造業（山口県）



(注) シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。

年月	日本銀行下関支店の景気表現
15/1月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。
2月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。
3月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。
4月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。
5月	県内景気は、緩やかに回復している。
6月	県内景気は、緩やかに回復している。
7月	県内景気は、緩やかに回復している。
8月	県内景気は、緩やかに回復している。
9月	県内景気は、緩やかに回復している。
10月	県内景気は、緩やかに回復している。
11月	県内景気は、緩やかに回復している。
12月	県内景気は、緩やかに回復している。
16/1月	県内景気は、天候要因等により個人消費に幾分弱さがみられるものの、基調としては緩やかに回復している。
2月	県内景気は、天候要因等により個人消費に幾分弱さがみられるものの、基調としては緩やかに回復している。
3月	県内景気は、緩やかに回復している。
4月	県内景気は、緩やかに回復している。
5月	県内景気は、個人消費の弱まりから回復の動きが足踏みしている。
6月	県内景気は、個人消費の弱まりから回復の動きが足踏みしている。
7月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
8月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
9月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
10月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
11月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
12月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
17/1月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
2月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
3月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
4月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
5月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
6月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
7月	県内景気は、緩やかに回復している。
8月	県内景気は、緩やかに回復している。
9月	県内景気は、緩やかに回復している。
10月	県内景気は、緩やかに回復している。
11月	県内景気は、緩やかに回復している。
12月	県内景気は、緩やかに回復している。

	18/1月	県内景気は、緩やかに回復している。
	2月	県内景気は、緩やかに回復している。
	3月	県内景気は、緩やかに回復している。
	4月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	5月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	6月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	7月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	8月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。この間、7月に発生した豪雨等については、個人消費、生産面などで影響がみられている。
	9月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。この間、7月に発生した豪雨等については、個人消費、生産面などで影響がみられている。
	10月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。この間に発生した豪雨等については、個人消費、生産面などで影響がみられた。
	11月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	12月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	19/1月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	2月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	3月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	4月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	5月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	6月	県内景気は、基調としては回復している。
	7月	県内景気は、基調としては回復している。
	8月	県内景気は、基調としては回復している。
	9月	県内景気は、基調としては回復している。
	10月	県内景気は、基調としては回復している。
	11月	県内景気は、基調としては回復している。
	12月	県内景気は、基調としては回復している。
	20/1月	県内景気は、基調としては回復している。
	2月	県内景気は、基調としては回復している。
	3月	県内景気は、基調としては回復している。ただし、足もとでは新型コロナウイルス感染症の影響がみられ始めている。
	4月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症などの影響から、このところ弱めの動きとなっている。
	5月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている。
	6月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一段と弱い動きとなっている。
	7月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きが続いている。
	8月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きが続いている。
	9月	県内景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い状況が続いている。
	10月	県内景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い状況が続いている。
	11月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により弱い状況が続いているものの、持ち直しの動きがみられている。
	12月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。

	21/1月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。
	2月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。
	3月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。
	4月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況ながら、全体として持ち直している。
	5月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況ながら、全体として持ち直している。
	6月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況ながら、全体として持ち直している。
	7月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況が一部にみられるものの、全体として持ち直している。
	8月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況が一部にみられるものの、全体として持ち直している。
	9月	県内景気は、持ち直しの動きが一服している。
	10月	県内景気は、持ち直しの動きが一服している。
	11月	県内景気は、持ち直しの動きが一服している。
	12月	県内景気は、持ち直している。
	22/1月	県内景気は、持ち直している。
	2月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により一部に弱さがみられるものの、全体として持ち直している。
	3月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより一部に下押し圧力が強まっていることから、持ち直しのベースが鈍化している。
	4月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより一部に下押し圧力が強い状態が続く中、持ち直しのベースが鈍化している。
	5月	県内景気は、持ち直しのベースが鈍化している。
	6月	県内景気は、持ち直しのベースが鈍化している。
	7月	県内景気は、持ち直しのベースが鈍化している。
	8月	県内景気は、緩やかに持ち直している。
	9月	県内景気は、緩やかに持ち直している。
	10月	県内景気は、持ち直している。
	11月	県内景気は、持ち直している。
	12月	県内景気は、持ち直している。
	23/1月	県内景気は、持ち直している。
	2月	県内景気は、持ち直している。
	3月	県内景気は、持ち直している。
	4月	県内景気は、持ち直している。
	5月	県内景気は、持ち直している。
	6月	県内景気は、持ち直している。
	7月	県内景気は、持ち直している。
	8月	県内景気は、持ち直している。
	9月	県内景気は、持ち直している。
	10月	県内景気は、持ち直している。
	11月	県内景気は、持ち直している。
	12月	県内景気は、持ち直している。
	24/1月	県内景気は、緩やかに回復している。
	2月	県内景気は、緩やかに回復している。
	3月	県内景気は、緩やかに回復している。
	4月	県内景気は、緩やかに回復している。
	5月	県内景気は、緩やかに回復している。
	6月	県内景気は、緩やかに回復している。
	7月	県内景気は、緩やかに回復している。
	8月	県内景気は、緩やかに回復している。
	9月	県内景気は、緩やかに回復している。
	10月	県内景気は、緩やかに回復している。
	11月	県内景気は、緩やかに回復している。
	12月	県内景気は、緩やかに回復している。
	25/2月	県内景気は、緩やかに回復している。
	3月	県内景気は、緩やかに回復している。
	4月	県内景気は、緩やかに回復している。
	5月	県内景気は、緩やかに回復している。

	6月	県内景気は、緩やかに回復している。
	7月	県内景気は、緩やかに回復している。
	8月	県内景気は、緩やかに回復している。
(注) 年月は、公表日基準。		

法人企業景気予測調査結果

(令和7年4～6月期調査)

【山口県の概要】

目次	ページ
調査要領	1
1. 景況判断	2
2. 企業収益	4
3. 設備投資	6
4. 雇用	7
参考資料	8

令和7年6月12日
財務省中国財務局
山口財務事務所



ざいちゅう

本調査についての問い合わせ先：
財務省中国財務局山口財務事務所
財務課長 石田
TEL: (083) 922 - 2190 (代)
HP: <https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm>



調査結果は、こちらからも
確認できます。

[調査要領]

1. 調査の目的と根拠

企業活動の現状と見通しに対する企業経営者の判断を調査し、地域経済情勢を的確に把握するとともに、財政・経済政策運営上の基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として実施。

2. 調査実施時点

令和 7 年 5 月 15 日

3. 調査対象企業

資本金、出資金または基金(以下、「資本金」という。)1 千万円以上(電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は 1 億円以上)の県内所在法人

4. 調査対象期間(時点)

- (1) 判断調査 …… 令和 7 年 4 月から 6 月(または 6 月末)の現状(見込み)
令和 7 年 7 月から 9 月(または 9 月末)の見通し
令和 7 年 10 月から 12 月(または 12 月末)の見通し
- (2) 計数調査 …… 令和 6 年度の実績、令和 7 年度の実績見込み

5. 調査対象企業数及び回答状況

区 分	業 種 別		規 模 別			合 計
	製 造 業	非 製 造 業	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業	
対 象 企 業 数	45 社	69 社	25 社	29 社	60 社	114 社
回 答 企 業 数	42 社	64 社	24 社	28 社	54 社	106 社
回 答 率	93.3%	92.8%	96.0%	96.6%	90.0%	93.0%

- (注)・大 企 業 : 資本金 10 億円以上
・中堅企業 : 資本金 1 億円以上 10 億円未満
・中小企業 : 資本金 1 千万円以上 1 億円未満

6. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目とも単純集計。

7. グラフの見方

- (1) 棒グラフは、回答企業数の構成比または金額の増減率を表す。
(2) 折れ線グラフは、BSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)を表す。

(参考)

BSI は、前期と比較した「上昇」または「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法。

- (例) 前期と比べて 「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%
「不変」と回答した企業の構成比・・・25.0%
「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%
「不明」と回答した企業の構成比・・・ 5.0%

景況判断 BSI=(「上昇」40.0%)－(「下降」30.0%)=10.0%ポイント(「上昇」超)

- (3) 点線の折れ線グラフは、前回調査時(令和 7 年 1 月から 3 月期)の予測を指す。

1.景況判断

○ 現状判断

- ・ 現状(令和 7 年 4 月から 6 月期)の景況判断 BSI は▲10.4%ポイントと「下降」超幅が縮小している。
- ・ 業種別にみると、製造業は▲9.5%ポイントと「下降」超幅が縮小し、非製造業は▲10.9%ポイントと「下降」超幅が拡大している。規模別にみると、大企業は 0.0%ポイントと「上昇」と「下降」が拮抗し、中堅企業は▲7.1%ポイント、中小企業は▲16.7%ポイントと「下降」超幅が拡大している。

○ 先行き見通し

- ・ 翌期(令和 7 年 7 月から 9 月期)は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。
- ・ 業種別にみると、製造業は「下降」超幅が縮小し、非製造業は「上昇」と「下降」が拮抗する見通しとなっている。規模別にみると、大企業は「上昇」超となり、中堅企業は「上昇」と「下降」が拮抗し、中小企業は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。
- ・ 翌々期(令和 7 年 10 月から 12 月期)は「下降」超が続く見通しとなっている。

景況判断 BSI の推移 (原数値)

(BSI : 前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

(%ポイント)

区 分		前回(7/1-3)調査時予測		今 回 調 査			
				7/4-6		7-9 見通し	10-12 見通し
		現状判断	7/4-6見通し	現状判断	変化幅		
全 産 業		▲ 11.0	0.9	▲ 10.4	+ 0.6	▲ 0.9	▲ 0.9
業 種	製 造 業	▲ 16.3	0.0	▲ 9.5	+ 6.8	▲ 2.4	▲ 2.4
	非 製 造 業	▲ 7.6	1.5	▲ 10.9	▲ 3.3	0.0	0.0
規 模	大 企 業	▲ 11.1	7.4	0.0	+ 11.1	4.2	0.0
	中 堅 企 業	▲ 3.3	10.0	▲ 7.1	▲ 3.8	0.0	▲ 3.6
	中 小 企 業	▲ 15.4	▲ 7.7	▲ 16.7	▲ 1.3	▲ 3.7	0.0

(参考)寄与の大きい業種

		業種名
製造業	上昇	金属製品
		化学
	下降	窯業・土石
		その他製造
非製造業	上昇	宿泊・飲食サービス
		職業紹介・労働者派遣
	下降	建設
		情報通信

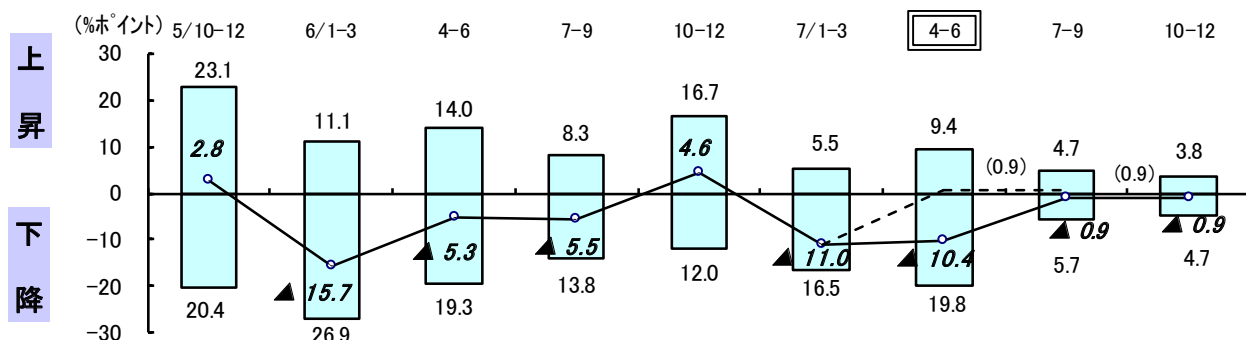
景況判断 BSI の推移（原数値）

（BSI：前期比判断「上昇」－「下降」社数構成比）

【全産業】

点線及び()は前回〔令和 7 年 1 月から 3 月期〕調査時予測

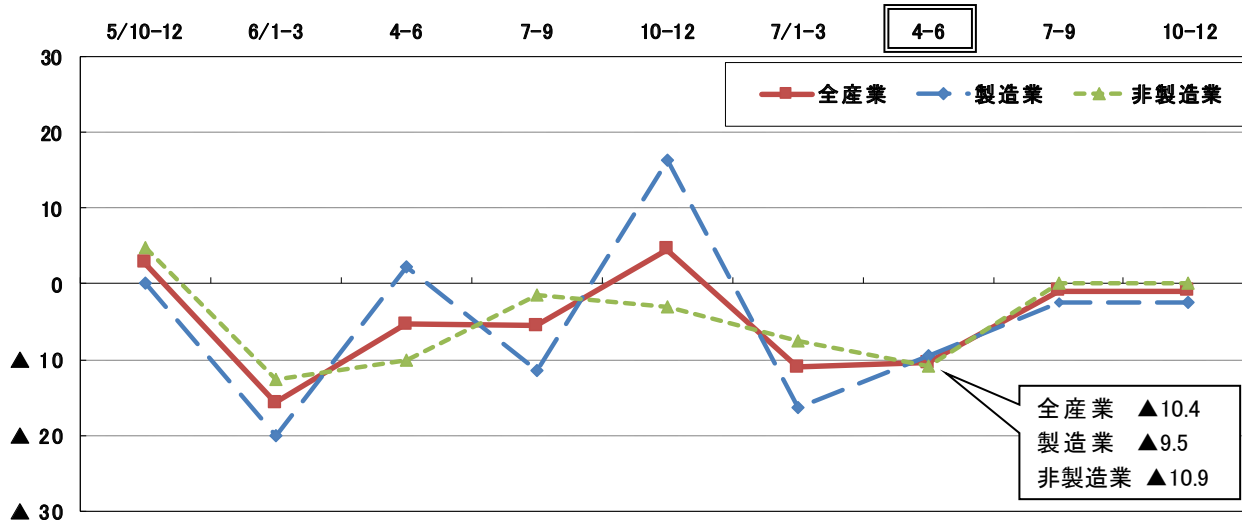
現状判断←| |→見通し



(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイント表記した計数の差と一致しない場合がある。

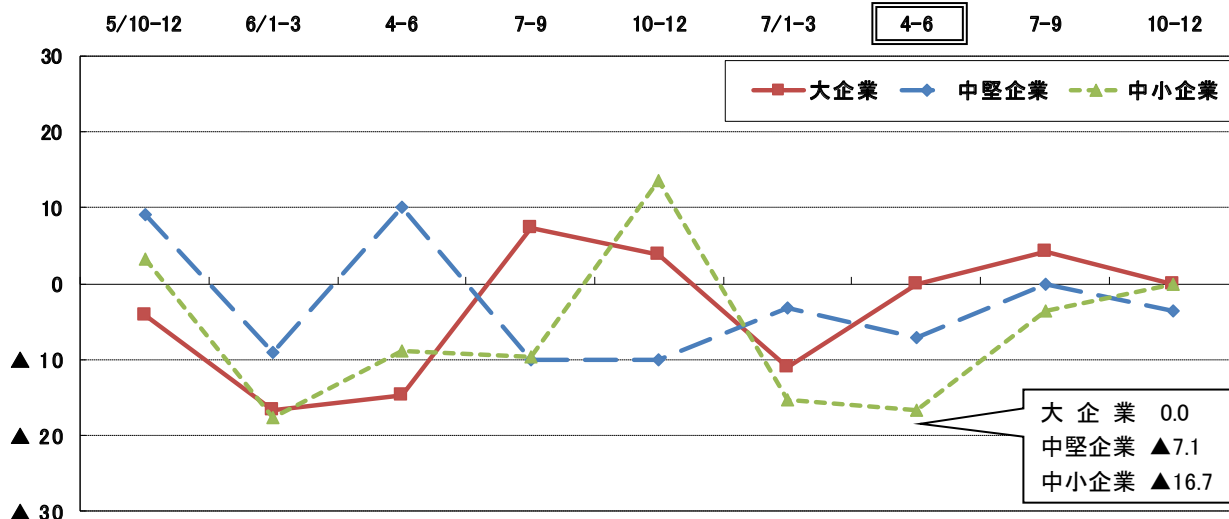
【業種別】

現状判断←| |→見通し



【規模別】

現状判断←| |→見通し



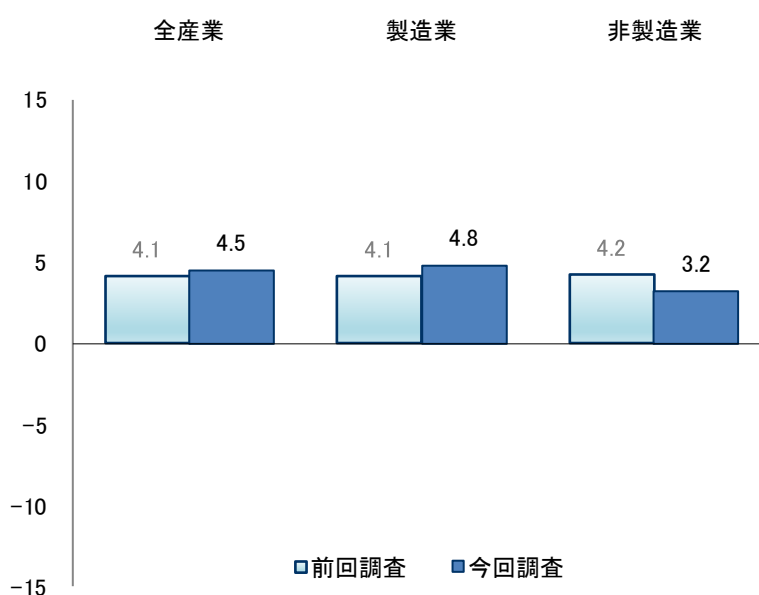
2. 企業収益

(1) 売上高（回答企業数 76 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

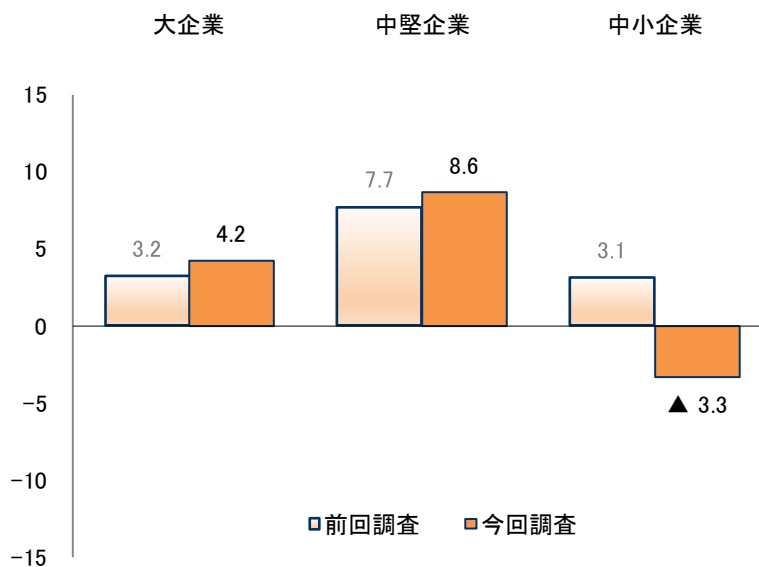
○ 令和 7 年度の売上高は、前年度比 4.5%の増収見込みとなっている。

- 業種別にみると、製造業は、自動車・同附属品などで減収となるものの、化学、パルプ・紙等などで増収となることから、全体としては 4.8%の増収見込みとなっている。非製造業は、建設などで減収となるものの、小売、運輸・郵便などで増収となることから、全体としては 3.2%の増収見込みとなっている。

【全産業・業種別】（前年度比増減率）



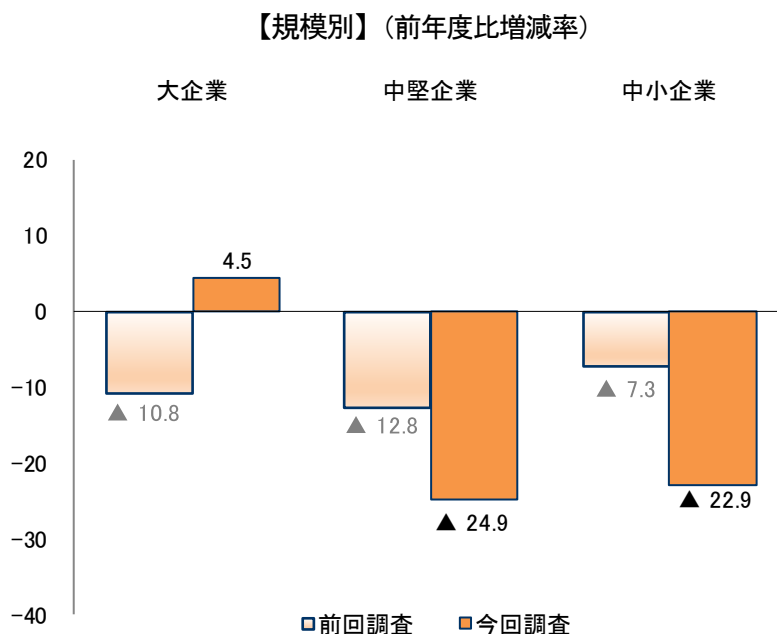
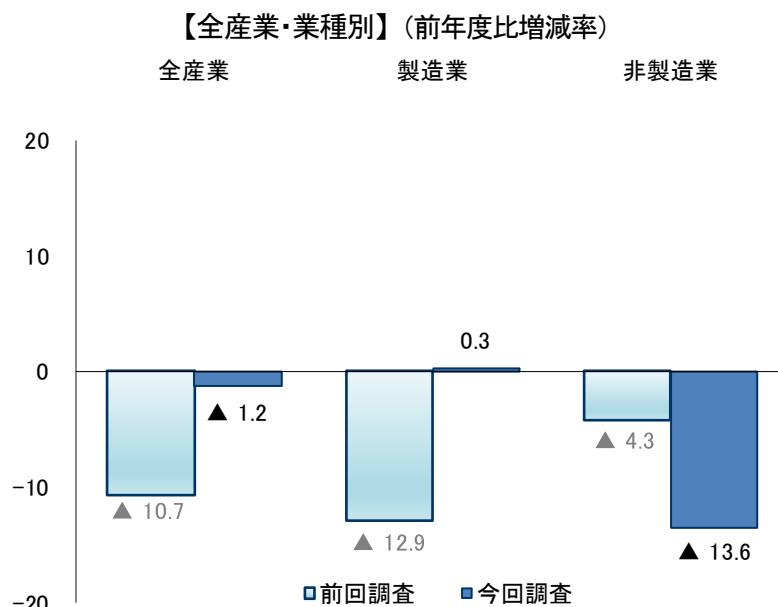
【規模別】（前年度比増減率）



(2) 経常利益（回答企業数 75 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

○ 令和 7 年度の経常利益は、前年度比▲1.2%の減益見込みとなっている。

- 業種別にみると、製造業は、生産用機械などで減益となるものの、化学、金属製品などで増益となることから、全体としては 0.3%の増益見込みとなっている。非製造業は、情報通信などで増益となるものの、運輸・郵便、リースなどで減益となることから、全体としては▲13.6%の減益見込みとなっている。

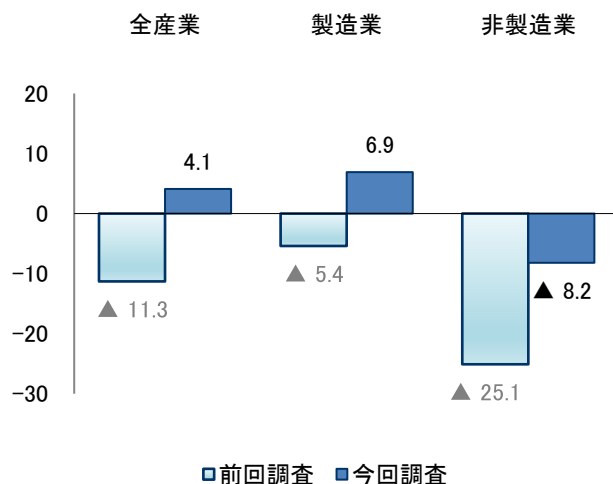


3.設備投資（回答企業数83社：土地購入額を除く、ソフトウェア投資額を含む）

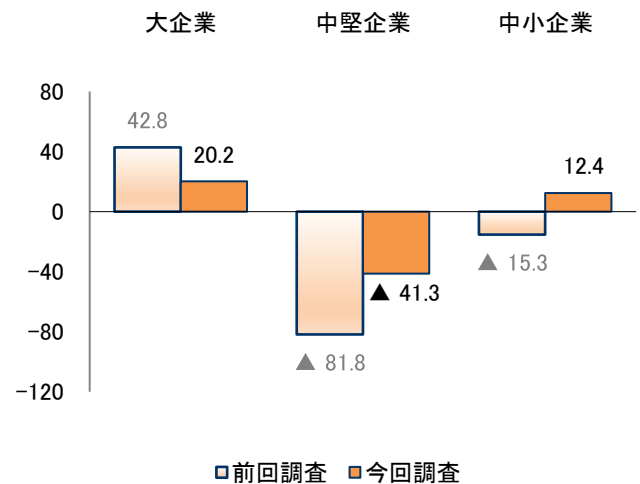
○ 令和7年度の設備投資計画は、前年度比4.1%の増加見込みとなっている。

・ 業種別にみると、製造業は、電気機械などで減少するものの、化学、生産用機械などで増加することから、全体としては6.9%の増加見込みとなっている。非製造業は、金融・保険などで増加するものの、運輸・郵便、鉱業・採石等などで減少することから、全体としては▲8.2%の減少見込みとなっている。規模別にみると、大企業(20.2%)、中小企業(12.4%)は増加見込みとなっており、中堅企業(▲41.3%)は減少見込みとなっている。

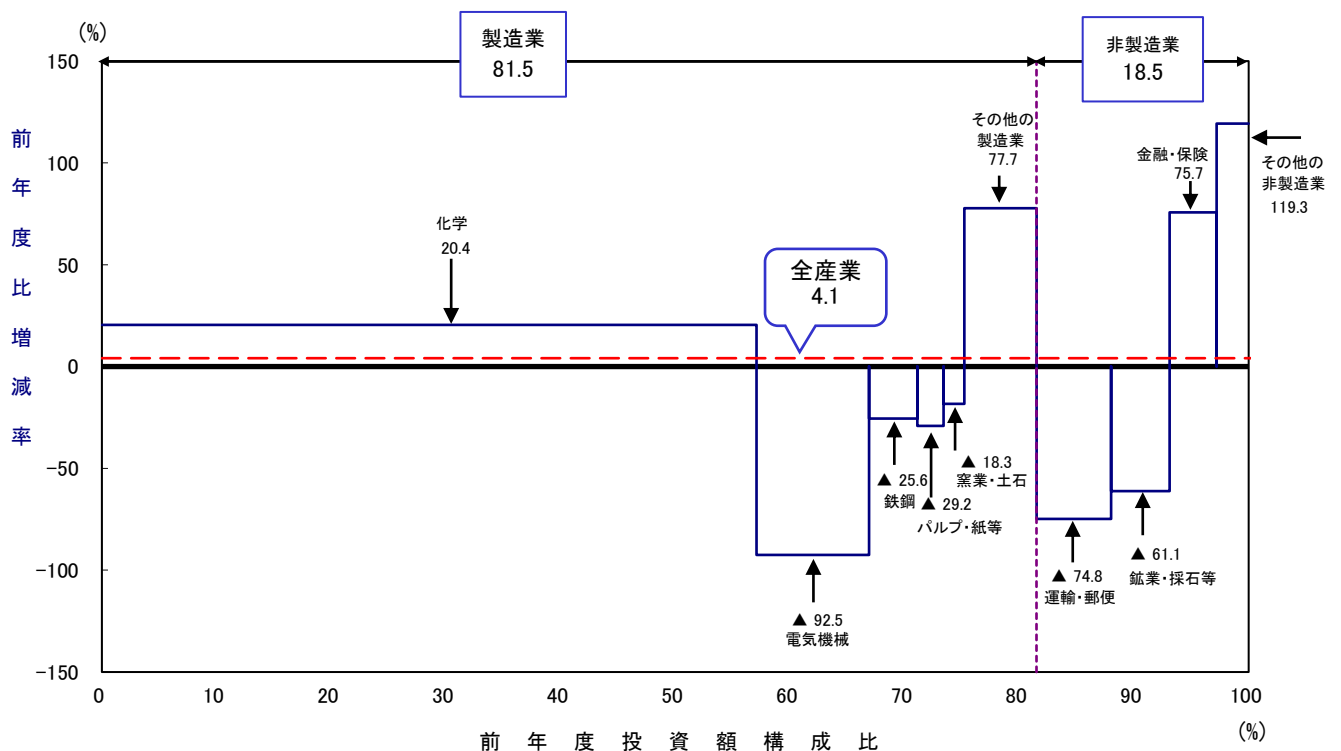
【全産業・業種別】(前年度比増減率)



【規模別】(前年度比増減率)



【主要業種別 設備投資状況(令和7年度)】



4.雇用

○ 現状判断

- ・現状(令和7年6月末)の従業員数判断BSI(回答企業数105社)は28.6%ポイントと「不足気味」超となっており、前期(令和7年3月末)に比べ、「不足気味」超幅が縮小している。
- ・業種別にみると、製造業は11.9%ポイントと「不足気味」超幅が拡大しており、非製造業は39.7%ポイントと「不足気味」超幅が縮小している。

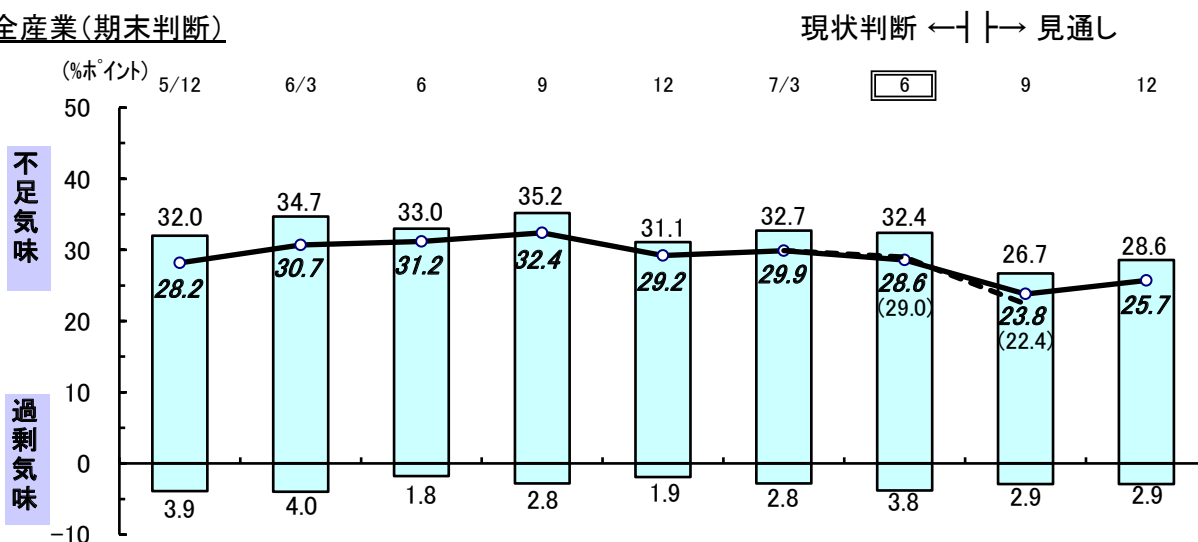
○ 先行き見通し

- ・翌期、翌々期は、ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

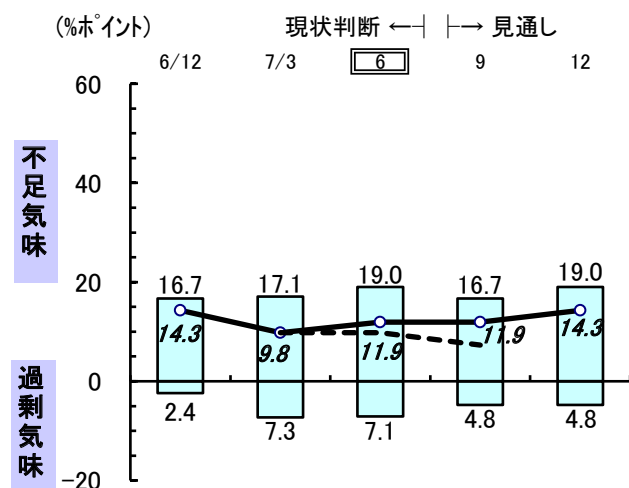
従業員数判断BSIの推移(臨時・パート含む)(原数値)

(BSI：期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)
点線及び()は前回〔令和7年1月から3月期〕調査時予測

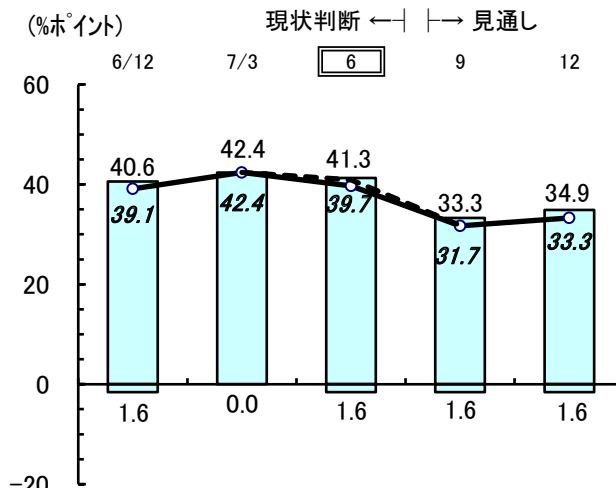
・ 全産業(期末判断)



・ 製造業(期末判断)



・ 非製造業(期末判断)



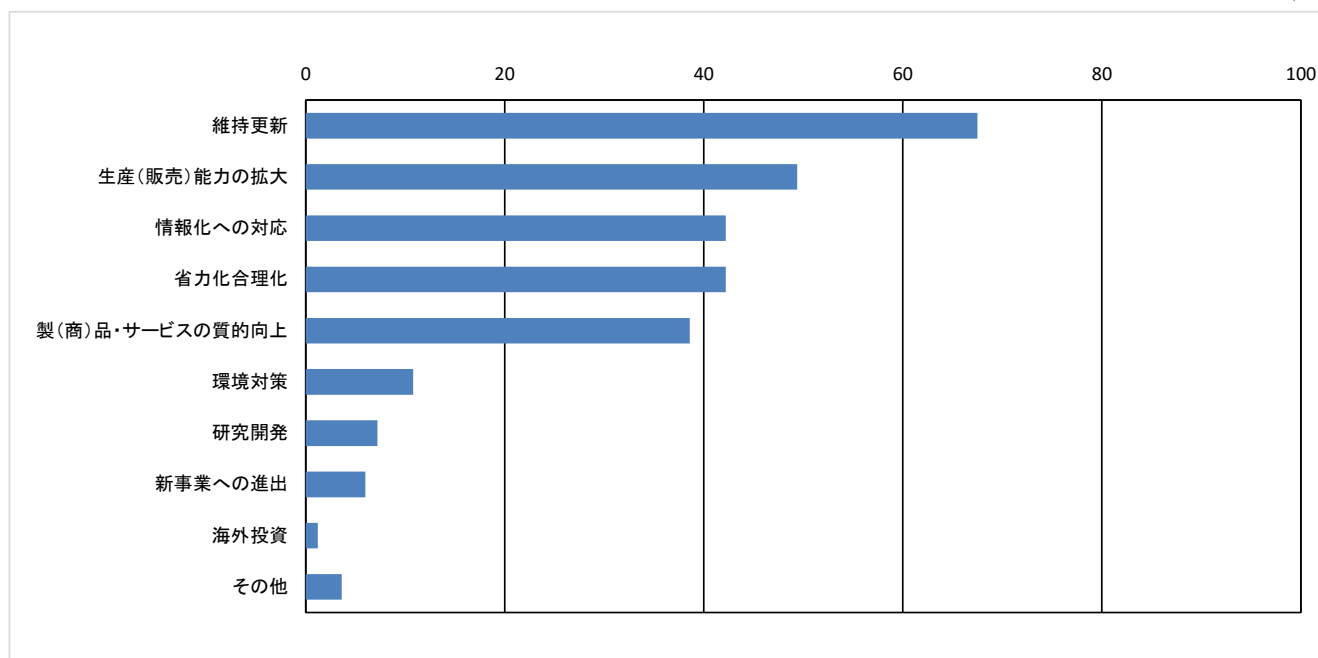
(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。

〔 参 考 資 料 〕

1. 今年度における設備投資スタンス

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答社数の構成比

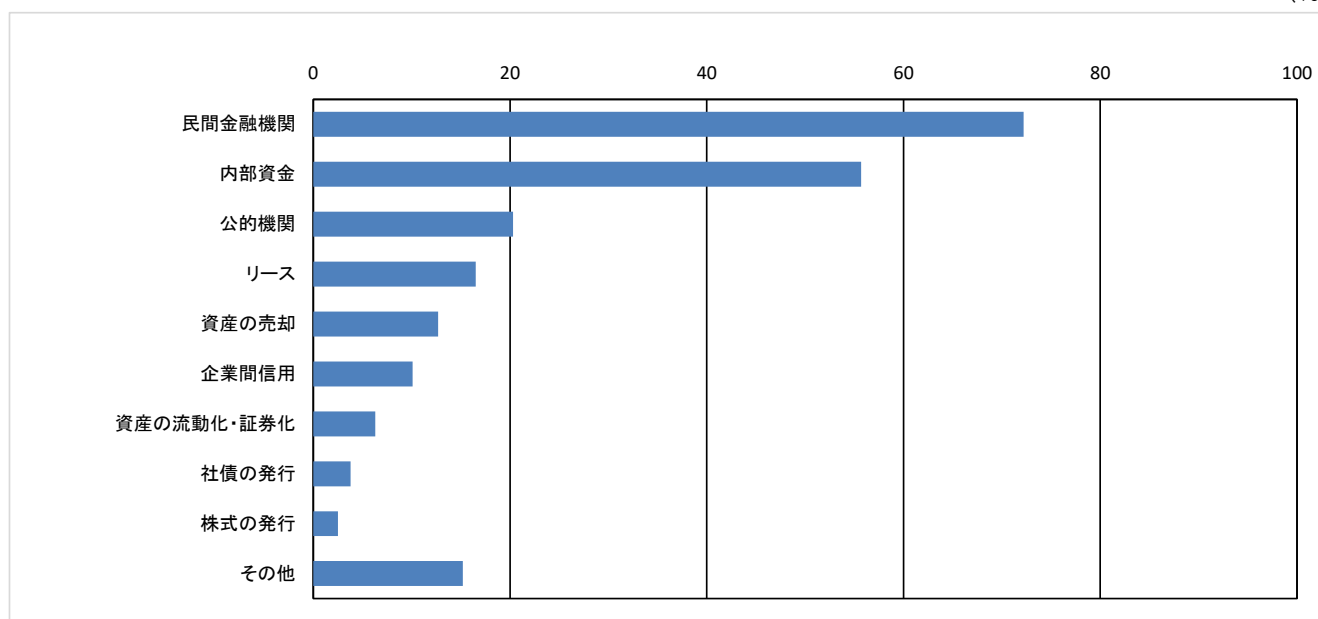
(%)



2. 今年度における資金調達方法

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答社数の構成比

(%)





山口県内の経済情勢

令和 7 年 7 月 29 日

財務省中国財務局
山口財務事務所



ざいちゅう

本調査についてのお問い合わせ先：

財務省中国財務局山口財務事務所

財務課長 吉田

TEL：(083) 922-2190(代)

HP 掲載先：

<https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/chousatoukei/jouseitop.htm>



調査結果は、こちらからも
確認できます。

1. 総論

【総括判断】

「県内経済は、緩やかに回復しつつある」

項 目	前回（7 年 4 月判断）	今回（7 年 7 月判断）	前回 比較
総括判断	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	

（注）7 年 7 月判断は、前回 7 年 4 月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、回復しつつある。生産活動は、持ち直しつつある。雇用情勢は、緩やかに改善しつつある。

【各項目の判断】

項 目	前回（7 年 4 月判断）	今回（7 年 7 月判断）	前回 比較
-----	---------------	---------------	----------

個人消費	緩やかに回復しつつある	回復しつつある	
生産活動	持ち直しつつある	持ち直しつつある	
雇用情勢	緩やかに改善しつつある	緩やかに改善しつつある	

設備投資	6 年度は前年度を上回る見込み	7 年度は前年度を上回る見込み	
企業収益	6 年度は減益見込み	7 年度は減益見込み	
企業の 景況感	「下降」超に転じる	「下降」超幅は縮小	
住宅建設	前年を上回る	前年を下回る	
輸出	前年を上回る	前年を下回る	

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「回復しつつある」

百貨店・スーパー販売、ドラッグストア販売は飲食料品などが好調であることから、前年を上回っている。コンビニエンスストア販売は総菜、ホームセンター販売は園芸・エクステリア、家電大型専門店販売は携帯電話などが堅調であることから、前年を上回っている。

また、乗用車販売は軽乗用車などが堅調であることから、前年を上回っている。

(主なヒアリング結果)

- 米の価格は依然として高値で推移しているが、買い控えもなくよく売れている。6月中旬から気温が上昇したことで、冷たい飲料や麺類などの夏物商材の売上が伸びている。(スーパー)
- 価格は高いものの、インターネットで評価の高い化粧品が売れている。一方で、節約志向の高まりからまとめ買いやポイントデーの活用などより安く食料品を求める人が増えており、普段は節約するが必要と判断した時にはしっかりお金を使うメリハリ消費の傾向が強まっていると感じる。(ドラッグストア)
- チルド弁当や総菜など商品の品揃えを増やしたことで消費者の購買意欲が高まり、売れ行きがよい。(コンビニエンスストア)
- 近辺で新築住宅が増えており、ガーデニングやアウトドア用品などを収納する物置の販売が伸びている。(ホームセンター)
- スマートフォンは携帯電話各社の乗り換えキャンペーンの効果により、価格は高くても売れている。(家電大型専門店)
- 新型車が発売されたことで軽乗用車の販売台数が増加している。(自動車販売店)
- 4月から開催されている大阪・関西万博を訪れるツアーが個人、団体ともに好調であるなど、旺盛な旅行需要が続いている。(旅行代理店)

■ 生産活動 「持ち直しつつある」

輸送機械は海外での価格競争が激しく販売量が落ち込んでいる影響など、化学はインフラ向けの需要低迷などから、減少している。

鉄鋼は業務用厨房向けなど、汎用・生産用・業務用機械は船用機械の需要が堅調なことから、増加している。

- 北米で価格競争が激しい中、一部車種の販売が落ち込み、生産量が減少している。(輸送機械)
- 公共事業の案件の減少や中国の不動産市場が回復していない影響を受け、国内外のインフラ向けで需要が低迷している。(化学)
- インバウンドが増加するなど観光需要の高まりにより、レストランなどの外食産業向け業務用厨房の受注が堅調。(鉄鋼)
- 脱炭素の流れを受け、環境規制に対応した船舶の更新需要が高まっており、船用機械の受注が堅調。(汎用機械)

■ 雇用情勢 「緩やかに改善しつつある」

有効求人倍率は、引き続き高めに推移している。

新規求人数は、卸売・小売業などで減少しており、前年を下回っている。

- 店舗では従業員不足が常態化しており、アルバイトやパートを募集しても応募がないため、単発、短時間で働くスポットワーカーを活用している。(小売)
- 人手不足に対応するために、セルフレジや発注用タブレットなどの導入によって省人化に取り組む事業所が増えている。(公的機関)

■ 設備投資 「7年度は前年度を上回る見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 製造業は、電気機械などで減少するものの、化学、生産用機械などで増加することから、全体では前年度を上回る見込みとなっている。
- 非製造業は、金融・保険などで増加するものの、運輸・郵便、鉱業・採石等などで減少することから、全体では前年度を下回る見込みとなっている。

- カーボンニュートラルの実現に向けて関連設備を新設するなどの設備投資を進めている。(化学)
- 前年度は大型の新設設備の投資を行ったが、今年度は設備の維持更新のみ。(運輸・郵便)

■ 企業収益 「7年度は減益見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 製造業は、生産用機械などで減益となるものの、化学、金属製品などで増益となることから、全体では増益見込みとなっている。
- 非製造業は、情報通信などで増益となるものの、運輸・郵便、リースなどで減益となることから、全体では減益見込みとなっている。

■ 企業の景況感 「『下降』超幅は縮小」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 企業の景況判断BSIは、「下降」超幅が縮小している。なお、先行きは「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。

■ 住宅建設 「前年を下回る」

- 新設住宅着工戸数は、貸家、分譲住宅などが減少していることから、前年を下回っている。

■ 輸出 「前年を下回る」

- 輸出(円ベース)は、自動車、一般機械などが減少していることから、前年を下回っている。地域別では、アジア、北米などで減少している。
なお、輸入(円ベース)は、石油製品、石炭などが減少していることから、前年を下回っている。地域別では、中東、大洋州などで減少している。

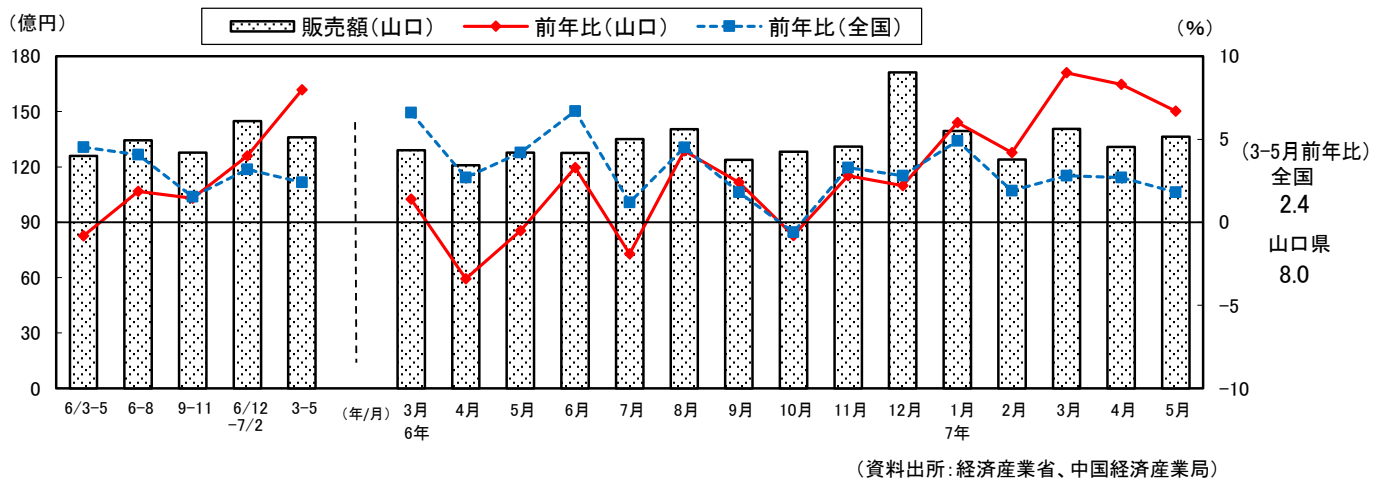
資料編

目次	ページ
1. 個人消費	1
2. 生産活動	3
3. 雇用情勢	4
4. 設備投資	5
5. 企業収益	6
6. 企業の景況感	6
7. 住宅建設	6
8. 輸 出	7

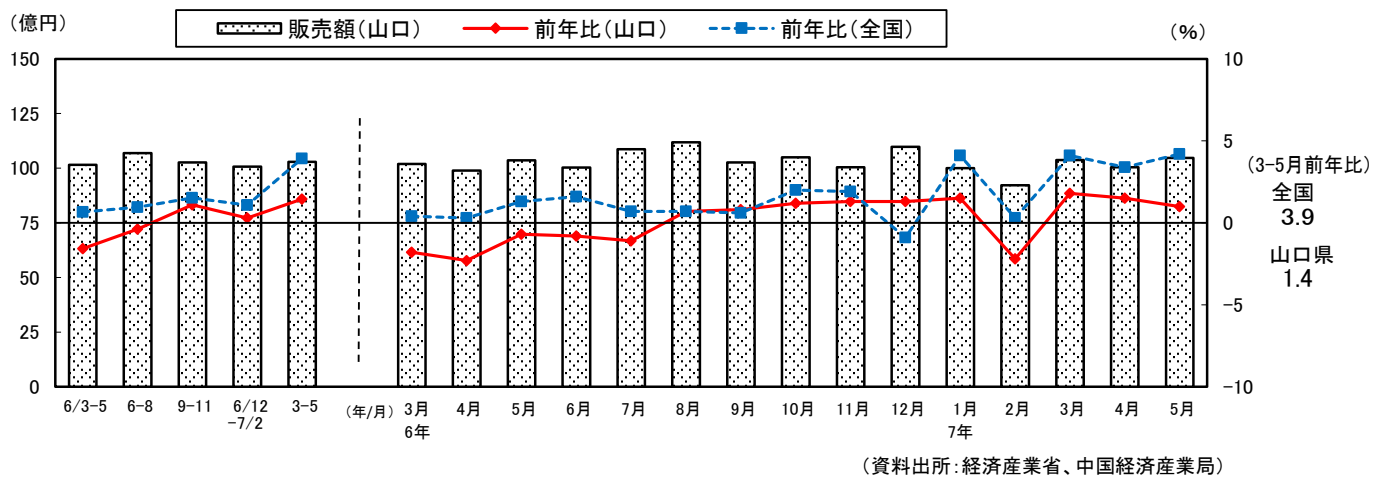
1. 個人消費 回復しつつある

(1) 百貨店・スーパー販売額(全店舗)

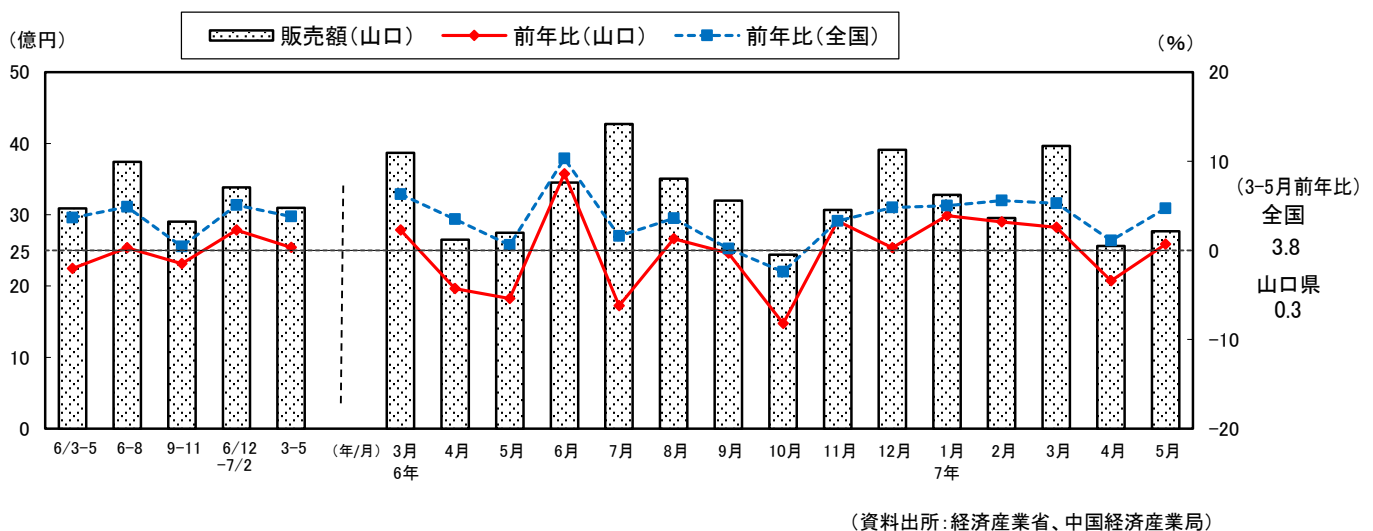
(注) (1)～(5)の各グラフの3か月毎の販売額は、1月あたりの平均を表示。



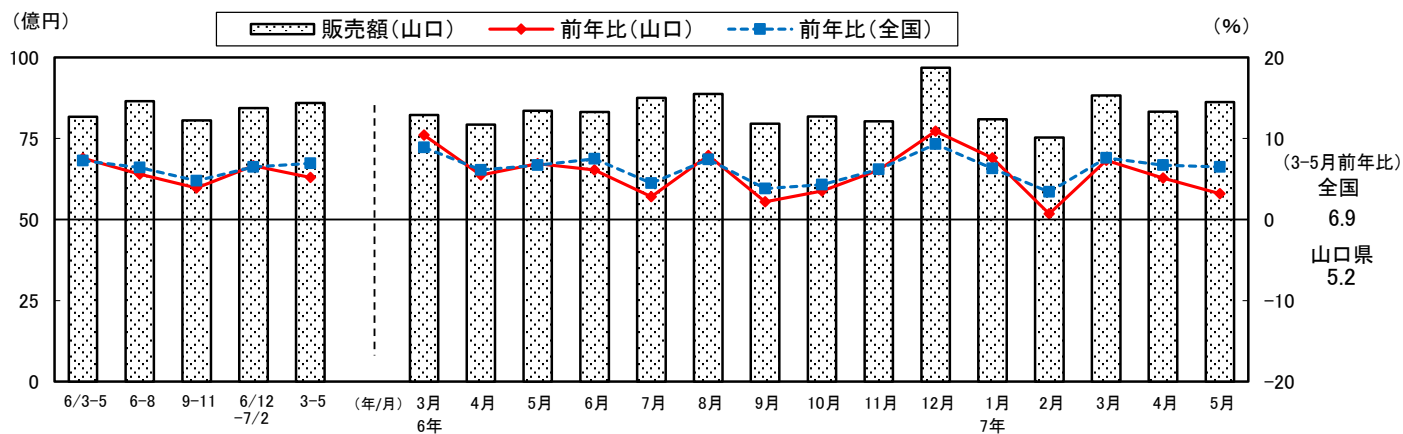
(2) コンビニエンスストア販売額(全店舗)



(3) 家電大型専門店販売額(全店舗)

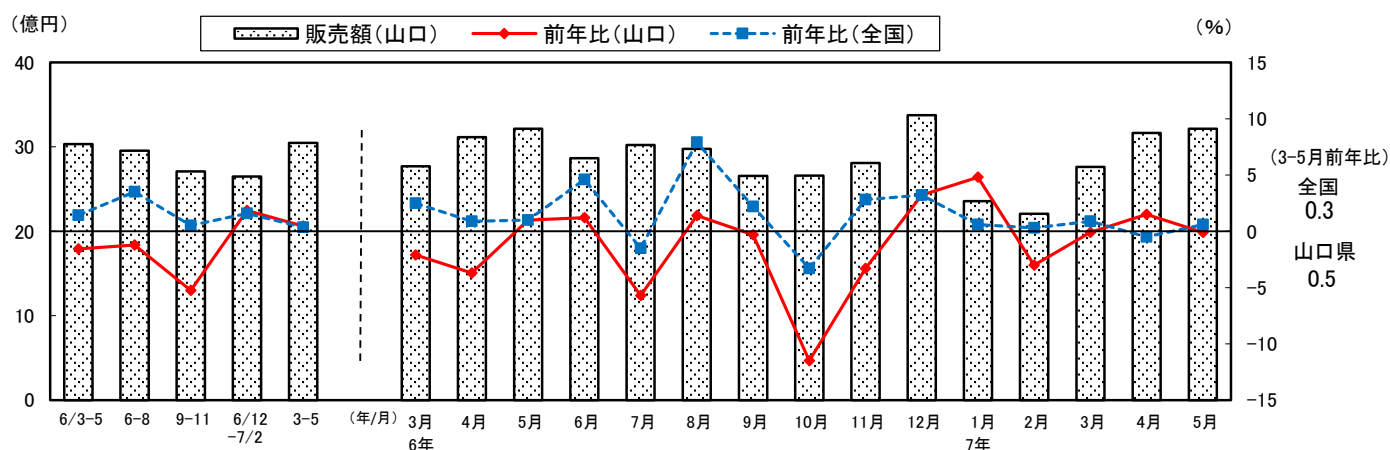


(4) ドラッグストア販売額(全店舗)



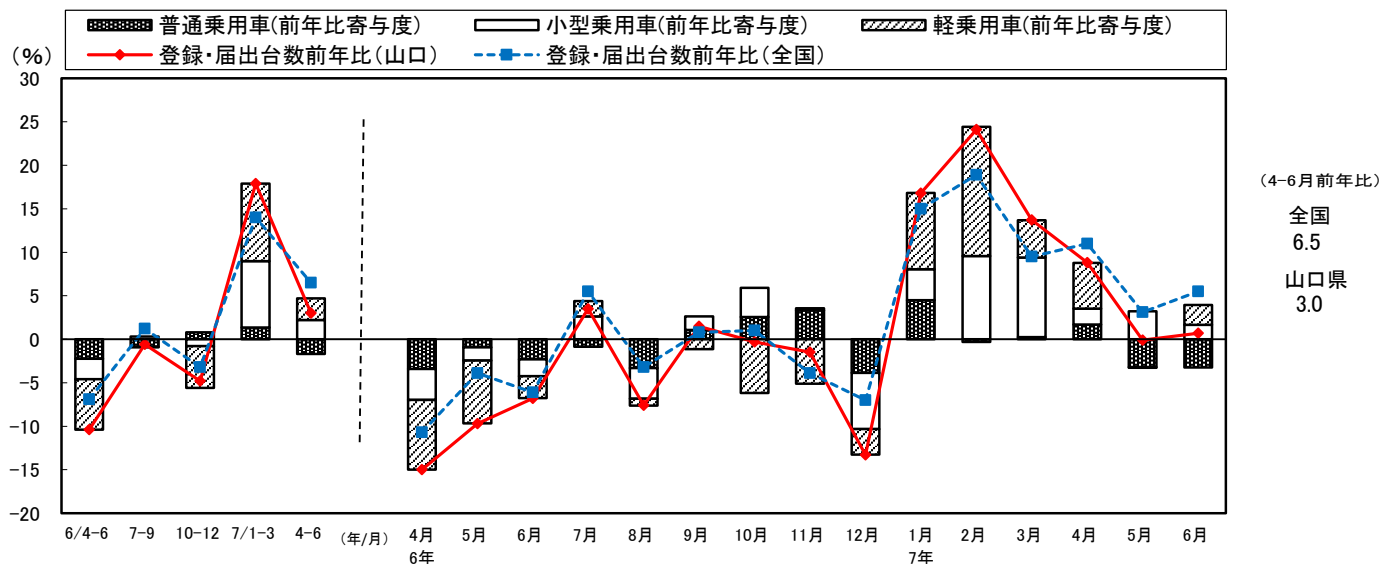
(資料出所: 経済産業省、中国経済産業局)

(5) ホームセンター販売額(全店舗)



(資料出所: 経済産業省、中国経済産業局)

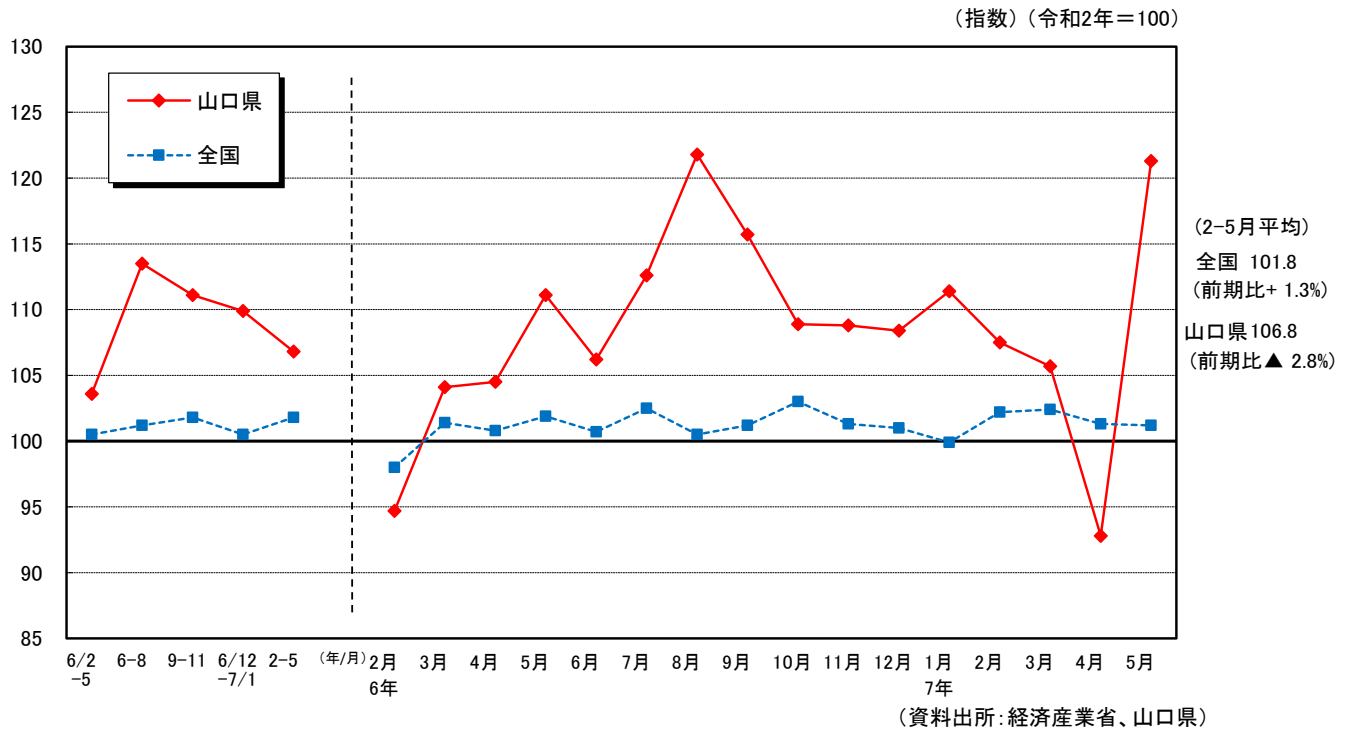
(6) 乗用車販売(新車登録・届出台数)



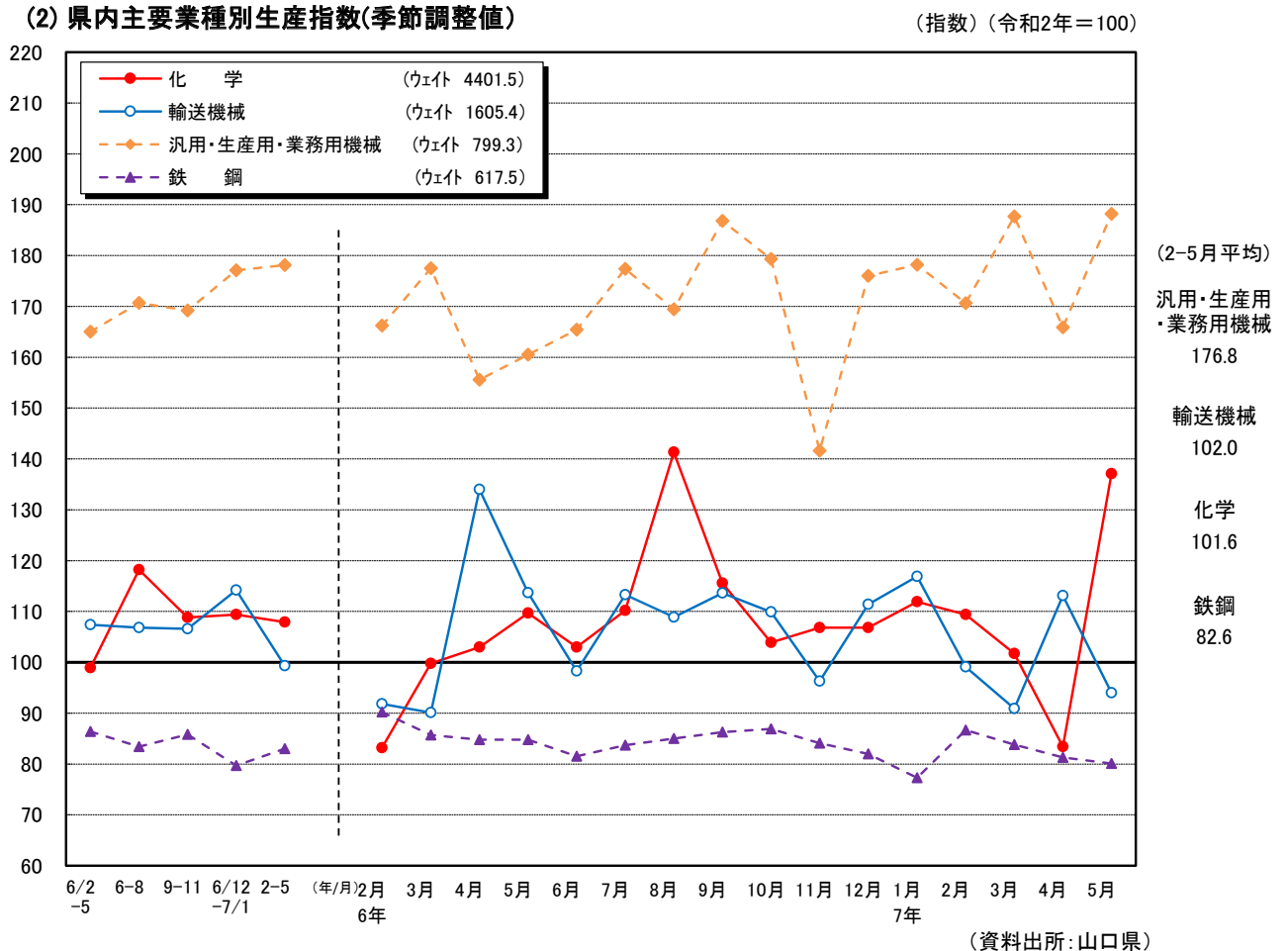
(資料出所: 中国運輸局、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会)

2. 生産活動 持ち直しつつある

(1) 鉱工業生産指数(季節調整値)



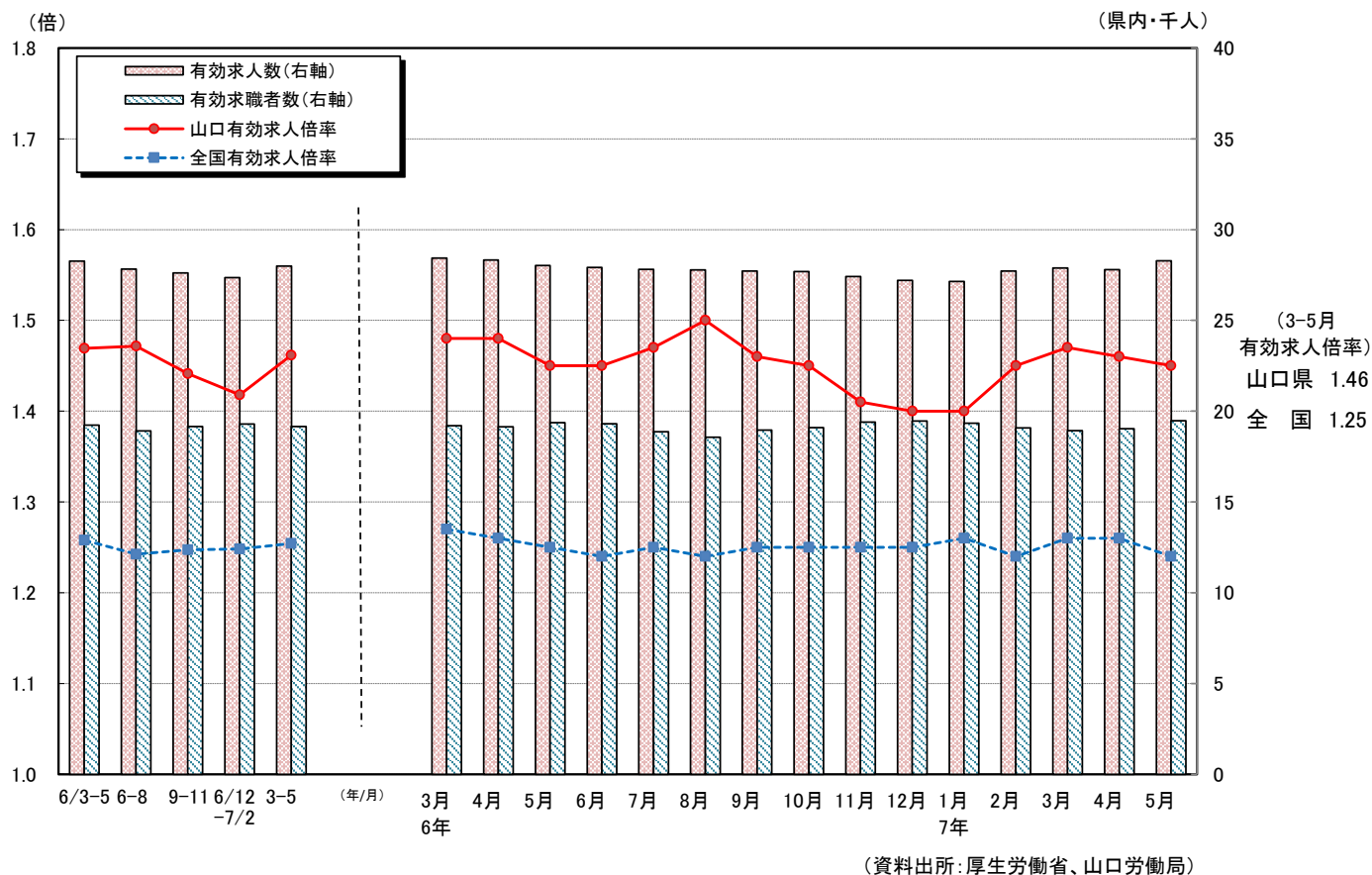
(2) 県内主要業種別生産指数(季節調整値)



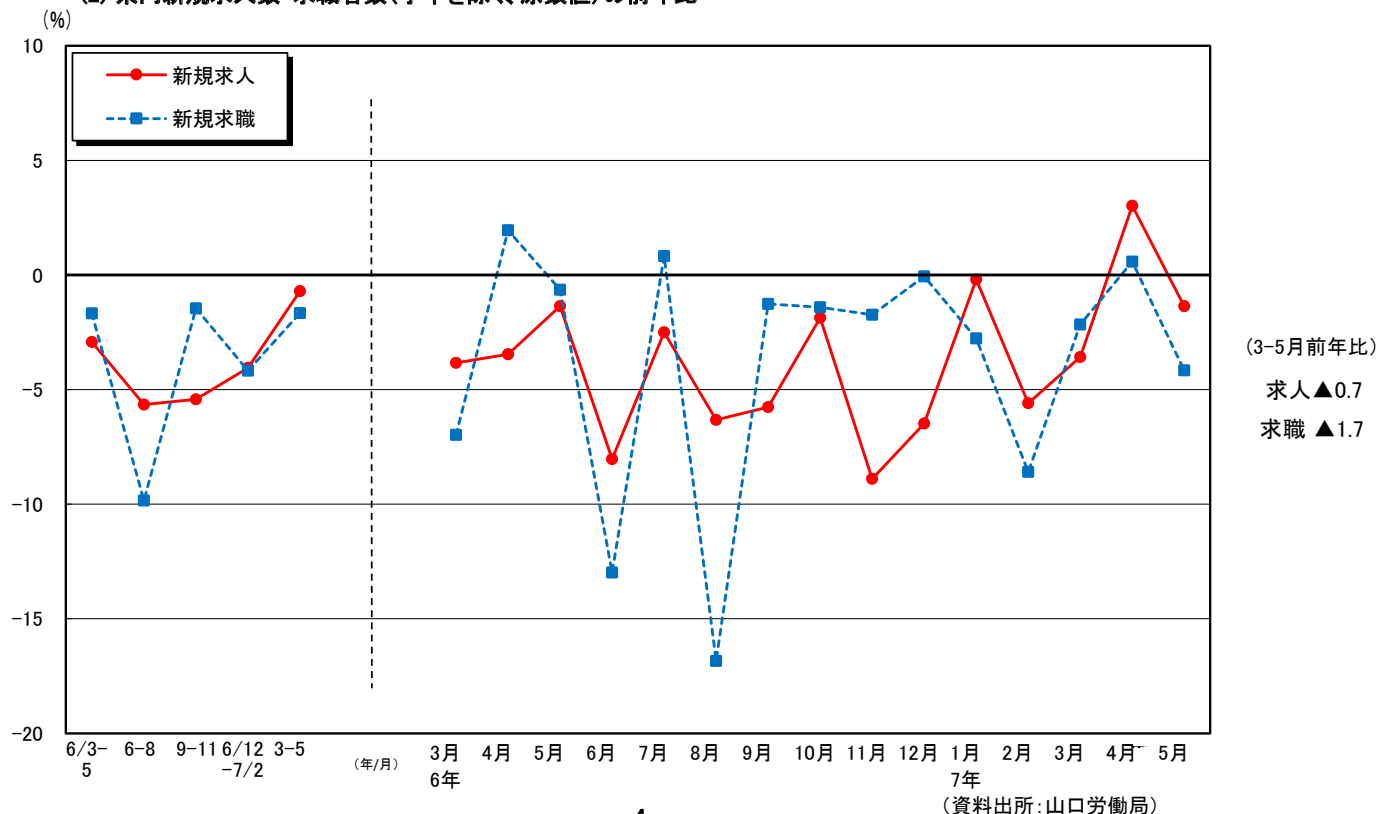
3. 雇用情勢 緩やかに改善しつつある

(注) (1)のグラフの3か月毎の有効求人数と有効求職者数は、1月あたりの平均を表示。

(1) 有効求人倍率、有効求人数・求職者数(学卒を除く、季節調整値)

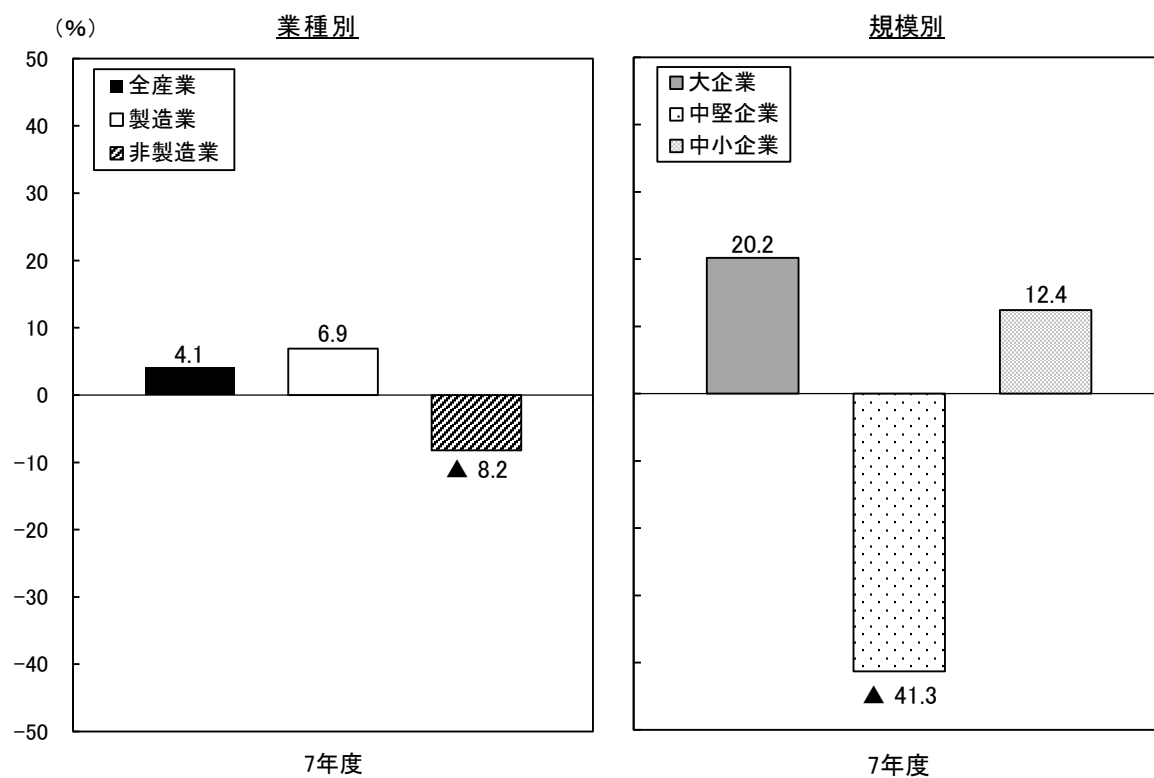


(2) 県内新規求人数・求職者数(学卒を除く、原数値)の前年比

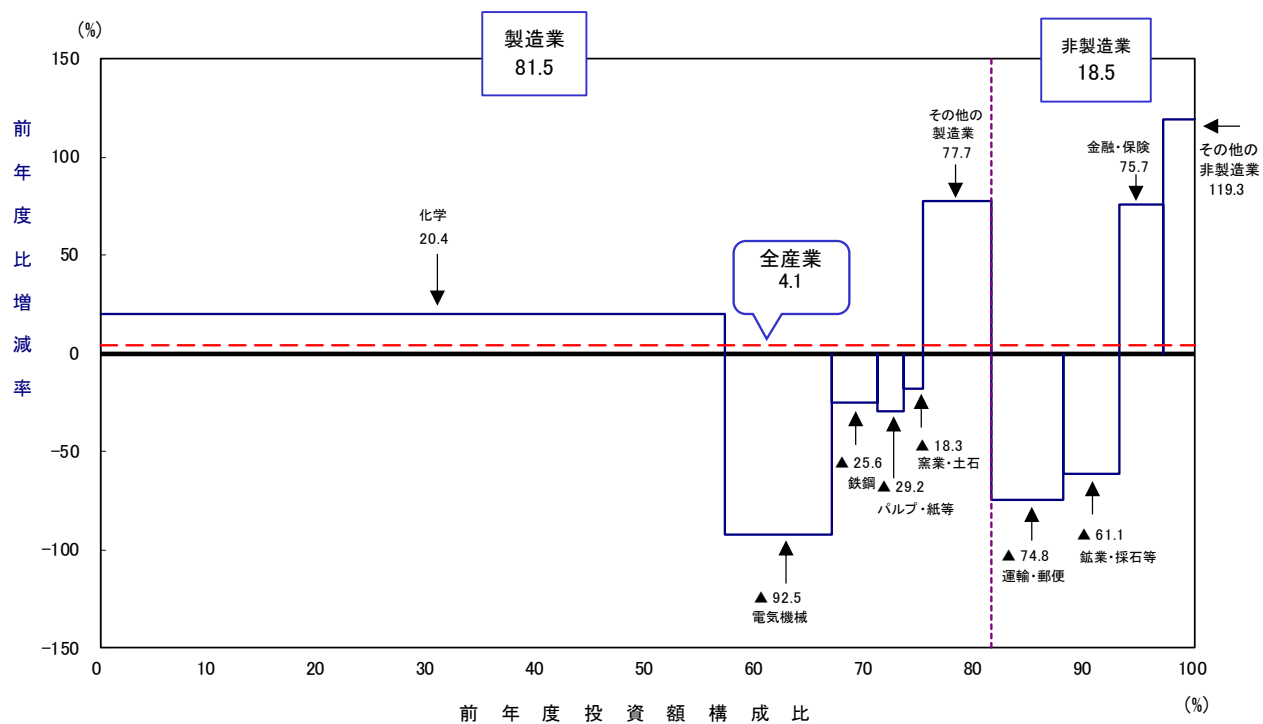


4. 設備投資 7年度は前年度を上回る見込み

(1) 設備投資額(前年度比)



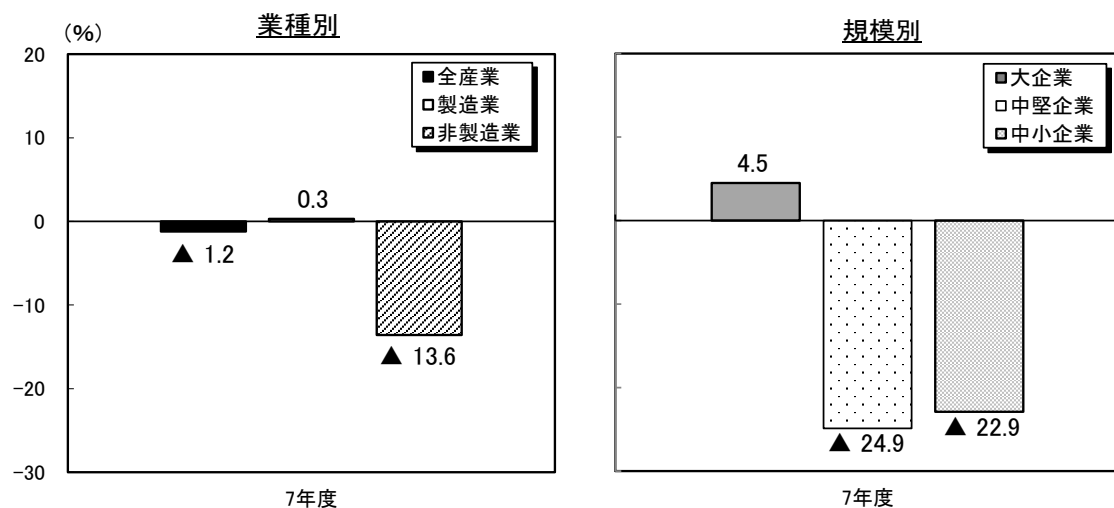
(2) 主要業種別(7年度)



(資料出所: 山口財務事務所)

5. 企業収益 7年度は減益見込み

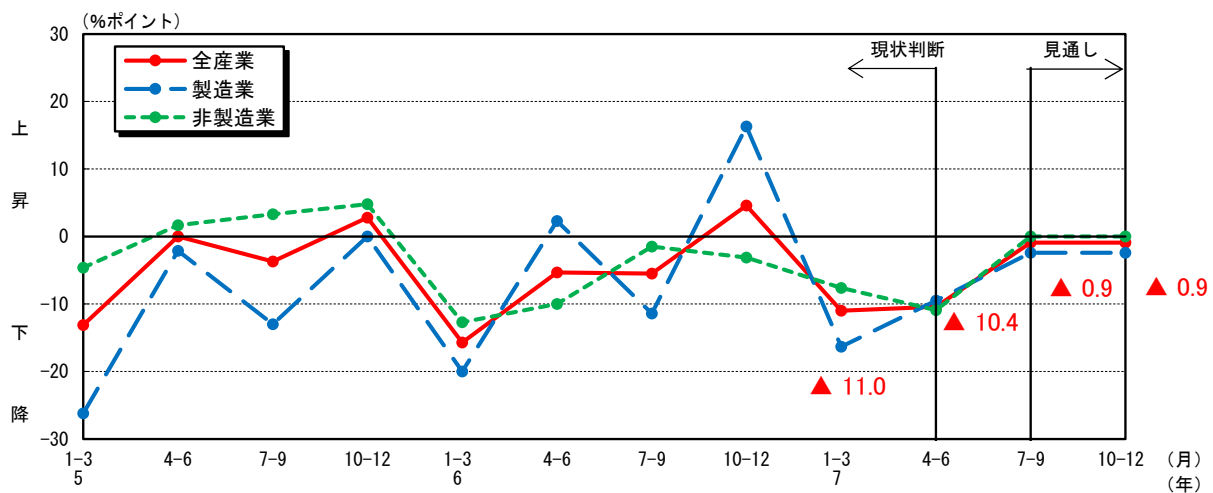
経常利益(電気・ガス・水道業、金融業、保険業を除く：前年度比)



(資料出所: 山口財務事務所)

6. 企業の景況感 「下降」超幅は縮小

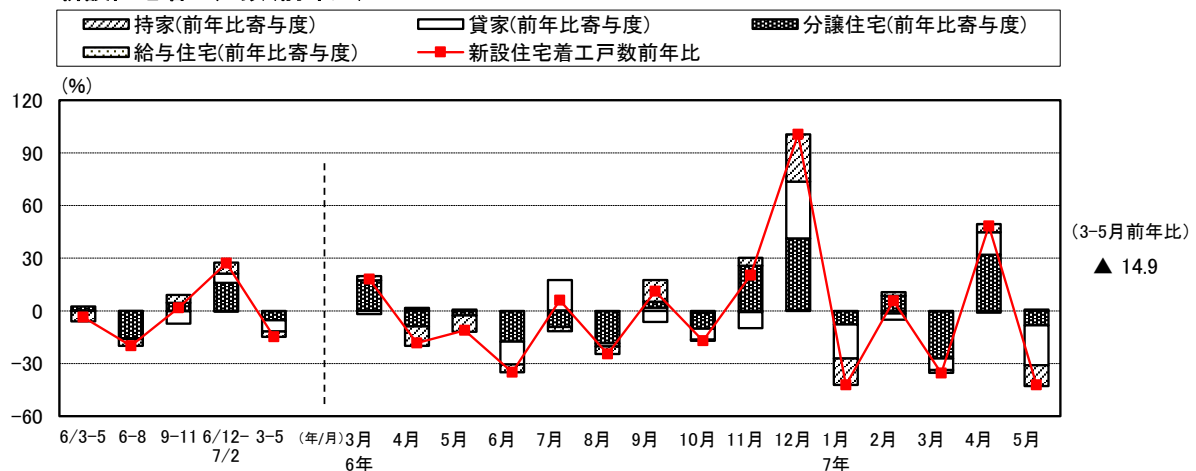
景況判断BSIの推移(原数値) (BSI: 前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)



(資料出所: 山口財務事務所)

7. 住宅建設 前年を下回る

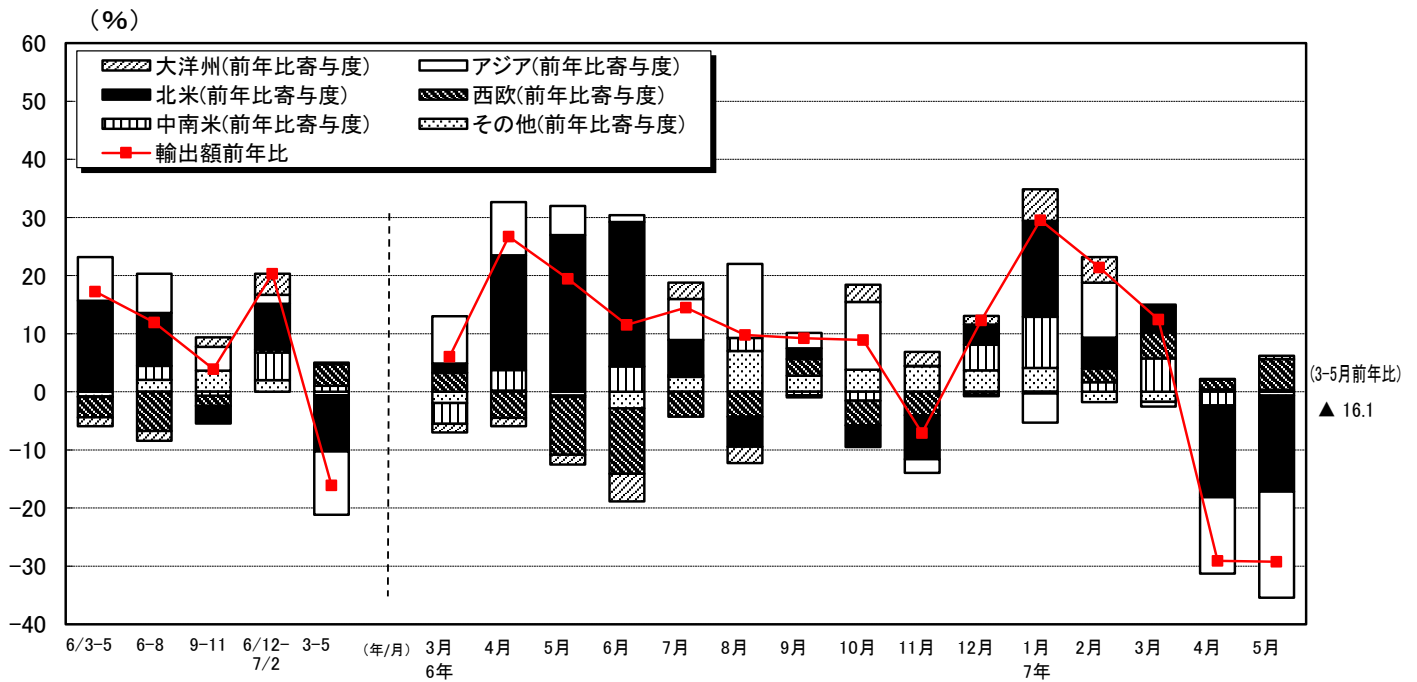
新設住宅着工戸数(前年比)



(資料出所: 国土交通省)

8. 輸 出 前年を下回る

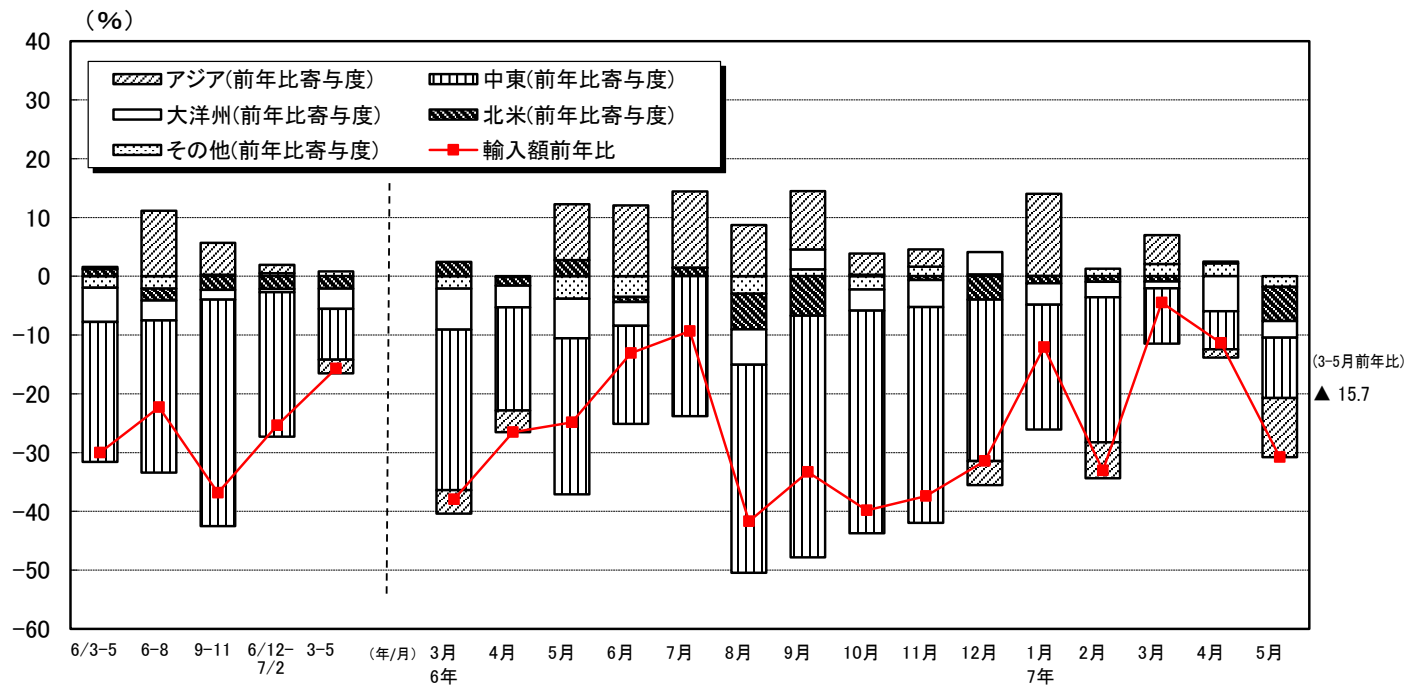
輸出(円ベース)



(資料出所: 神戸税関、門司税関)

<参考>

輸入(円ベース)



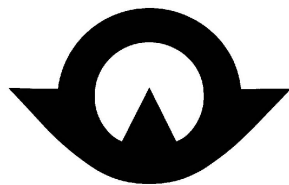
(資料出所: 神戸税関、門司税関)

令和 6 年

山口県鉱工業指数

令和 2 年 (2020年) 基準

令和 7 年 7 月



山口県

利 用 に 当 た っ て

- 1 「前年比」は原指数を、「前期比」は季節調整済指数を使用しています。
- 2 図中の年区分「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」、「Ⅳ」はそれぞれ1～3月期、4～6月期、7～9月期、10～12月期を表しています。
- 3 「年指数」は、各年の1月から12月までの原指数の12か月平均値であり、「四半期別指数」は、季節調整済指数による3か月平均値を表しています。
- 4 各統計表中の記号は次のとおりです。
「***」 …… 実績のないもの
「△」 …… 負の数値
「X」 …… 事業所数が1又は2に関する数値で、申告者の秘密保護のため秘匿した箇所。ただし、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表している。
- 5 統計表、山口県鉱工業指数改定の概要、山口県の鉱工業指数について、採用品目・ウェイト一覧表は山口県統計分析課HP・山口県オープンデータカタログサイトに掲載しています。（毎月更新）

URL（山口県統計分析課HP）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/22/15347.html>



（山口県オープンデータカタログサイト）

<https://yamaguchi-opendata.jp/ckan/dataset/yamaguchi-iip>



目 次

令和 6 年山口県鉱工業指数の動向

1 概況	1
2 業種別の動向	2

印刷時の左右見開きを調整するため、
空白ページを挿入しています。

令和6年 山口県鉱工業指数の動向

印刷時の左右見開きを調整するため、
空白ページを挿入しています。

1 概況

(1) 生産指数は、110.0で前年比1.8%の上昇であった。

業種別では、汎用・生産用・業務用機械工業、輸送機械工業、食料品・たばこ工業等8業種が上昇し、石油製品工業、窯業・土石製品工業、ゴム製品工業等9業種が低下した。

四半期別にみると、1～3月期で前期比0.8%低下、4～6月期で同0.8%上昇、7～9月期で同8.8%上昇、10～12月期で同6.9%低下した。

(2) 出荷指数は、99.0で前年比5.9%の低下であった。

業種別では、石油製品工業、化学工業、鉄鋼業等13業種が低下し、汎用・生産用・業務用機械工業、輸送機械工業、プラスチック製品工業等4業種が上昇した。

四半期別にみると、1～3月期で前期比6.8%低下、4～6月期で同2.3%上昇、7～9月期で同2.7%上昇、10～12月期で同4.1%低下した。

(3) 在庫指数は、99.0で前年比2.0%の低下であった。

業種別では、化学工業、石油製品工業、プラスチック製品工業等9業種が低下し、電気機械・電子部品・デバイス工業、非鉄金属工業、パルプ・紙・紙加工品工業等7業種が上昇した。

四半期別にみると、1～3月期で前期比2.3%低下、4～6月期で同0.9%低下、7～9月期で同4.7%上昇、10～12月期で同2.1%低下した。

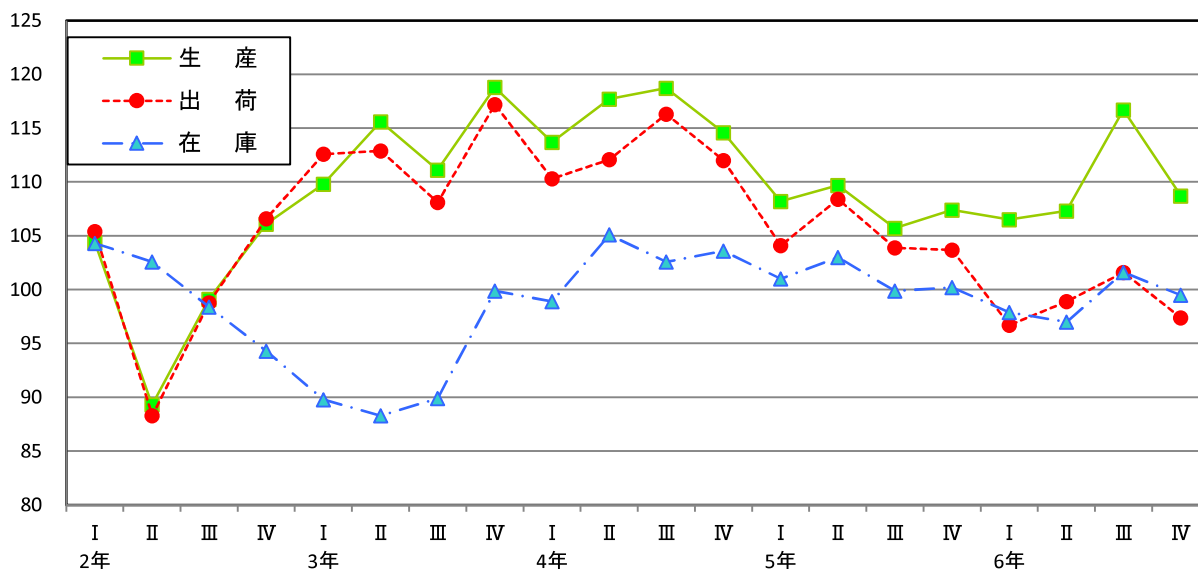
鉱工業指数の推移

(令和2年=100)

区 分	原 指 数		季 節 調 整 済 指 数							
	5 年	6 年	5 年				6 年			
			1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
生 指 数	108.1	110.0	108.2	109.7	105.7	107.4	106.5	107.3	116.7	108.7
産 前 年 (期) 比	△ 6.8	1.8	△ 5.6	1.4	△ 3.6	1.6	△ 0.8	0.8	8.8	△ 6.9
出 指 数	105.2	99.0	104.1	108.4	103.9	103.7	96.7	98.9	101.6	97.4
荷 前 年 (期) 比	△ 6.4	△ 5.9	△ 7.1	4.1	△ 4.2	△ 0.2	△ 6.8	2.3	2.7	△ 4.1
在 指 数	101.0	99.0	101.0	103.0	99.9	100.2	97.9	97.0	101.6	99.5
庫 前 年 (期) 比	△ 1.6	△ 2.0	△ 2.5	2.0	△ 3.0	0.3	△ 2.3	△ 0.9	4.7	△ 2.1

(注) 前年比は原指数、前期比は季節調整済指数による計算値。

(令和2年=100, 季節調整済指数)

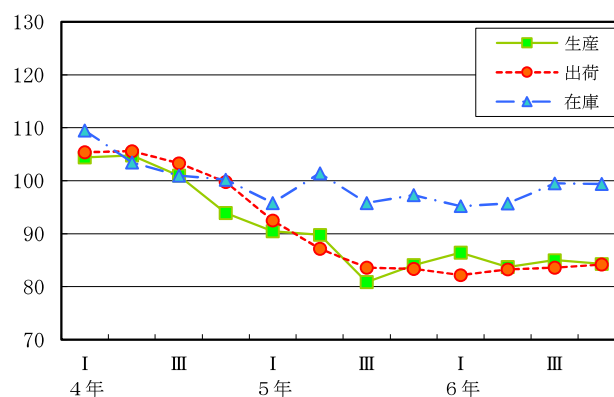


2 業種別の動向〔表は原指数、図は季節調整済指数。表及び図ともに令和2年を100としている。〕

(1) 鉄鋼業

生産指数は、85.1で前年比1.4%の低下、出荷指数は、83.7で同3.5%の低下、在庫指数は、97.5で同0.1%の低下であった。

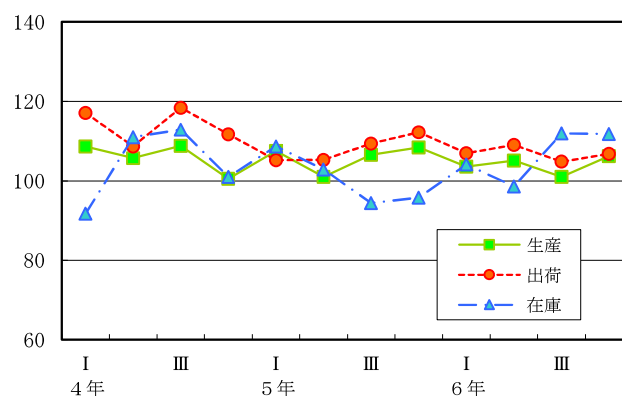
区 分	生 産	出 荷	在 庫
指 数			
4 年	100.9	103.4	103.6
5 年	86.3	86.7	97.6
6 年	85.1	83.7	97.5
前年比 (%)			
4 年	△ 8.8	△ 6.2	6.9
5 年	△ 14.5	△ 16.2	△ 5.8
6 年	△ 1.4	△ 3.5	△ 0.1



(2) 非鉄金属工業

生産指数は、104.3で前年比1.5%の低下、出荷指数は、107.3で同0.8%の低下、在庫指数は、106.4で同5.8%の上昇であった。

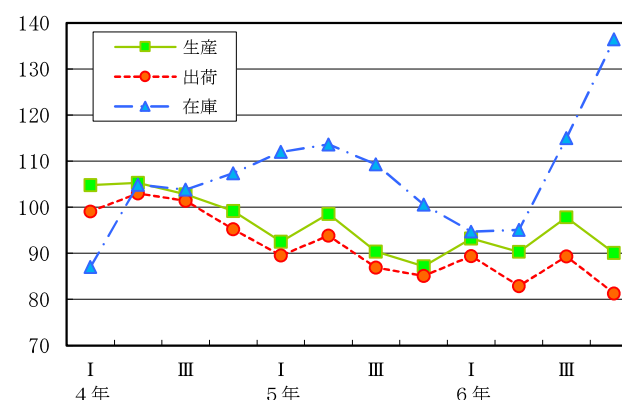
区 分	生 産	出 荷	在 庫
指 数			
4 年	105.9	113.7	104.4
5 年	105.9	108.2	100.6
6 年	104.3	107.3	106.4
前年比 (%)			
4 年	△ 3.6	△ 5.1	27.8
5 年	0.0	△ 4.8	△ 3.6
6 年	△ 1.5	△ 0.8	5.8



(3) 金属製品工業

生産指数は、93.2で前年比1.0%の上昇、出荷指数は、86.2で同3.4%の低下、在庫指数は、110.9で同1.9%の上昇であった。

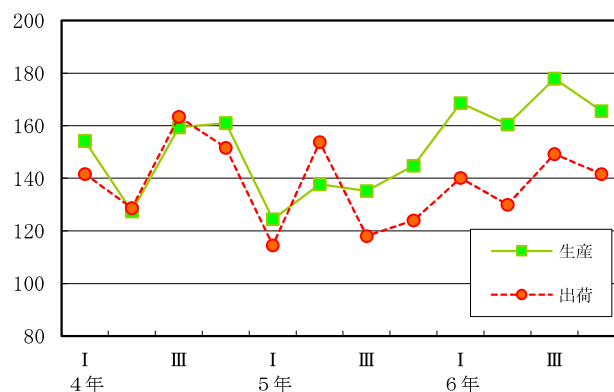
区 分	生 産	出 荷	在 庫
指 数			
4 年	102.5	99.3	100.9
5 年	92.3	89.2	108.8
6 年	93.2	86.2	110.9
前年比 (%)			
4 年	△ 0.7	△ 1.6	26.3
5 年	△ 10.0	△ 10.2	7.8
6 年	1.0	△ 3.4	1.9



(4) 汎用・生産用・業務用機械工業

生産指数は、169.0で前年比23.9%の上昇、出荷指数は、140.8で同8.6%の上昇であった。

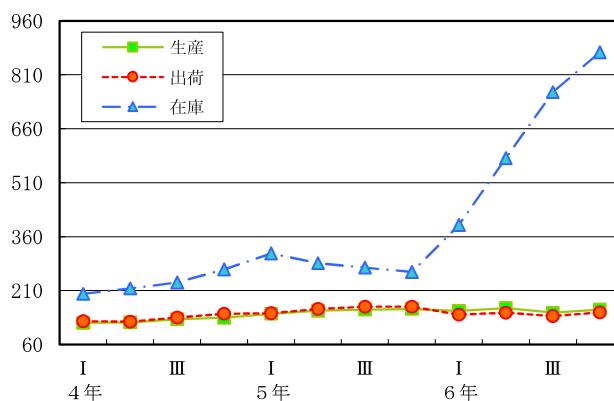
区 分		生 産	出 荷	在 庫
指 数	4 年	148.7	145.0	X
	5 年	136.4	129.7	X
	6 年	169.0	140.8	X
前年比 (%)	4 年	25.1	32.4	X
	5 年	△ 8.3	△ 10.6	X
	6 年	23.9	8.6	X



(5) 電気機械・電子部品・デバイス工業

生産指数は、155.9で前年比1.8%の上昇、出荷指数は、145.7で同7.8%の低下、在庫指数は、649.0で同128.9%の上昇であった。

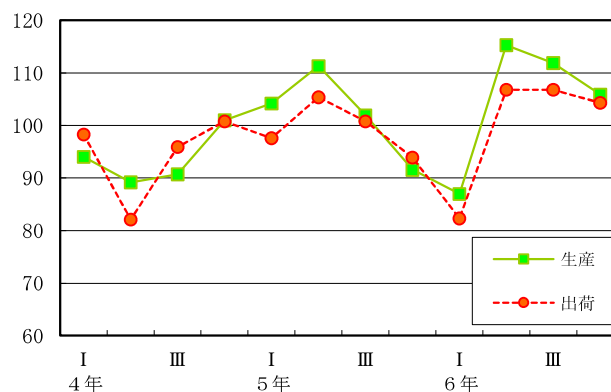
区 分		生 産	出 荷	在 庫
指 数	4 年	126.3	132.0	230.3
	5 年	153.1	158.1	283.5
	6 年	155.9	145.7	649.0
前年比 (%)	4 年	3.6	8.8	68.3
	5 年	21.2	19.8	23.1
	6 年	1.8	△ 7.8	128.9



(6) 輸送機械工業

生産指数は、104.8で前年比2.8%の上昇、出荷指数は、100.4で同1.4%の上昇であった。

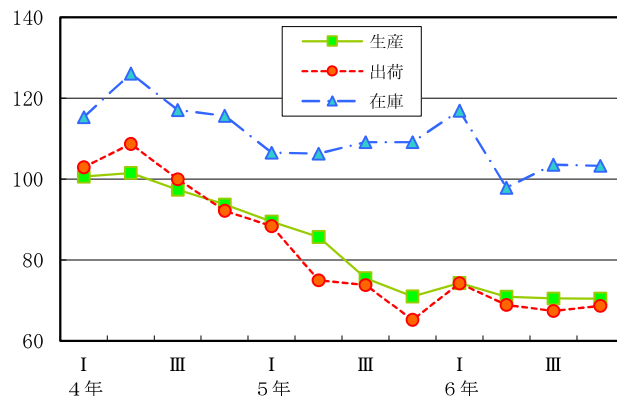
区 分		生 産	出 荷	在 庫
指 数	4 年	93.9	94.5	X
	5 年	101.9	99.0	X
	6 年	104.8	100.4	X
前年比 (%)	4 年	△ 1.5	△ 5.9	X
	5 年	8.5	4.8	X
	6 年	2.8	1.4	X



(7) 窯業・土石製品工業

生産指数は、71.7で前年比10.6%の低下、出荷指数は、69.9で同7.3%の低下、在庫指数は、105.4で同2.3%の低下であった。

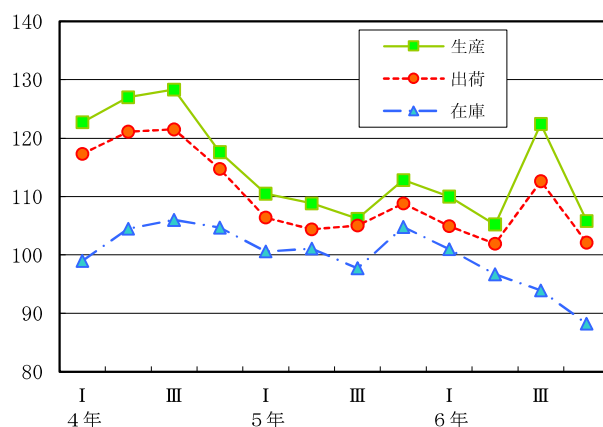
区 分	生 産	出 荷	在 庫
指 数			
4 年	98.1	100.6	118.6
5 年	80.2	75.4	107.9
6 年	71.7	69.9	105.4
前年比 (%)			
4 年	△ 0.2	2.9	15.0
5 年	△ 18.2	△ 25.0	△ 9.0
6 年	△ 10.6	△ 7.3	△ 2.3



(8) 化学工業

生産指数は、110.5で前年比0.1%の低下、出荷指数は、105.3で同1.4%の低下、在庫指数は、95.1で同5.8%の低下であった。

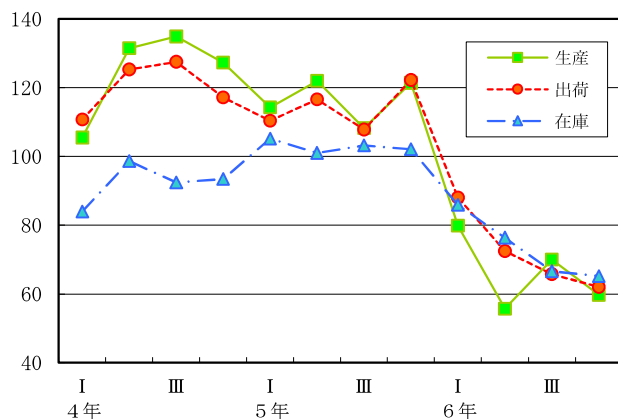
区 分	生 産	出 荷	在 庫
指 数			
4 年	123.9	118.4	103.6
5 年	110.6	106.8	101.0
6 年	110.5	105.3	95.1
前年比 (%)			
4 年	0.2	△ 1.3	18.4
5 年	△ 10.7	△ 9.8	△ 2.5
6 年	△ 0.1	△ 1.4	△ 5.8



(9) 石油製品工業

生産指数は、66.6で前年比42.8%の低下、出荷指数は、72.2で同36.7%の低下、在庫指数は、73.3で同28.6%の低下であった。

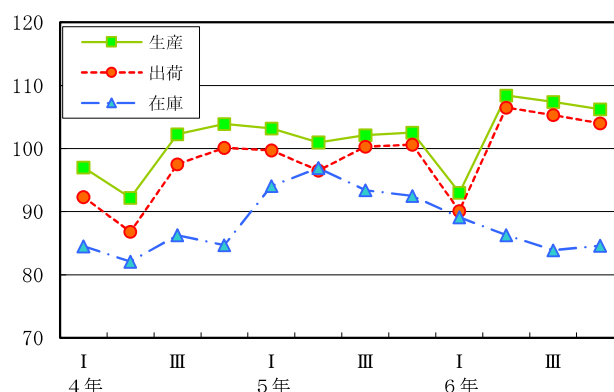
区 分	生 産	出 荷	在 庫
指 数			
4 年	125.8	120.2	92.4
5 年	116.4	114.1	102.6
6 年	66.6	72.2	73.3
前年比 (%)			
4 年	△ 4.0	△ 4.9	△ 12.2
5 年	△ 7.5	△ 5.1	11.0
6 年	△ 42.8	△ 36.7	△ 28.6



(10) プラスチック製品工業

生産指数は、104.2で前年比1.9%の上昇、出荷指数は、102.0で同2.6%の上昇、在庫指数は、86.0で同8.7%の低下であった。

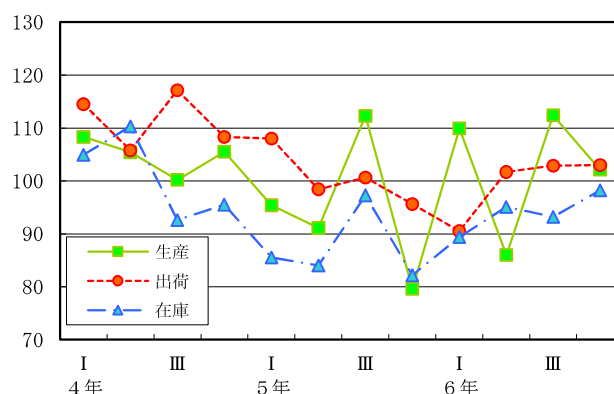
区 分	生 産	出 荷	在 庫
指 数			
4 年	98.8	94.1	84.4
5 年	102.3	99.4	94.2
6 年	104.2	102.0	86.0
前年比 (%)			
4 年	△ 1.7	△ 3.4	3.7
5 年	3.5	5.6	11.6
6 年	1.9	2.6	△ 8.7



(11) パルプ・紙・紙加工品工業

生産指数は、100.5で前年比5.9%の上昇、出荷指数は、100.1で同0.1%の上昇、在庫指数は、93.9で同7.1%の上昇であった。

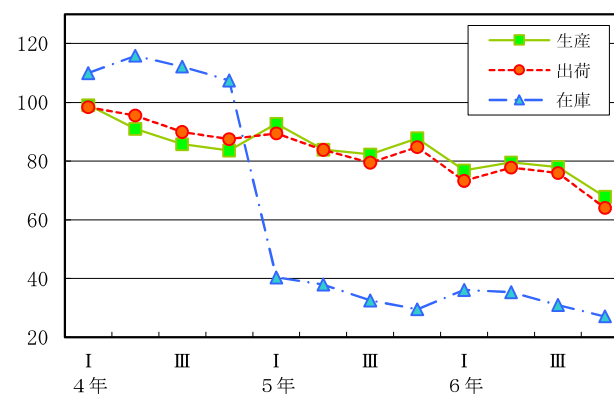
区 分	生 産	出 荷	在 庫
指 数			
4 年	105.9	110.9	100.9
5 年	94.9	100.0	87.7
6 年	100.5	100.1	93.9
前年比 (%)			
4 年	1.9	4.6	3.0
5 年	△ 10.4	△ 9.8	△ 13.1
6 年	5.9	0.1	7.1



(12) 繊維工業

生産指数は、75.8で前年比12.5%の低下、出荷指数は、73.2で同13.8%の低下、在庫指数は、32.3で同7.2%の低下であった。

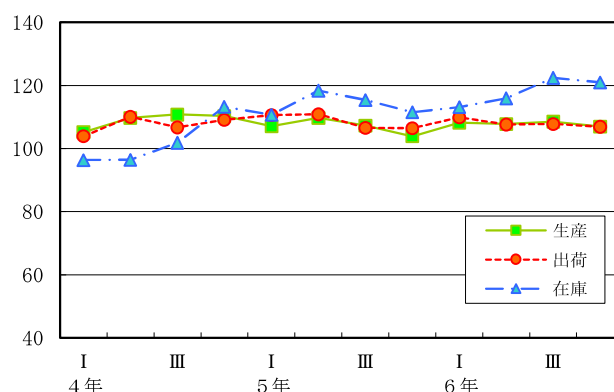
区 分	生 産	出 荷	在 庫
指 数			
4 年	89.8	92.7	111.2
5 年	86.6	84.9	34.8
6 年	75.8	73.2	32.3
前年比 (%)			
4 年	△ 8.6	△ 5.7	△ 0.1
5 年	△ 3.6	△ 8.4	△ 68.7
6 年	△ 12.5	△ 13.8	△ 7.2



(13) 食料品・たばこ工業

生産指数は、108.2で前年比1.4%の上昇、出荷指数は、108.3で同0.1%の低下、在庫指数は、118.2で同3.5%の上昇であった。

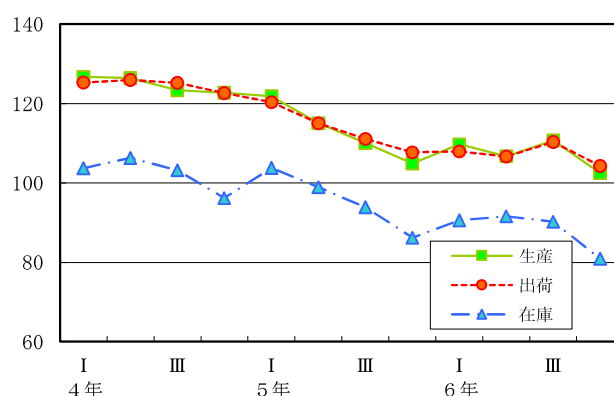
区 分		生 産	出 荷	在 庫
指 数	4 年	108.7	107.4	101.9
	5 年	106.7	108.4	114.2
	6 年	108.2	108.3	118.2
前年比 (%)	4 年	6.7	5.7	4.1
	5 年	△ 1.8	0.9	12.1
	6 年	1.4	△ 0.1	3.5



(14) ゴム製品工業

生産指数は、107.5で前年比4.9%の低下、出荷指数は、107.6で同5.3%の低下、在庫指数は、88.4で同7.7%の低下であった。

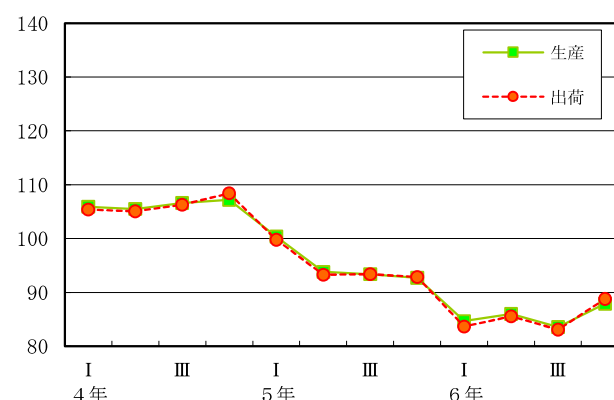
区 分		生 産	出 荷	在 庫
指 数	4 年	124.8	124.5	102.4
	5 年	113.0	113.6	95.8
	6 年	107.5	107.6	88.4
前年比 (%)	4 年	0.1	1.1	△ 5.6
	5 年	△ 9.5	△ 8.8	△ 6.4
	6 年	△ 4.9	△ 5.3	△ 7.7



(15) 印刷業

生産指数は、85.8で前年比10.2%の低下、出荷指数は、85.4で同10.2%の低下であった。

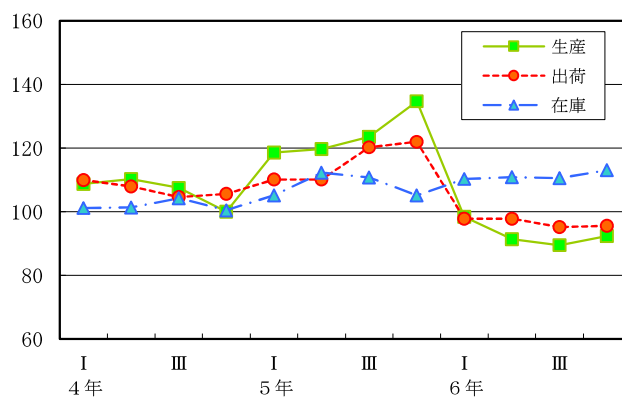
区 分		生 産	出 荷	在 庫
指 数	4 年	106.2	106.2	***
	5 年	95.5	95.1	***
	6 年	85.8	85.4	***
前年比 (%)	4 年	7.1	7.1	***
	5 年	△ 10.1	△ 10.5	***
	6 年	△ 10.2	△ 10.2	***



(16) 木材・木製品工業

生産指数は、93.2で前年比24.7%の低下、出荷指数は、97.1で同16.1%の低下、在庫指数は、111.2で同2.5%の上昇であった。

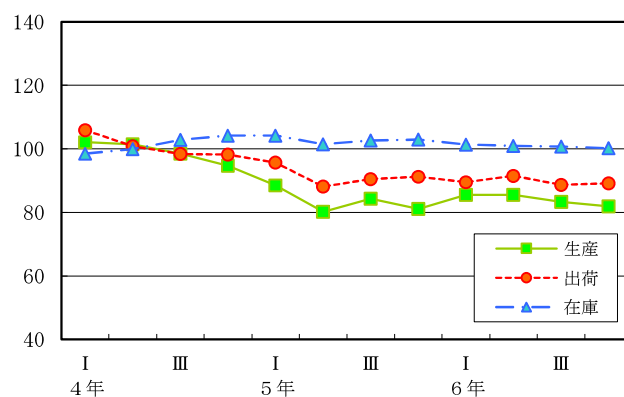
区 分		生 産	出 荷	在 庫	
指 数	4 年	106.7	106.6	101.9	
	5 年	123.8	115.7	108.5	
	6 年	93.2	97.1	111.2	
前年比 (%)	4 年	2.6	6.1	△	3.1
	5 年	16.0	8.5	6.5	
	6 年	△ 24.7	△ 16.1	2.5	



(17) 鉱業

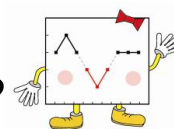
生産指数は、84.3で前年比0.8%の上昇、出荷指数は、90.0で同1.5%の低下、在庫指数は、100.8で同1.9%の低下であった。

区 分		生 産	出 荷	在 庫
指 数	4 年	99.0	100.7	101.4
	5 年	83.6	91.4	102.8
	6 年	84.3	90.0	100.8
前年比 (%)	4 年	△ 1.2	△ 1.8	5.1
	5 年	△ 15.6	△ 9.2	1.4
	6 年	0.8	△ 1.5	△ 1.9





統計は 一人ひとりの 参加から



令和 6 年
山口県鉱工業指数

令和 7 年 7 月 発行

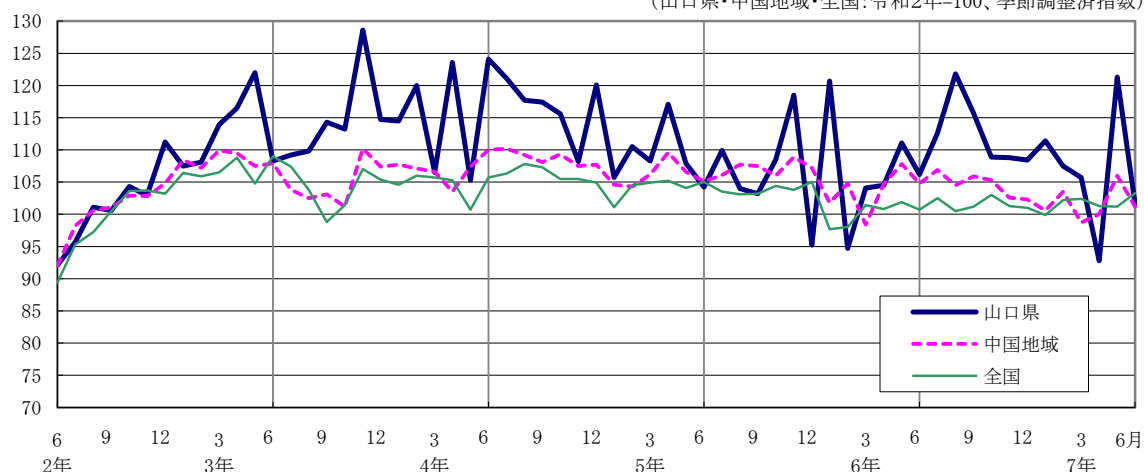
編集・発行 山口県総合企画部統計分析課
山口市滝町 1－1
電 話 083(933)2654
F A X 083(933)2669

山口県鋳工業生産・出荷・在庫指数（速報）

令和7年6月分

鋳工業生産指数の推移（全国・中国地域との比較）

（山口県・中国地域・全国：令和2年=100、季節調整済指数）



（山口県・中国地域・全国：令和2年=100）

区分	山口県			中国地域			全国 ※確報値		
	生産	出荷	在庫	生産	出荷	在庫	生産	出荷	在庫
原指数	100.1	89.0	98.5	100.8	98.4	103.7	103.7	102.1	100.3
前年同月比（％）	△ 2.8	△ 7.8	1.9	△ 1.9	△ 1.0	△ 4.2	4.4	3.8	△ 3.1
季節調整済指数	101.6	87.9	98.6	101.2	98.3	102.7	103.3	101.4	99.2
前月比（％）	△ 16.2	△ 15.3	1.4	△ 4.5	△ 4.0	△ 2.0	2.1	△ 0.8	△ 0.3

— 令和7年6月分の鋳工業生産動向 —

1 概況

- 生産指数（季節調整済み、以下同じ。）は、101.6で前月比16.2％の低下であった。
業種別にみると、化学工業、輸送機械工業、汎用・生産用・業務用機械工業等13業種が低下し、鉄鋼業、電気機械・電子部品・デバイス工業、非鉄金属工業等4業種が上昇した。
- 出荷指数は、87.9で前月比15.3％の低下であった。
業種別にみると、化学工業、輸送機械工業、汎用・生産用・業務用機械工業等11業種が低下し、石油製品工業、非鉄金属工業、電気機械・電子部品・デバイス工業等5業種が上昇し、鉄鋼業が横ばいであった。
- 在庫指数は、98.6で前月比1.4％の上昇であった。
業種別にみると、鉄鋼業、非鉄金属工業、プラスチック製品工業等10業種が上昇し、電気機械・電子部品・デバイス工業、窯業・土石製品工業、繊維工業等6業種が低下した。



山口県総合企画部統計分析課



統計は 一人ひとりの参加から

ホームページアドレス：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/22/15341.html>

本書に関する問い合わせ先
山口県総合企画部統計分析課
商工労働統計班 TEL 083-933-2654

2 上昇・低下に寄与した主な業種（秘匿業種を除く）

（１）生産

順位	低下に寄与した主な業種	前月比(%)	寄与度	上昇に寄与した主な業種	前月比(%)	寄与度
1	化学工業	△ 20.4	△ 10.2	鉄鋼業	8.5	0.3
2	輸送機械工業	△ 30.4	△ 3.8	電気機械・電子部品・デバイス工業	9.7	0.2
3	汎用・生産用・業務用機械工業	△ 14.0	△ 1.7	非鉄金属工業	14.6	0.2
4	パルプ・紙・紙加工品工業	△ 29.2	△ 0.3	金属製品工業	10.4	0.1
5	食料品・たばこ工業	△ 5.5	△ 0.3	—	—	—

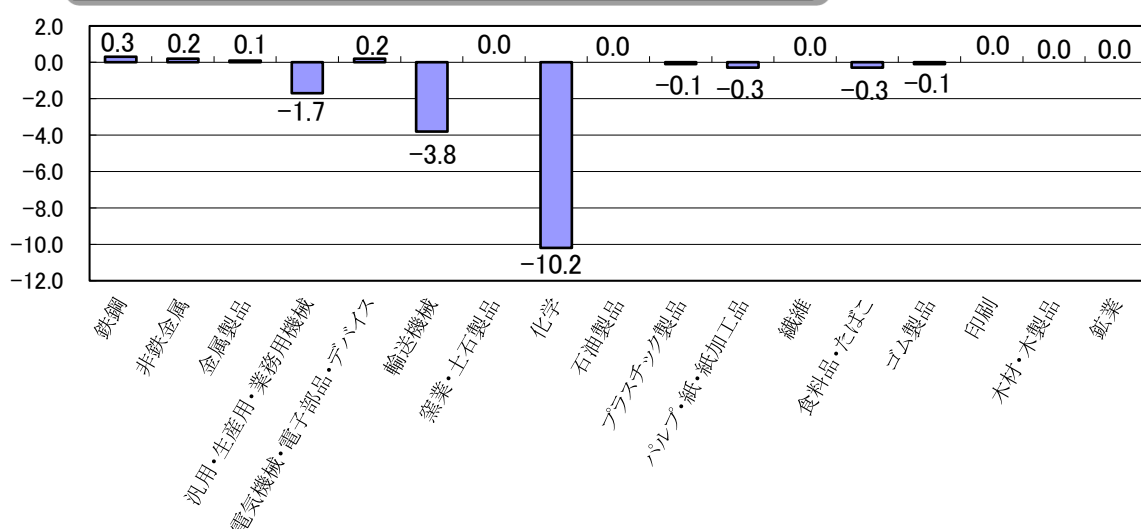
（２）出荷

順位	低下に寄与した主な業種	前月比(%)	寄与度	上昇に寄与した主な業種	前月比(%)	寄与度
1	化学工業	△ 20.6	△ 7.8	石油製品工業	4.7	0.3
2	輸送機械工業	△ 30.3	△ 5.3	非鉄金属工業	12.3	0.3
3	汎用・生産用・業務用機械工業	△ 29.5	△ 2.9	電気機械・電子部品・デバイス工業	9.1	0.2
4	窯業・土石製品工業	△ 17.1	△ 0.5	金属製品工業	5.7	0.1
5	プラスチック製品工業	△ 13.2	△ 0.3	鉱業	5.5	0.0

（３）在庫

順位	上昇に寄与した主な業種	前月比(%)	寄与度	低下に寄与した主な業種	前月比(%)	寄与度
1	鉄鋼業	3.1	0.4	電気機械・電子部品・デバイス工業	△ 9.1	△ 0.3
2	非鉄金属工業	6.7	0.2	窯業・土石製品工業	△ 4.6	△ 0.3
3	プラスチック製品工業	5.5	0.1	繊維工業	△ 6.2	△ 0.0
4	木材・木製品工業	5.9	0.1	鉱業	△ 2.8	△ 0.0
5	化学工業	0.1	0.0	金属製品工業	△ 0.1	△ 0.0

（参考）業種別対前月比寄与度（生産指数）※秘匿業種を除く



秘 匿・・・調査客体数が少ない業種については、秘密保持の観点から非公表とする。

寄与度・・・ある内訳の増減が、全体をどれだけ増減させたかを表す。

$$\text{寄与度} = \frac{(\text{内訳今期の指数値} - \text{内訳前期の指数値}) \times \text{内訳ウエイト} \times 100}{\text{全体前期の指数値} \times \text{全体ウエイト}}$$

※端数処理の関係で単純計算と一致しないケースがある。

山口県鉱工業生産・出荷・在庫指数

令和7年6月

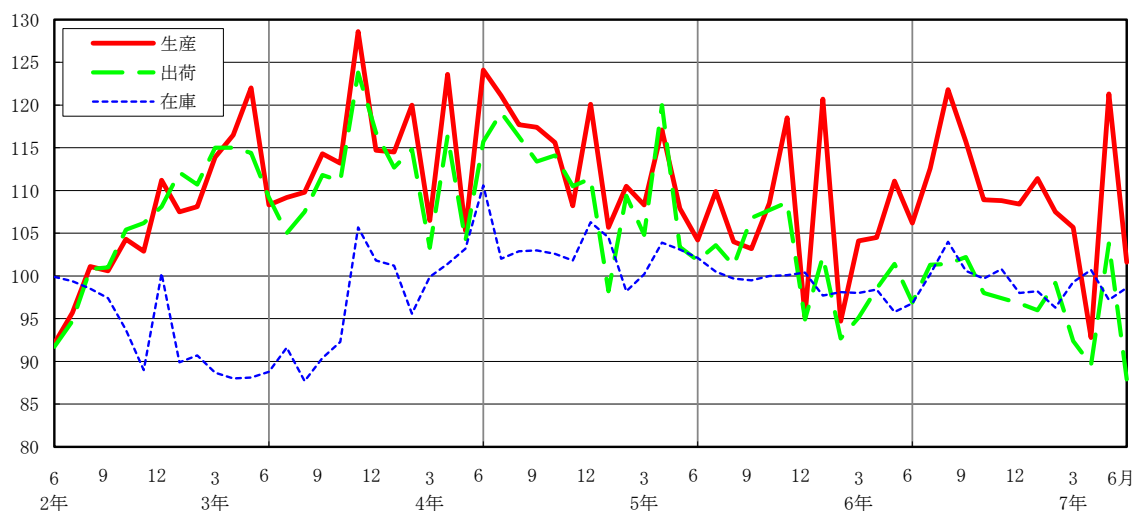
(令和2年=100)

	生産				出荷				在庫			
	原指数		季節調整済指数		原指数		季節調整済指数		原指数		季節調整済指数	
		前年 同月(期) 比(%)		前月(期) 比(%)		前年 同月(期) 比(%)		前月(期) 比(%)		前年 同月(期) 比(%)		前月(期) 比(%)
令和2年	100.0	△ 13.2			100.0	△ 16.2			100.0	△ 1.5		
令和3年	113.9	13.9			112.7	12.7			91.9	△ 8.1		
令和4年	116.0	1.8			112.4	△ 0.3			102.6	11.6		
令和5年	108.1	△ 6.8			105.2	△ 6.4			101.0	△ 1.6		
令和6年	110.0	1.8			99.0	△ 5.9			99.0	△ 2.0		
令和6年Ⅰ期	104.9	△ 3.5	106.5	△ 0.8	96.2	△ 8.5	96.7	△ 6.8	97.9	△ 3.3	97.9	△ 2.3
令和6年Ⅱ期	107.9	△ 2.7	107.3	0.8	97.9	△ 9.0	98.9	2.3	97.9	△ 6.4	97.0	△ 0.9
令和6年Ⅲ期	115.5	12.0	116.7	8.8	100.8	△ 0.2	101.6	2.7	104.0	2.0	101.6	4.7
令和6年Ⅳ期	111.4	1.5	108.7	△ 6.9	101.2	△ 5.4	97.4	△ 4.1	96.3	0.0	99.5	△ 2.1
令和7年Ⅰ期	105.6	0.7	108.2	△ 0.5	94.1	△ 2.2	95.9	△ 1.5	97.9	0.0	97.9	△ 1.6
令和6年 2月	97.1	△ 13.7	94.7	△ 21.5	92.8	△ 13.8	92.7	△ 9.4	98.5	△ 0.4	98.1	0.4
3月	107.9	△ 9.3	104.1	9.9	97.3	△ 15.5	95.1	2.6	96.0	△ 2.2	98.0	△ 0.1
4月	119.2	△ 8.7	104.5	0.4	102.6	△ 15.7	98.5	3.6	99.0	△ 5.3	98.4	0.4
5月	101.6	5.7	111.1	6.3	94.6	△ 0.1	101.4	2.9	97.9	△ 8.1	95.8	△ 2.6
6月	103.0	△ 2.9	106.2	△ 4.4	96.5	△ 9.3	96.9	△ 4.4	96.7	△ 6.0	96.8	1.0
7月	123.3	8.4	112.6	6.0	107.6	2.7	101.3	4.5	101.9	△ 0.1	100.2	3.5
8月	111.0	17.2	121.8	8.2	94.3	△ 0.1	101.4	0.1	106.6	4.7	104.0	3.8
9月	112.2	11.1	115.7	△ 5.0	100.6	△ 3.2	102.2	0.8	103.6	1.5	100.6	△ 3.3
10月	108.4	3.1	108.9	△ 5.9	102.1	△ 5.2	98.0	△ 4.1	97.0	0.0	99.7	△ 0.9
11月	115.9	△ 5.8	108.8	△ 0.1	101.0	△ 10.5	97.4	△ 0.6	97.6	1.7	100.8	1.1
12月	110.0	8.9	108.4	△ 0.4	100.4	0.0	96.8	△ 0.6	94.3	△ 1.8	98.0	△ 2.8
令和7年 1月	101.3	△ 7.7	111.4	2.8	92.3	△ 6.2	96.0	△ 0.8	99.8	0.5	98.2	0.2
2月	106.0	9.2	107.5	△ 3.5	95.4	2.8	99.2	3.3	96.7	△ 1.8	96.3	△ 1.9
3月	109.6	1.6	105.7	△ 1.7	94.5	△ 2.9	92.4	△ 6.9	97.3	1.4	99.3	3.1
4月	105.8	△ 11.2	92.8	△ 12.2	93.3	△ 9.1	89.6	△ 3.0	101.3	2.3	100.7	1.4
5月	109.2	7.5	121.3	30.7	95.2	0.6	103.8	15.8	99.4	1.5	97.2	△ 3.5
6月	100.1	△ 2.8	101.6	△ 16.2	89.0	△ 7.8	87.9	△ 15.3	98.5	1.9	98.6	1.4

(注)在庫の年及び四半期の数値は平均値である。

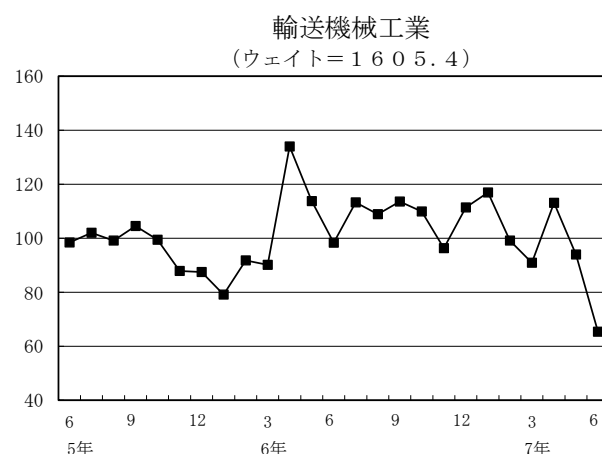
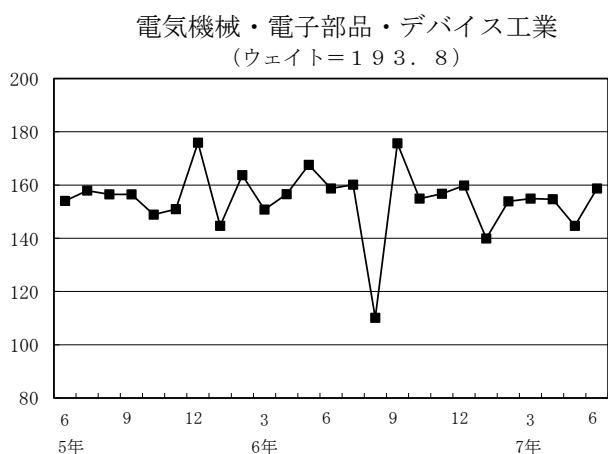
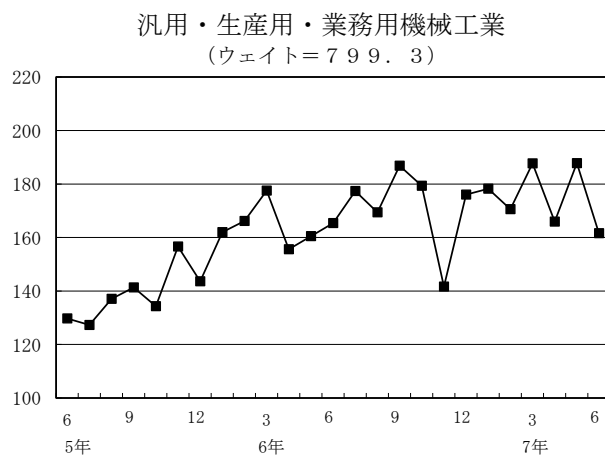
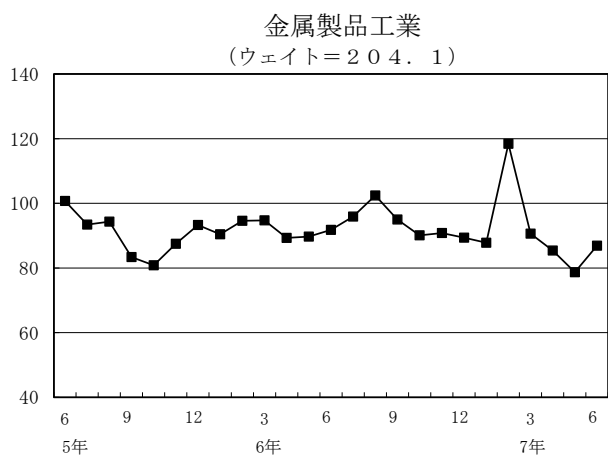
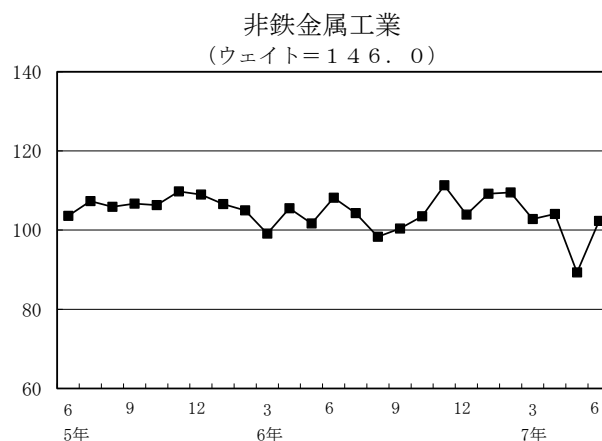
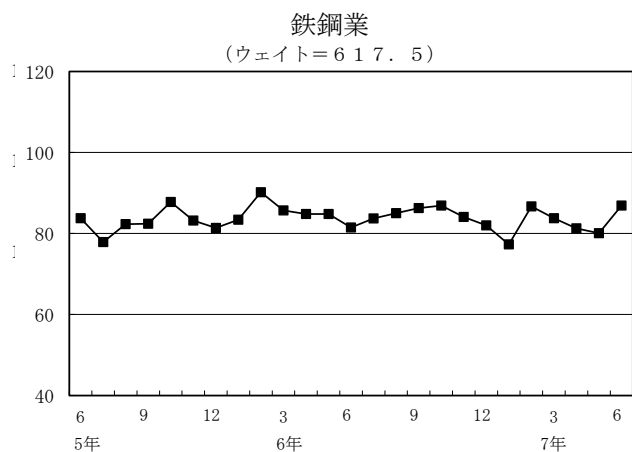
山口県鉱工業生産・出荷・在庫指数の推移

(令和2年=100, 季節調整済指数)



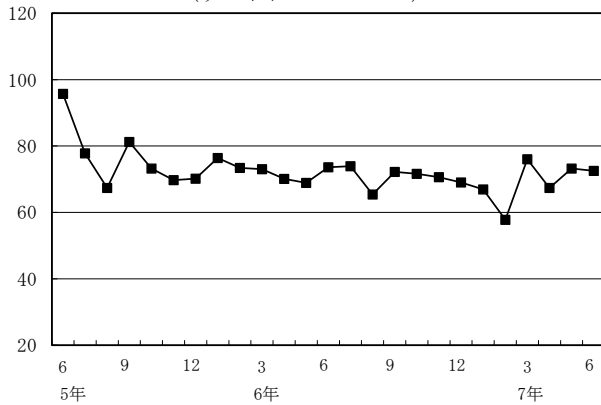
主要業種別生産指数の推移

(令和2年＝100, 季節調整済指数)

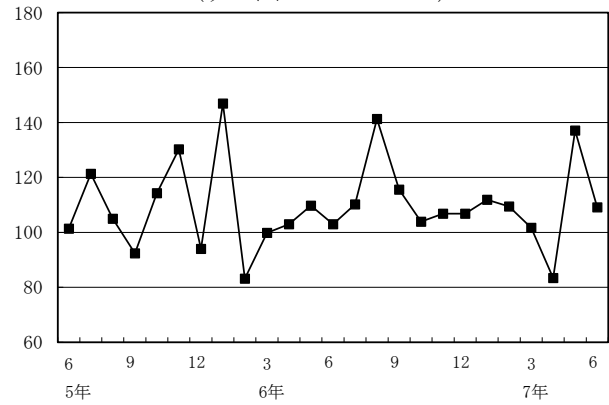


(令和2年=100, 季節調整済指数)

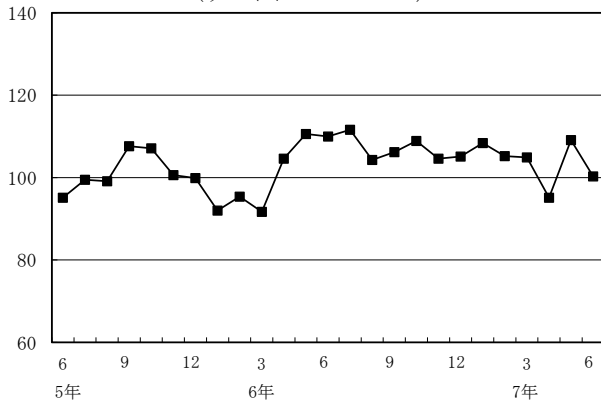
窯業・土石製品工業
(ウェイト=484.3)



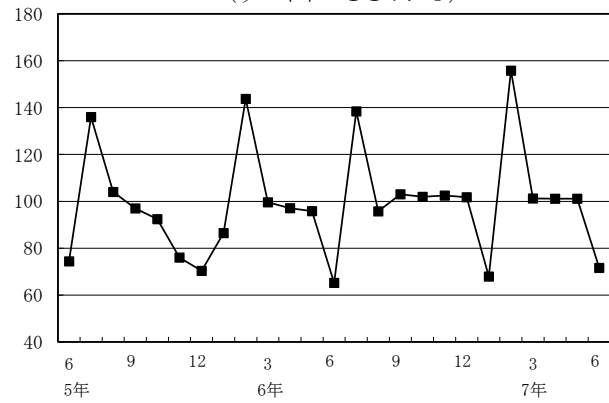
化学工業
(ウェイト=4401.5)



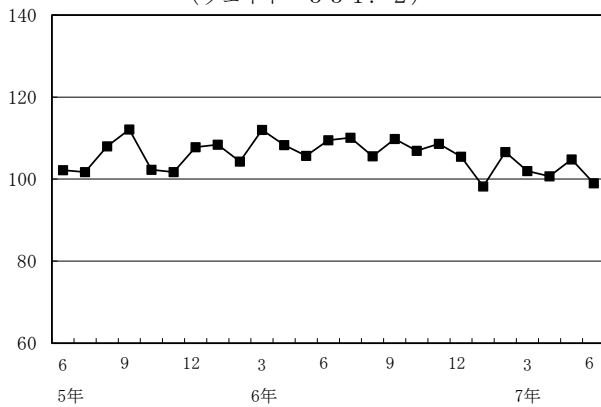
プラスチック製品工業
(ウェイト=202.5)



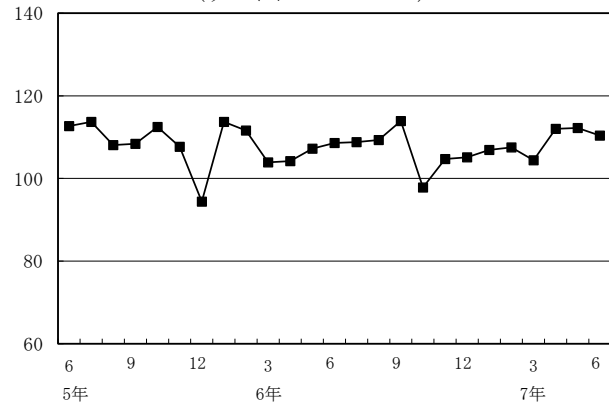
パルプ・紙・紙加工品工業
(ウェイト=117.8)



食料品・たばこ工業
(ウェイト=551.2)



ゴム製品工業
(ウェイト=433.8)



業種・財分類別生産指数

令和7年6月

(令和2年=100)

	分類	ウェイト	品目数	原指数			季節調整済指数		
				令和7年 5月	令和7年 6月	前年同 月比(%)	令和7年 5月	令和7年 6月	前月比 (%)
業 種	鉱工業	10000.0	217	109.2	100.1	△ 2.8	121.3	101.6	△ 16.2
	製造工業	9977.5	214	109.2	100.1	△ 2.9	121.3	101.6	△ 16.2
	鉄鋼業	617.5	17	73.1	83.5	7.9	80.1	86.9	8.5
	非鉄金属工業	146.0	5	79.8	106.4	△ 4.7	89.3	102.3	14.6
	金属製品工業	204.1	11	75.5	88.1	△ 2.1	78.7	86.9	10.4
	汎用・生産用・業務用機械工業	799.3	26	167.8	175.6	△ 1.7	187.8	161.6	△ 14.0
	汎用機械工業	235.4	9	106.2	104.0	1.0	108.0	94.2	△ 12.8
	生産用機械工業	396.9	16	96.5	96.2	△ 9.2	118.8	87.6	△ 26.3
	業務用機械工業	167.0	1	424.0	465.1	1.5	485.6	415.9	△ 14.4
	電気機械・電子部品・デバイス工業	193.8	7	149.0	161.8	2.0	144.7	158.7	9.7
	電気機械工業	60.2	4	X	X	X	X	X	X
	電子部品・デバイス工業	133.6	3	X	X	X	X	X	X
	輸送機械工業	1605.4	7	76.6	76.0	△ 31.3	94.0	65.4	△ 30.4
	窯業・土石製品工業	484.3	13	72.4	67.4	0.3	73.2	72.5	△ 1.0
	化学工業	4401.5	67	123.7	99.0	8.1	137.1	109.1	△ 20.4
	化学肥料	74.2	3	85.8	68.4	125.7	111.4	89.1	△ 20.0
	ソーダ工業製品	84.5	4	73.8	67.6	△ 34.6	87.7	86.2	△ 1.7
	無機薬品・顔料・触媒	189.0	11	52.0	73.2	5.5	71.2	77.0	8.1
	高圧ガス	42.6	5	73.2	71.5	△ 16.8	75.0	76.6	2.1
	石油系芳香族	140.6	4	X	X	X	X	X	X
	環式中間物・合成染料	659.8	6	47.2	48.3	18.1	49.3	56.2	14.0
	有機薬品	523.3	14	87.7	92.2	△ 4.6	89.1	95.1	6.7
	プラスチック	656.1	14	72.1	62.6	△ 30.1	76.2	68.1	△ 10.6
	合成ゴム	162.5	1	117.3	95.1	△ 8.9	95.0	101.6	6.9
	塗料・印刷インキ	8.3	2	X	X	X	X	X	X
	医薬品	1603.1	1	214.8	145.3	24.0	249.7	158.1	△ 36.7
	火薬類・農薬	257.5	2	97.5	99.7	38.5	88.9	112.0	26.0
	石油製品工業	105.1	12	61.2	52.7	△ 20.6	56.1	52.3	△ 6.8
	プラスチック製品工業	202.5	6	95.9	101.4	△ 7.3	109.1	100.3	△ 8.1
	パルプ・紙・紙加工品工業	117.8	7	121.8	69.4	10.9	101.1	71.6	△ 29.2
	繊維工業	35.9	8	63.2	58.1	△ 31.6	66.2	59.7	△ 9.8
	食料品・たばこ工業	551.2	19	102.7	104.9	△ 7.6	104.8	99.0	△ 5.5
	ゴム製品工業	433.8	5	106.2	117.2	1.4	112.2	110.4	△ 1.6
	印刷業	49.2	2	80.9	80.4	△ 5.5	85.2	80.0	△ 6.1
	木材・木製品工業	30.1	2	92.7	93.6	6.7	95.5	92.9	△ 2.7
類	鉱業	22.5	3	82.9	76.8	△ 3.4	87.6	77.4	△ 11.6
財	鉱工業	10000.0	230	109.2	100.1	△ 2.8	121.3	101.6	△ 16.2
	最終需要財	4740.4	83	141.1	118.3	△ 3.6	165.5	115.7	△ 30.1
	投資財	1828.0	54	112.4	113.0	△ 13.9	128.9	100.9	△ 21.7
	資本財	1338.8	28	127.7	128.7	△ 15.3	151.2	112.8	△ 25.4
	建設財	489.2	26	70.5	69.8	△ 7.1	71.6	71.2	△ 0.6
	消費財	2912.4	29	159.2	121.6	3.8	188.8	125.2	△ 33.7
	耐久消費財	769.6	5	85.7	86.6	△ 29.3	111.4	77.2	△ 30.7
	非耐久消費財	2142.8	24	185.5	134.2	16.4	213.0	143.0	△ 32.9
	生産財	5259.6	147	80.4	83.6	△ 2.1	83.7	87.1	4.1
	鉱工業用生産財	4571.2	130	78.1	81.8	△ 4.4	81.6	85.2	4.4
類	その他用生産財	688.4	17	95.2	95.8	14.3	93.8	98.3	4.8

注. 今月分は速報値。前月分は確報値。

業種・財分類別出荷指数

令和7年6月

(令和2年=100)

				原指数			季節調整済指数		
分類		ウェイト	品目数	令和7年	令和7年	前年同	令和7年	令和7年	前月比
				5月	6月	月比(%)	5月	6月	(%)
業種	鉱工業	10000.0	217	95.2	89.0	△ 7.8	103.8	87.9	△ 15.3
	製造工業	9984.7	214	95.2	89.0	△ 7.8	103.7	87.9	△ 15.2
	鉄鋼業	892.8	17	78.2	83.4	2.2	85.1	85.1	0.0
	非鉄金属工業	260.2	5	91.2	108.6	0.5	95.9	107.7	12.3
	金属製品工業	141.0	11	73.8	79.4	0.4	77.0	81.4	5.7
	汎用・生産用・業務用機械工業	584.2	26	147.6	135.6	△ 8.0	172.3	121.5	△ 29.5
	汎用機械工業	196.2	9	134.5	86.8	△ 12.9	139.3	69.5	△ 50.1
	生産用機械工業	314.0	16	90.6	88.4	△ 15.0	110.6	81.0	△ 26.8
	業務用機械工業	74.0	1	424.0	465.1	1.5	487.7	437.7	△ 10.3
	電気機械・電子部品・デバイス工業	176.9	7	145.0	164.3	18.3	150.9	164.7	9.1
	電気機械工業	56.6	4	X	X	X	X	X	X
	電子部品・デバイス工業	120.3	3	X	X	X	X	X	X
	輸送機械工業	1804.4	7	77.8	78.6	△ 25.5	100.2	69.8	△ 30.3
	窯業・土石製品工業	395.2	13	75.2	60.8	△ 9.1	74.3	61.6	△ 17.1
	化学工業	3103.9	67	114.6	93.6	2.9	126.1	100.1	△ 20.6
分類	化学肥料	59.9	3	75.6	60.2	94.8	87.6	94.6	8.0
	ソーダ工業製品	173.2	4	72.4	68.5	△ 33.4	91.8	80.4	△ 12.4
	無機薬品・顔料・触媒	141.9	11	63.5	74.4	△ 14.3	71.9	70.1	△ 2.5
	高压ガス	16.3	5	79.9	83.5	3.2	87.1	91.2	4.7
	石油系芳香族	135.6	4	X	X	X	X	X	X
	環式中間物・合成染料	410.3	6	58.7	56.7	9.9	59.9	59.9	0.0
	有機薬品	378.5	14	90.9	86.0	△ 4.4	90.7	89.9	△ 0.9
	プラスチック	593.7	14	71.7	59.3	△ 33.1	74.0	60.7	△ 18.0
	合成ゴム	199.4	1	94.5	115.0	18.7	104.8	112.7	7.5
	塗料・印刷インキ	14.1	2	X	X	X	X	X	X
	医薬品	885.7	1	214.8	145.3	24.0	257.5	156.8	△ 39.1
	火薬類・農薬	95.3	2	97.5	101.8	45.4	88.2	114.0	29.3
	石油製品工業	1307.3	12	59.7	60.7	△ 22.6	55.3	57.9	4.7
	プラスチック製品工業	220.6	6	94.6	94.0	△ 11.9	105.5	91.6	△ 13.2
	パルプ・紙・紙加工品工業	145.7	7	103.9	92.0	△ 4.1	105.8	92.2	△ 12.9
繊維工業	60.6	8	61.2	54.1	△ 31.8	62.2	54.6	△ 12.2	
食料品・たばこ工業	494.7	19	101.1	102.8	△ 6.3	105.9	99.8	△ 5.8	
ゴム製品工業	273.5	5	108.2	116.1	3.1	112.2	110.8	△ 1.2	
印刷業	38.1	2	80.5	80.1	△ 5.5	85.3	79.5	△ 6.8	
木材・木製品工業	85.6	2	97.0	94.5	△ 0.3	103.1	93.2	△ 9.6	
類	鉱業	15.3	3	77.4	87.7	△ 1.5	83.7	88.3	5.5
財分	鉱工業	10000.0	230	95.2	89.0	△ 7.8	103.8	87.9	△ 15.3
	最終需要財	4052.0	83	120.2	102.6	△ 7.7	139.6	100.7	△ 27.9
	投資財	1641.0	54	103.4	97.4	△ 14.0	116.0	89.9	△ 22.5
	資本財	1081.7	28	117.1	108.8	△ 16.8	139.9	97.0	△ 30.7
	建設財	559.3	26	76.9	75.3	△ 5.6	76.9	76.9	0.0
	消費財	2411.0	29	131.6	106.1	△ 3.2	157.3	108.0	△ 31.3
	耐久消費財	739.9	5	89.8	90.7	△ 21.9	126.1	81.8	△ 35.1
	非耐久消費財	1671.1	24	150.1	112.9	5.8	168.0	118.4	△ 29.5
	生産財	5948.0	147	78.1	79.8	△ 7.7	80.5	79.2	△ 1.6
	鉱工業用生産財	5006.8	130	78.6	80.6	△ 8.1	82.9	80.2	△ 3.3
その他用生産財	941.2	17	75.5	76.0	△ 5.5	70.9	73.3	3.4	

注、今月分は速報値。前月分は確報値。

業種・財分類別在庫指数

令和7年6月

(令和2年=100)

	分類	ウェイト	品目数	原指数			季節調整済指数		
				令和7年 5月	令和7年 6月	前年同 月比(%)	令和7年 5月	令和7年 6月	前月比 (%)
業 種 分 類	鉱工業	10000.0	154	99.4	98.5	1.9	97.2	98.6	1.4
	製造工業	9967.8	151	99.4	98.5	1.9	97.2	98.6	1.4
	鉄鋼業	1140.0	16	96.5	96.2	5.5	96.5	99.5	3.1
	非鉄金属工業	311.5	4	98.1	99.4	△ 2.3	92.1	98.3	6.7
	金属製品工業	432.1	7	149.6	152.9	55.5	153.8	153.7	△ 0.1
	汎用・生産用・業務用機械工業	118.3	2	X	X	X	X	X	X
	汎用機械工業	59.7	1	X	X	X	X	X	X
	生産用機械工業	58.6	1	X	X	X	X	X	X
	業務用機械工業	***	***	***	***	***	***	***	***
	電気機械・電子部品・デバイス工業	41.7	3	835.7	823.5	20.5	834.4	758.2	△ 9.1
	電気機械工業	41.7	3	835.7	823.5	20.5	834.4	758.2	△ 9.1
	電子部品・デバイス工業	***	***	***	***	***	***	***	***
	輸送機械工業	841.4	1	X	X	X	X	X	X
	窯業・土石製品工業	431.8	12	134.8	132.2	46.9	138.4	132.0	△ 4.6
	化学工業	4734.5	63	85.2	83.8	△ 12.7	83.4	83.5	0.1
	化学肥料	226.3	3	67.3	75.8	13.8	72.6	80.3	10.6
	ソーダ工業製品	95.0	4	124.5	105.1	3.6	129.6	104.8	△ 19.1
	無機薬品・顔料・触媒	496.5	10	72.7	76.4	2.1	73.2	82.5	12.7
	高圧ガス	3.2	5	185.0	177.9	99.9	191.1	200.1	4.7
	石油系芳香族	198.9	4	X	X	X	X	X	X
	環式中間物・合成染料	679.1	6	69.5	63.3	△ 15.6	68.7	66.6	△ 3.1
	有機薬品	411.5	14	92.1	106.8	1.5	88.2	97.2	10.2
	プラスチック	1510.7	13	92.9	92.5	△ 5.5	90.6	94.7	4.5
	合成ゴム	1045.8	1	95.0	84.9	△ 30.3	87.6	80.7	△ 7.9
	塗料・印刷インキ	5.5	1	X	X	X	X	X	X
	医薬品	***	***	***	***	***	***	***	***
	火薬類・農薬	62.0	2	87.6	78.8	△ 6.2	92.4	88.4	△ 4.3
	石油製品工業	675.6	12	71.9	69.1	7.8	67.8	67.9	0.1
	プラスチック製品工業	146.4	5	88.5	95.8	9.6	89.2	94.1	5.5
	パルプ・紙・紙加工品工業	289.1	7	115.4	101.8	20.3	105.1	106.2	1.0
	繊維工業	244.6	5	27.4	27.0	△ 20.4	29.2	27.4	△ 6.2
	食料品・たばこ工業	320.1	8	118.8	122.9	△ 8.9	109.0	109.4	0.4
	ゴム製品工業	135.0	4	75.6	78.9	△ 17.2	76.9	78.3	1.8
	印刷業	***	***	***	***	***	***	***	***
	木材・木製品工業	105.7	2	103.6	110.3	△ 3.6	100.8	106.7	5.9
	鉱業	32.2	3	101.7	99.2	△ 2.7	102.5	99.6	△ 2.8
財 分 類	鉱工業	10000.0	167	99.4	98.5	1.9	97.2	98.6	1.4
	最終需要財	2234.8	42	117.6	119.3	7.9	113.6	114.3	0.6
	投資財	1033.2	27	128.7	130.6	3.6	127.0	125.2	△ 1.4
	資本財	397.8	6	176.4	175.7	15.4	174.0	169.6	△ 2.5
	建設財	635.4	21	98.8	102.4	△ 6.7	97.1	97.4	0.3
	消費財	1201.6	15	108.1	109.5	12.7	102.3	104.2	1.9
	耐久消費財	667.2	5	148.3	148.0	22.7	142.8	142.6	△ 0.1
	非耐久消費財	534.4	10	57.8	61.4	△ 9.7	53.0	57.3	8.1
	生産財	7765.2	125	94.1	92.5	△ 0.3	92.4	92.9	0.5
	鉱工業用生産財	7034.1	110	96.2	94.9	0.1	94.3	95.0	0.7
	その他用生産財	731.1	15	74.6	68.9	△ 5.9	74.6	70.5	△ 5.5

注. 今月分は速報値。前月分は確報値。

鉋工業指数の推移

●電気機械工業・電子部品・デバイス工業

(令和2年=100)

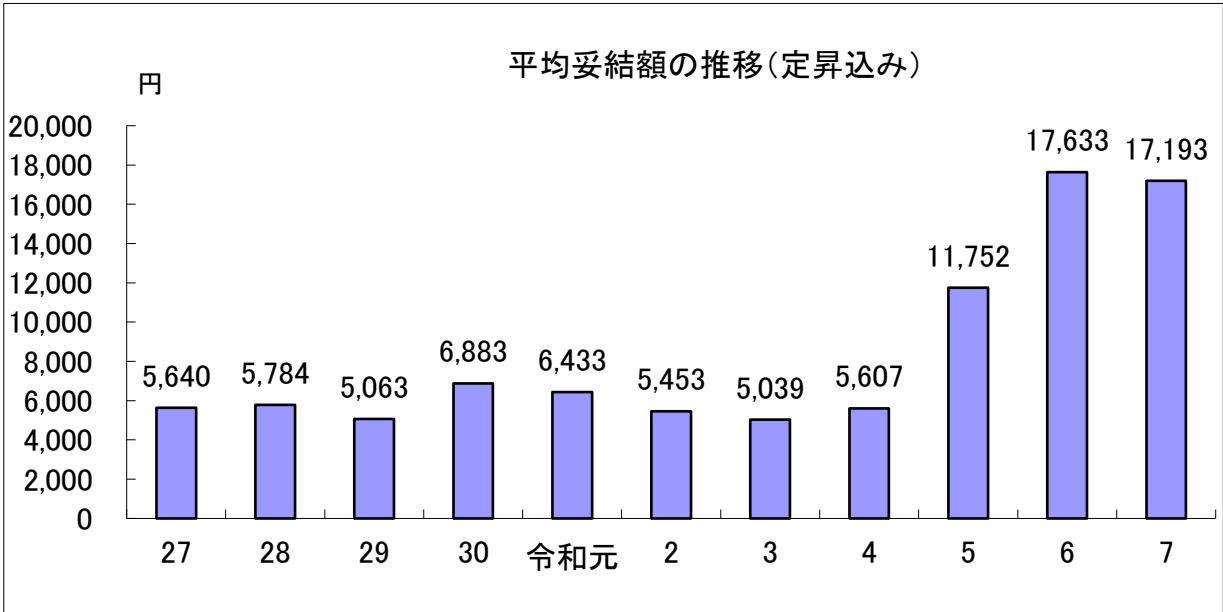
区 分		原 指 数						季節調整済指数							
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年				令和7年			
								1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7月～9月	10～12月
生産	指 数	126.9	110.6	100.0	121.9	126.3	153.1	153.1	161.0	148.6	157.1	149.6			
	前年(期)比(%)	-	△ 12.8	△ 9.6	21.9	3.6	21.2	△ 3.5	5.2	△ 7.7	5.7	△ 4.8			
出荷	指 数	127.2	110.7	100.0	121.3	132.0	158.1	143.0	148.7	139.3	148.9	150.3			
	前年(期)比(%)	-	△ 13.0	△ 9.7	21.3	8.8	19.8	△ 13.3	4.0	△ 6.3	6.9	0.9			
在庫	指 数	84.4	91.9	100.0	136.8	230.3	283.5	391.9	578.6	761.7	872.6	832.7			
	前年(期)比(%)	-	8.9	8.8	36.8	68.3	23.1	50.0	47.6	31.6	14.6	△ 4.6			

注) 前年比は原指数、前期比は季節調整済指数による計算値
出所：山口県総合企画部統計分析課

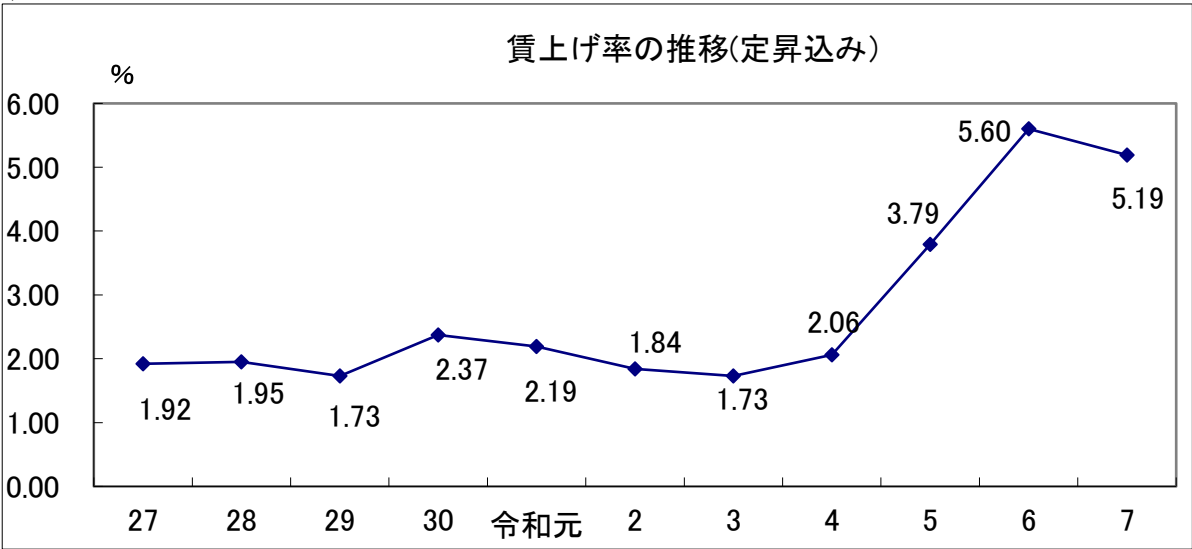
令和7年春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計結果)

令和7年6月末現在
産業労働部労働政策課

図表1



図表2



図表3 要求額・妥結額の前年との比較(定昇込み)

※比較表(定昇込みで妥結した組合のみ)

区 分	要 求			妥 結			
	組合数	金額(円)	対前年(%)	組合数	金額(円)	対前年(%)	賃上げ率(%)
令和7年6月末妥結状況	61	18,788	104.6	61	17,193	104.5	5.19
同組合令和6年妥結状況	61	17,957	—	61	16,448	—	—
令和6年調査最終結果	72	18,273	153.5	72	17,633	164.8	5.6

- (注) 1. 要求金額、妥結金額は組合員数による加重平均
2. 同組合令和6年妥結状況は、今回集計した組合の前年の状況
3. 令和6年調査最終結果は、昨年6月末時点で集計した最終結果
4. 対前年は、該当年の集計対象組合の前年の金額との比較

図表4 企業規模別

(単位:円、%)

企 業 規 模	平均賃金	要 求		妥 結				
		組合数	要求額	組合数	令和7年妥結額	対前年(%)	賃上げ率	令和6年妥結額
計	331,337 (283,565)	61	18,788 (15,351)	61	17,193 (12,535)	104.5 (106.5)	5.19 (4.42)	16,448 (11,769)
29人以下	243,098	2	18,670	2	15,691	124.4	6.45	12,616
30 ～ 99人	253,807	12	12,303	12	9,124	109.8	3.59	8,310
100 ～ 299人	274,310	14	13,789	14	12,503	123.5	4.56	10,124
300人未満計	265,821 (261,317)	28	14,233 (13,559)	28	12,340 (10,513)	121.6 (116.1)	4.64 (4.02)	10,152 (9,053)
300 ～ 499人	255,086	9	17,299	9	11,535	135.5	4.52	8,516
500 ～ 999人	306,302	6	14,817	6	14,961	96.9	4.88	15,435
300 ～ 999人	276,891	15	16,242	15	12,994	113.4	4.69	11,462
1,000人以上	349,246	18	19,836	18	18,546	102.3	5.31	18,130
300人以上計	339,297 (302,443)	33	19,342 (16,870)	33	17,782 (14,250)	103.3 (101.3)	5.24 (4.71)	17,213 (14,074)

- (注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計。()内は組合数による単純平均。
2. 令和6年妥結額は、令和7年妥結額を集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

図表5 産業別

(単位:円、%)

区 分		平均賃金	要 求		妥 結				
			組合数	要求額	組合数	令和7年妥結額	対前年(%)	賃上げ率	令和6年妥結額
産 業 計		331,337	61	18,788	61	17,193	104.5	5.19	16,448
製 造 業 計		349,607	37	19,815	37	18,627	102.0	5.33	18,267
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ	×	1	×	1	×	×	×	×
	織 維 工 業	-	0	-	0	-	-	-	-
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	X	1	X	1	X	X	X	X
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	×	1	×	1	×	×	×	×
	化 学 工 業	376,286	5	21,379	5	19,423	104.9	5.16	18,509
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	296,241	2	11,015	2	18,166	173.9	6.13	10,446
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	X	1	X	1	X	X	X	X
	窯 業 ・ 土 石 製 品	251,812	3	13,571	3	8,199	101.3	3.26	8,093
	鉄 鋼 業	316,402	9	22,594	9	20,770	98.1	6.56	21,173
	非 鉄 金 属	X	1	X	1	X	X	X	X
	金 属 製 品	251,477	3	18,588	3	14,512	134.9	5.77	10,755
	一 般 機 械 器 具	261,498	3	18,020	3	13,245	93.4	5.07	14,175
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	288,989	2	12,439	2	9,296	103.7	3.22	8,966
	輸 送 用 機 械 器 具	342,585	5	18,286	5	18,034	110.6	5.26	16,307
	そ の 他	-	0	-	0	-	-	-	-
建 設 業		309,004	2	11,457	2	16,604	151.5	5.37	10,962
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		-	0	-	0	-	-	-	-
情 報 通 信 業		-	0	-	0	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業		259,010	11	13,007	11	9,235	123.9	3.57	7,452
卸 売 業 、 小 売 業		261,510	9	17,044	9	13,297	117.7	5.08	11,300
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業		-	0	-	0	-	-	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 技 術 サ ー ビ ス 業		-	0	-	0	-	-	-	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業		X	1	X	1	X	X	X	X
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業		-	0	-	0	-	-	-	-
教 育 ・ 学 術 研 究 ・ 医 療 ・ 福 祉		X	1	X	1	X	X	X	X
複 合 サ ー ビ ス 事 業 ・ サ ー ビ ス 業		-	0	-	0	-	-	-	-

- (注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計。
2. 令和6年妥結額は、令和7年妥結額を集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。
3. 電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業の合算。

図表6 金額階層別

金 額 階 級	300人未満	300人以上	計	分布率 (%)	令和6年 組合数	分布率 (%)
計	28	33	61	100.0	72	100.0
1,000 円未満	2	0	2	3.3	2	2.8
1,000 ～ 1,999 円	0	0	0	0.0	0	0.0
2,000 ～ 2,999 円	1	1	2	3.3	2	2.8
3,000 ～ 3,999 円	0	2	2	3.3	1	1.4
4,000 ～ 4,999 円	1	0	1	1.6	3	4.2
5,000 ～ 5,999 円	0	0	0	0.0	1	1.4
6,000 ～ 6,999 円	3	2	5	8.2	4	5.6
7,000 ～ 7,999 円	2	1	3	4.9	1	1.4
8,000 ～ 8,999 円	2	0	2	3.3	4	5.6
9,000 ～ 9,999 円	2	2	4	6.6	6	8.3
10,000 円以上	15	25	40	65.6	48	66.7
そ の 他	0	0	0	0.0	0	0.0

(注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計
2. その他は具体的な妥結額が不明の組合

図表7 妥結時期

妥 結 時 期	300人未満	300人以上	計	累計	分布率 (%)
計	28	33	61	61	100.2
2 月 末 ま で	0	0	0	0	0.0
3 月 1 ～ 10 日	2	3	5	5	8.2
11 ～ 20 日	5	10	15	20	24.6
21 ～ 31 日	7	7	14	34	23.0
4 月 1 ～ 10 日	3	6	9	43	14.8
11 ～ 20 日	0	2	2	45	3.3
21 ～ 30 日	3	1	4	49	6.6
5 月 1 ～ 10 日	1	0	1	50	1.6
11 ～ 20 日	3	2	5	55	8.2
21 ～ 31 日	1	1	2	57	3.3
6 月 1 ～ 10 日	2	0	2	59	3.3
11 ～ 20 日	1	1	2	61	3.3
21 ～ 30 日	0	0	0	61	0.0
7 月 1 ～ 10 日	0	0	0	61	0.0

(注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計

図表8 地域別

区 分		要 求				妥 結						調査対象 組合
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	組合数	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	
計	(定昇込み)	61	18,788	17,957	104.6	61	17,193	16,448	331,337	104.5	5.19	188
	(ペアのみ)	21	15,407	12,654	121.8	21	13,030	11,064	331,977	117.8	3.92	
岩 国	(定昇込み)	8	9,350	8,360	111.8	8	7,365	7,261	274,813	101.4	2.68	19
	(ペアのみ)	5	15,004	13,000	115.4	5	13,326	12,367	337,095	107.8	3.95	
柳 井	(定昇込み)	3	14,467	13,326	108.6	3	12,158	8,636	267,708	140.8	4.54	7
	(ペアのみ)	2	19,569	16,569	118.1	2	7,542	10,480	299,306	72.0	2.52	
周 南	(定昇込み)	22	20,815	18,639	111.7	22	19,043	17,575	353,423	108.4	5.39	37
	(ペアのみ)	5	15,250	11,656	130.8	5	13,608	12,048	334,298	112.9	4.07	
山口・ 防府	(定昇込み)	9	17,245	15,789	109.2	9	16,322	14,361	315,975	113.7	5.17	42
	(ペアのみ)	2	17,000	14,368	118.3	2	10,395	11,861	284,969	87.6	3.65	
宇部・ 小野田	(定昇込み)	7	17,466	16,883	103.5	7	16,323	16,953	309,611	96.3	5.27	40
	(ペアのみ)	5	15,392	12,843	119.8	5	14,570	11,783	350,292	123.7	4.16	
下 関	(定昇込み)	12	19,176	22,641	84.7	12	16,719	19,282	329,235	86.7	5.08	42
	(ペアのみ)	2	14,739	10,261	143.6	2	12,304	5,478	334,348	224.6	3.68	
萩・ 長門	(定昇込み)	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	1
	(ペアのみ)	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	

(注) 1.組合員数による加重平均で集計

2.前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果と一致しない

2025春季生活闘争 賃金改善回答集計

1. 企業規模別 (単位:円、%)

企業規模	基準賃金	回答			24年回答額
		組合数	25年回答額	賃上げ率	
計	313,097円 (284,629円)	136	15,891円 (13,775円)	5.08% (4.84%)	15,546円
300人未満	259,146円	43	12,396円	4.79%	10,839円
300～999人	272,956円	35	12,909円	4.73%	11,556円
1,000人以上	324,058円	58	16,659円	5.14%	16,539円

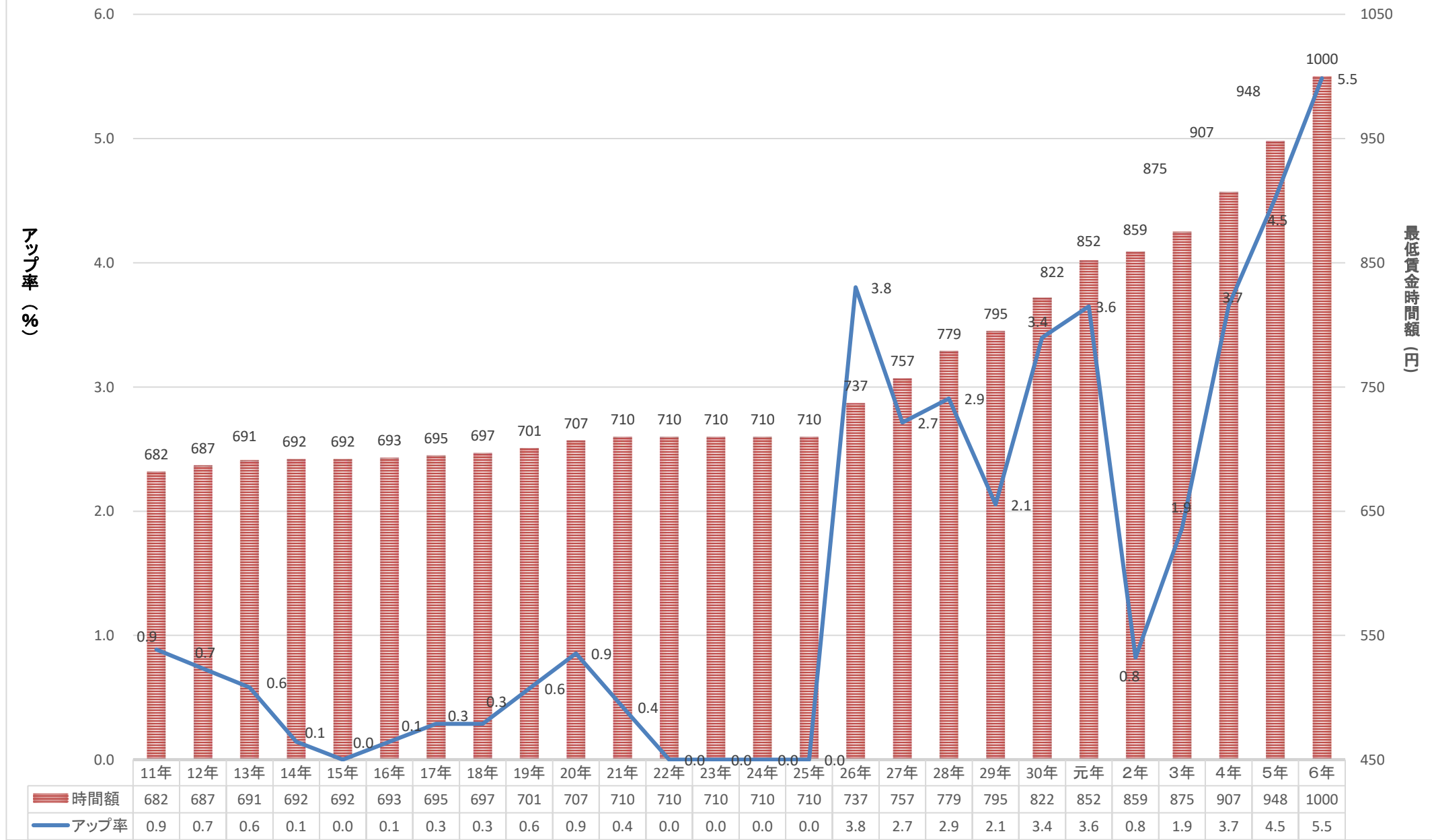
(注) 24年と25年の回答額を集計した組合は必ずしも一致しない。
要求・回答額は定昇込みで集計。()内は組合数による単純平均。

2. 産業別 (単位:円、%)

区分		基準賃金	回答			24年回答額
			組合数	25年回答額	賃上げ率	
産 業 計		313,097円	136	15,891円	5.08%	15,546円
製 造 業 計		323,609円	81	16,974円	5.25%	17,467円
製造業	食 料 品 ・ た ば こ	315,565円	1	8,819円	2.79%	***
	織 維 工 業	287,767円	2	18,929円	6.58%	17,797円
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	251,716円	2	10,194円	4.05%	6,769円
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	309,675円	4	14,134円	4.56%	10,315円
	化 学 工 業	354,768円	15	16,474円	4.64%	17,752円
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	341,145円	5	17,595円	5.16%	14,887円
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	266,816円	1	13,341円	5.00%	16,791円
	窯 業 ・ 土 石 製 品	297,938円	3	15,345円	5.15%	14,704円
	鉄 鋼 業	308,954円	15	19,034円	6.16%	29,884円
	非 鉄 金 属	335,790円	1	19,375円	5.77%	24,374円
	金 属 製 品	291,076円	3	7,736円	2.66%	13,000円
	一 般 機 械 器 具	264,560円	3	16,791円	6.35%	12,979円
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	326,888円	5	12,011円	3.67%	9,624円
	輸 送 用 機 械 器 具	319,706円	18	17,427円	5.45%	15,487円
	そ の 他 の 製 造 業	249,356円	3	12,258円	4.92%	13,356円
建 設 業		265,074円	6	17,265円	6.51%	12,260円
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		283,067円	5	10,459円	3.70%	11,397円
情 報 通 信 業		421,890円	1	12,000円	2.84%	11,000円
運 輸 業 ・ 郵 便 業		275,555円	17	11,746円	4.26%	11,667円
卸 売 業 ・ 小 売 業		272,129円	10	13,361円	4.91%	13,308円
金 融 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 等		316,892円	2	10,607円	3.35%	14,693円
サ ー ビ ス 業		301,000円	1	13,500円	4.49%	12,400円
そ の 他		316,603円	13	16,589円	5.24%	6,400円

(注) 24年と25年の回答額を集計した組合は必ずしも一致しない。
要求・回答額は定昇込みで集計。
電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業、
その他サービス業には、協同組合等の複合サービス業、教育、学習支援業などの合算

特定最低賃金時間額とアップ率の推移(百貨店※)



※百貨店、総合スーパーマーケット

最低賃金に関する基礎調査について(百貨店※)

山口県特定最低賃金

調査の目的	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資すること
調査対象事業所	百貨店、総合スーパーマーケットについて、常用労働者50人以上を雇用している事業所
調査対象労働者	調査実施年の6月1日現在、調査対象事業所に使用される労働者(臨時・パート等を含む)
調査方法	郵送調査及びオンライン調査
集計	山口労働局において集計し、母集団に復元した。 また、総括表の作成には、18歳未満又は65歳以上の者等の適用除外労働者を除いた基幹的労働者を対象とした。

※百貨店、総合スーパーマーケット

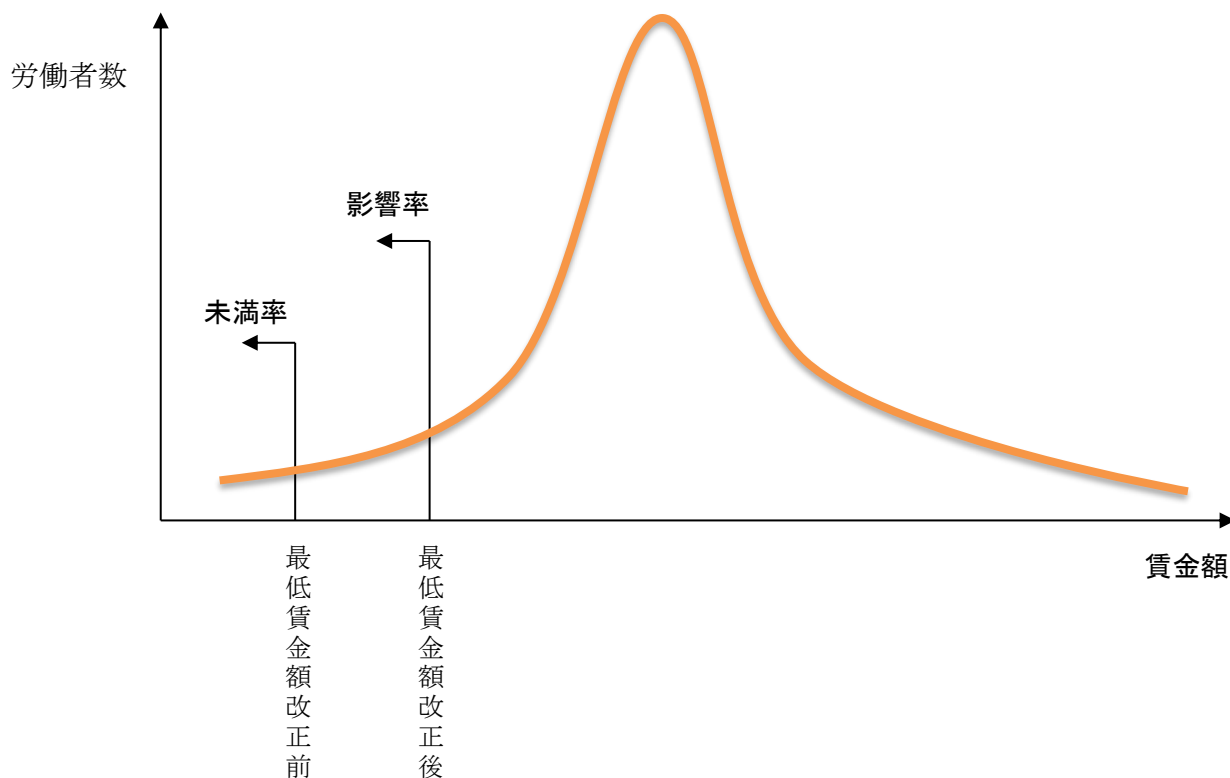
1 未満率及び影響率

未満率：現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合

影響率：最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合

イメージ図

* 曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。



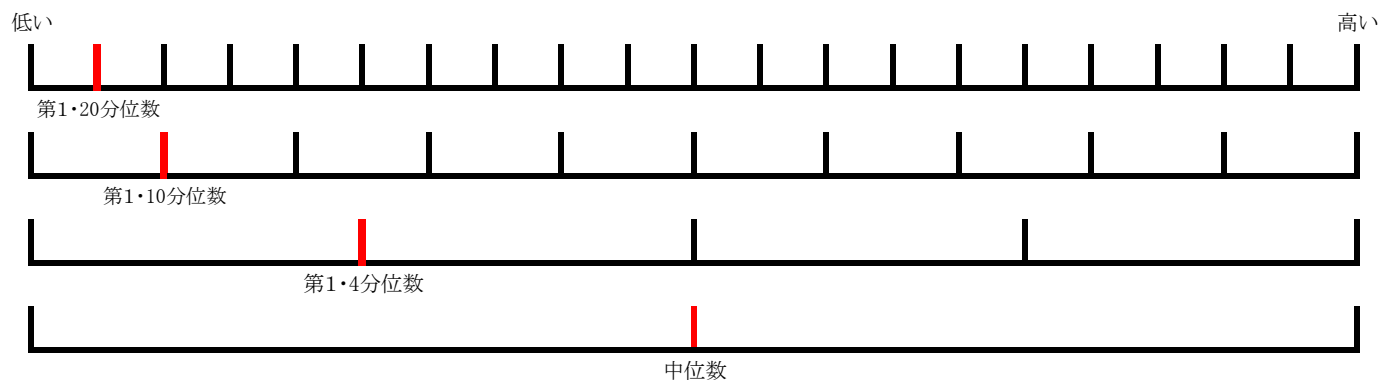
2 第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数

第1・20分位数：数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の20分の1の順位に当たる数値

第1・10分位数：同様に全体の10分の1の順位に当たる数値

第1・4分位数：4分の1の順位に当たる数値

中位数：2分の1の順位(すなわち中央)に当たる数値



令和7年度基礎調査における特定最低賃金（百貨店※）の未満率及び影響率

時間額(円)	全体	一般	パート	女
	未満率（％）			
1000	0.0	0.0	0.0	0.0
影響率（％）				
1001	23.1	0.0	46.3	32.5
1002	23.1	0.0	46.3	32.5
1003	23.1	0.0	46.3	32.5
1004	23.1	0.0	46.3	32.5
1005	23.1	0.0	46.3	32.5
1006	23.8	1.4	46.3	32.5
1007	23.8	1.4	46.3	32.5
1008	23.8	1.4	46.3	32.5
1009	25.2	4.3	46.3	34.7
1010	25.2	4.3	46.3	34.7
1011	26.7	7.1	46.3	35.7
1012	28.7	10.0	47.6	38.8
1013	28.7	10.0	47.6	38.8
1014	28.7	10.0	47.6	38.8
1015	28.7	10.0	47.6	38.8
1016	28.7	10.0	47.6	38.8
1017	28.7	10.0	47.6	38.8
1018	28.7	10.0	47.6	38.8
1019	28.7	10.0	47.6	38.8
1020	28.7	10.0	47.6	38.8
1021	39.4	10.0	69.0	52.6
1022	39.4	10.0	69.0	52.6
1023	39.4	10.0	69.0	52.6
1024	39.4	10.0	69.0	52.6
1025	39.4	10.0	69.0	52.6
1026	39.4	10.0	69.0	52.6
1027	39.4	10.0	69.0	52.6
1028	39.4	10.0	69.0	52.6
1029	39.4	10.0	69.0	52.6
1030	39.4	10.0	69.0	52.6
1031	40.1	11.4	69.0	53.7
1032	40.1	11.4	69.0	53.7
1033	40.1	11.4	69.0	53.7
1034	40.1	11.4	69.0	53.7
1035	40.1	11.4	69.0	53.7
1036	40.1	11.4	69.0	53.7
1037	40.1	11.4	69.0	53.7
1038	40.1	11.4	69.0	53.7
1039	40.1	11.4	69.0	53.7
1040	40.1	11.4	69.0	53.7
1041	40.9	12.8	69.0	53.7

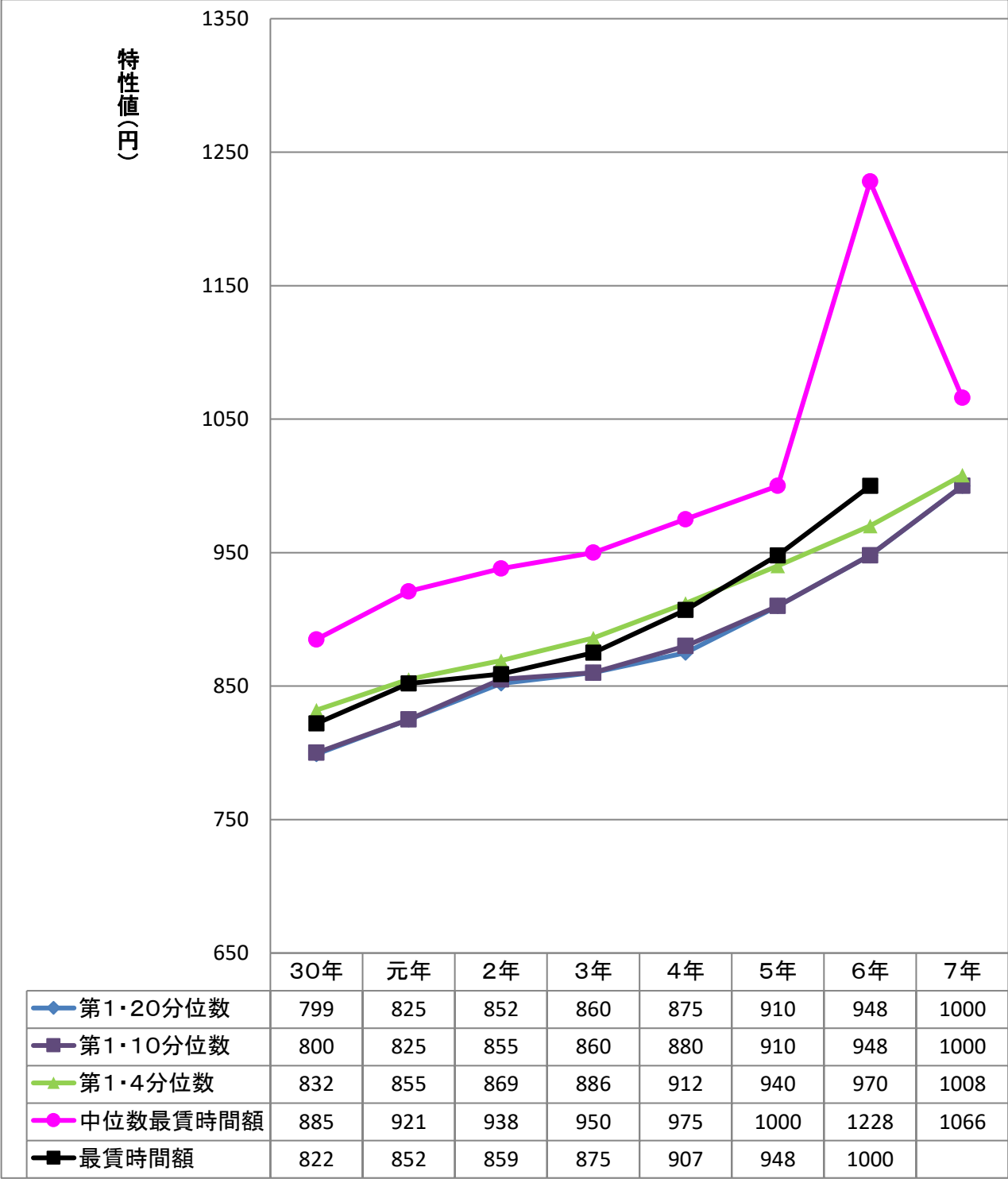
1042	40.9	12.8	69.0	53.7
1043	40.9	12.8	69.0	53.7
1044	40.9	12.8	69.0	53.7
1045	40.9	12.8	69.0	53.7
1046	40.9	12.8	69.0	53.7
1047	40.9	12.8	69.0	53.7
1048	40.9	12.8	69.0	53.7
1049	40.9	12.8	69.0	53.7
1050	40.9	12.8	69.0	53.7
1051	40.9	12.8	69.0	53.7
1052	40.9	12.8	69.0	53.7
1053	40.9	12.8	69.0	53.7
1054	40.9	12.8	69.0	53.7
1055	40.9	12.8	69.0	53.7
1056	48.0	12.8	83.3	53.7
1057	48.0	12.8	83.3	53.7
1058	48.0	12.8	83.3	53.7
1059	48.0	12.8	83.3	53.7
1060	48.0	12.8	83.3	53.7
1061	48.0	12.8	83.3	53.7
1062	48.0	12.8	83.3	53.7
1063	48.0	12.8	83.3	53.7
1064	49.4	15.7	83.3	55.8
1065	49.4	15.7	83.3	55.8
1066	49.4	15.7	83.3	55.8
1067	50.1	17.1	83.3	56.9
1068	50.8	17.1	84.7	58.0
1069	50.8	17.1	84.7	58.0
1070	51.5	18.5	84.7	59.0
1071	51.5	18.5	84.7	59.0
1072	51.5	18.5	84.7	59.0
1073	51.5	18.5	84.7	59.0
1074	51.5	18.5	84.7	59.0
1075	51.5	18.5	84.7	59.0
1076	51.5	18.5	84.7	59.0
1077	51.5	18.5	84.7	59.0
1078	51.5	18.5	84.7	59.0
1079	51.5	18.5	84.7	59.0
1080	51.5	18.5	84.7	59.0
1081	51.5	18.5	84.7	59.0
1082	51.5	18.5	84.7	59.0
1083	51.5	18.5	84.7	59.0
1084	51.5	18.5	84.7	59.0
1085	51.5	18.5	84.7	59.0
1086	51.5	18.5	84.7	59.0
1087	51.5	18.5	84.7	59.0

1088	51.5	18.5	84.7	59.0
1089	51.5	18.5	84.7	59.0
1090	51.5	18.5	84.7	59.0
1091	51.5	18.5	84.7	59.0
1092	51.5	18.5	84.7	59.0
1093	51.5	18.5	84.7	59.0
1094	51.5	18.5	84.7	59.0
1095	51.5	18.5	84.7	59.0
1096	51.5	18.5	84.7	59.0
1097	51.5	18.5	84.7	59.0
1098	51.5	18.5	84.7	59.0
1099	52.3	19.9	84.7	60.1
1100	52.3	19.9	84.7	60.1
1101	53.0	21.3	84.7	61.2
1110	53.7	21.3	86.1	61.2
1120	53.7	21.3	86.1	61.2
1130	53.7	21.3	86.1	61.2
1140	54.3	21.3	87.4	62.1
1150	55.0	21.3	88.8	62.1

※百貨店，総合スーパーマーケット

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（百貨店※・全て）

(1) 特性値の推移



※百貨店，総合スーパーマーケット

(2) 未満率と影響率の推移

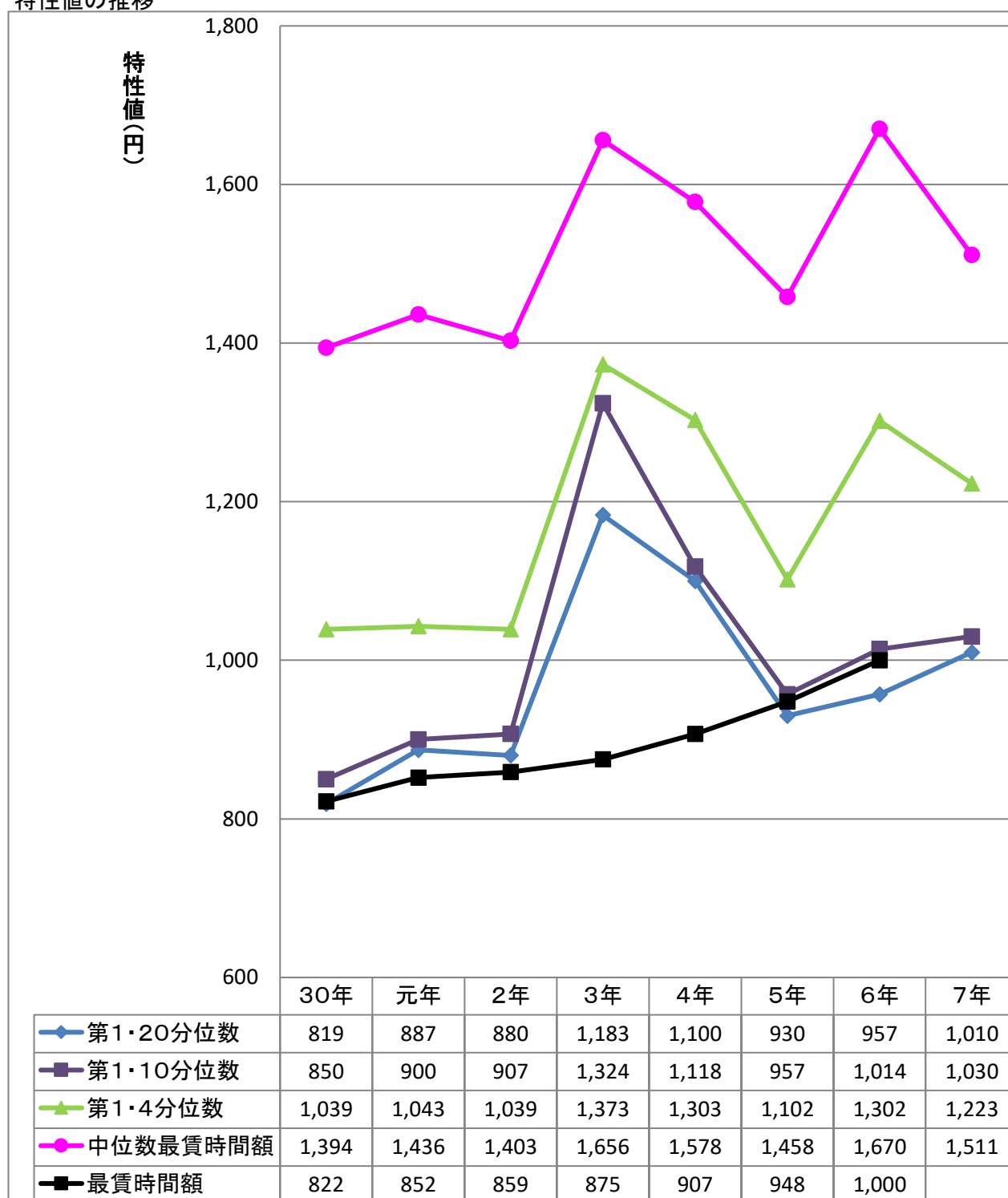
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
影響率	21.2	23.5	32.2	17.1	19.3	29.7	34.4	

(3) 特定最低賃金地域別最低賃金の比較(時間額)

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	822	852	859	875	907	948	1000	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	102.5%	102.8%	103.6%	102.1%	102.1%	102.2%	102.1%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（百貨店※・一般）

（1）特性値の推移



※百貨店，総合スーパーマーケット

（2）未満率と影響率の推移

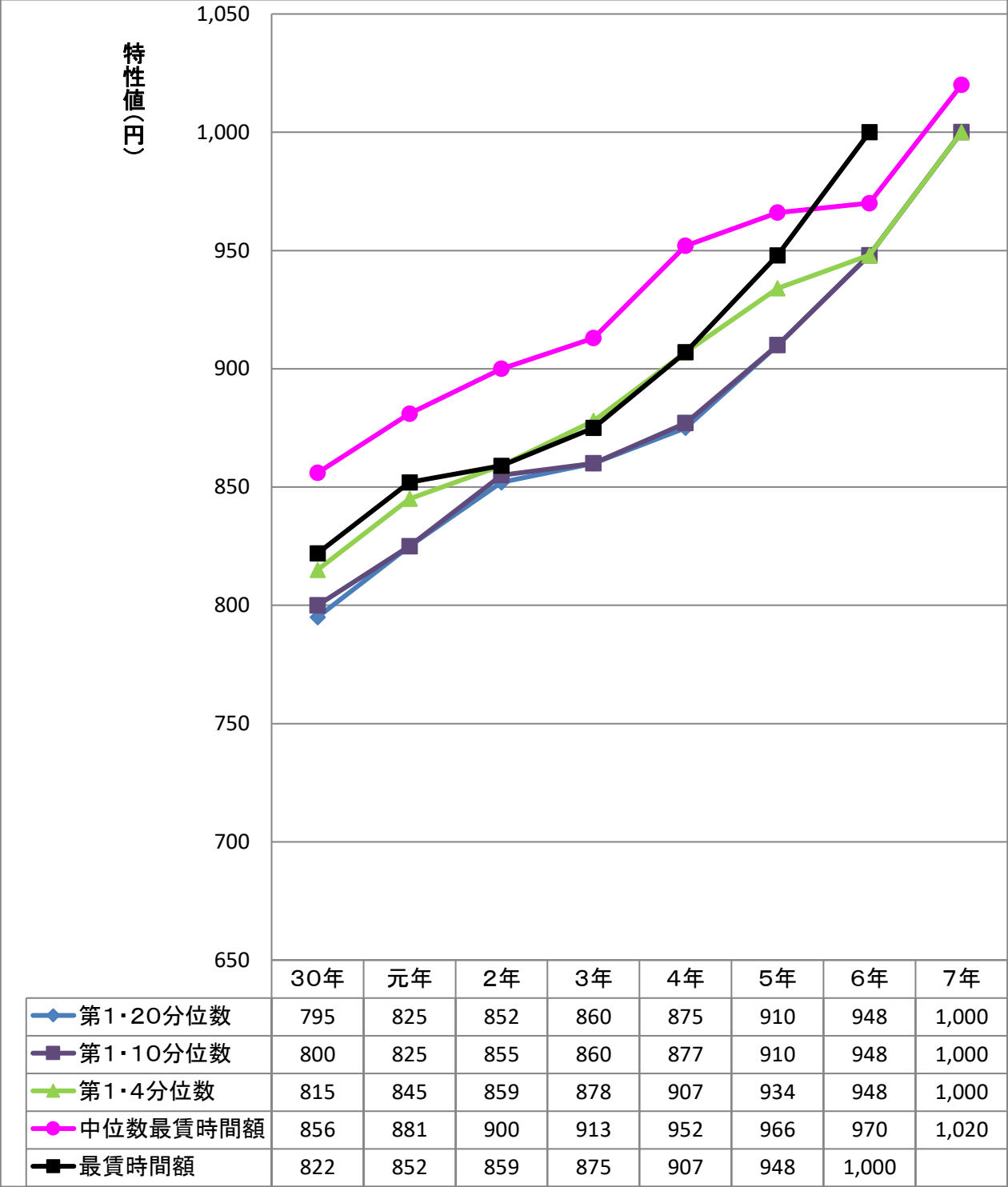
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
影響率	6.2	3.6	15.4	0	0.0	8.2	7.3	

（3）特定最低賃金地域別最低賃金の比較（時間額）

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	822	852	859	875	907	948	1000	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	102.5%	102.8%	103.6%	102.1%	102.1%	102.2%	102.1%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（百貨店※・パート）

(1) 特性値の推移



※百貨店，総合スーパーマーケット

(2) 未満率と影響率の推移

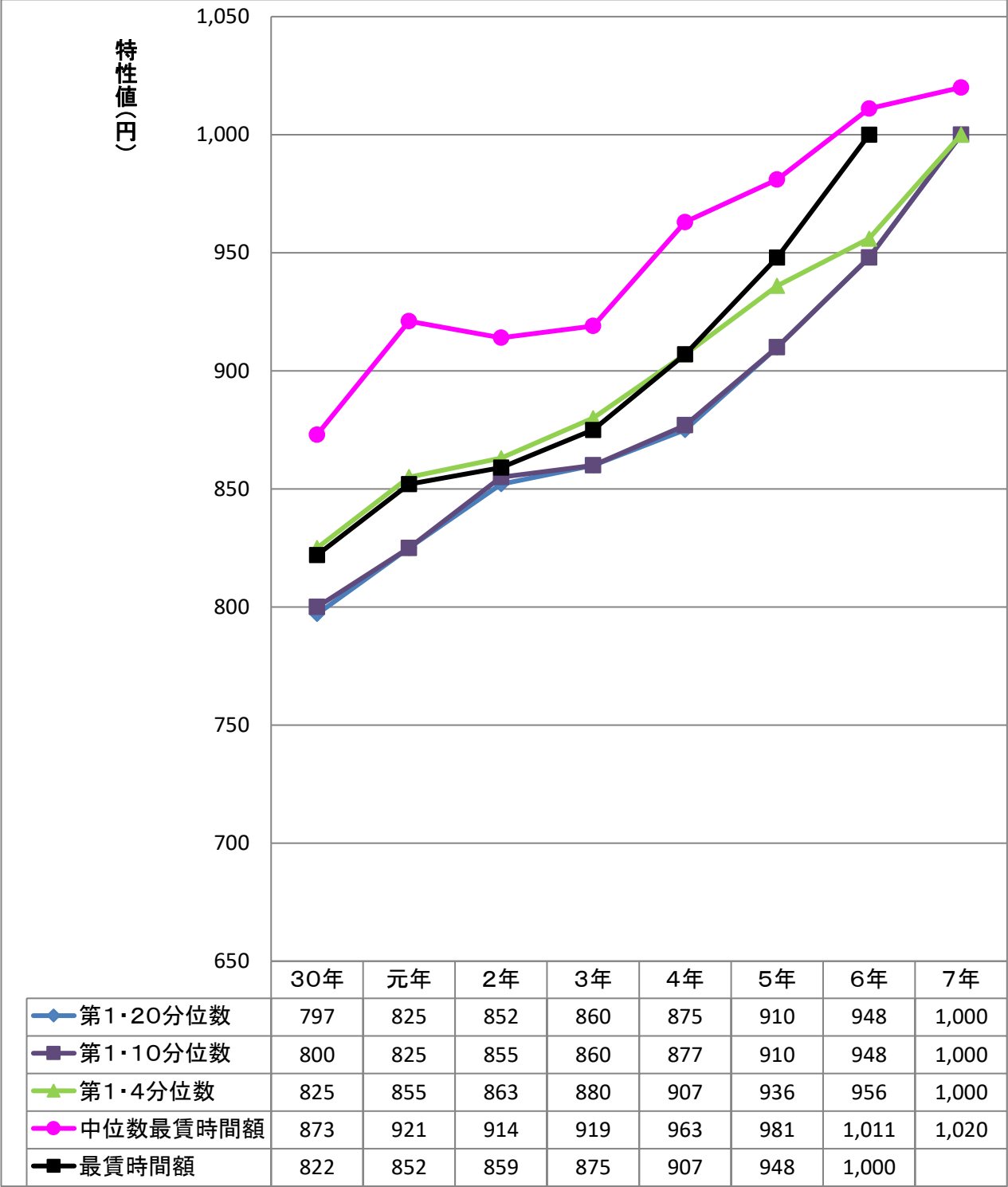
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
影響率	27.1	31.6	34.1	20.2	24.4	35.5	77.7	

(3) 特定最低賃金地域別最低賃金の比較(時間額)

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	822	852	859	875	907	948	1000	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	102.5%	102.8%	103.6%	102.1%	102.1%	102.2%	102.1%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（百貨店※・女）

(1) 特性値の推移



※百貨店, 総合スーパーマーケット

(2) 未満率と影響率の推移

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
影響率	23.1	25.8	33.5	18.9	19.3	31.7	47.1	

(3) 特定最低賃金地域別最低賃金の比較(時間額)

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	822	852	859	875	907	948	1000	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	102.5%	102.8%	103.6%	102.1%	102.1%	102.2%	102.1%	

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			全県	地域別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30人以上					17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	939			939	939					7	510	222	201	
円														
-	989													
990 -	990													
991 -	991													
992 -	992													
993 -	993													
994 -	994													
995 -	995													
996 -	996													
997 -	997													
998 -	998													
999 -	999													
1000 -	1000	217 (23.1)		217 (23.1)	217 (23.1)						92 (18.1)	57 (25.5)	68 (33.9)	
1001 -	1001	217 (23.1)		217 (23.1)	217 (23.1)						92 (18.1)	57 (25.5)	68 (33.9)	
1002 -	1002	217 (23.1)		217 (23.1)	217 (23.1)						92 (18.1)	57 (25.5)	68 (33.9)	
1003 -	1003	217 (23.1)		217 (23.1)	217 (23.1)						92 (18.1)	57 (25.5)	68 (33.9)	
1004 -	1004	217 (23.1)		217 (23.1)	217 (23.1)						92 (18.1)	57 (25.5)	68 (33.9)	
1005 -	1005	224 (23.8)		224 (23.8)	224 (23.8)						92 (18.1)	57 (25.5)	75 (37.3)	
1006 -	1006	224 (23.8)		224 (23.8)	224 (23.8)						92 (18.1)	57 (25.5)	75 (37.3)	
1007 -	1007	224 (23.8)		224 (23.8)	224 (23.8)						92 (18.1)	57 (25.5)	75 (37.3)	
1008 -	1008	237 (25.2)		237 (25.2)	237 (25.2)						106 (20.8)	57 (25.5)	75 (37.3)	
1009 -	1009	237 (25.2)		237 (25.2)	237 (25.2)						106 (20.8)	57 (25.5)	75 (37.3)	
1010 -	1010	250 (26.7)		250 (26.7)	250 (26.7)						119 (23.4)	57 (25.5)	75 (37.3)	
1011 -	1011	270 (28.7)		270 (28.7)	270 (28.7)						132 (25.9)	63 (28.5)	75 (37.3)	
1012 -	1012	270 (28.7)		270 (28.7)	270 (28.7)						132 (25.9)	63 (28.5)	75 (37.3)	
1013 -	1013	270 (28.7)		270 (28.7)	270 (28.7)						132 (25.9)	63 (28.5)	75 (37.3)	
1014 -	1014	270 (28.7)		270 (28.7)	270 (28.7)						132 (25.9)	63 (28.5)	75 (37.3)	
1015 -	1015	270 (28.7)		270 (28.7)	270 (28.7)						132 (25.9)	63 (28.5)	75 (37.3)	
1016 -	1016	270 (28.7)		270 (28.7)	270 (28.7)						132 (25.9)	63 (28.5)	75 (37.3)	
1017 -	1017	270 (28.7)		270 (28.7)	270 (28.7)						132 (25.9)	63 (28.5)	75 (37.3)	
1018 -	1018	270 (28.7)		270 (28.7)	270 (28.7)						132 (25.9)	63 (28.5)	75 (37.3)	
1019	1019	270 (28.7)		270 (28.7)	270 (28.7)						132 (25.9)	63 (28.5)	75 (37.3)	
1020	1020	370 (39.4)		370 (39.4)	370 (39.4)						192 (37.7)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1021	1021	370 (39.4)		370 (39.4)	370 (39.4)						192 (37.7)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1022	1022	370 (39.4)		370 (39.4)	370 (39.4)						192 (37.7)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1023	1023	370 (39.4)		370 (39.4)	370 (39.4)						192 (37.7)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1024	1024	370 (39.4)		370 (39.4)	370 (39.4)						192 (37.7)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1025	1025	370 (39.4)		370 (39.4)	370 (39.4)						192 (37.7)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1026	1026	370 (39.4)		370 (39.4)	370 (39.4)						192 (37.7)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1027	1027	370 (39.4)		370 (39.4)	370 (39.4)						192 (37.7)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1028	1028	370 (39.4)		370 (39.4)	370 (39.4)						192 (37.7)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1029	1029	370 (39.4)		370 (39.4)	370 (39.4)						192 (37.7)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1030	1030	377 (40.1)		377 (40.1)	377 (40.1)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1031	1031	377 (40.1)		377 (40.1)	377 (40.1)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1032	1032	377 (40.1)		377 (40.1)	377 (40.1)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1033	1033	377 (40.1)		377 (40.1)	377 (40.1)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1034	1034	377 (40.1)		377 (40.1)	377 (40.1)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1035	1035	377 (40.1)		377 (40.1)	377 (40.1)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1036	1036	377 (40.1)		377 (40.1)	377 (40.1)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1037	1037	377 (40.1)		377 (40.1)	377 (40.1)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1038	1038	377 (40.1)		377 (40.1)	377 (40.1)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1039	1039	377 (40.1)		377 (40.1)	377 (40.1)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1040	1040	384 (40.9)		384 (40.9)	384 (40.9)					7 (100.0)	199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1041	1041	384 (40.9)		384 (40.9)	384 (40.9)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1042	1042	384 (40.9)		384 (40.9)	384 (40.9)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1043	1043	384 (40.9)		384 (40.9)	384 (40.9)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1044	1044	384 (40.9)		384 (40.9)	384 (40.9)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1045	1045	384 (40.9)		384 (40.9)	384 (40.9)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1046	1046	384 (40.9)		384 (40.9)	384 (40.9)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	
1047	1047	384 (40.9)		384 (40.9)	384 (40.9)						199 (39.0)	77 (34.5)	102 (50.6)	

1190	1199	(58.5)			(58.5)	(58.5)					(59.9)	(43.6)	(70.3)	
1200	1299	596 (63.5)			596 (63.5)	596 (63.5)					332 (65.2)	103 (46.3)	154 (77.0)	
1300	1399	655 (69.8)			655 (69.8)	655 (69.8)					378 (74.2)	103 (46.3)	168 (83.6)	
1400	1499	688 (73.3)			688 (73.3)	688 (73.3)					398 (78.0)	109 (49.3)	175 (87.0)	
1500	1599	714 (76.0)			714 (76.0)	714 (76.0)					410 (80.5)	116 (52.0)	181 (90.3)	
1600	1699	747 (79.5)			747 (79.5)	747 (79.5)					424 (83.2)	122 (55.1)	194 (96.7)	
1700	1799	780 (83.1)			780 (83.1)	780 (83.1)					444 (87.1)	136 (61.1)	194 (96.7)	
1800	1899	807 (85.9)			807 (85.9)	807 (85.9)					451 (88.4)	156 (70.1)	194 (96.7)	
1900	1999	807 (85.9)			807 (85.9)	807 (85.9)					451 (88.4)	156 (70.1)	194 (96.7)	
2000		939 (100.0)			939 (100.0)	939 (100.0)					510 (100.0)	222 (100.0)	201 (100.0)	
月 平 均 賃 金 額		207,647			207,647	207,647				178,880	202,076	262,266	162,340	
時 間 当 平 均 賃 金 額		1,389			1,389	1,389				1,040	1,338	1,692	1,195	
月一人当たり労働時間数		145			145	145				172	148	150	132	
第 1 ・ 2 0 分 位 数		1,000			1,000	1,000				1,040	1,000	1,000	1,000	
第 1 ・ 1 0 分 位 数		1,000			1,000	1,000				1,040	1,000	1,000	1,000	
第 1 ・ 4 分 位 数		1,008			1,008	1,008				1,040	1,011	1,000	1,000	
中 位 数		1,066			1,066	1,066				1,040	1,066	1,517	1,020	
四 分 位 偏 差 係 数		0.2387			0.2387	0.2387					0.2078	0.4160	0.1250	

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

1190	1199	(24.2)			(24.2)	(24.2)						(26.6)	(13.8)	(30.0)	
1200	1299	140 (29.8)			140 (29.8)	140 (29.8)						80 (32.0)	26 (18.0)	27 (40.0)	
1300	1399	199 (42.4)			199 (42.4)	199 (42.4)						127 (50.4)	26 (18.0)	40 (60.0)	
1400	1499	226 (48.0)			226 (48.0)	226 (48.0)						139 (55.5)	33 (22.6)	47 (70.0)	
1500	1599	251 (53.4)			251 (53.4)	251 (53.4)						152 (60.5)	39 (26.8)	54 (80.0)	
1600	1699	278 (59.1)			278 (59.1)	278 (59.1)						165 (65.9)	46 (31.4)	60 (90.0)	
1700	1799	311 (66.2)			311 (66.2)	311 (66.2)						185 (73.9)	59 (40.6)	60 (90.0)	
1800	1899	338 (71.9)			338 (71.9)	338 (71.9)						192 (76.5)	79 (54.4)	60 (90.0)	
1900	1999	338 (71.9)			338 (71.9)	338 (71.9)						192 (76.5)	79 (54.4)	60 (90.0)	
2000		470 (100.0)			470 (100.0)	470 (100.0)						251 (100.0)	145 (100.0)	67 (100.0)	
月 平 均 賃 金 額		282,629			282,629	282,629				178,880	267,594	333,947	237,959		
時 間 当 平 均 賃 金 額		1,727			1,727	1,727				1,040	1,627	2,052	1,463		
月一人当たり労働時間数		164			164	164				172	165	164	163		
第 1 ・ 2 0 分 位 数		1,010			1,010	1,010				1,040	1,008	1,063	1,005		
第 1 ・ 1 0 分 位 数		1,030			1,030	1,030				1,040	1,010	1,100	1,006		
第 1 ・ 4 分 位 数		1,223			1,223	1,223				1,040	1,098	1,517	1,191		
中 位 数		1,511			1,511	1,511				1,040	1,381	1,868	1,338		
四 分 位 偏 差 係 数		0.3028			0.3028	0.3028					0.2563	0.2425	0.1188		

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

時間当たり所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			全県	地域別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０人以上					１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	469			469	469						258	77	134	
円														
-	989													
990 -	990													
991 -	991													
992 -	992													
993 -	993													
994 -	994													
995 -	995													
996 -	996													
997 -	997													
998 -	998													
999 -	999													
1000 -	1000	217 (46.3)		217 (46.3)	217 (46.3)						92 (35.7)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1001 -	1001	217 (46.3)		217 (46.3)	217 (46.3)						92 (35.7)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1002 -	1002	217 (46.3)		217 (46.3)	217 (46.3)						92 (35.7)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1003 -	1003	217 (46.3)		217 (46.3)	217 (46.3)						92 (35.7)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1004 -	1004	217 (46.3)		217 (46.3)	217 (46.3)						92 (35.7)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1005 -	1005	217 (46.3)		217 (46.3)	217 (46.3)						92 (35.7)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1006 -	1006	217 (46.3)		217 (46.3)	217 (46.3)						92 (35.7)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1007 -	1007	217 (46.3)		217 (46.3)	217 (46.3)						92 (35.7)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1008 -	1008	217 (46.3)		217 (46.3)	217 (46.3)						92 (35.7)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1009 -	1009	217 (46.3)		217 (46.3)	217 (46.3)						92 (35.7)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1010 -	1010	217 (46.3)		217 (46.3)	217 (46.3)						92 (35.7)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1011 -	1011	223 (47.6)		223 (47.6)	223 (47.6)						98 (38.1)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1012 -	1012	223 (47.6)		223 (47.6)	223 (47.6)						98 (38.1)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1013 -	1013	223 (47.6)		223 (47.6)	223 (47.6)						98 (38.1)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1014 -	1014	223 (47.6)		223 (47.6)	223 (47.6)						98 (38.1)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1015 -	1015	223 (47.6)		223 (47.6)	223 (47.6)						98 (38.1)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1016 -	1016	223 (47.6)		223 (47.6)	223 (47.6)						98 (38.1)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1017 -	1017	223 (47.6)		223 (47.6)	223 (47.6)						98 (38.1)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1018 -	1018	223 (47.6)		223 (47.6)	223 (47.6)						98 (38.1)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1019	1019	223 (47.6)		223 (47.6)	223 (47.6)						98 (38.1)	57 (73.8)	68 (50.9)	
1020	1020	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1021	1021	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1022	1022	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1023	1023	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1024	1024	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1025	1025	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1026	1026	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1027	1027	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1028	1028	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1029	1029	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1030	1030	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1031	1031	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1032	1032	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1033	1033	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1034	1034	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1035	1035	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1036	1036	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1037	1037	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1038	1038	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1039	1039	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1040	1040	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1041	1041	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1042	1042	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1043	1043	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1044	1044	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1045	1045	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1046	1046	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	
1047	1047	323 (69.0)		323 (69.0)	323 (69.0)						159 (61.4)	70 (91.3)	95 (70.9)	

1190	1199	(93.0)			(93.0)	(93.0)						(92.2)		(90.5)	
1200	1299	456 (97.3)			456 (97.3)	456 (97.3)						252 (97.4)		128 (95.5)	
1300	1399	456 (97.3)			456 (97.3)	456 (97.3)						252 (97.4)		128 (95.5)	
1400	1499	463 (98.7)			463 (98.7)	463 (98.7)						258 (100.0)		128 (95.5)	
1500	1599	463 (98.7)			463 (98.7)	463 (98.7)								128 (95.5)	
1600	1699	469 (100.0)			469 (100.0)	469 (100.0)								134 (100.0)	
1700	1799														
1800	1899														
1900	1999														
2000															
月 平 均 賃 金 額		132,444			132,444	132,444						138,390	126,243	124,508	
時 間 当 平 均 賃 金 額		1,050			1,050	1,050						1,057	1,008	1,061	
月一人当たり労働時間数		126			126	126						131	125	117	
第 1 ・ 2 0 分 位 数		1,000			1,000	1,000						1,000	1,000	1,000	
第 1 ・ 1 0 分 位 数		1,000			1,000	1,000						1,000	1,000	1,000	
第 1 ・ 4 分 位 数		1,000			1,000	1,000						1,000	1,000	1,000	
中 位 数		1,020			1,020	1,020						1,020	1,000	1,000	
四 分 位 偏 差 係 数		0.0270			0.0270	0.0270						0.0270	0.0100	0.0275	

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

1,190	1,199	(58.5)	(45.0)			(54.0)	(9.2)	(57.9)		(65.2)			(63.2)	(60.4)	(74.0)	
		596	153			106	7	33		443			226	96	121	
1,200	1,299	(63.5)	(49.3)			(57.6)	(9.2)	(72.4)		(70.4)			(69.4)	(64.5)	(78.3)	
		655	159			113	7	33		496			266	96	134	
1,300	1,399	(69.8)	(51.5)			(61.3)	(9.2)	(72.4)		(78.8)			(81.5)	(64.5)	(87.0)	
		688	179			132	7	33		510			266	103	141	
1,400	1,499	(73.3)	(57.8)			(71.9)	(9.2)	(72.4)		(81.0)			(81.5)	(69.0)	(91.3)	
		714	185			138	7	33		529			272	109	148	
1,500	1,599	(76.0)	(59.7)			(75.2)	(9.2)	(72.4)		(84.1)			(83.6)	(73.1)	(95.7)	
		747	198			145	7	40		549			279	116	154	
1,600	1,699	(79.5)	(63.9)			(78.8)	(9.2)	(85.5)		(87.2)			(85.6)	(77.5)	(100.0)	
		780	204			145	13	40		576			299	122		
1,700	1,799	(83.1)	(66.0)			(78.8)	(18.3)	(85.5)		(91.5)			(91.8)	(82.0)		
		807	218			151	20	40		589			299	136		
1,800	1,899	(85.9)	(70.3)			(82.5)	(27.5)	(85.5)		(93.6)			(91.8)	(91.0)		
		807	218			151	20	40		589			299	136		
1,900	1,999	(85.9)	(70.3)			(82.5)	(27.5)	(85.5)		(93.6)			(91.8)	(91.0)		
		939	310			184	73	46		629			326	149		
2,000		(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)			(100.0)	(100.0)		
月 平 均 賃 金 額		207,647	256,356		178,880	220,524	395,014	190,999		183,689			191,681	197,228	153,762	
時 間 当 平 均 賃 金 額		1,389	1,687		1,040	1,487	2,431	1,396		1,243			1,254	1,329	1,135	
月一人当たり労働時間数		145	145		172	140	162	131		145			152	144	133	
第 1 ・ 2 0 分 位 数		1,000	1,005		1,040	1,000	1,055	1,005		1,000			1,000	1,000	1,000	
第 1 ・ 1 0 分 位 数		1,000	1,020		1,040	1,010	1,778	1,005		1,000			1,000	1,000	1,000	
第 1 ・ 4 分 位 数		1,008	1,055		1,040	1,055	1,868	1,055		1,000			1,008	1,000	1,000	
中 位		1,066	1,319		1,140	1,140	2,409	1,191		1,020			1,030	1,020	1,020	
四 分 位 偏 差 係 数		0.2387	0.4792			0.2000	0.2248	0.2498		0.1784			0.1689	0.2951	0.1250	

【上段】

累積労働者数

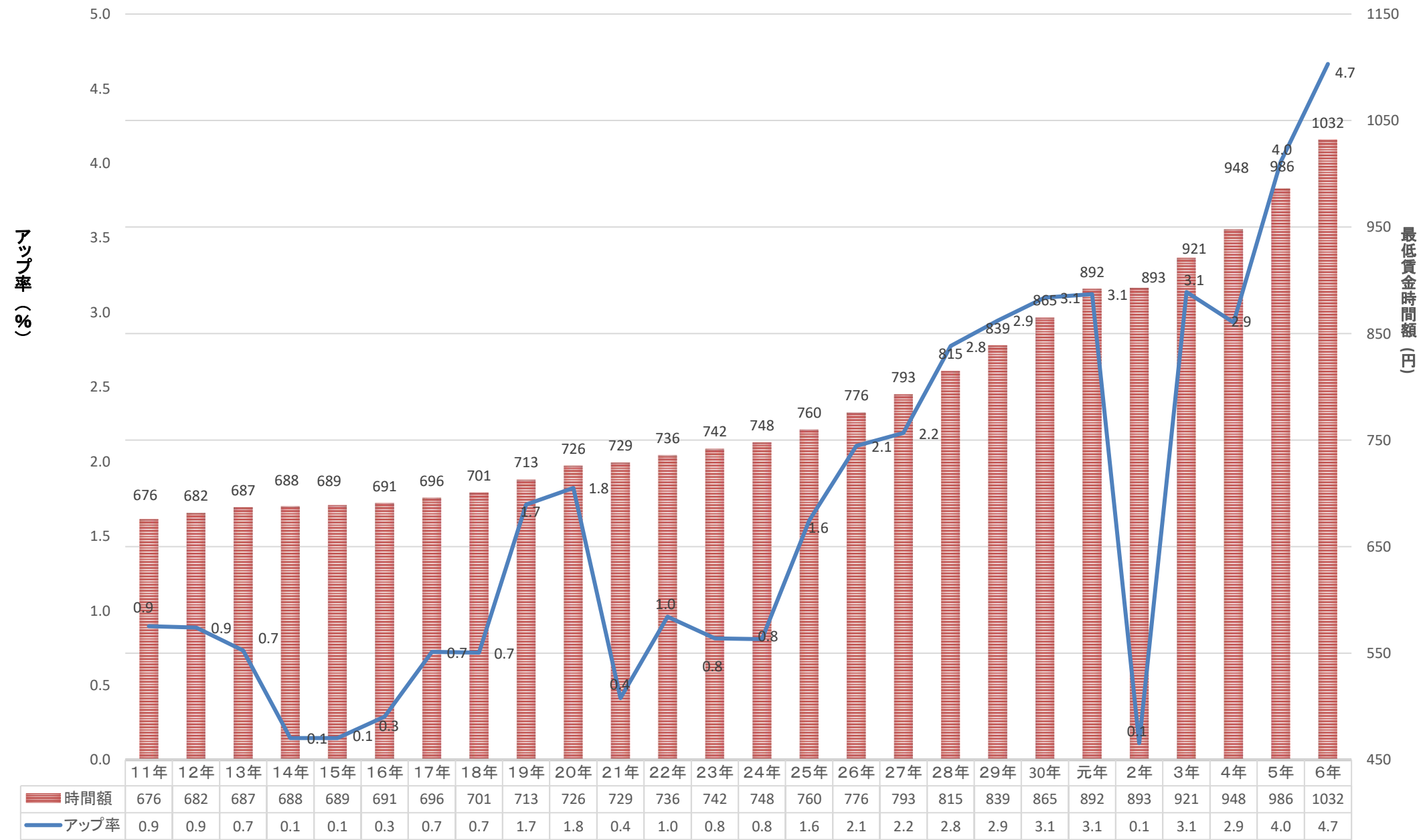
【下段】

累積構成比

都道府県別「百貨店」の特定最低賃金

都道府県	ランク	特定最低賃金					地域別最低賃金	
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 6 年度 引上げ額	発効日	令和 5 年度 引上げ額	令和 6 年度	引上げ額
岩手	C	800	必要性なし	埋没	H30.12.28	-	952	59
富山	B	955	1,003	48	R6.12.26	40	998	50
石川	B	950	994	44	R6.12.31	35	984	51
福井	B	840	必要性なし	埋没	R2.12.24	-	984	53
和歌山	B	869	必要性なし	埋没	R3.12.30	-	980	51
島根	B	905	申出なし	埋没	R5.12.28	155	962	58
山口	B	948	1,000	52	R6.12.15	41	979	51
福岡	B	945	1,000	55	R6.12.10	48	992	51
熊本	C	855	必要性なし	埋没	R4.12.15	-	952	54
鹿児島	C	693	申出なし	埋没	H26.12.26	-	953	56

特定最低賃金時間額とアップ率の推移(電気※)



※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金に関する基礎調査について(電気※)

山口県特定最低賃金

調査の目的	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資すること
調査対象事業所	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業について、常用労働者100人未満を雇用している事業所（自動車用ワイヤハーネス製造業、民生用電気機械器具製造業、心電計製造業以外の医療用計測器製造業を除く。）
調査対象労働者	調査実施年の6月1日現在、調査対象事業所に使用される労働者（臨時・パート等を含む）
調査方法	郵送調査及びオンライン調査
集計	山口労働局において集計し、母集団に復元した。 また、総括表の作成には、18歳未満又は65歳以上の者等の適用除外労働者を除いた基幹的労働者を対象とした。

※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

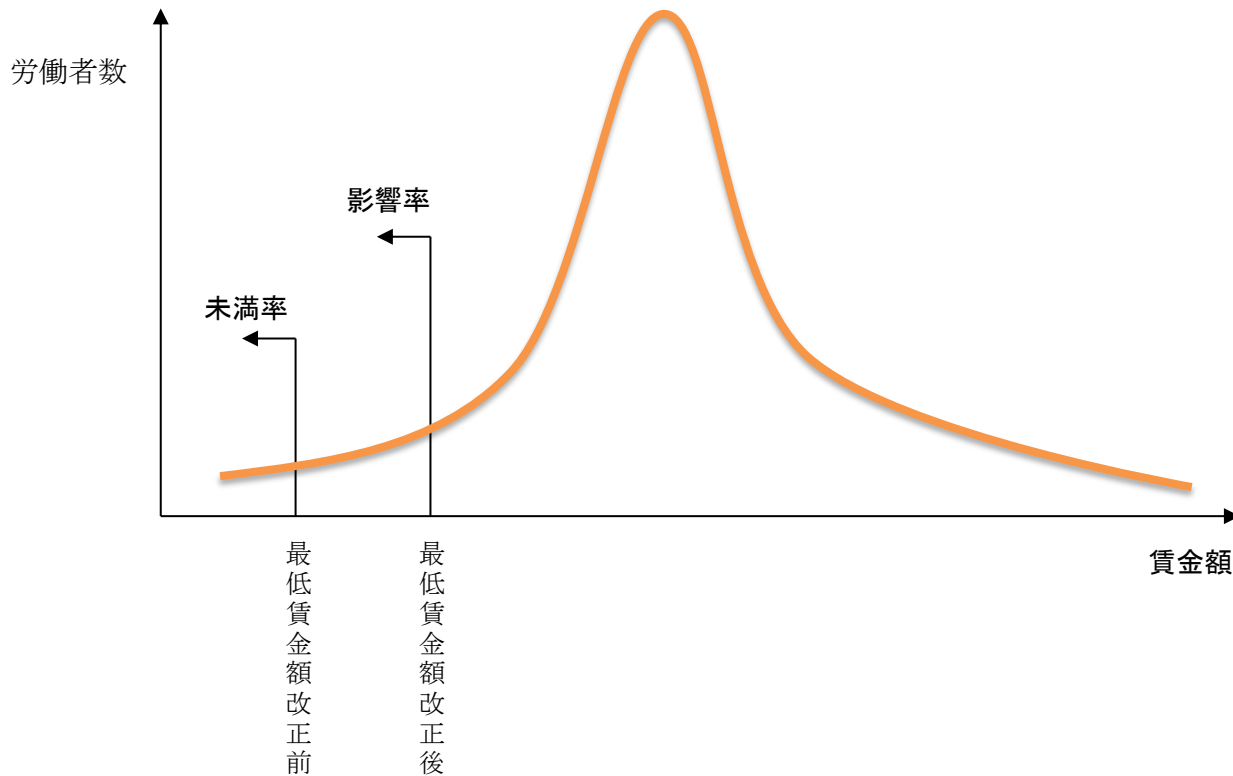
1 未満率及び影響率

未満率：現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合

影響率：最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合

イメージ図

* 曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。



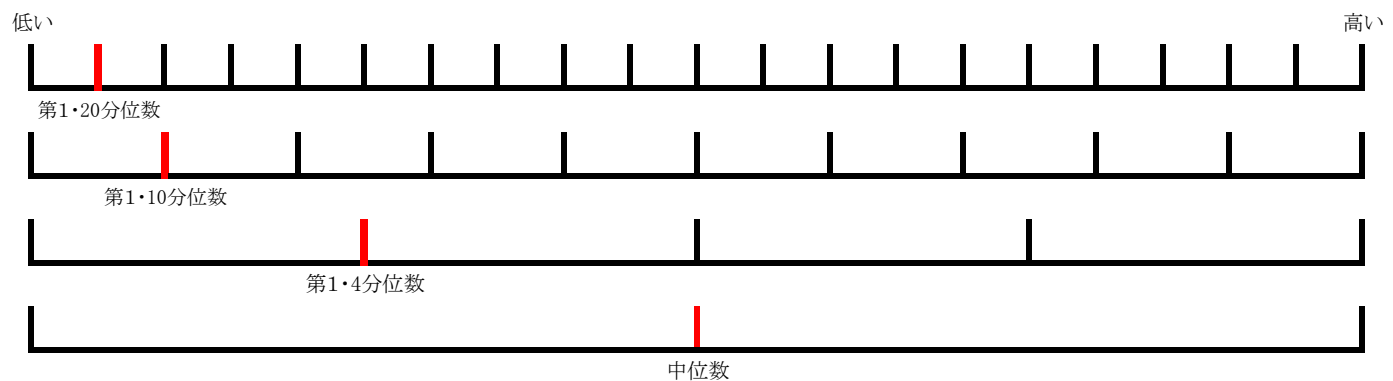
2 第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数

第1・20分位数：数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の20分の1の順位に当たる数値

第1・10分位数：同様に全体の10分の1の順位に当たる数値

第1・4分位数：4分の1の順位に当たる数値

中位数：2分の1の順位(すなわち中央)に当たる数値



令和7年度基礎調査における特定最低賃金（電気※）の未満率及び影響率

時間額(円)	全体	一般	パート	女
	未満率（％）			
1032	0.6	0.4	2.0	1.3
影響率（％）				
1033	9.0	4.6	31.7	20.6
1034	9.0	4.6	31.7	20.6
1035	9.0	4.6	31.7	20.6
1036	9.2	4.8	31.7	20.8
1037	9.2	4.8	31.7	20.8
1038	10.7	5.4	37.5	24.4
1039	10.7	5.4	37.5	24.4
1040	10.7	5.4	37.5	24.4
1041	14.0	5.7	56.2	30.2
1042	14.5	5.9	58.5	31.5
1043	16.2	6.2	67.8	35.2
1044	18.3	6.3	79.4	39.7
1045	18.3	6.3	79.4	39.7
1046	18.4	6.5	79.4	40.0
1047	18.4	6.5	79.4	40.0
1048	18.4	6.5	79.4	40.0
1049	18.4	6.5	79.4	40.0
1050	18.4	6.5	79.4	40.0
1051	18.8	6.6	81.3	41.0
1052	19.1	6.8	81.9	41.7
1053	19.1	6.8	81.9	41.7
1054	19.1	6.8	81.9	41.7
1055	19.1	6.8	81.9	41.7
1056	19.5	7.1	83.0	42.1
1057	19.6	7.1	83.6	42.3
1058	19.6	7.1	83.6	42.3
1059	19.8	7.3	83.6	42.8
1060	19.8	7.3	83.6	42.8
1061	20.0	7.5	83.6	42.8
1062	20.2	7.8	83.6	42.8
1063	20.3	7.9	83.6	43.1
1064	20.3	7.9	83.6	43.1
1065	20.7	8.4	83.6	44.1
1066	20.8	8.4	84.2	44.3
1067	20.8	8.4	84.2	44.3
1068	20.8	8.4	84.2	44.3
1069	20.8	8.4	84.2	44.3
1070	21.2	8.8	84.2	44.5
1071	21.3	8.8	84.9	44.8

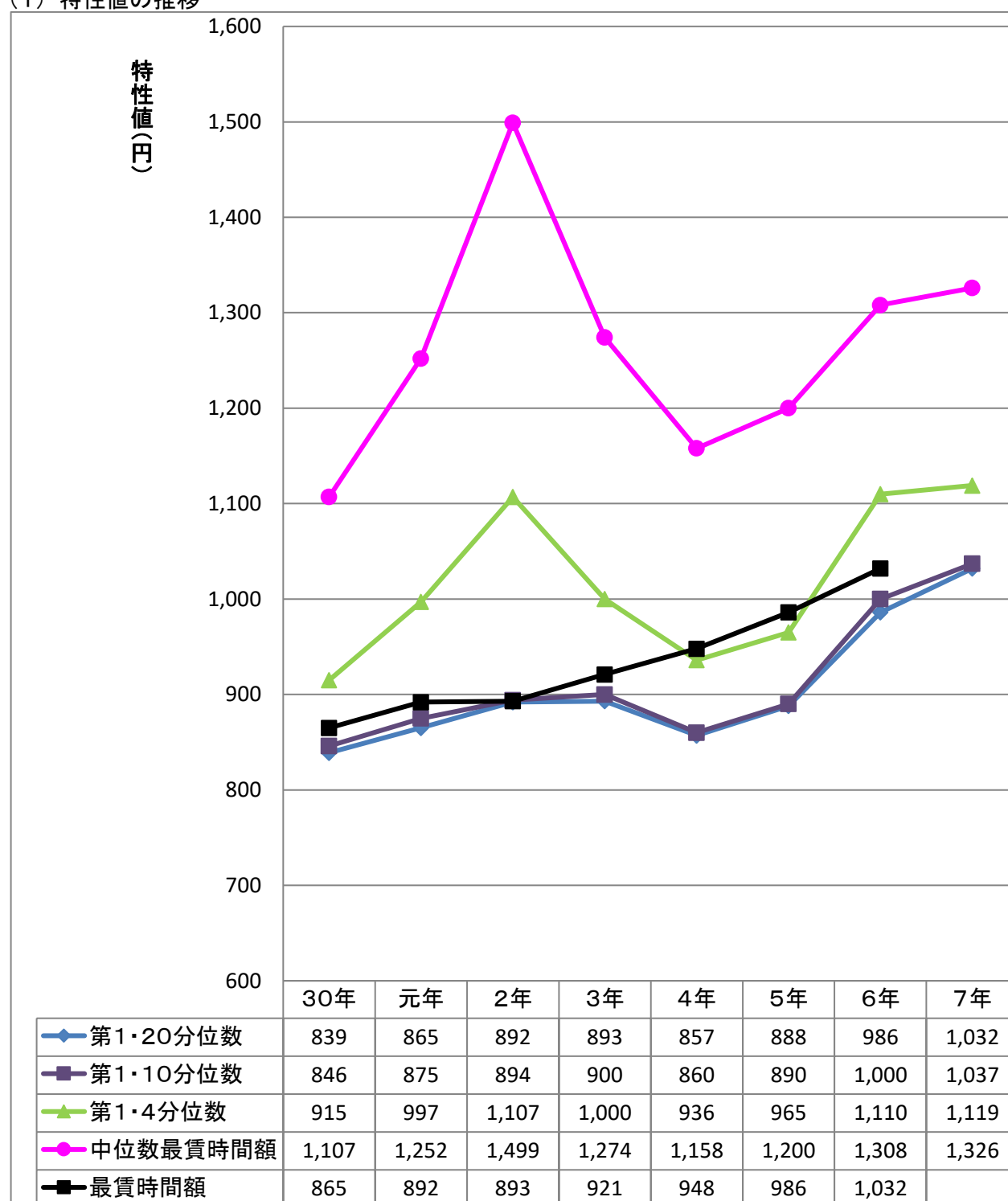
1072	21.7	9.3	84.9	45.7
1073	21.7	9.3	84.9	45.7
1074	21.9	9.3	86.0	45.7
1075	21.9	9.3	86.0	45.7
1076	21.9	9.3	86.0	45.7
1077	21.9	9.3	86.0	45.7
1078	21.9	9.3	86.0	45.7
1079	21.9	9.3	86.0	45.7
1080	21.9	9.3	86.0	45.7
1081	22.0	9.3	86.7	46.0
1082	22.0	9.3	86.7	46.0
1083	22.1	9.4	86.7	46.0
1084	22.2	9.5	86.7	46.2
1085	22.2	9.5	86.7	46.2
1086	22.2	9.5	86.7	46.2
1087	22.2	9.5	86.7	46.2
1088	22.2	9.5	86.7	46.2
1089	22.2	9.5	86.7	46.2
1090	22.3	9.8	86.7	46.2
1091	22.7	9.8	89.1	46.6
1092	22.7	9.8	89.1	46.6
1093	22.7	9.8	89.1	46.6
1094	22.7	9.8	89.1	46.6
1095	22.7	9.8	89.1	46.6
1096	22.7	9.8	89.1	46.6
1097	22.7	9.8	89.1	46.6
1098	22.7	9.8	89.1	46.6
1099	22.7	9.8	89.1	46.6
1100	22.7	9.8	89.1	46.6
1101	23.8	10.8	90.3	48.7
1102	23.8	10.8	90.3	48.7
1103	23.8	10.8	90.3	48.7
1104	24.0	11.0	90.3	49.1
1105	24.2	11.2	90.3	49.1
1106	24.2	11.2	90.3	49.1
1107	24.2	11.2	90.3	49.1
1108	24.2	11.2	90.3	49.1
1109	24.2	11.2	90.3	49.1
1110	24.4	11.5	90.3	49.6
1111	24.4	11.5	90.3	49.6
1112	24.4	11.5	90.3	49.6
1113	24.4	11.5	90.3	49.6
1114	24.4	11.5	90.3	49.6
1115	24.6	11.7	90.9	50.0
1116	24.7	11.8	90.9	50.2

1117	24.7	11.8	90.9	50.2
1118	24.7	11.8	90.9	50.2
1119	25.0	12.1	90.9	50.5
1120	25.2	12.3	90.9	51.0
1121	25.3	12.3	92.1	51.4
1122	25.3	12.3	92.1	51.4
1123	25.3	12.3	92.1	51.4
1124	25.3	12.3	92.1	51.4
1125	25.3	12.3	92.1	51.4
1126	25.8	12.9	92.1	51.9
1127	25.8	12.9	92.1	51.9
1128	25.8	12.9	92.1	51.9
1129	25.8	12.9	92.1	51.9
1130	25.8	12.9	92.1	51.9
1131	26.0	13.0	92.7	52.3
1132	26.2	13.2	92.7	52.8
1133	26.2	13.2	92.7	52.8
1140	27.0	14.1	92.7	53.7
1150	28.5	15.9	92.7	56.4
1160	29.9	17.6	92.7	58.0
1170	31.5	19.3	93.8	60.0
1180	31.9	19.7	94.4	60.7

※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（電気※・全て）

（1）特性値の推移



※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

（2）未満率と影響率の推移

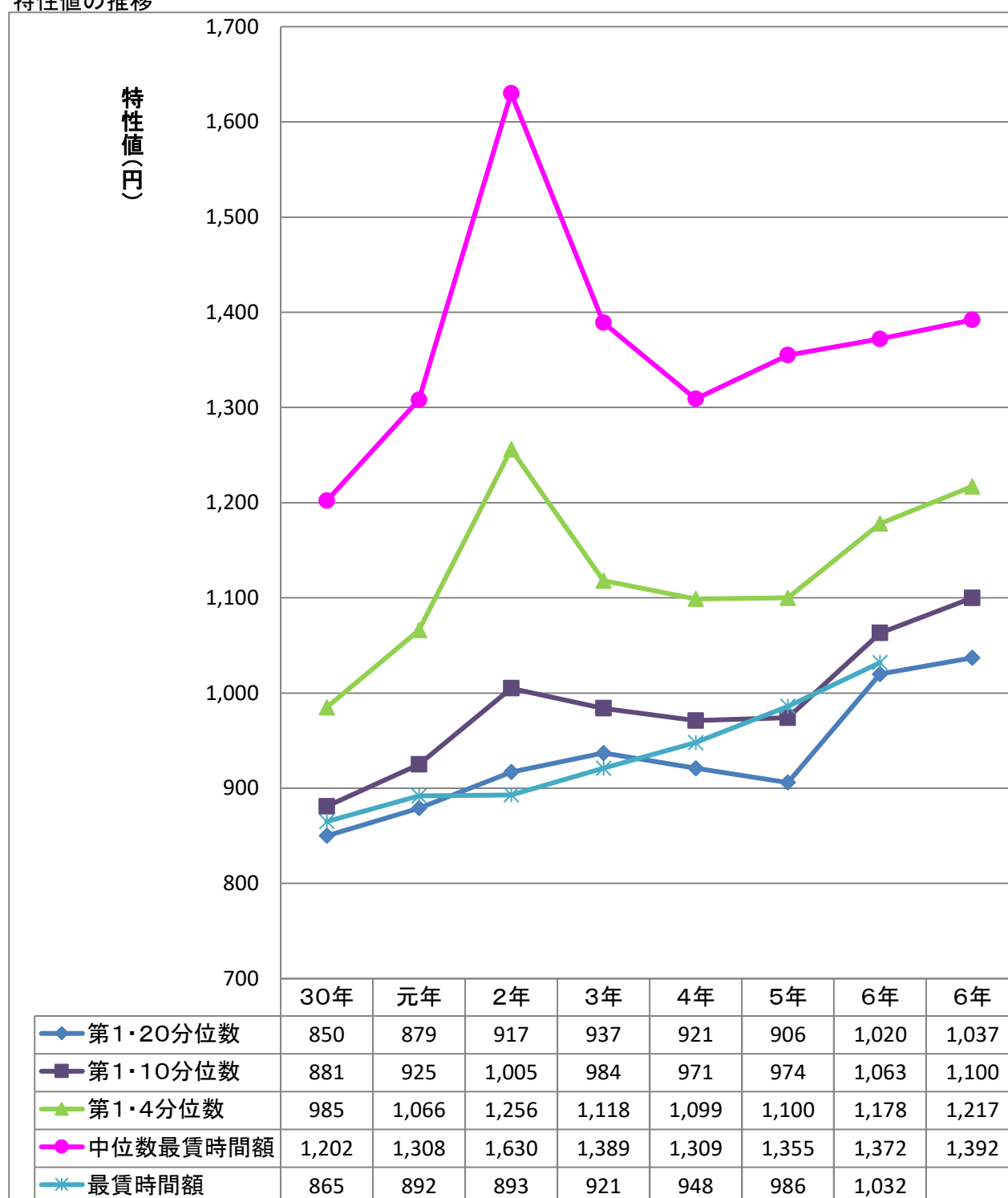
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	4.3	3.8	3.8	4.9	17.8	17.1	1.5	0.6
影響率	14.3	16.4	8.4	15.5	26.9	27.6	15.6	

（3）特定最低賃金地域別最低賃金の比較（時間額）

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	865	892	893	921	948	986	1032	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	107.9%	107.6%	107.7%	107.5%	106.8%	106.3%	105.4%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（電気※・一般）

(1) 特性値の推移



※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

(2) 未満率と影響率の推移

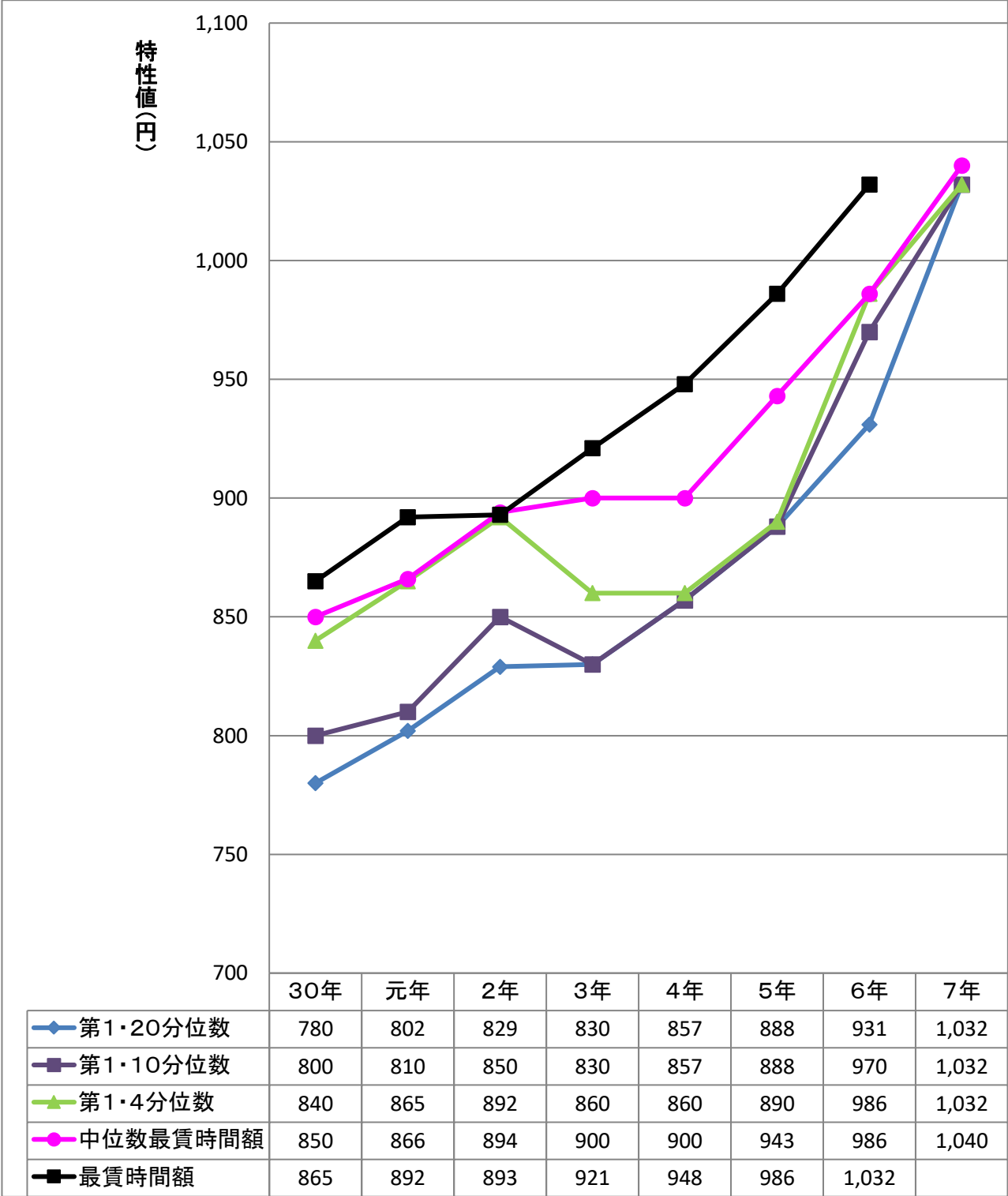
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	1.8	2.6	1.9	0.3	4.6	6.7	0.3	0.4
影響率	7.3	6.9	4.1	2.7	7.6	10.9	6.6	

(3) 特定最低賃金地域別最低賃金の比較(時間額)

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	865	892	893	921	948	986	1032	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	107.9%	107.6%	107.7%	107.5%	106.8%	106.3%	105.4%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（電気※・パート）

(1) 特性値の推移



※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

(2) 未満率と影響率の推移

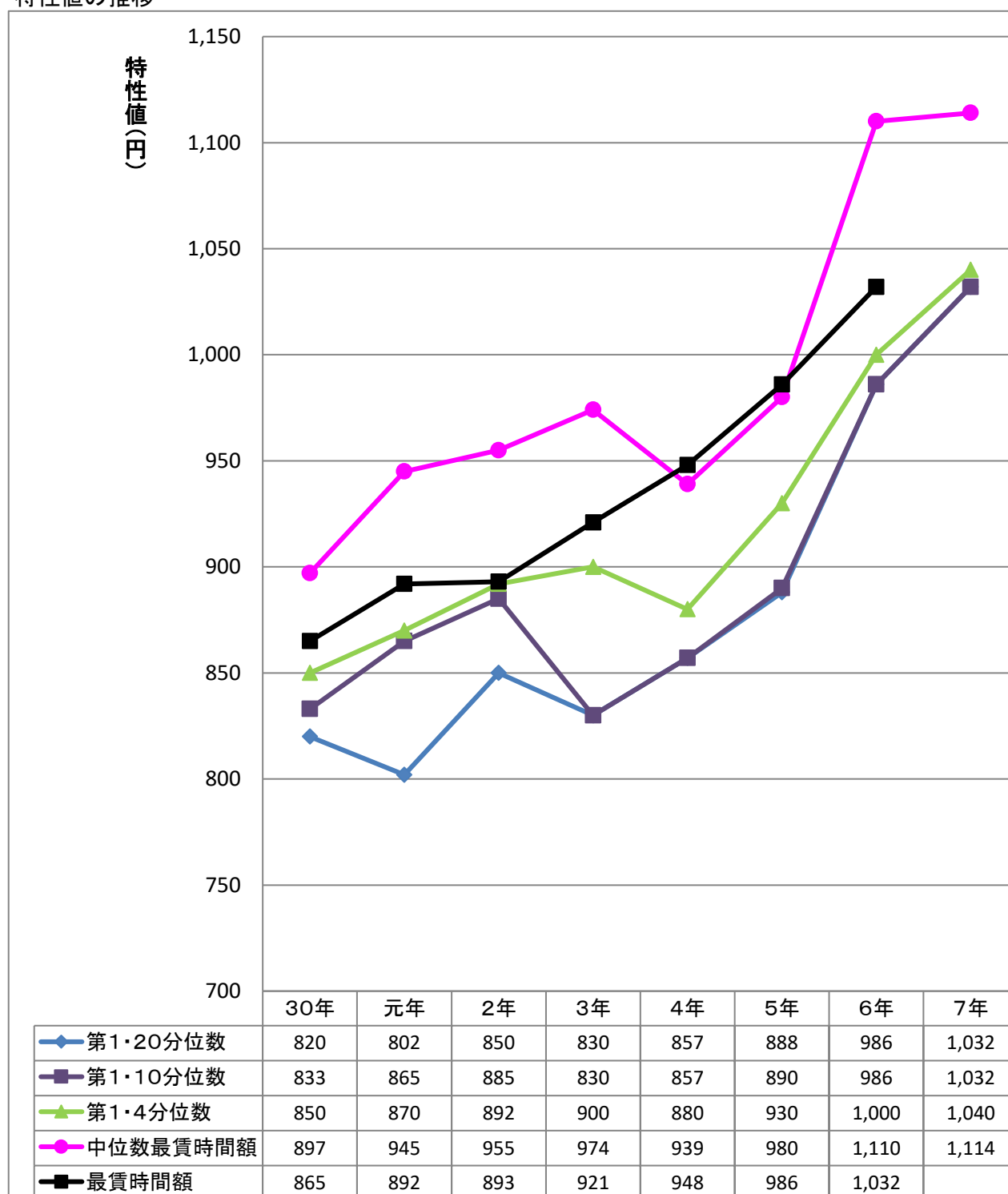
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	19.3	15.6	19.4	28.0	58.8	58.8	10.3	2.0
影響率	56.5	80.3	43.1	79.3	87.1	87.8	84.6	

(3) 特定最低賃金地域別最低賃金の比較(時間額)

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	865	892	893	921	948	986	1032	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	107.9%	107.6%	107.7%	107.5%	106.8%	106.3%	105.4%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（電気※・女）

（1）特性値の推移



※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

（2）未満率と影響率の推移

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	10.4	9.4	10.6	13.1	33.6	30.8	3.8	1.3
影響率	33.1	40.2	25.5	39.2	52.0	51.7	36.3	

（3）特定最低賃金地域別最低賃金の比較（時間額）

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	865	892	893	921	948	986	1032	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	107.9%	107.6%	107.7%	107.5%	106.8%	106.3%	105.4%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（全産業との比較）

	全産業	電気
時間当平均賃金額	1420	1462
第1・20分位数	979	1032
第1・10分位数	980	1037
第1・4分位数	1003	1119
中位数	1203	1326
令和6年度最低賃金額（参考）	979	1032

第1・20分位数：数値の集まり（分布）があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて

全体の20分の1の順位に当たる数値

第1・10分位数：同様に全体の10分の1の順位に当たる数値

第1・4分位数：同様に全体の4分の1の順位に当たる数値

中位数：2分の1の順位（すなわち中央）に当たる数値

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

07年

総括表（１）

産業：11.山口県電子部品・デバイス 就業形態：（全て）

産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別				年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	全県				１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	1,281	129	404	748	1,281					14	1,040	140	87	
円	8	6	2		8						7	1		
- 1021	(0.6)	(4.6)	(0.6)		(0.6)						(0.7)	(0.9)		
1022 - 1022	8	6	2		8						7	1		
	(0.6)	(4.6)	(0.6)		(0.6)						(0.7)	(0.9)		
1023 - 1023	8	6	2		8						7	1		
	(0.6)	(4.6)	(0.6)		(0.6)						(0.7)	(0.9)		
1024 - 1024	8	6	2		8						7	1		
	(0.6)	(4.6)	(0.6)		(0.6)						(0.7)	(0.9)		
1025 - 1025	8	6	2		8						7	1		
	(0.6)	(4.6)	(0.6)		(0.6)						(0.7)	(0.9)		
1026 - 1026	8	6	2		8						7	1		
	(0.6)	(4.6)	(0.6)		(0.6)						(0.7)	(0.9)		
1027 - 1027	8	6	2		8						7	1		
	(0.6)	(4.6)	(0.6)		(0.6)						(0.7)	(0.9)		
1028 - 1028	8	6	2		8						7	1		
	(0.6)	(4.6)	(0.6)		(0.6)						(0.7)	(0.9)		
1029 - 1029	8	6	2		8						7	1		
	(0.6)	(4.6)	(0.6)		(0.6)						(0.7)	(0.9)		
1030 - 1030	8	6	2		8						7	1		
	(0.6)	(4.6)	(0.6)		(0.6)						(0.7)	(0.9)		
1031 - 1031	8	6	2		8						7	1		
	(0.6)	(4.6)	(0.6)		(0.6)						(0.7)	(0.9)		
1032 - 1032	116	9	11	96	116						76	33	7	
	(9.0)	(6.9)	(2.7)	(12.9)	(9.0)						(7.3)	(23.6)	(7.6)	
1033 - 1033	116	9	11	96	116						76	33	7	
	(9.0)	(6.9)	(2.7)	(12.9)	(9.0)						(7.3)	(23.6)	(7.6)	
1034 - 1034	116	9	11	96	116						76	33	7	
	(9.0)	(6.9)	(2.7)	(12.9)	(9.0)						(7.3)	(23.6)	(7.6)	
1035 - 1035	117	10	11	96	117						78	33	7	
	(9.2)	(8.0)	(2.7)	(12.9)	(9.2)						(7.5)	(23.6)	(7.6)	
1036 - 1036	117	10	11	96	117						78	33	7	
	(9.2)	(8.0)	(2.7)	(12.9)	(9.2)						(7.5)	(23.6)	(7.6)	
1037 - 1037	137	10	28	99	137						92	35	9	
	(10.7)	(8.0)	(6.9)	(13.2)	(10.7)						(8.9)	(25.3)	(10.3)	
1038 - 1038	137	10	28	99	137						92	35	9	
	(10.7)	(8.0)	(6.9)	(13.2)	(10.7)						(8.9)	(25.3)	(10.3)	
1039 - 1039	137	10	28	99	137						92	35	9	
	(10.7)	(8.0)	(6.9)	(13.2)	(10.7)						(8.9)	(25.3)	(10.3)	
1040 - 1040	179	15	41	123	179						116	48	15	
	(14.0)	(11.4)	(10.2)	(16.4)	(14.0)						(11.1)	(34.2)	(17.6)	
1041 - 1041	186	15	41	130	186						121	48	18	
	(14.5)	(11.4)	(10.2)	(17.4)	(14.5)						(11.6)	(34.2)	(20.4)	
1042 - 1042	208	15	44	150	208						138	50	20	
	(16.2)	(11.4)	(10.8)	(20.0)	(16.2)						(13.2)	(35.9)	(23.2)	
1043 - 1043	234	16	44	174	234						161	50	23	
	(18.3)	(12.6)	(10.8)	(23.3)	(18.3)						(15.5)	(35.9)	(26.0)	
1044 - 1044	234	16	44	174	234						161	50	23	
	(18.3)	(12.6)	(10.8)	(23.3)	(18.3)						(15.5)	(35.9)	(26.0)	
1045 - 1045	236	18	44	174	236						163	50	23	
	(18.4)	(14.0)	(10.8)	(23.3)	(18.4)						(15.7)	(35.9)	(26.0)	
1046 - 1046	236	18	44	174	236						163	50	23	
	(18.4)	(14.0)	(10.8)	(23.3)	(18.4)						(15.7)	(35.9)	(26.0)	
1047 - 1047	236	18	44	174	236						163	50	23	
	(18.4)	(14.0)	(10.8)	(23.3)	(18.4)						(15.7)	(35.9)	(26.0)	
1048 - 1048	236	18	44	174	236						163	50	23	
	(18.4)	(14.0)	(10.8)	(23.3)	(18.4)						(15.7)	(35.9)	(26.0)	
1049 - 1049	236	18	44	174	236						163	50	23	
	(18.4)	(14.0)	(10.8)	(23.3)	(18.4)						(15.7)	(35.9)	(26.0)	
1050 - 1050	241	20	47	174	241						166	51	24	
	(18.8)	(15.2)	(11.7)	(23.3)	(18.8)						(15.9)	(36.8)	(27.4)	
1051 - 1051	245	20	51	174	245						168	51	25	
	(19.1)	(15.2)	(12.6)	(23.3)	(19.1)						(16.2)	(36.8)	(28.8)	
1052 - 1052	245	20	51	174	245						168	51	25	
	(19.1)	(15.2)	(12.6)	(23.3)	(19.1)						(16.2)	(36.8)	(28.8)	
1053 - 1053	245	20	51	174	245						168	51	25	
	(19.1)	(15.2)	(12.6)	(23.3)	(19.1)						(16.2)	(36.8)	(28.8)	
1054 - 1054	245	20	51	174	245						168	51	25	
	(19.1)	(15.2)	(12.6)	(23.3)	(19.1)						(16.2)	(36.8)	(28.8)	
1055 - 1055	249	20	51	179	249						171	54	25	
	(19.5)	(15.2)	(12.6)	(23.9)	(19.5)						(16.4)	(38.5)	(28.8)	
1056 - 1056	251	20	52	179	251						171	54	26	
	(19.6)	(15.2)	(12.9)	(23.9)	(19.6)						(16.4)	(38.5)	(30.2)	
1057 - 1057	251	20	52	179	251						171	54	26	
	(19.6)	(15.2)	(12.9)	(23.9)	(19.6)						(16.4)	(38.5)	(30.2)	
1058 - 1058	253	20	52	181	253						173	54	26	
	(19.8)	(15.2)	(12.9)	(24.3)	(19.8)						(16.6)	(38.5)	(30.2)	
1059 - 1059	253	20	52	181	253						173	54	26	
	(19.8)	(15.2)	(12.9)	(24.3)	(19.8)						(16.6)	(38.5)	(30.2)	
1060 - 1060	256	21	53	181	256						174	55	26	

		281	25	57	199	281						196	58	28	
1080	1080	(22.0)	(19.7)	(14.1)	(26.6)	(22.0)						(18.9)	(41.3)	(31.6)	
		281	25	57	199	281						196	58	28	
1081	1081	(22.0)	(19.7)	(14.1)	(26.6)	(22.0)						(18.9)	(41.3)	(31.6)	
		283	25	58	199	283						197	58	28	
1082	1082	(22.1)	(19.7)	(14.4)	(26.6)	(22.1)						(19.0)	(41.3)	(31.6)	
		284	25	59	199	284						199	58	28	
1083	1083	(22.2)	(19.7)	(14.7)	(26.6)	(22.2)						(19.1)	(41.3)	(31.6)	
		284	25	59	199	284						199	58	28	
1084	1084	(22.2)	(19.7)	(14.7)	(26.6)	(22.2)						(19.1)	(41.3)	(31.6)	
		284	25	59	199	284						199	58	28	
1085	1085	(22.2)	(19.7)	(14.7)	(26.6)	(22.2)						(19.1)	(41.3)	(31.6)	
		284	25	59	199	284						199	58	28	
1086	1086	(22.2)	(19.7)	(14.7)	(26.6)	(22.2)						(19.1)	(41.3)	(31.6)	
		284	25	59	199	284						199	58	28	
1087	1087	(22.2)	(19.7)	(14.7)	(26.6)	(22.2)						(19.1)	(41.3)	(31.6)	
		284	25	59	199	284						199	58	28	
1088	1088	(22.2)	(19.7)	(14.7)	(26.6)	(22.2)						(19.1)	(41.3)	(31.6)	
		286	25	59	201	286						201	58	28	
1089	1089	(22.3)	(19.7)	(14.7)	(26.9)	(22.3)						(19.3)	(41.3)	(31.6)	
		291	25	59	206	291						206	58	28	
1090	1090	(22.7)	(19.7)	(14.7)	(27.6)	(22.7)						(19.8)	(41.3)	(31.6)	
		291	25	59	206	291						206	58	28	
1091	1091	(22.7)	(19.7)	(14.7)	(27.6)	(22.7)						(19.8)	(41.3)	(31.6)	
		291	25	59	206	291						206	58	28	
1092	1092	(22.7)	(19.7)	(14.7)	(27.6)	(22.7)						(19.8)	(41.3)	(31.6)	
		291	25	59	206	291						206	58	28	
1093	1093	(22.7)	(19.7)	(14.7)	(27.6)	(22.7)						(19.8)	(41.3)	(31.6)	
		291	25	59	206	291						206	58	28	
1094	1094	(22.7)	(19.7)	(14.7)	(27.6)	(22.7)						(19.8)	(41.3)	(31.6)	
		291	25	59	206	291						206	58	28	
1095	1095	(22.7)	(19.7)	(14.7)	(27.6)	(22.7)						(19.8)	(41.3)	(31.6)	
		291	25	59	206	291						206	58	28	
1096	1096	(22.7)	(19.7)	(14.7)	(27.6)	(22.7)						(19.8)	(41.3)	(31.6)	
		291	25	59	206	291						206	58	28	
1097	1097	(22.7)	(19.7)	(14.7)	(27.6)	(22.7)						(19.8)	(41.3)	(31.6)	
		291	25	59	206	291						206	58	28	
1098	1098	(22.7)	(19.7)	(14.7)	(27.6)	(22.7)						(19.8)	(41.3)	(31.6)	
		291	25	59	206	291						206	58	28	
1099	1099	(22.7)	(19.7)	(14.7)	(27.6)	(22.7)						(19.8)	(41.3)	(31.6)	
		305	27	72	206	305						218	59	28	
1100	1100	(23.8)	(20.9)	(17.7)	(27.6)	(23.8)						(21.0)	(42.2)	(31.6)	
		305	27	72	206	305						218	59	28	
1101	1101	(23.8)	(20.9)	(17.7)	(27.6)	(23.8)						(21.0)	(42.2)	(31.6)	
		305	27	72	206	305						218	59	28	
1102	1102	(23.8)	(20.9)	(17.7)	(27.6)	(23.8)						(21.0)	(42.2)	(31.6)	
		307	27	74	206	307						221	59	28	
1103	1103	(24.0)	(20.9)	(18.3)	(27.6)	(24.0)						(21.2)	(42.2)	(31.6)	
		310	27	74	209	310						223	59	28	
1104	1104	(24.2)	(20.9)	(18.3)	(27.9)	(24.2)						(21.4)	(42.2)	(31.6)	
		310	27	74	209	310						223	59	28	
1105	1105	(24.2)	(20.9)	(18.3)	(27.9)	(24.2)						(21.4)	(42.2)	(31.6)	
		310	27	74	209	310						223	59	28	
1106	1106	(24.2)	(20.9)	(18.3)	(27.9)	(24.2)						(21.4)	(42.2)	(31.6)	
		310	27	74	209	310						223	59	28	
1107	1107	(24.2)	(20.9)	(18.3)	(27.9)	(24.2)						(21.4)	(42.2)	(31.6)	
		310	27	74	209	310						223	59	28	
1108	1108	(24.2)	(20.9)	(18.3)	(27.9)	(24.2)						(21.4)	(42.2)	(31.6)	
		312	27	74	211	312						226	59	28	
1109	1109	(24.4)	(20.9)	(18.3)	(28.2)	(24.4)						(21.7)	(42.2)	(31.6)	
		312	27	74	211	312						226	59	28	
1110	1110	(24.4)	(20.9)	(18.3)	(28.2)	(24.4)						(21.7)	(42.2)	(31.6)	
		312	27	74	211	312						226	59	28	
1111	1111	(24.4)	(20.9)	(18.3)	(28.2)	(24.4)						(21.7)	(42.2)	(31.6)	
		312	27	74	211	312						226	59	28	
1112	1112	(24.4)	(20.9)	(18.3)	(28.2)	(24.4)						(21.7)	(42.2)	(31.6)	
		312	27	74	211	312						226	59	28	
1113	1113	(24.4)	(20.9)	(18.3)	(28.2)	(24.4)						(21.7)	(42.2)	(31.6)	
		316	27	75	213	316						229	59	28	
1114	1114	(24.6)	(20.9)	(18.6)	(28.6)	(24.6)						(22.0)	(42.2)	(31.6)	
		317	27	76	213	317						230	59	28	
1115	1115	(24.7)	(20.9)	(18.9)	(28.6)	(24.7)						(22.1)	(42.2)	(31.6)	
		317	27	76	213	317						230	59	28	
1116	1116	(24.7)	(20.9)	(18.9)	(28.6)	(24.7)						(22.1)	(42.2)	(31.6)	
		317	27	76	213	317						230	59	28	
1117	1117	(24.7)	(20.9)	(18.9)	(28.6)	(24.7)						(22.1)	(42.2)	(31.6)	
		320	30	76	213	320						233	59	28	
1118	1118	(25.0)	(23.2)	(18.9)	(28.6)	(25.0)						(22.4)	(42.2)	(31.6)	
		322	30	76	216	322						236	59	28	
1119	1119	(25.2)	(23.2)	(18.9)	(28.9)	(25.2)						(22.7)	(42.2)	(31.6)	
		325	30	76	218	325						238	59	28	
1120	1120	(25.3)	(23.2)	(18.9)	(29.2)	(25.3)						(22.9)	(42.2)	(31.6)	
		325	30	76	218	325						238	59	28	
1121	1121	(25.3)	(23.2)	(18.9)	(29.2)	(25.3)						(22.9)	(42.2)	(31.6)	
		325	30	76	218	325						238	59	28	
1122	1122	(25.3)	(23.2)	(18.9)	(29.2)	(25.3)						(22.9)	(42.2)	(31.6)	
		325	30	76	218	325						238	59	28	
1123	1123	(25.3)	(23.2)	(18.9)	(29.2)	(25.3)						(22.9)	(42.2)	(31.6)	
		325	30	76	218	325						238	59	28	
1124	1124	(25.3)	(23.2)	(18.9)	(29.2)	(25.3)						(22.9)	(42.2)	(31.6)	
		331	30	80	221	331						244	59	28	
1125	1125	(25.8)	(23.2)	(19.8)	(29.5)	(25.8)						(23.5)	(42.2)	(31.6)	
		331	30	80	221	331						244	59	28	
1126	1126	(25.8)	(23.2)	(19.8)	(29.5)	(25.8)						(23.5)	(42.2)	(31.6)	
		331	30	80	221	331						244	59	28	
1127	1127	(25.8)	(23.2)	(19.8)	(29.5)	(25.8)						(23.5)	(42.2)	(31.6)	
		331	30	80	221	331						244	59	28	
1128	1128	(25.8)	(23.2)	(19.8)	(29.5)	(25.8)						(23.5)	(42.2)	(31.6)	
		331	30	80	221	331						244	59	28	
1129	1129	(25.8)	(23.2)	(19.8)	(29.5)	(25.8)						(23.5)	(42.2)	(31.6)	
		333	30	83	221	333						247	59	28	
1130	1130	(26.0)	(23.2)	(20.4)	(29.5)	(26.0)						(23.7)	(42.2)	(31.6)	
		336	30	83	223	336						249	59	28	
1131	1131	(26.2)	(23.2)	(20.4)	(29.9)	(26.2)						(23.9)	(42.2)	(31.6)	
		336	30	83	223	336						249	59	28	
1132	1132	(26.2)	(23.2)	(20.4)	(29.9)	(26.2)						(23.9)	(42.2)	(31.6)	
		345	30	83	233	345						259	59	28	
1133	1139	(27.0)	(23.2)	(20.4)	(31.2)	(27.0)						(24.9)	(42.2)	(31.6)	
		365	30	87	248	365						274	61	30	
1140	1149	(28.5)	(23.2)	(21.6)	(33.1)	(28.5)						(26.3)	(43.9)	(34.4)	
		382	33	92	257	382						286	61	35	
1150	1159	(29.9)	(25.4)	(22.8)	(34.4)	(29.9)						(27.5)	(43.9)	(39.9)	
		403	33	101	269	403						306	61	36	
1160	1169	(31.5)	(25.4)	(24.9)	(36.0)	(31.5)						(29.4)	(43.9)	(41.3)	
		409	33	102	274	409						312	61	36	
1170	1179	(31.9)	(25.4)	(25.2)	(36.7)	(31.9									

1400	1499	(67.6)	(60.8)	(60.1)	(72.9)	(67.6)					(100.0)	(67.9)	(58.2)	(74.3)	
		921	86	268	567	921						755	84	68	
1500	1599	(71.9)	(66.6)	(66.4)	(75.8)	(71.9)						(72.6)	(60.1)	(78.5)	
		991	90	296	604	991						813	93	71	
1600	1699	(77.3)	(70.0)	(73.3)	(80.8)	(77.3)						(78.2)	(66.4)	(81.3)	
		1,052	95	317	640	1,052						863	99	76	
1700	1799	(82.1)	(73.4)	(78.4)	(85.7)	(82.1)						(83.0)	(71.1)	(86.9)	
		1,093	99	336	658	1,093						899	102	78	
1800	1899	(85.3)	(76.8)	(83.2)	(88.0)	(85.3)						(86.4)	(72.9)	(89.9)	
		1,119	104	346	670	1,119						918	107	81	
1900	1999	(87.4)	(80.3)	(85.6)	(89.6)	(87.4)						(88.2)	(76.5)	(92.7)	
		1,281	129	404	748	1,281						1,040	140	87	
2000		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)						(100.0)	(100.0)	(100.0)	
月平均賃金額		235,164	244,259	243,836	228,902	235,164					201,988	236,655	240,781	213,537	
時間当たり賃金額		1,462	1,531	1,525	1,416	1,462					1,302	1,460	1,543	1,374	
月一人当たり労働時間数		159	158	157	160	159					155	161	152	153	
第1・20分位数		1,032	1,032	1,037	1,032	1,032					1,184	1,032	1,032	1,032	
第1・10分位数		1,037	1,040	1,040	1,032	1,037					1,184	1,040	1,032	1,037	
第1・4分位数		1,119	1,156	1,172	1,064	1,119					1,184	1,141	1,037	1,043	
中位数		1,326	1,387	1,371	1,285	1,326					1,252	1,337	1,293	1,250	
四分位偏差係数		0.2036	0.2603	0.1977	0.2047	0.2036					0.1010	0.1918	0.3654	0.1972	

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

07年

総括表（１）

産業：11.山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

就業形態：一般

産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			全県	地域別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人					１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	1,072	111	353	607	1,072					14	895	102	61	
円	4	3	1		4						3	1		
-	1021	(0.4)	(2.6)	(0.3)	(0.4)						(0.3)	(1.2)		
1022 -	1022	4	3	1	4						3	1		
		(0.4)	(2.6)	(0.3)	(0.4)						(0.3)	(1.2)		
1023 -	1023	4	3	1	4						3	1		
		(0.4)	(2.6)	(0.3)	(0.4)						(0.3)	(1.2)		
1024 -	1024	4	3	1	4						3	1		
		(0.4)	(2.6)	(0.3)	(0.4)						(0.3)	(1.2)		
1025 -	1025	4	3	1	4						3	1		
		(0.4)	(2.6)	(0.3)	(0.4)						(0.3)	(1.2)		
1026 -	1026	4	3	1	4						3	1		
		(0.4)	(2.6)	(0.3)	(0.4)						(0.3)	(1.2)		
1027 -	1027	4	3	1	4						3	1		
		(0.4)	(2.6)	(0.3)	(0.4)						(0.3)	(1.2)		
1028 -	1028	4	3	1	4						3	1		
		(0.4)	(2.6)	(0.3)	(0.4)						(0.3)	(1.2)		
1029 -	1029	4	3	1	4						3	1		
		(0.4)	(2.6)	(0.3)	(0.4)						(0.3)	(1.2)		
1030 -	1030	4	3	1	4						3	1		
		(0.4)	(2.6)	(0.3)	(0.4)						(0.3)	(1.2)		
1031 -	1031	4	3	1	4						3	1		
		(0.4)	(2.6)	(0.3)	(0.4)						(0.3)	(1.2)		
1032 -	1032	50	3	4	43	50					38	12		
		(4.6)	(2.6)	(1.0)	(7.1)	(4.6)					(4.2)	(11.8)		
1033 -	1033	50	3	4	43	50					38	12		
		(4.6)	(2.6)	(1.0)	(7.1)	(4.6)					(4.2)	(11.8)		
1034 -	1034	50	3	4	43	50					38	12		
		(4.6)	(2.6)	(1.0)	(7.1)	(4.6)					(4.2)	(11.8)		
1035 -	1035	51	4	4	43	51					39	12		
		(4.8)	(4.0)	(1.0)	(7.1)	(4.8)					(4.4)	(11.8)		
1036 -	1036	51	4	4	43	51					39	12		
		(4.8)	(4.0)	(1.0)	(7.1)	(4.8)					(4.4)	(11.8)		
1037 -	1037	58	4	8	45	58					46	12		
		(5.4)	(4.0)	(2.4)	(7.5)	(5.4)					(5.2)	(11.8)		
1038 -	1038	58	4	8	45	58					46	12		
		(5.4)	(4.0)	(2.4)	(7.5)	(5.4)					(5.2)	(11.8)		
1039 -	1039	58	4	8	45	58					46	12		
		(5.4)	(4.0)	(2.4)	(7.5)	(5.4)					(5.2)	(11.8)		
1040 -	1040	61	7	8	45	61					48	12	1	
		(5.7)	(6.6)	(2.4)	(7.5)	(5.7)					(5.3)	(11.8)	(2.4)	
1041 -	1041	64	7	8	48	64					50	12	1	
		(5.9)	(6.6)	(2.4)	(7.9)	(5.9)					(5.6)	(11.8)	(2.4)	
1042 -	1042	66	7	11	48	66					53	12	1	
		(6.2)	(6.6)	(3.1)	(7.9)	(6.2)					(5.9)	(11.8)	(2.4)	
1043 -	1043	68	9	11	48	68					54	12	1	
		(6.3)	(7.9)	(3.1)	(7.9)	(6.3)					(6.0)	(11.8)	(2.4)	
1044 -	1044	68	9	11	48	68					54	12	1	
		(6.3)	(7.9)	(3.1)	(7.9)	(6.3)					(6.0)	(11.8)	(2.4)	
1045 -	1045	69	11	11	48	69					56	12	1	
		(6.5)	(9.6)	(3.1)	(7.9)	(6.5)					(6.3)	(11.8)	(2.4)	
1046 -	1046	69	11	11	48	69					56	12	1	
		(6.5)	(9.6)	(3.1)	(7.9)	(6.5)					(6.3)	(11.8)	(2.4)	
1047 -	1047	69	11	11	48	69					56	12	1	
		(6.5)	(9.6)	(3.1)	(7.9)	(6.5)					(6.3)	(11.8)	(2.4)	
1048 -	1048	69	11	11	48	69					56	12	1	
		(6.5)	(9.6)	(3.1)	(7.9)	(6.5)					(6.3)	(11.8)	(2.4)	
1049 -	1049	69	11	11	48	69					56	12	1	
		(6.5)	(9.6)	(3.1)	(7.9)	(6.5)					(6.3)	(11.8)	(2.4)	
1050 -	1050	71	11	12	48	71					56	13	1	
		(6.6)	(9.6)	(3.4)	(7.9)	(6.6)					(6.3)	(13.0)	(2.4)	
1051	1051	73	11	15	48	73					58	13	1	
		(6.8)	(9.6)	(4.1)	(7.9)	(6.8)					(6.5)	(13.0)	(2.4)	
1052	1052	73	11	15	48	73					58	13	1	
		(6.8)	(9.6)	(4.1)	(7.9)	(6.8)					(6.5)	(13.0)	(2.4)	
1053	1053	73	11	15	48	73					58	13	1	
		(6.8)	(9.6)	(4.1)	(7.9)	(6.8)					(6.5)	(13.0)	(2.4)	
1054	1054	73	11	15	48	73					58	13	1	
		(6.8)	(9.6)	(4.1)	(7.9)	(6.8)					(6.5)	(13.0)	(2.4)	
1055	1055	76	11	15	50	76					58	16	1	
		(7.1)	(9.6)	(4.1)	(8.3)	(7.1)					(6.5)	(15.4)	(2.4)	
1056	1056	76	11	15	50	76					58	16	1	
		(7.1)	(9.6)	(4.1)	(8.3)	(7.1)					(6.5)	(15.4)	(2.4)	
1057	1057	76	11	15	50	76					58	16	1	
		(7.1)	(9.6)	(4.1)	(8.3)	(7.1)					(6.5)	(15.4)	(2.4)	
1058	1058	78	11	15	53	78					61	16	1	
		(7.3)	(9.6)	(4.1)	(8.7)	(7.3)					(6.8)	(15.4)	(2.4)	
1059	1059	78	11	15	53	78					61	16	1	
		(7.3)	(9.6)	(4.1)	(8.7)	(7.3)					(6.8)	(15.4)	(2.4)	
1060	1060	81	12	16	53	81					62	17	1	
		(7.5)	(11.0)	(4.5)	(8.7)	(7.5)					(7.0)	(16.6)	(2.4)	
1061	1061	83	12	16	55	83					65	17	1	
		(7.8)	(11.0)	(4.5)	(9.1)	(7.8)					(7.2)	(16.6)	(2.4)	
1062	1062	85	14	16	55	85					65	18	1	
		(7.9)	(12.3)	(4.5)	(9.1)	(7.9)					(7.2)	(18.0)	(2.4)	
1063	1063	85	14	16	55	85					65	18	1	
		(7.9)	(12.3)	(4.5)	(9.1)	(7.9)					(7.2)	(18.0)	(2.4)	
1064	1064	90	14	16	60	90					70	18	1	
		(8.4)	(12.3)	(4.5)	(10.0)	(8.4)					(7.8)	(18.0)	(2.4)	
1065	1065	90	14	16	60	90					70	18	1	
		(8.4)	(12.3)	(4.5)	(10.0)	(8.4)					(7.8)	(18.0)	(2.4)	
1066	1066	90	14	16	60	90					70	18	1	
		(8.4)	(12.3)	(4.5)	(10.0)	(8.4)					(7.8)	(18.0)	(2.4)	
1067	1067	90	14	16	60	90					70	18	1	
		(8.4)	(12.3)	(4.5)	(10.0)	(8.4)					(7.8)	(18.0)	(2.4)	
1068	1068	90	14	16	60	90					70	18	1	
		(8.4)	(12.3)	(4.5)	(10.0)	(8.4)					(7.8)	(18.0)	(2.4)	
1069	1069	95	14	18	63	95					74	20	1	
		(8.8)	(12.3)	(5.2)	(10.4)	(8.8)					(8.2)	(19.2)	(2.4)	
1070	1070	95	14	18	63	95					74	20	1	
		(8.8)	(12.3)	(5.2)	(10.4)	(8.8)					(8.2)	(19.2)	(2.4)	
1071	1071	100	14	18	68	100					79	20	1	
		(9.3)	(12.3)	(5.2)	(11.2)	(9.3)					(8.8)	(19.2)	(2.4)	
1072	1072	100	14	18	68	100					79	20	1	
		(9.3)	(12.3)	(5.2)	(11.2)	(9.3)					(8.8)	(19.2)	(2.4)	
1073	1073	100	14	18	68	100					79	20	1	
		(9.3)	(12.3)	(5.2)	(11.2)	(9.3)					(8.8)	(19.2)	(2.4)	
1074	1074	100	14	18	68	100					79	20	1	
		(9.3)	(12.3)	(5.2)	(11.2)	(9.3)					(8.8)	(19.2)	(2.4)	
1075	1075	100	14	18	68	100					79	20	1	
		(9.3)	(12.3)	(5.2)	(11.2)	(9.3)					(8.8)	(19.2)	(2.4)	
1076	1076	100	14	18	68	100					79	20	1	
		(9.3)	(12.3)	(5.2)	(11.2)	(9.3)					(8.8)	(19.2)	(2.4)	
1077	1077	100	14	18	68	100					79	20	1	
		(9.3)	(12.3)	(5.2)	(11.2)	(9.3)					(8.8)	(19.2)	(2.4)	
1078	1078	100	14	18	68	100					79	20	1	
		(9.3)	(12.3)	(5.2)	(11.2)	(9.3)					(8.8)	(19.2)	(2.4)	
1079	1079	100	14	18	68	100					79	20	1	
		(9.3)	(12.3)	(5.2)	(11.2)	(9.3)					(8.8)	(19.2)	(2.4)	

		100	14	18	68	100						79	20	1	
1080	1080	(9.3)	(12.3)	(5.2)	(11.2)	(9.3)						(8.8)	(19.2)	(2.4)	
		100	14	18	68	100						79	20	1	
1081	1081	(9.3)	(12.3)	(5.2)	(11.2)	(9.3)						(8.8)	(19.2)	(2.4)	
		101	14	19	68	101						80	20	1	
1082	1082	(9.4)	(12.3)	(5.5)	(11.2)	(9.4)						(8.9)	(19.2)	(2.4)	
		102	14	21	68	102						81	20	1	
1083	1083	(9.5)	(12.3)	(5.8)	(11.2)	(9.5)						(9.1)	(19.2)	(2.4)	
		102	14	21	68	102						81	20	1	
1084	1084	(9.5)	(12.3)	(5.8)	(11.2)	(9.5)						(9.1)	(19.2)	(2.4)	
		102	14	21	68	102						81	20	1	
1085	1085	(9.5)	(12.3)	(5.8)	(11.2)	(9.5)						(9.1)	(19.2)	(2.4)	
		102	14	21	68	102						81	20	1	
1086	1086	(9.5)	(12.3)	(5.8)	(11.2)	(9.5)						(9.1)	(19.2)	(2.4)	
		102	14	21	68	102						81	20	1	
1087	1087	(9.5)	(12.3)	(5.8)	(11.2)	(9.5)						(9.1)	(19.2)	(2.4)	
		102	14	21	68	102						81	20	1	
1088	1088	(9.5)	(12.3)	(5.8)	(11.2)	(9.5)						(9.1)	(19.2)	(2.4)	
		105	14	21	70	105						84	20	1	
1089	1089	(9.8)	(12.3)	(5.8)	(11.6)	(9.8)						(9.3)	(19.2)	(2.4)	
		105	14	21	70	105						84	20	1	
1090	1090	(9.8)	(12.3)	(5.8)	(11.6)	(9.8)						(9.3)	(19.2)	(2.4)	
		105	14	21	70	105						84	20	1	
1091	1091	(9.8)	(12.3)	(5.8)	(11.6)	(9.8)						(9.3)	(19.2)	(2.4)	
		105	14	21	70	105						84	20	1	
1092	1092	(9.8)	(12.3)	(5.8)	(11.6)	(9.8)						(9.3)	(19.2)	(2.4)	
		105	14	21	70	105						84	20	1	
1093	1093	(9.8)	(12.3)	(5.8)	(11.6)	(9.8)						(9.3)	(19.2)	(2.4)	
		105	14	21	70	105						84	20	1	
1094	1094	(9.8)	(12.3)	(5.8)	(11.6)	(9.8)						(9.3)	(19.2)	(2.4)	
		105	14	21	70	105						84	20	1	
1095	1095	(9.8)	(12.3)	(5.8)	(11.6)	(9.8)						(9.3)	(19.2)	(2.4)	
		105	14	21	70	105						84	20	1	
1096	1096	(9.8)	(12.3)	(5.8)	(11.6)	(9.8)						(9.3)	(19.2)	(2.4)	
		105	14	21	70	105						84	20	1	
1097	1097	(9.8)	(12.3)	(5.8)	(11.6)	(9.8)						(9.3)	(19.2)	(2.4)	
		105	14	21	70	105						84	20	1	
1098	1098	(9.8)	(12.3)	(5.8)	(11.6)	(9.8)						(9.3)	(19.2)	(2.4)	
		105	14	21	70	105						84	20	1	
1099	1099	(9.8)	(12.3)	(5.8)	(11.6)	(9.8)						(9.3)	(19.2)	(2.4)	
		115	14	32	70	115						93	21	1	
1100	1100	(10.8)	(12.3)	(8.9)	(11.6)	(10.8)						(10.4)	(20.4)	(2.4)	
		115	14	32	70	115						93	21	1	
1101	1101	(10.8)	(12.3)	(8.9)	(11.6)	(10.8)						(10.4)	(20.4)	(2.4)	
		115	14	32	70	115						93	21	1	
1102	1102	(10.8)	(12.3)	(8.9)	(11.6)	(10.8)						(10.4)	(20.4)	(2.4)	
		118	14	34	70	118						96	21	1	
1103	1103	(11.0)	(12.3)	(9.6)	(11.6)	(11.0)						(10.7)	(20.4)	(2.4)	
		120	14	34	73	120						98	21	1	
1104	1104	(11.2)	(12.3)	(9.6)	(12.0)	(11.2)						(11.0)	(20.4)	(2.4)	
		120	14	34	73	120						98	21	1	
1105	1105	(11.2)	(12.3)	(9.6)	(12.0)	(11.2)						(11.0)	(20.4)	(2.4)	
		120	14	34	73	120						98	21	1	
1106	1106	(11.2)	(12.3)	(9.6)	(12.0)	(11.2)						(11.0)	(20.4)	(2.4)	
		120	14	34	73	120						98	21	1	
1107	1107	(11.2)	(12.3)	(9.6)	(12.0)	(11.2)						(11.0)	(20.4)	(2.4)	
		120	14	34	73	120						98	21	1	
1108	1108	(11.2)	(12.3)	(9.6)	(12.0)	(11.2)						(11.0)	(20.4)	(2.4)	
		123	14	34	75	123						101	21	1	
1109	1109	(11.5)	(12.3)	(9.6)	(12.4)	(11.5)						(11.2)	(20.4)	(2.4)	
		123	14	34	75	123						101	21	1	
1110	1110	(11.5)	(12.3)	(9.6)	(12.4)	(11.5)						(11.2)	(20.4)	(2.4)	
		123	14	34	75	123						101	21	1	
1111	1111	(11.5)	(12.3)	(9.6)	(12.4)	(11.5)						(11.2)	(20.4)	(2.4)	
		123	14	34	75	123						101	21	1	
1112	1112	(11.5)	(12.3)	(9.6)	(12.4)	(11.5)						(11.2)	(20.4)	(2.4)	
		123	14	34	75	123						101	21	1	
1113	1113	(11.5)	(12.3)	(9.6)	(12.4)	(11.5)						(11.2)	(20.4)	(2.4)	
		125	14	34	78	125						103	21	1	
1114	1114	(11.7)	(12.3)	(9.6)	(12.8)	(11.7)						(11.5)	(20.4)	(2.4)	
		126	14	35	78	126						104	21	1	
1115	1115	(11.8)	(12.3)	(10.0)	(12.8)	(11.8)						(11.6)	(20.4)	(2.4)	
		126	14	35	78	126						104	21	1	
1116	1116	(11.8)	(12.3)	(10.0)	(12.8)	(11.8)						(11.6)	(20.4)	(2.4)	
		126	14	35	78	126						104	21	1	
1117	1117	(11.8)	(12.3)	(10.0)	(12.8)	(11.8)						(11.6)	(20.4)	(2.4)	
		129	17	35	78	129						107	21	1	
1118	1118	(12.1)	(14.9)	(10.0)	(12.8)	(12.1)						(12.0)	(20.4)	(2.4)	
		132	17	35	80	132						110	21	1	
1119	1119	(12.3)	(14.9)	(10.0)	(13.2)	(12.3)						(12.2)	(20.4)	(2.4)	
		132	17	35	80	132						110	21	1	
1120	1120	(12.3)	(14.9)	(10.0)	(13.2)	(12.3)						(12.2)	(20.4)	(2.4)	
		132	17	35	80	132						110	21	1	
1121	1121	(12.3)	(14.9)	(10.0)	(13.2)	(12.3)						(12.2)	(20.4)	(2.4)	
		132	17	35	80	132						110	21	1	
1122	1122	(12.3)	(14.9)	(10.0)	(13.2)	(12.3)						(12.2)	(20.4)	(2.4)	
		132	17	35	80	132						110	21	1	
1123	1123	(12.3)	(14.9)	(10.0)	(13.2)	(12.3)						(12.2)	(20.4)	(2.4)	
		132	17	35	80	132						110	21	1	
1124	1124	(12.3)	(14.9)	(10.0)	(13.2)	(12.3)						(12.2)	(20.4)	(2.4)	
		138	17	39	82	138						116	21	1	
1125	1125	(12.9)	(14.9)	(11.0)	(13.6)	(12.9)						(12.9)	(20.4)	(2.4)	
		138	17	39	82	138						116	21	1	
1126	1126	(12.9)	(14.9)	(11.0)	(13.6)	(12.9)						(12.9)	(20.4)	(2.4)	
		138	17	39	82	138						116	21	1	
1127	1127	(12.9)	(14.9)	(11.0)	(13.6)	(12.9)						(12.9)	(20.4)	(2.4)	
		138	17	39	82	138						116	21	1	
1128	1128	(12.9)	(14.9)	(11.0)	(13.6)	(12.9)						(12.9)	(20.4)	(2.4)	
		138	17	39	82	138						116	21	1	
1129	1129	(12.9)	(14.9)	(11.0)	(13.6)	(12.9)						(12.9)	(20.4)	(2.4)	
		139	17	40	82	139						117	21	1	
1130	1130	(13.0)	(14.9)	(11.3)	(13.6)	(13.0)						(13.1)	(20.4)	(2.4)	
		142	17	40	85	142						119	21	1	
1131	1131	(13.2)	(14.9)	(11.3)	(14.0)	(13.2)						(13.3)	(20.4)	(2.4)	
		142	17	40	85	142						119	21	1	
1132	1132	(13.2)	(14.9)	(11.3)	(14.0)	(13.2)						(13.3)	(20.4)	(2.4)	
		151	17	40	95	151						129	21	1	
1133	1139	(14.1)	(14.9)	(11.3)	(15.6)	(14.1)						(14.4)	(20.4)	(2.4)	
		171	17	45	109	171						144	23	4	
1140	1149	(15.9)	(14.9)	(12.7)	(18.0)	(15.9)						(16.0)	(22.8)	(6.4)	
		188	20	50	119	188						156	23	9	
1150	1159	(17.6)	(17.6)	(14.1)	(19.6)	(17.6)						(17.5)	(22.8)	(14.3)	
		207	20	56	131	207						173	23	10	
1160	1169	(19.3)	(17.6)	(15.8)	(21.6)	(19.3)						(19.4)	(22.8)	(16.3)	
		211	20	56	136	211						178	23	10	
1170	1179	(19.7)	(17.6)	(15.8)	(22.4)	(19.7)						(19.9)	(22.8)	(16.3)	
		228	20	61	148	228					5	187	24	12	
1180	1189	(21.3)	(17.6)	(17.2)	(24.4)	(21.3)				(35.7)	(20.9)	(24.0)	(20.3)		
		24													

1400	1499	(61.4)	(56.0)	(54.3)	(66.6)	(61.4)					(100.0)	(62.9)	(42.4)	(63.4)	
1500	1599	713	70	217	426	713						611	46	42	
		(66.6)	(62.6)	(61.5)	(70.2)	(66.6)						(68.3)	(45.1)	(69.3)	
		783	74	245	463	783						670	55	45	
1600	1699	(73.0)	(66.5)	(69.4)	(76.3)	(73.0)						(74.8)	(53.7)	(73.3)	
		843	77	266	500	843						718	61	50	
1700	1799	(78.6)	(69.2)	(75.3)	(82.3)	(78.6)						(80.2)	(60.2)	(81.2)	
		884	82	285	517	884						754	64	52	
1800	1899	(82.5)	(73.2)	(80.8)	(85.2)	(82.5)						(84.2)	(62.6)	(85.7)	
		910	86	295	529	910						773	69	55	
1900	1999	(84.9)	(77.1)	(83.5)	(87.2)	(84.9)						(86.3)	(67.7)	(89.6)	
		1,072	111	353	607	1,072						895	102	61	
2000		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)						(100.0)	(100.0)	(100.0)	
月平均賃金額		256,481	262,699	263,146	251,458	256,481					201,988	254,241	288,520	248,223	
時間当たり賃金額		1,541	1,594	1,590	1,502	1,541					1,302	1,524	1,734	1,517	
月一人当たり労働時間数		167	165	165	168	167					155	167	167	164	
第1・20分位数		1,037	1,040	1,069	1,032	1,037					1,184	1,037	1,032	1,149	
第1・10分位数		1,100	1,060	1,125	1,069	1,100					1,184	1,100	1,032	1,155	
第1・4分位数		1,217	1,250	1,242	1,196	1,217					1,184	1,217	1,202	1,250	
中位数		1,392	1,423	1,457	1,363	1,392					1,252	1,390	1,661	1,386	
四分位偏差係数		0.1864	0.2467	0.1870	0.1812	0.1864					0.1010	0.1759	0.2673	0.1623	

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

07年	総括表（１）				産業：11.山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業				就業形態：パート				産別適用除外除く			
時間当たり所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別				年齢別							
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	全県				１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上		
計	210	18	51	141	210						145	38	26			
円	4	3	1		4						4					
-	1021	(2.0)	(16.7)	(2.4)	(2.0)						(2.9)					
	4	3	1		4						4					
1022 -	1022	(2.0)	(16.7)	(2.4)	(2.0)						(2.9)					
	4	3	1		4						4					
1023 -	1023	(2.0)	(16.7)	(2.4)	(2.0)						(2.9)					
	4	3	1		4						4					
1024 -	1024	(2.0)	(16.7)	(2.4)	(2.0)						(2.9)					
	4	3	1		4						4					
1025 -	1025	(2.0)	(16.7)	(2.4)	(2.0)						(2.9)					
	4	3	1		4						4					
1026 -	1026	(2.0)	(16.7)	(2.4)	(2.0)						(2.9)					
	4	3	1		4						4					
1027 -	1027	(2.0)	(16.7)	(2.4)	(2.0)						(2.9)					
	4	3	1		4						4					
1028 -	1028	(2.0)	(16.7)	(2.4)	(2.0)						(2.9)					
	4	3	1		4						4					
1029 -	1029	(2.0)	(16.7)	(2.4)	(2.0)						(2.9)					
	4	3	1		4						4					
1030 -	1030	(2.0)	(16.7)	(2.4)	(2.0)						(2.9)					
	4	3	1		4						4					
1031 -	1031	(2.0)	(16.7)	(2.4)	(2.0)						(2.9)					
	66	6	7	53	66						39	21	7			
1032 -	1032	(31.7)	(33.3)	(14.3)	(37.8)	(31.7)					(26.7)	(54.8)	(25.3)			
	66	6	7	53	66						39	21	7			
1033 -	1033	(31.7)	(33.3)	(14.3)	(37.8)	(31.7)					(26.7)	(54.8)	(25.3)			
	66	6	7	53	66						39	21	7			
1034 -	1034	(31.7)	(33.3)	(14.3)	(37.8)	(31.7)					(26.7)	(54.8)	(25.3)			
	66	6	7	53	66						39	21	7			
1035 -	1035	(31.7)	(33.3)	(14.3)	(37.8)	(31.7)					(26.7)	(54.8)	(25.3)			
	66	6	7	53	66						39	21	7			
1036 -	1036	(31.7)	(33.3)	(14.3)	(37.8)	(31.7)					(26.7)	(54.8)	(25.3)			
	78	6	19	53	78						46	23	9			
1037 -	1037	(37.5)	(33.3)	(38.1)	(37.8)	(37.5)					(31.7)	(61.2)	(34.6)			
	78	6	19	53	78						46	23	9			
1038 -	1038	(37.5)	(33.3)	(38.1)	(37.8)	(37.5)					(31.7)	(61.2)	(34.6)			
	78	6	19	53	78						46	23	9			
1039 -	1039	(37.5)	(33.3)	(38.1)	(37.8)	(37.5)					(31.7)	(61.2)	(34.6)			
	118	7	33	78	118						68	36	14			
1040 -	1040	(56.2)	(41.7)	(64.3)	(55.1)	(56.2)					(46.8)	(93.6)	(53.3)			
	123	7	33	82	123						70	36	16			
1041 -	1041	(58.5)	(41.7)	(64.3)	(58.5)	(58.5)					(48.5)	(93.6)	(62.6)			
	142	7	33	102	142						85	38	19			
1042 -	1042	(67.8)	(41.7)	(64.3)	(72.3)	(67.8)					(58.5)	(100.0)	(72.0)			
	166	7	33	126	166						107		21			
1043 -	1043	(79.4)	(41.7)	(64.3)	(89.6)	(79.4)					(73.6)		(81.3)			
	166	7	33	126	166						107		21			
1044 -	1044	(79.4)	(41.7)	(64.3)	(89.6)	(79.4)					(73.6)		(81.3)			
	166	7	33	126	166						107		21			
1045 -	1045	(79.4)	(41.7)	(64.3)	(89.6)	(79.4)					(73.6)		(81.3)			
	166	7	33	126	166						107		21			
1046 -	1046	(79.4)	(41.7)	(64.3)	(89.6)	(79.4)					(73.6)		(81.3)			
	166	7	33	126	166						107		21			
1047 -	1047	(79.4)	(41.7)	(64.3)	(89.6)	(79.4)					(73.6)		(81.3)			
	166	7	33	126	166						107		21			
1048 -	1048	(79.4)	(41.7)	(64.3)	(89.6)	(79.4)					(73.6)		(81.3)			
	166	7	33	126	166						107		21			
1049 -	1049	(79.4)	(41.7)	(64.3)	(89.6)	(79.4)					(73.6)		(81.3)			
	170	9	35	126	170						110		22			
1050 -	1050	(81.3)	(50.0)	(69.0)	(89.6)	(81.3)					(75.5)		(86.0)			
	171	9	36	126	171						110		24			
1051	1051	(81.9)	(50.0)	(71.4)	(89.6)	(81.9)					(75.5)		(90.7)			
	171	9	36	126	171						110		24			
1052	1052	(81.9)	(50.0)	(71.4)	(89.6)	(81.9)					(75.5)		(90.7)			
	171	9	36	126	171						110		24			
1053	1053	(81.9)	(50.0)	(71.4)	(89.6)	(81.9)					(75.5)		(90.7)			
	171	9	36	126	171						110		24			
1054	1054	(81.9)	(50.0)	(71.4)	(89.6)	(81.9)					(75.5)		(90.7)			
	174	9	36	129	174						112		24			
1055	1055	(83.0)	(50.0)	(71.4)	(91.4)	(83.0)					(77.2)		(90.7)			
	175	9	38	129	175						112		25			
1056	1056	(83.6)	(50.0)	(73.8)	(91.4)	(83.6)					(77.2)		(95.3)			
	175	9	38	129	175						112		25			
1057	1057	(83.6)	(50.0)	(73.8)	(91.4)	(83.6)					(77.2)		(95.3)			
	175	9	38	129	175						112		25			
1058	1058	(83.6)	(50.0)	(73.8)	(91.4)	(83.6)					(77.2)		(95.3)			
	175	9	38	129	175						112		25			
1059	1059	(83.6)	(50.0)	(73.8)	(91.4)	(83.6)					(77.2)		(			

		182 (86.7)	12 (66.7)	39 (76.2)	131 (93.1)	182 (86.7)						117 (80.9)			
1080	1080	182 (86.7)	12 (66.7)	39 (76.2)	131 (93.1)	182 (86.7)						117 (80.9)			
1081	1081	182 (86.7)	12 (66.7)	39 (76.2)	131 (93.1)	182 (86.7)						117 (80.9)			
1082	1082	182 (86.7)	12 (66.7)	39 (76.2)	131 (93.1)	182 (86.7)						117 (80.9)			
1083	1083	182 (86.7)	12 (66.7)	39 (76.2)	131 (93.1)	182 (86.7)						117 (80.9)			
1084	1084	182 (86.7)	12 (66.7)	39 (76.2)	131 (93.1)	182 (86.7)						117 (80.9)			
1085	1085	182 (86.7)	12 (66.7)	39 (76.2)	131 (93.1)	182 (86.7)						117 (80.9)			
1086	1086	182 (86.7)	12 (66.7)	39 (76.2)	131 (93.1)	182 (86.7)						117 (80.9)			
1087	1087	182 (86.7)	12 (66.7)	39 (76.2)	131 (93.1)	182 (86.7)						117 (80.9)			
1088	1088	182 (86.7)	12 (66.7)	39 (76.2)	131 (93.1)	182 (86.7)						117 (80.9)			
1089	1089	182 (86.7)	12 (66.7)	39 (76.2)	131 (93.1)	182 (86.7)						117 (80.9)			
1090	1090	187 (89.1)	12 (66.7)	39 (76.2)	136 (96.5)	187 (89.1)						122 (84.2)			
1091	1091	187 (89.1)	12 (66.7)	39 (76.2)	136 (96.5)	187 (89.1)						122 (84.2)			
1092	1092	187 (89.1)	12 (66.7)	39 (76.2)	136 (96.5)	187 (89.1)						122 (84.2)			
1093	1093	187 (89.1)	12 (66.7)	39 (76.2)	136 (96.5)	187 (89.1)						122 (84.2)			
1094	1094	187 (89.1)	12 (66.7)	39 (76.2)	136 (96.5)	187 (89.1)						122 (84.2)			
1095	1095	187 (89.1)	12 (66.7)	39 (76.2)	136 (96.5)	187 (89.1)						122 (84.2)			
1096	1096	187 (89.1)	12 (66.7)	39 (76.2)	136 (96.5)	187 (89.1)						122 (84.2)			
1097	1097	187 (89.1)	12 (66.7)	39 (76.2)	136 (96.5)	187 (89.1)						122 (84.2)			
1098	1098	187 (89.1)	12 (66.7)	39 (76.2)	136 (96.5)	187 (89.1)						122 (84.2)			
1099	1099	187 (89.1)	12 (66.7)	39 (76.2)	136 (96.5)	187 (89.1)						122 (84.2)			
1100	1100	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1101	1101	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1102	1102	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1103	1103	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1104	1104	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1105	1105	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1106	1106	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1107	1107	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1108	1108	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1109	1109	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1110	1110	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1111	1111	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1112	1112	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1113	1113	189 (90.3)	13 (75.0)	40 (78.6)	136 (96.5)	189 (90.3)						125 (86.1)			
1114	1114	190 (90.9)	13 (75.0)	41 (81.0)	136 (96.5)	190 (90.9)						126 (86.9)			
1115	1115	190 (90.9)	13 (75.0)	41 (81.0)	136 (96.5)	190 (90.9)						126 (86.9)			
1116	1116	190 (90.9)	13 (75.0)	41 (81.0)	136 (96.5)	190 (90.9)						126 (86.9)			
1117	1117	190 (90.9)	13 (75.0)	41 (81.0)	136 (96.5)	190 (90.9)						126 (86.9)			
1118	1118	190 (90.9)	13 (75.0)	41 (81.0)	136 (96.5)	190 (90.9)						126 (86.9)			
1119	1119	190 (90.9)	13 (75.0)	41 (81.0)	136 (96.5)	190 (90.9)						126 (86.9)			
1120	1120	193 (92.1)	13 (75.0)	41 (81.0)	138 (98.3)	193 (92.1)						129 (88.6)			
1121	1121	193 (92.1)	13 (75.0)	41 (81.0)	138 (98.3)	193 (92.1)						129 (88.6)			
1122	1122	193 (92.1)	13 (75.0)	41 (81.0)	138 (98.3)	193 (92.1)						129 (88.6)			
1123	1123	193 (92.1)	13 (75.0)	41 (81.0)	138 (98.3)	193 (92.1)						129 (88.6)			
1124	1124	193 (92.1)	13 (75.0)	41 (81.0)	138 (98.3)	193 (92.1)						129 (88.6)			
1125	1125	193 (92.1)	13 (75.0)	41 (81.0)	138 (98.3)	193 (92.1)						129 (88.6)			
1126	1126	193 (92.1)	13 (75.0)	41 (81.0)	138 (98.3)	193 (92.1)						129 (88.6)			
1127	1127	193 (92.1)	13 (75.0)	41 (81.0)	138 (98.3)	193 (92.1)						129 (88.6)			
1128	1128	193 (92.1)	13 (75.0)	41 (81.0)	138 (98.3)	193 (92.1)						129 (88.6)			
1129	1129	193 (92.1)	13 (75.0)	41 (81.0)	138 (98.3)	193 (92.1)						129 (88.6)			
1130	1130	194 (92.7)	13 (75.0)	42 (83.3)	138 (98.3)	194 (92.7)						130 (89.4)			
1131	1131	194 (92.7)	13 (75.0)	42 (83.3)	138 (98.3)	194 (92.7)						130 (89.4)			
1132	1132	194 (92.7)	13 (75.0)	42 (83.3)	138 (98.3)	194 (92.7)						130 (89.4)			
1133	1139	194 (92.7)	13 (75.0)	42 (83.3)	138 (98.3)	194 (92.7)						130 (89.4)			
1140	1149	194 (92.7)	13 (75.0)	42 (83.3)	138 (98.3)	194 (92.7)						130 (89.4)			
1150	1159	194 (92.7)	13 (75.0)	42 (83.3)	138 (98.3)	194 (92.7)						130 (89.4)			
1160	1169	197 (93.8)	13 (75.0)	45 (88.1)	138 (98.3)	197 (93.8)						132 (91.1)			
1170	1179	198 (94.4)	13 (75.0)	46 (90.5)	138 (98.3)	198 (94.4)						133 (91.9)			
1180	1189	198 (94.4)	13 (75.0)	46 (90.5)	138 (98.3)	198 (94.4)						133 (91.9)			
1190	1199	198 (94.4)	13 (75.0)	46 (90.5)	138 (98.3)	198 (94.4)						133 (91.9)			
1200	1299	207 (98.6)	15 (83.3)	51 (100.0)	141 (100.0)	207 (98.6)						142 (98.0)			
1300	1399	208 (99.3)	16 (91.7)			208 (99.3)						144 (99.0)			
		208	16			208						144			

1400	1499	(99.3)	(91.7)			(99.3)						(99.0)			
1500	1599	208 (99.3)	16 (91.7)			208 (99.3)						144 (99.0)			
1600	1699	208 (99.3)	16 (91.7)			208 (99.3)						144 (99.0)			
1700	1799	210 (100.0)	18 (100.0)			210 (100.0)						145 (100.0)			
1800	1899														
1900	1999														
2000															
月 平 均 賃 金 額		126,133	128,131	110,046	131,708	126,133						128,227	114,082	132,160	
時 間 当 平 均 賃 金 額		1,058	1,132	1,070	1,045	1,058						1,068	1,036	1,041	
月一人当たり労働時間数		119	114	102	126	119						120	110	127	
第 1 ・ 2 0 分 位 数		1,032	980	1,032	1,032	1,032						1,032	1,032	1,032	
第 1 ・ 1 0 分 位 数		1,032	1,000	1,032	1,032	1,032						1,032	1,032	1,032	
第 1 ・ 4 分 位 数		1,032	1,032	1,037	1,032	1,032						1,032	1,032	1,032	
中 位 数		1,040	1,051	1,040	1,040	1,040						1,042	1,032	1,040	
四 分 位 偏 差 係 数		0.0053	0.0328	0.0135	0.0053	0.0053						0.0086	0.0039	0.0053	

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表（２）（産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表）

07年		総括表（２）							産業：11.山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業							就業形態：（全て）							産別適用除外除く						
時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	男							女																				
		男性計	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上	女性計	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上														
計	1,281	742		8	611	74	50		539		6	430	66	37															
円	8	1			1				7			6	1																
- 1,021	(0.6)	(0.2)			(0.2)				(1.3)			(1.3)	(1.9)																
1,022 - 1,022	8	1			1				7			6	1																
	(0.6)	(0.2)			(0.2)				(1.3)			(1.3)	(1.9)																
1,023 - 1,023	8	1			1				7			6	1																
	(0.6)	(0.2)			(0.2)				(1.3)			(1.3)	(1.9)																
1,024 - 1,024	8	1			1				7			6	1																
	(0.6)	(0.2)			(0.2)				(1.3)			(1.3)	(1.9)																
1,025 - 1,025	8	1			1				7			6	1																
	(0.6)	(0.2)			(0.2)				(1.3)			(1.3)	(1.9)																
1,026 - 1,026	8	1			1				7			6	1																
	(0.6)	(0.2)			(0.2)				(1.3)			(1.3)	(1.9)																
1,027 - 1,027	8	1			1				7			6	1																
	(0.6)	(0.2)			(0.2)				(1.3)			(1.3)	(1.9)																
1,028 - 1,028	8	1			1				7			6	1																
	(0.6)	(0.2)			(0.2)				(1.3)			(1.3)	(1.9)																
1,029 - 1,029	8	1			1				7			6	1																
	(0.6)	(0.2)			(0.2)				(1.3)			(1.3)	(1.9)																
1,030 - 1,030	8	1			1				7			6	1																
	(0.6)	(0.2)			(0.2)				(1.3)			(1.3)	(1.9)																
1,031 - 1,031	8	1			1				7			6	1																
	(0.6)	(0.2)			(0.2)				(1.3)			(1.3)	(1.9)																
1,032 - 1,032	116	5			4		1		111			72	33	5															
	(9.0)	(0.7)			(0.6)		(2.4)		(20.6)			(16.9)	(50.2)	(14.4)															
1,033 - 1,033	116	5			4		1		111			72	33	5															
	(9.0)	(0.7)			(0.6)		(2.4)		(20.6)			(16.9)	(50.2)	(14.4)															
1,034 - 1,034	116	5			4		1		111			72	33	5															
	(9.0)	(0.7)			(0.6)		(2.4)		(20.6)			(16.9)	(50.2)	(14.4)															
1,035 - 1,035	117	5			4		1		112			74	33	5															
	(9.2)	(0.7)			(0.6)		(2.4)		(20.8)			(17.2)	(50.2)	(14.4)															
1,036 - 1,036	117	5			4		1		112			74	33	5															
	(9.2)	(0.7)			(0.6)		(2.4)		(20.8)			(17.2)	(50.2)	(14.4)															
1,037 - 1,037	137	5			4		1		132			89	35	8															
	(10.7)	(0.7)			(0.6)		(2.4)		(24.4)			(20.6)	(53.9)	(20.9)															
1,038 - 1,038	137	5			4		1		132			89	35	8															
	(10.7)	(0.7)			(0.6)		(2.4)		(24.4)			(20.6)	(53.9)	(20.9)															
1,039 - 1,039	137	5			4		1		132			89	35	8															
	(10.7)	(0.7)			(0.6)		(2.4)		(24.4)			(20.6)	(53.9)	(20.9)															
1,040 - 1,040	179	16			8	2	6		163			108	45	9															
	(14.0)	(2.2)			(1.3)	(3.3)	(12.2)		(30.2)			(25.1)	(69.2)	(24.9)															
1,041 - 1,041	186	16			8	2	6		170			113	45	12															
	(14.5)	(2.2)			(1.3)	(3.3)	(12.2)		(31.5)			(26.3)	(69.2)	(31.4)															
1,042 - 1,042	208	19			10	2	6		189			127	48	14															
	(16.2)	(2.5)			(1.7)	(3.3)	(12.2)		(35.2)			(29.7)	(72.9)	(38.0)															
1,043 - 1,043	234	20			12	2	6		214			149	48	17															
	(18.3)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(39.7)			(34.8)	(72.9)	(44.5)															
1,044 - 1,044	234	20			12	2	6		214			149	48	17															
	(18.3)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(39.7)			(34.8)	(72.9)	(44.5)															
1,045 - 1,045	236	20			12	2	6		216			151	48	17															
	(18.4)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(40.0)			(35.2)	(72.9)	(44.5)															
1,046 - 1,046	236	20			12	2	6		216			151	48	17															
	(18.4)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(40.0)			(35.2)	(72.9)	(44.5)															
1,047 - 1,047	236	20			12	2	6		216			151	48	17															
	(18.4)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(40.0)			(35.2)	(72.9)	(44.5)															
1,048 - 1,048	236	20			12	2	6		216			151	48	17															
	(18.4)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(40.0)			(35.2)	(72.9)	(44.5)															
1,049 - 1,049	236	20			12	2	6		216			151	48	17															
	(18.4)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(40.0)			(35.2)	(72.9)	(44.5)															
1,050 - 1,050	241	20			12	2	6		221			154	49	18															
	(18.8)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(41.0)			(35.8)	(74.7)	(47.8)															
1,051 1,051	245	20			12	2	6		224			156	49	19															
	(19.1)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(41.7)			(36.4)	(74.7)	(51.0)															
1,052 1,052	245	20			12	2	6		224			156	49	19															
	(19.1)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(41.7)			(36.4)	(74.7)	(51.0)															
1,053 1,053	245	20			12	2	6		224			156	49	19															
	(19.1)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(41.7)			(36.4)	(74.7)	(51.0)															
1,054 1,054	245	20			12	2	6		224			156	49	19															
	(19.1)	(2.7)			(1.9)	(3.3)	(12.2)		(41.7)			(36.4)	(74.7)	(51.0)															
1,055 1,055	249	23			12	5	6		227			159	49	19															
	(19.5)	(3.1)			(1.9)	(6.6)	(12.2)		(42.1)			(37.0)	(74.7)	(51.0)															
1,056 1,056	251	23			12	5	6		228			159	49	20															
	(19.6)	(3.1)			(1.9)	(6.6)	(12.2)		(42.3)			(37.0)	(74.7)	(54.3)															
1,057 1,057	251	23			12	5	6		228			159	49	20															
	(19.6)	(3.1)			(1.9)	(6.6)	(12.2)		(42.3)			(37.0)	(74.7																

		281 (22.0)	34 (4.6)			22 (3.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		248 (46.0)			174 (40.6)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,080	1,080	281 (22.0)	34 (4.6)			22 (3.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		248 (46.0)			174 (40.6)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,081	1,081	283 (22.1)	35 (4.7)			23 (3.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		248 (46.0)			174 (40.6)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,082	1,082	284 (22.2)	35 (4.7)			23 (3.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		249 (46.2)			176 (40.9)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,083	1,083	284 (22.2)	35 (4.7)			23 (3.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		249 (46.2)			176 (40.9)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,084	1,084	284 (22.2)	35 (4.7)			23 (3.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		249 (46.2)			176 (40.9)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,085	1,085	284 (22.2)	35 (4.7)			23 (3.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		249 (46.2)			176 (40.9)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,086	1,086	284 (22.2)	35 (4.7)			23 (3.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		249 (46.2)			176 (40.9)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,087	1,087	284 (22.2)	35 (4.7)			23 (3.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		249 (46.2)			176 (40.9)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,088	1,088	284 (22.2)	35 (4.7)			23 (3.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		249 (46.2)			176 (40.9)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,089	1,089	286 (22.3)	38 (5.1)			25 (4.2)	6 (8.2)	6 (12.2)		249 (46.2)			176 (40.9)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,090	1,090	291 (22.7)	40 (5.4)			28 (4.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		251 (46.6)			178 (41.4)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,091	1,091	291 (22.7)	40 (5.4)			28 (4.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		251 (46.6)			178 (41.4)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,092	1,092	291 (22.7)	40 (5.4)			28 (4.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		251 (46.6)			178 (41.4)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,093	1,093	291 (22.7)	40 (5.4)			28 (4.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		251 (46.6)			178 (41.4)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,094	1,094	291 (22.7)	40 (5.4)			28 (4.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		251 (46.6)			178 (41.4)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,095	1,095	291 (22.7)	40 (5.4)			28 (4.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		251 (46.6)			178 (41.4)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,096	1,096	291 (22.7)	40 (5.4)			28 (4.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		251 (46.6)			178 (41.4)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,097	1,097	291 (22.7)	40 (5.4)			28 (4.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		251 (46.6)			178 (41.4)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,098	1,098	291 (22.7)	40 (5.4)			28 (4.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		251 (46.6)			178 (41.4)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,099	1,099	291 (22.7)	40 (5.4)			28 (4.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		251 (46.6)			178 (41.4)	52 (78.8)	21 (57.6)	
1,100	1,100	305 (23.8)	43 (5.7)			30 (5.0)	6 (8.2)	6 (12.2)		262 (48.7)			188 (43.7)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,101	1,101	305 (23.8)	43 (5.7)			30 (5.0)	6 (8.2)	6 (12.2)		262 (48.7)			188 (43.7)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,102	1,102	305 (23.8)	43 (5.7)			30 (5.0)	6 (8.2)	6 (12.2)		262 (48.7)			188 (43.7)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,103	1,103	307 (24.0)	43 (5.7)			30 (5.0)	6 (8.2)	6 (12.2)		265 (49.1)			190 (44.3)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,104	1,104	310 (24.2)	45 (6.1)			33 (5.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		265 (49.1)			190 (44.3)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,105	1,105	310 (24.2)	45 (6.1)			33 (5.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		265 (49.1)			190 (44.3)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,106	1,106	310 (24.2)	45 (6.1)			33 (5.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		265 (49.1)			190 (44.3)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,107	1,107	310 (24.2)	45 (6.1)			33 (5.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		265 (49.1)			190 (44.3)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,108	1,108	310 (24.2)	45 (6.1)			33 (5.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		265 (49.1)			190 (44.3)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,109	1,109	312 (24.4)	45 (6.1)			33 (5.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		267 (49.6)			193 (44.8)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,110	1,110	312 (24.4)	45 (6.1)			33 (5.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		267 (49.6)			193 (44.8)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,111	1,111	312 (24.4)	45 (6.1)			33 (5.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		267 (49.6)			193 (44.8)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,112	1,112	312 (24.4)	45 (6.1)			33 (5.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		267 (49.6)			193 (44.8)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,113	1,113	312 (24.4)	45 (6.1)			33 (5.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		267 (49.6)			193 (44.8)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,114	1,114	316 (24.6)	46 (6.2)			34 (5.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		269 (50.0)			195 (45.4)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,115	1,115	317 (24.7)	46 (6.2)			34 (5.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		271 (50.2)			196 (45.7)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,116	1,116	317 (24.7)	46 (6.2)			34 (5.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		271 (50.2)			196 (45.7)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,117	1,117	317 (24.7)	46 (6.2)			34 (5.6)	6 (8.2)	6 (12.2)		271 (50.2)			196 (45.7)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,118	1,118	320 (25.0)	48 (6.4)			36 (5.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		272 (50.5)			198 (46.0)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,119	1,119	322 (25.2)	48 (6.4)			36 (5.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		275 (51.0)			200 (46.6)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,120	1,120	325 (25.3)	48 (6.4)			36 (5.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		277 (51.4)			203 (47.2)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,121	1,121	325 (25.3)	48 (6.4)			36 (5.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		277 (51.4)			203 (47.2)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,122	1,122	325 (25.3)	48 (6.4)			36 (5.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		277 (51.4)			203 (47.2)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,123	1,123	325 (25.3)	48 (6.4)			36 (5.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		277 (51.4)			203 (47.2)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,124	1,124	325 (25.3)	48 (6.4)			36 (5.8)	6 (8.2)	6 (12.2)		277 (51.4)			203 (47.2)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,125	1,125	331 (25.8)	51 (6.9)			39 (6.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		279 (51.9)			205 (47.7)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,126	1,126	331 (25.8)	51 (6.9)			39 (6.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		279 (51.9)			205 (47.7)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,127	1,127	331 (25.8)	51 (6.9)			39 (6.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		279 (51.9)			205 (47.7)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,128	1,128	331 (25.8)	51 (6.9)			39 (6.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		279 (51.9)			205 (47.7)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,129	1,129	331 (25.8)	51 (6.9)			39 (6.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		279 (51.9)			205 (47.7)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,130	1,130	333 (26.0)	51 (6.9)			39 (6.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		282 (52.3)			208 (48.3)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,131	1,131	336 (26.2)	51 (6.9)			39 (6.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		284 (52.8)			210 (48.8)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,132	1,132	336 (26.2)	51 (6.9)			39 (6.4)	6 (8.2)	6 (12.2)		284 (52.8)			210 (48.8)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,133	1,139	345 (27.0)	56 (7.6)			44 (7.2)	6 (8.2)	6 (12.2)		289 (53.7)			215 (50.0)	53 (80.7)	21 (57.6)	
1,140	1,149	365 (28.5)	61 (8.2)			49 (8.0)	6 (8.2)	6 (12.2)		304 (56.4)			225 (52.2)	55 (84.4)	24 (64.1)	
1,150	1,159	382 (29.9)	70 (9.4)			54 (8.9)	6 (8.2)	10 (19.5)		312 (58.0)			232 (54.0)	55 (84.4)	25 (67.3)	
1,160	1,169	403 (31.5)	80 (10.7)			63 (10.3)	6 (8.2)	11 (21.9)		323 (60.0)			243 (56.6)	55 (84.4)	25 (67.3)	
1,170	1,179	409 (31.9)	82 (11.1)			65 (10.7)	6 (8.2)	11 (21.9)		327 (60.7)			247 (57.4)	55 (84.4)	25 (67.3)	
1,180	1,189	426 (33.3)	88 (11.9)	2 (32.2)		67 (11.1)	7 (9.8)	11 (21.9)		338 (62.8)	2 (40.0)		253 (58.8)	55 (84.4)	28 (73.9)	
1,190	1,199	440 (34.3)	94 (12.7)	2 (32.2)		74 (12.0)	7 (9.8)	11 (21.9)		345 (64.1)	2 (40.0)		260 (60.5)	55 (84.4)	28 (73.9)	
1,200	1,299	608 (47.4)	191 (25.7)	4 (51.8)		156 (25.6)	12 (16.4)	19 (37.6)		416 (77.3)	5 (80.0)		323 (75.1)	58 (88.1)	31 (83.7)	
1,300	1,399	755 (59.0)	284 (38.3)	4 (51.8)		238 (39.0)	18 (23.6)	25 (49.7)		471 (87.4)	5 (80.0)		374 (86.9)	59 (89.9)	34 (90.2)	
		866	361	8		301	21	31		505	6		405	60	34	

1,400	1,499	(67.6)	(48.7)		(100.0)	(49.3)	(28.5)	(62.4)		(93.8)		(100.0)	(94.3)	(91.8)	(90.2)	
		921	411			347	24	32		510			408	60	36	
1,500	1,599	(71.9)	(55.3)			(56.8)	(32.2)	(64.9)		(94.7)			(94.9)	(91.8)	(96.7)	
		991	470			398	31	34		520			416	61	37	
1,600	1,699	(77.3)	(63.3)			(65.1)	(42.3)	(67.3)		(96.6)			(96.7)	(93.6)	(100.0)	
		1,052	523			441	35	38		529			422	64		
1,700	1,799	(82.1)	(70.4)			(72.3)	(47.6)	(77.0)		(98.3)			(98.2)	(97.8)		
		1,093	560			473	38	41		533			426	64		
1,800	1,899	(85.3)	(75.4)			(77.5)	(50.9)	(82.4)		(99.0)			(99.1)	(97.8)		
		1,119	583			491	41	44		536			427	66		
1,900	1,999	(87.4)	(78.6)			(80.4)	(55.8)	(87.3)		(99.5)			(99.4)	(100.0)		
		1,281	742			611	74	50		539			430			
2,000		(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)			(100.0)			
月平均賃金額		235,164	275,964		210,542	273,722	318,166	250,520		178,934		191,370	183,987	153,146	163,976	
時間当たり賃金額		1,462	1,662		1,331	1,645	1,914	1,537		1,186		1,266	1,197	1,123	1,156	
月一人当たり労働時間数		159	166		158	167	167	163		149		151	152	134	139	
第1・20分位数		1,032	1,089		1,184	1,104	1,055	1,040		1,032		1,184	1,032	1,032	1,032	
第1・10分位数		1,037	1,165		1,184	1,169	1,216	1,040		1,032		1,184	1,032	1,032	1,032	
第1・4分位数		1,119	1,295		1,184	1,295	1,414	1,250		1,040		1,184	1,040	1,032	1,041	
中位数		1,326	1,522		1,294	1,504	1,835	1,423		1,114		1,252	1,141	1,032	1,051	
四分位偏差係数		0.2036	0.1961		0.0978	0.1885	0.2300	0.1887		0.1032		0.0272	0.1135	0.0145	0.0875	

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

都道府県別「電気」の特定最低賃金

都道府県	ランク	特定最低賃金					地域別最低賃金	
		令和5年度	令和6年度	令和6年度 引上げ額	発効日	令和5年度 引上げ額	令和6年度	引上げ額
北海道	B	997	1,049	52	R6.12.1	42	1,010	50
青森	C	927	968	41	R6.12.21	39	953	55
岩手	C	917	975	58	R7.1.22	40	952	59
宮城	B	959	1,012	53	R6.12.15	40	973	50
秋田	C	930	958	28	R6.12.25	39	951	54
山形	C	945	996	51	R6.12.25	42	955	55
福島	B	880	必要性なし	埋没	R4.12.30	-	955	55
茨城	B	1002	1,052	50	R6.12.31	41	1,005	52
栃木	B	1008	1,056	48	R6.12.31	37	1,004	50
群馬	B	1006	1,056	50	R6.12.28	41	985	50
埼玉	A	1055	1,105	50	R6.12.1	42	1,078	50
千葉	A	1055	1,105	50	R6.12.25	42	1,076	50
東京	A	829	必要性なし	埋没	H22.12.31	-	1,163	50
神奈川	A	890	申出なし	埋没	H27.3.1	-	1,162	50
新潟	B	1005	必要性なし	0	R5.12.27	40	985	54
富山	B	951	1,002	51	R6.12.26	41	998	50
石川	B	963	1,008	45	R6.12.31	40	984	51
福井	B	857	必要性なし	埋没	R1.12.24	-	984	53
山梨	B	997	1,047	50	R6.12.27	38	988	50
長野	B	983	1,032	49	R7.1.1	38	998	50
岐阜	B	965	必要性なし	埋没	R5.12.21	36	1,001	51
静岡	B	997	1,042	45	R6.12.21	33	1,034	50
愛知	A	901	必要性なし	埋没	H30.12.16	-	1,077	50
三重	B	987	1,031	44	R6.12.21	35	1,023	50
滋賀	B	1003	1,050	47	R6.12.31	38	1,017	50
京都	B	1025	1,074	49	R7.1.19	39	1,058	50
大阪	A	1068	1,127	59	R6.12.1	74	1,114	50
兵庫	B	1002	1,053	51	R6.12.1	41	1,052	51
奈良	B	891	必要性なし	埋没	R3.12.29	-	986	50
鳥取	C	906	963	57	R6.12.19	47	957	57
島根	B	929	987	58	R6.12.27	47	962	58
岡山	B	974	1,025	51	R6.12.25	42	982	50
広島	B	995	1,045	50	R6.12.31	42	1,020	50
山口	B	986	1,032	46	R6.12.15	38	979	51
徳島	B	983	1,038	55	R6.12.21	41	980	84
香川	B	982	1,030	48	R6.12.15	40	970	52
愛媛	B	987	1,038	51	R6.12.25	40	956	59
高知	C	793	必要性なし	埋没	R1.12.29	-	952	55
福岡	B	1019	1,071	52	R6.12.10	42	992	51
佐賀	C	943	996	53	R6.12.19	43	956	56
長崎	C	864	必要性なし	埋没	R3.12.29	-	953	55
熊本	C	940	996	56	R6.12.15	44	952	54
大分	C	941	996	55	R6.12.25	45	954	55
宮崎	C	831	必要性なし	埋没	R3.12.24	-	952	55
鹿児島	C	842	必要性なし	埋没	R3.12.17	-	953	56

令和7年8月26日

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会

山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金専門部会

部会長 神保 和之

山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する
報告書

当専門部会は、令和7年7月14日山口地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

(公益代表委員)

部会長	神保和之
部会長代理	小林友則
	難波利光

(労働者代表委員)

大原敬典
倉重里加
下川桂

(使用者代表委員)

勝本忍
藏藤共存
下村智

令和 7 年 9 月 2 日

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会

山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 神 保 和 之

山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 14 日山口地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

(公益代表委員)

部 会 長	神 保 和 之
部会長代理	難 波 利 光
	今 崎 光 智

(労働者代表委員)

篠 澤 勇 介
松 岡 伸 一
横 山 崇

(使用者代表委員)

坂 本 竜 生
濱 野 英 昭
三 隅 和 則